

平成 3 1 年 3 月 7 日（木）

（第 1 日 目）

平成31年第2回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

平成31年第2回苓北町議会定例会は、平成31年3月7日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書 記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	荒木 広之
教 育 課 長	西川 文孝	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	福田 誠一
健康増進室長	本田 保	会 計 課 長	坂元 俊司

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。携帯電話をお持ちの方をお願い申し上げます。携帯電話は、電源をお切りいただくか、音が出ない設定をお願いします。

なお、本日は、管内小学校6年生児童が学校ごとに議会傍聴にやってくる手はずとなっておりますので、あらかじめご了解をお願いします。

改めましておはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から平成31年第2回苓北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、廣田幸英君、4番、高戸幸雄君を指名します。

—————○—————

日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの9日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、私から諸般の報告を申し上げます。

2月7日、天草広域連合会議室で天草広域連合議会運営委員会が開催され出席しました。定例会の日程、提案予定議案についての協議が行われました。

2月8日、天草市民センターで開催された世界遺産登録推進会議に出席しました。

2月14日、KKRホテル熊本で開催された熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会に出席しました。

2月15日、熊本テルサで開催されました第69回熊本県町村議会議長会定期総会に出席しました。会の冒頭に全国町村議長会表彰の伝達並びに熊本県町村議会議長会表彰

がありました。総会では、平成31年度予算（案）、活動方針並びに事業計画等が提案され、全て可決、承認されました。

2月18日、22日、天草広域連合会議室で天草広域連合第1回議会定例会が開催され出席しました。

2月23日、ここ議場で苓北町第1回子どもサミットを開催、開催に向けての準備の中で自分たちの地域、町への関心が時代を担う児童・生徒たちに高まったと感じました。

苓北町監査委員から平成30年11月分、12月分、平成31年1月分の例月出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は、議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。
以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

まず、1月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

1月4日には、志岐集会所において、成人式を開催し、74名が新たに大人の仲間入りをいたしました。なお、この内、当日の出席者は63名でありました。

次に、1月6日は、農村運動広場において、消防出初式を開催いたしました。消防団員、自主防災会、幼年消防クラブのほか、来賓、一般参観者を含め、513名のご参加をいただきました。

次に、1月27日には、志岐集会所においてニューイヤーコンサートが開催され、約170名の方々の観覧がございました。

次に、2月24日には、九州オルレフェア「天草・苓北コース」を開催いたし、町外の方が80名を含む、全員で87名の参加がございました。

次に、諸行事についてのお知らせでございます。

まず、各小中学校の卒業式、入学式についてでございます。

本年度の卒業式であります、苓北中学校は3月10日（日曜日）午前9時30分から、苓北中学校体育館で開催されます。

小学校は、3月22日（金曜日）、坂瀬川小学校、志岐小学校、富岡小学校、都呂々小学校とも午前10時から各小学校で開催されます。

また、新年度の入学式でございますが、4月9日（火曜日）に、各小学校が午前10時から、苓北中学校が午後2時からそれぞれ開催されます。

次に、天草戦没者追悼式が４月６日（土曜日）午前１０時から天草市民センターで開催されます。

次に、消防団辞令交付式を４月１４日（日曜日）午前９時から農村運動広場で開催いたします。

次に、苓北町戦没者追悼式を４月１６日（火曜日）午前１０時から苓北町体育センターで開催いたします。

恒例の天草西海岸春の窯元めぐりが４月２７日（土曜日）から５月６日（振替休日）までのゴールデンウィーク期間中、苓北町５窯元・天草市天草町３窯元が参加して実施されます。

各行事につきましては、大変ご多用の中とは存じますが、議員皆様方のご出席をよろしくお願いを申し上げます。

次に、ふるさと会総会の日程についてのお知らせでございます。

長崎苓北会が４月１３日（土曜日）午前１１時３０分から予定されております。また、関西ふるさと苓北会が６月１６日（日曜日）、関東ふるさと苓北会が１１月２４日（日曜日）に開催される予定となっております。

最後に、先日、学校給食共同調理場で公務中に発生した臨時職員の負傷事故について報告させていただきます。

２月２８日、午後、各小中学校の給食終了後、回収した食器類を調理場内の洗浄室で洗浄中、当該臨時職員が誤って左手親指を洗浄機のローラーに挟まれ、親指を断裂する負傷をしたものでございます。直ちにドクターヘリで八代市の熊本労災病院に運ばれ縫合手術を受けました。今後、当時の作業状況等を詳しく検証し、事故の再発防止と安全管理の徹底を図ってまいります。このような事故が町の施設におきまして重大なる事故につながりましたこと、心からお詫びをするとともに、当該職員の一日も早い回復をお祈りいたすところでございます。

なお、詳細につきましては、この後、教育長より報告をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 次、教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 失礼いたします。

先ほど町長のほうからもありましたけれども、苓北町学校給食調理場臨時職員の負傷事故についてご報告申し上げます。本日は大変貴重な時間を割いて申し訳ありません。

この度の学校給食共同調理場臨時職員の負傷事故について、皆様方並びに町民の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますこと、まずもってお詫び申し上げます。

負傷者は、共同調理場臨時職員 64 歳、勤務歴 14 年の女性でございます。当日は、米飯給食であったために勤務しておりました。事故の発生時刻は、2 月 28 日、午後 1 時 28 分、場所は、共同調理場食器・食缶の洗浄機の食器取り出し口でございます。各学校から回収された給食後の食器・食缶は、洗浄機の中をローラーで運ばれながらお湯で洗浄され、受け台、出口ホッパーという名前が付いておりますけれども、受け台に出てくるシステムになっております。また、洗浄機には、緊急停止ボタンが付いており、停止させることは容易にできる構造になっております。

事故の状況についてご説明いたします。

負傷者は、ローラーで運び出された直径 30 センチほどのボールを回収しようとした際に、ローラーと受け台の間の幅 1 センチ、長さ 56.5 センチの隙間にゴム手袋の先が巻き込まれ、それに引きずられて左手が巻き込まれたものです。当日は、通常的位置と反対側から作業を行っており、緊急停止ボタンには手が届かず、叫び声に気づいた同僚が緊急停止ボタンを押して洗浄機を停止させたということです。

救急車の到着後、応急処置を受け、午後 2 時 37 分、ドクターヘリで八代市の熊本労災病院に搬送され、午後 3 時 05 分に処置が開始されました。その後、午後 6 時 51 分、縫合手術が開始され、午後 9 時 55 分終了しております。

負傷の内容は、左手親指の第一関節と第二関節の間で断裂、負傷者の夫であります成二さんが担当医から伝えられたのは、縫合手術後、4 週間の入院、その後、転院し、仮に天草といたしますと、転院でのリハビリが必要、また、機能の回復については、今後の経過によるとのことでした。

事故の原因として考えられることは、通常の作業位置とは異なる位置からの作業であったこと。また、そのことにより、緊急停止ボタンに手が届かず、即時の停止ができなかったこと。更に、80 度の熱湯で洗浄、消毒をしますけど、80 度の熱湯で洗浄済みのボールが受け台に送られて、冷やされる前にゴム手袋をして引き取ろうとしたこと等が考えられます。

ただ、手術の翌日に課長補佐と私、翌々日に課長と共同調理場の吉本統括、その後、調理場の職員が見舞に行っておりますけれども、本人には笑顔で対応していただきました。ただ、原因について詳細な話を病室ではできませんでしたので、只今申し上げました原因については、状況からこちらが判断したものでございます。

現在、労災の対象として手続きを進めているところです。

なお、本人及び成二様からは、「大変ご迷惑をおかけしました。申し訳ありません。皆さんによりしくお伝えください」との伝言をいただいて退室してまいりました。今はただ、ご本人の一日も早い回復を願っている次第です。

共同調理場の運営に関しましては、日ごろから衛生管理、安全管理、事故防止の観点

から指導してまいったところではありますが、今回、このような事故を起こしましたことを重ねてお詫び申し上げますとともに、事故防止についてマニュアルを改めて徹底し、再発防止に努めてまいります。

本日は、議案山積にも関わりませず、報告の時間をいただきました。ありがとうございました。大変申し訳ありませんでした。

○議長（錦戸俊春君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

通告1番、野田謙二君。

○2番（野田謙二君） お世話になります。2番議員の野田謙二でございます。町長に質問させていただきます。

今回、私からの一般質問でございますが、先の臨時議会で町長からの施政方針演説にございました、我が町の主力産業である第一次産業の強化に関連する質問をさせていただきます。

町長からは、人口の増加に関しましては、先に掲げていた目標を断念するというお話もございました。しかし、このことは、人口の増加に関して一切を諦めることではないという理解をしています。もちろん、大手企業が苓北町に進出し、その雇用者が苓北町町民になるという事態になれば、こんな簡単なことはありません。それが難しいから町民人口1万人という目標を諦めたのだと思っています。

さて、そこで実際に今現在の苓北町に雇用を促す産業はあるかということ、それはございません。今ある産業がどんなに頑張ったとしても、一人、二人の雇用を増やすのがやっとでしょう。又、仮に計算上は費用を増やす見込みが出たとしても、実際に人件費以上の売り上げを見込むためには、現状のままでは難しいのが実際のところです。そして、それは農業においても同じことです。

では、農業の収益増加のために、業務構造を変換できるかということ、そこにそうするコストを有しない、または、投資するのには非常に勇気がいるというのが今の現状だと思っています。

そして、これらはわが町の農業以外のどの産業においても言えることだと思っています。我が町の主力産業である農業は、現実的には個人事業者が多いかと思います。施政方針演説にもありましたように、主力産業である農業の充実は何としても実現してほしい課題です。苓北町の農業は、多くが高齢であり、後継ぎは町外に出ていて、別の仕事に就いているというのがほとんどなのではないかと思っています。

また、その血縁者の多くが年金生活を老夫婦が暇つぶしでやっている農業なら、わざ

わざ戻らなくてもいいのと考えているのではないかと心配しています。

この表現は、実際に私の友人の一人から聞いた言葉です。多くの農家がこのような現状なら、今のままでは苓北町の農業も将来はだめになるのじゃないかと私自身は心配しています。

そこで、農業の構造改革プランとして、個人事業で行っている農業従事者に役場からの投資をするというのを考えてはいかがかと思っております。個人事業者の農業従事者は土地を提供し、役場からは出資をして、役場と個々人が共同で農業法人をつくるというこういうプランです。このプランは、役場が一出資者として農業法人に参画するものです。当然、役場が事業主になるのではありません。あくまで一出資者です。当然、出資者にすぎないから経営に参加するものではありません。ただ、出資者としての発言権を有するだけです。もちろん農業法人としては、少なくとも十数年は継続できるであろうものでなければなりません。当然、土地を出資する個人は複数でも構いません。同様に、その提供された土地を改良したり、新たな農業機器の購入資金や最初の1、2年分でもいいから農業法人に勤める従事者の賃金を役場が出資するというものです。私は、農業が専門ではございませんので、どのくらいの土地とどのような作物をつくれば事業として成立するかはわかりません。それらのプランは、高齢となり、事業としての継続が難しくなった農業の方々や、まだ年齢的には農家として継続できるが資金がないという人など、また、現在、既に農業法人として活動されている方々などにそのプランを出していただき、そのプランの審査を役場が行い、出資の是非を判断するという、こういう考えですけど、いかがかと思っています。もちろん、農業法人の従事者は、必ずしも土地の提供者である必要はありません。本来は、その土地を相続してもその土地を遊ばせるだけでしかなかった人がUターンしてきて社長になっても構いませんし、やる気はあるけど金も土地もないIターンの人でも構いません。それらの従事者が出てくるだけでも人口減少の歯止めの一つにはなると考える必要があるかと思っています。

また、当然、現行の苓北町の農業従事者だけの農業法人だったとしても構いません。結果として、事業が成立するならばそれはそれで町にはプラスになりますし、仮に、経営破たんしたとしてもその土地はその法人の所有となっておりますので、一出資者として町が別の法人にその破綻しそうになった法人の土地を新たに出資するという形にすれば、これが継続的に可能なわけです。当然のごとく、土地の出資者である現行の農業従事者は、個人所有だった土地が法人の所有となりますので、その土地には当然のごとく執着があるかと思っています。そのような人には、町が出資した分を農業法人の利益で買い戻せばいいわけです。結果として、町の出資分がなくなれば、法人の資産は全て土地出資者の資本となるわけです。確かに、町の出資がある以上、法人の利益は出資者へも相当に返す必要が出てきます。いつまでも町に利益の数パーセントを払い続けるとい

うのが得か、出資分を別に買い戻すか、そこら辺は経営者としての才能の問われるところであります。

今回は、たまたま農業を題材として出しておりますけれども、既存の他の業種の法人または個人でやっても構いませんけども、漁業でもよいですし、増収増益が見込めるのにお金が足りないという、そういう方々のプランがございましたら、町からの出資を受けても構わないと思っています。苓北町の町民にぜひ投資家、資本家としての才能を発揮する機会を与えることを考えていただきたいと思います。

今回は、私の個人的な考え方でしかありませんけれども、町長にも農業という主力産業の充実のために、ぜひ具体的な政策についてのお考えをお伺いしたいと思っています。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野田議員のご質問に答えさせていただきます。

農業を盛んにするには、苓北町も出資をして、そしてその中で産業が発展し、人口も増えるというようなご質問でございました。ご質問の中にありましたとおりですね、私は人口減少のこの時代であります、人口を増加させるということについては諦めてはおりません。ただし、現実的な状況を見てみますと、よほどの具体策がなければ、なかなかその増加につながらない。そして、世間の情勢がそういう状況になりつつあるということでございます。

町が農業経営に出資をして農家と共同で農業法人をつくってはどうかという、非常に新たな試みのご質問でありました。

農業経営におきましては、農産物の生産販売、農地の維持確保、経営規模等の営農改善といった目的ごとの組織形態がございます。

町内での農業経営は、農産物の生産販売からみた場合は、個々の農家による経営や法人経営の形態がございます。また、農地の維持保全を主な目的に中山間直接支払制度による16の営農組織と多面的機能支払制度による3つの営農組織がございます。更に、農地の集積や担い手確保も目的とした営農改善組合が1組織ございます。このように、農業経営は、生産販売活動のみならず他にも経営の必須条件がございます。

現在、国・県におかれましては、農地の維持保全や集積、後継者や担い手の確保のため、中山間直接支払や多面的機能支払による交付金、新規就農者の支援や農業機械の購入補助など、目的ごとに農業の根幹を支援し、効果が期待できるものに対し助成する施策を設けております。苓北町といたしましても、就農支援や農地の改良支援に加え、出資だけではなく農業振興補助といった農産物生産を直接支援する補助を設けているところでございます。

町が生産販売活動を主とする農業経営体に出資するには、地元農協や町内農家としっかり協議の上、将来の経営体をどうするか検討すべきだと考えます。

と申しますのは、やはり農協と生産者がしっかりつながっております。もし、投資をするのであれば、我々も農協としっかり打ち合わせをし、生産者のご意向をしっかり踏まえた上で農協を通じて出資できるのかどうか。農協ともしっかりと話し合いをしてまいらなければならないと考えております。

そして、今ご質問の中にありました、高齢者中心の農業、第一次産業でございます。そういった意味におきましては、今後の展望というのが非常に狭まっているのは事実であります。私も農業に対する考え方をということではありますが、農業というのを、やはり今までどおりの展開でいいのかどうか、私も疑問に思っているところであります。

これはオランダを例にとってみてみます。数年前にですね、苓北農協の青壮年部の代表の方がヨーロッパ視察に行くから補助金を出してくれというようなことで農協を通して来られました。その中で、オランダのハウス農業の視察をして報告をしていただけるのであれば、応分の補助金を出してもいいということで申し上げたところであります。どうしてそれを申し上げたかと申しますと、オランダは花の輸出で非常に有名でございます。ところが、当時ですね、もう既にオランダの農業、特に葉物野菜、ミニトマトを中心に、ハウス中心ですね。これ5兆円輸出をしていると。5兆円というと、今、日本の農林水産業の目標が輸出1兆円です。非常に莫大な金額を輸出しておられるということでもあります。今やまたそれが伸びているようでございます。オランダは、国土は九州とほぼ同じ、人口は1,687万人、44パーセントが農地、ほぼ平坦な国土であります。狭い国土を有効利用し、施設園芸、花、野菜、畜産、これは酪農が中心ですね。小さな経営面積でも高い収益を上げる農業を振興しておられます。農産物の輸出額は909億ドル、これ常に為替の額が変わっておりますので、日本円に換算はいたしません、今だったら110円前後ですね。温室栽培が中心ですね、ハウス栽培中心で、施設園芸では、IT技術を導入、コンピュータにより温室内の環境、生育状況をモニタリングをしながら工業圏の熱源や排出CO₂を室内に施肥し、温度を上げて生産性を向上している。特にトマト生産は10アール当たり60トン、日本の約5倍だそうでございます。それにあわせて、葉物野菜、レタス等がありますが、年間11、2回の収穫ができるということでありまして、私は、ふと考えたのがですね、苓北町には九州電力の苓北発電所がございます。そこは石炭専焼で九州電力の稼ぎ頭ではあります。ありますが、やはり石炭専焼でありますので、CO₂をたくさん排出するというのが、今世間からのやはり批判も出てきているところでもあります、そのCO₂を有効活用することによって、このハウス栽培が可能になるのではないかと、そういうことで、CO₂を減らすということもそこで出てくる。でもこれも相当大きな施設の中でやっていかないと

CO₂の目立った減少にはつながらないと思いますが、この立地としては、可能ではないかなというところでもあります。

そういうことを考えますと、これもですね、高齢化の中でボタンを一つ押せば全てがいろんなことで温度調整から水分の調整、そして施肥の状況が変化させられる、できるということでもありますので、極端に言えば、相当高齢の方でも可能であるし、農業に今まであまり詳しくなかった方でも、若い方でも帰ってきてやっていただけるのであれば、可能な栽培技術だと思います。私はそこまでしか今考えておりません。これが一体幾らぐらいでできるのかというのが、一番の課題であります。そういうことも含めて、やはり今後の、これは未来じゃなくて、近い将来の話だと思っておりますので、農協ともその辺はですね、常々いろんなことも話しておりますので、こういうことが具体的に幾らぐらいでできるのかですね、それぞれの方々、そういう状況になったときには、やはり、国・県・町も、これは出資になるのか、補助になるのか、まだ判然といたしません。我々もお願いをし、そして、九州電力とも協力しながらですね、この農業が展開できればなど。今のところは、これは私のまだ夢といいますか、将来そんなことでオランダみたいになればいいなど、輸出先は中国という大消費国があります。東京よりも近いわけですので、今現在、レタスはほとんど首都圏に運ばれております。それよりも近いところに持って行けるというのも大きな魅力ではないかなと考えているところでもあります。

何せ、まだこれ私の夢と願望の段階であります。苓北町の農業がオランダ並みになればいいなというような気持ちでございます。私の夢の一端もご披露いたしまして、野田議員の質問の答弁に代えさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 町長から明快な回答をいただきまして、ありがとうございます。

先ほどございました、私の質問の気づいておられるかどうかまずわかりませんが、苓北町役場が生産者、個人の生産者ですね。その人たちの声を直接聞けるというのが私は一番大きいと思っています。私が申し上げました、例えば、個人が町と一緒に農業法人をつくりましたといっても、それで単純に生産が増える保障なんてどこにもないんですよ。ただ、確実に生産者の声が町が聞ける。現実には、今の農業の形態というのは、苓北町のほとんどの農家が農協中心の販売を行っていると思うんですよ。でも今の時代は6次産業化と言って、生産者が直接消費者のところに商品を届けるという形態のほうが段々大きくなってきています。例えば、苓北町の農協からすると、その個人への販売というのは、一つ一つ個別にやんなきゃいけなくて、額も保障されていない。大変小さなマーケットではないかと思います。ところが、一生産者からすると、その一消費

者というのがすごく大きいんですよ。苓北町の農協にとっては、大きな市場を通しての大きな商売というのが大前提であるし、実際これは私が噂で聞いた段階でしかないんですけれども、苓北町農協は、冠婚葬祭や金融業のほうが確実に儲かるからいいといって、そっちに力を入れているという噂が出ております。生産者のほうは、とりあえず、大きな米だ、レタスだという大きい額だけ取り扱っていただければいいやというような発想で経営をしているというふうに噂が出ております。現実にはそんなことはないだろうと、私も信じていたんですけども、そのようなことであれば、一個人の生産者というのは、なかなか大きくはなれないんですよ。生産を個人が増やすということが農協の方針に従わなければできない。例えば、その野菜であったり、今の時代、多種多様な洋野菜も各家庭の消費では人気が出ております。苓北町のちっちゃいマーケットの中では、そのニーズというのはわかりにくいんですよ。ところが、全国展開をしているところになりますと、そういうちっちゃな増収、ちっちゃな収益の増減加減というのがすごく一生産者の生産にはものすごく響くわけです。そういった情報というのを町も把握して、生産者も把握してという、農協だけではない6次産業化を含めた近未来的な農業の形態、これへの変化というのも必要なのではないかと個人的には思っています。

で、そのようなところを踏まえると、先ほどの町長のお話というのは、すごく確かに理想的には大規模な経営で、私も話を聞いただけでは素晴らしい計画だなとは大変関心して聞いておりますけれども、その大規模経営の農業というのが、じゃあ誰がやるのかって、苓北町の町民なんですよ。その町民たちの意向を聞くというのは、今の農業に従事されている町民の方々、その方たちの声を聞き続けるということからしか始まらないんじゃないかと思っています。そういう意味でも、私個人的には、苓北町の役場が農業の一生産者の声を直接聞けるという機会をつくる。このことのほうが実は大事じゃないかと思っています。

その辺について、町長のお考えはどんなものなのか、改めてもう一度伺いたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今、農業は認定農業者を中心にですね、今80家族くらいの経営体が認定農業者として国から認定されておられます。その方たちとはですね、常々会合をもっていろいろ要望も聞いて、そしてまた、我々の意見も出しながらそういう機会を持っているところでもございますが、やはりその方たちは割と若い方、若いといっても大体60歳台、若い方で50歳台の方々であります。年々ですね、増えておりましたが、80経営体ぐらいになりましてから、もう頭打ちになったという感じですね。だからそういう方たちは非常に営農家として頑張っているという感じがします。それも農協も町も応援をしております。いろんな面でそういうことを考えるときにですね、意見はいろいろ出

ますが、まだ野田議員の質問にあったような話は出てまいりません。今のところ補助事業等にどうやって乗るのか。そういう、また我々もそういう情報を出して、農協もそういう情報を出しながらですね、やっておられると。それと農協を通しての販売もありますが、レタスについては、個人の経営努力の中で、企業と直接取引をなさっておられる方もいらっしゃると思います。そういう状況であるということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 野田議員の質問の途中ですけれども、野田議員、総括質問ですので3回までですので、よろしいでしょうか。

はい、野田謙二君。

○2番（野田謙二君） ありがとうございます。私の想像以上に役場のほうと農家というのは繋がっているんだというのが、今のお答えでわかりました。これからですね、実際に、具体的に苓北町の農家が頑張れるように町には様々な、わかりやすい施策をもっと効果的に出していただけることを期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） これで野田謙二君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 通告2番、6番議員の石田でございます。

本日は、町長に対して3点で質問をさせていただきます。

まず、はじめに、国保税一世帯1万円の引き下げと介護保険料の軽減をということでございますが、29年度に大幅に引き上げられた国保税のため、生活が大変だという声があります。私たち日本共産党が行った町民アンケートでも国保税や介護保険料の負担が生活を圧迫しているという回答が63.8パーセントを占めています。全国知事会でも高い国保料が問題となり、政府に1兆円の追加の公費支出を要請しています。また、全国市長会や全国町村長会からも国保負担の引き上げ要望も出されています。それだけ都道府県も市も町村も国保財政が大変になっているのだということだと思います。その原因の大元は、国の負担分、6割だったのを5割に引き下げたことが大きな要因だと思います。特に町村にいたっては、少子高齢化が著しく進行していることとも相まって厳しくなっているのが現状ではないでしょうか。そんな中でも苓北町は努力をされていることは承知するところです。国保税の滞納世帯への資格証を発行している自治体がたくさんあり、医者へかかれなくなったり、受診が遅れたりして命を落とした悲惨な事例も各地で起こっています。苓北町は資格証は1枚も発行しておられないことを評価をさせていただきます。命を守る制度であることを考えてもらってのことに感謝をいたします。年金は、マクロスライドにより毎年毎年削られて高齢者の生活は大変厳しくなっている中で、国保税や介護保険料の支払いが大変で、3食の食事を2食にせざるを得なく

なっているというアンケートもありました。国保の基金を使っただいて、1世帯1万円の引き下げをお願いしたい。それと、介護保険料もできるだけ軽減をしていただきたく、町長のお考えをお聞かせください。

2つ目でございます。

町の基幹産業である農林水産業を担う後継者支援、移住者への転居費用、家賃補助、また、若い世帯への家賃補助などで町の活性化を。

農業の後継者への支援は一定進んでいる面もあるようですが、漁業や林業の後継者支援はあるのでしょうか。あるとしたらどんな支援策があるのか、お尋ねをいたします。

町長のマニフェスト2019の中でも「苓北町の基幹産業である農林水産業は、ほかの地域に負けない大きな力を持っています。その力を更に引き出し、未来に引き継いでいくための支援が必要です。」とうたっております。後継者不足が深刻になっている現在、後継者不足を補うためにも移住者への支援を大きく打ち出すべきではないでしょうか。例えば、転居費用の補助や家賃補助など。また、若い世帯が苓北町に住み続けてもらえるような支援策としても家賃補助など、その他いろいろと考えるべきではと思うのですが、町長のお考えをお聞きいたします。

また、町の活性化のためにも以前から複数の議員からも要請がある地域おこし協力隊員の登用を考えるべきだと思いますが、その点はどうでしょうか。お尋ねをいたします。

3つ目でございます。

学校給食の無償化を。子育て支援の一つとしても少子化対策、教育費の負担軽減の面からもぜひ学校給食の無償化をしていただきたい。町長も今まで子育て支援については、いろいろな面で努力されてこられました。マニフェスト2019でもこれまでの歩みを緩めることなく、子育ては苓北でと言われるように、子育て支援の更なる充実に努めますとあります。町長のマニフェスト実現のためにも苓北町の人口を増やす施策としても学校給食の無償化を実現していただきたい。町長のお考えをお尋ねいたします。

あとは自席で再質問はさせていただきます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、第1番目に、国保世帯1万円の引き下げと介護保険料の軽減についてのご質問でございました。

まず、現状でございますが、平成31年1月末現在で国保家庭は1,211世帯、1,984人の方々が加入されていらっしゃいます。また、国保の基金につきましては、平成31年1月末現在で7,800万円あまりの積立額がございます。しかしながら、平成28年度に熊本県より借用いたしております「広域化等支援基金貸付金」の償還残額

も1,600万円程度でございます。

次に、苓北町の国保事業に係る給付と負担の状況について説明をいたします。

平成28年度のデータであります。1人当たりの医療費につきましては、県内45市町村で高いほうから9番目でありました。また、1人当たりの保険税は、安いほうから7番目になっておりました。当時は、苓北町は医療費は高く、保険税は安くなっている状況でありました。医療費の抑制に努めてまいりましたが、しかしながら、急激な増加が平成28年末に出てまいりまして、それまでの基金の活用だけの対応ではできなくなり、只今ご指摘がありましたように、やむなく平成29年度に税率改正をさせていただいた経緯がございます。

また、保険税の徴収率につきましては、国保加入者の方々のご理解とご協力によりまして、現年分でございますが、平成28年度は県内で上から2番目、徴収率がよかったということで、29年度は99.0パーセントの方々が国保税を納められていらっしゃいます。

更に、保険税につきましては、低所得者層に対しまして、軽減措置がございます。苓北町におきましては、この軽減措置を受けている世帯は、平成28年度で県内で上から9番目でありました。29年度は、約71パーセントの世帯がその対象になっておられます。以上のことから、保険税の増額が抑制されている要因としまして、高い徴収率と税の軽減措置、そして、財政調整基金をこれまで十数年活用してきたことにあります。

議員ご質問の基金の中から一世帯一万円の引き下げはできないかということでございますが、国保制度は、自己責任の原則によって経費負担に応ずる相互共済的な制度でございます。能力に応じて保険税を負担し、事業運営に要する費用の一部については、必要に応じ国が財政的負担を行っており、適正な、そして公平な保険税負担により健全な事業運営がなされております。

その中で、財政調整基金につきましては、健全な国保運営を行う上では必要不可欠なものでございます。財政調整基金条例では、保険給付費に不足が生じた時や災害又は経済情勢の著しい変動により財源が著しく不足する場合に限り処分することができるようになっております。

健全な国保運営を行っていくためには、急激な状況変化への対応が必要になった場合にも備えるため、年間総医療費の約15パーセント程度の額を目標にできるだけ基金を積み立てていくことが重要ではないかと考えておりますが、只今の基金額は、その半分程度でございます。

又、先ほど申し上げましたように、熊本県への償還金がまだ残っておりますので、基金を取り崩すのであればそちらのほう为先ではないかと考えております。

ただ、医療費総額の抑制に向けて、健康診査や各種がん検診の受診率向上や保健指導

の強化などに、只今も努めておりますし、今後ともこのことについては町民皆様方のご協力もいただきながら努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、介護保険料の軽減についてでございます。

65歳以上の方の介護保険料については、3年ごとに策定する第7期介護保険事業計画（平成30年度から3年間）に基づき、3年を通じて財政の均衡が保たれるよう、その3年に1回の改定を行っているところでございます。只今が初年度でございまして、あと31年、32年がまだ残っている状況でございます。

熊本県内市町村の第7期保険料を見えますと、県平均で6,374円、苓北町では、県内で3番目に安い5,500円となっております。町全体の介護費用は、介護報酬の見直し等により年々増加傾向にあり、介護保険料も上昇している状況でございます。

介護費用を抑えるため「地域包括ケアシステム」を構築し、又、健康についても町としても更なる取り組みを強化し、介護にかからないような施策が必要になってまいっております。新元号3年度からの次期計画の介護保険料が上昇しないように、今後とも努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、苓北町の基幹産業である農林水産業を担う後継者支援、移住者への転居費用、若い世帯への家賃補助などで町の活性を図ってみたいかどうかというようなご質問でございます。農業におきましては、町の支援事業である「農業次世代人材投資事業」で、農業者を志す50歳未満の方々に対し、研修期間中や独立して経営を始める就農者に対し、年間最大150万円の支援交付金がございます。また、「農の雇用事業」では、農業法人に就職した場合の研修経費として、農業法人に対し年間最大120万円の助成がございます。

同様に、水産業、林業はどうかということでありましたが、水産業におきましても、国の支援事業である「次世代人材投資事業」がございます。研修期間に年間150万円の支援がございます。又、これも同様に、「新規漁業就業者確保事業」におきまして、指導者への研修経費の支援がございます。

更に、同時に、林業におきましても、「緑の青年就業準備給付金事業」で、就業希望者に年間150万円の支援がございます。「緑の雇用事業」で雇用する林業事業体への研修経費の支援がございます。

なお、農業と水産業におきましても、国の補助基準に該当しない就業者に対しましては、町単独での支援制度も設けているところでもございます。

ご質問の趣旨からいけば、農業と漁業、林業に就業するためには、軌道に乗るまでは相当生活費等々が必要であると、その軌道に乗るまでの間支援をやってくれということでもあります。この辺の国の考え方も非常に近い考え方でありまして、大体これ概ね5年

間支援をしていただけます。

そういった意味でですね、この150万円という金額、私どもの地域にとって必要最低限の額ではないかと考えるわけでございますので、これ大いに我々も全国競争でございますので、全国的な制度でありますので、たくさんの新しい方々がここで勉強していただくように頑張っていたきたいなと思っております。只今、この支援制度を受けておられるのが7名いらっしゃいます。これは農業が主でございます。そういうことでございますので、大いにこの制度を活用して、若い方々がですね、一番いいのは苓北町の農業後継者が先ほど野田議員の質問にあられたように、こちらに帰って来ていただいて、新たな農業をですね、展開していただくと、そういう方もですね、今もいらっしゃいます。別の産業で働いていらっしゃった方が苓北町に帰ってきていらっしゃって、その支援制度を受けていらっしゃいます。そういう方が1人でも増えていただき、あるいは、それでも足りないからもっと違う地域からもここにやっていただいて、賑わいが出てくるということになれば、さらに素晴らしいことではないかと考えておりますので、我々もしかるべき発信をいたしましてですね、こういうことが周知されて、苓北町住みよいところだから行ってみたいということになっていただければありがたいと考えているところでございます。

次に、町の活性化のために地域おこし協力隊員を考えるべきだというご指摘でございました。

地域おこし協力隊の活用につきましては、平成29年3月議会の際、野崎議員からご質問をいただき、苓北町といたしましては、地域おこし協力隊を活用したいと考えますが、懸念事項として熱意のある人に来てもらえるのか、応募者の人物像がどうなのかを見極めるのが難しいのではないかと考えております。まずは県内の状況等を踏まえ、検討を行ってまいりたいとお答えをしたところでございます。

地域おこし協力隊員は、熊本県内に、平成30年11月現在で県を含む37自治体で137人の隊員が移住・定住に関する業務、情報発信業務、特産品開発業務、観光・地域振興に関する業務等の活動をされています。

苓北町では、現在、地方創生推進交付金事業の中で、観光と物産を一本化した窓口「観光物産まちづくり会社」を組織化するためにワーキング会議で検討を進めております。その中で、地域おこし協力隊を活用すべきとのご意見もあっております。今後、この事業の中でコンセプトを明確化し、実施要綱や活動内容・勤務条件・報酬や福利厚生など定めるとともに、住居等の受入体制を整えてから募集を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、学校給食の無償化についてのご指摘・ご意見でありました。

学校給食の無償化につきましては、県内では、山江村と水上村が小・中学校とも無償

化されていらっしゃると思います。

荅北町では、給食費は基本的には保護者の皆様方にご負担をお願いする方針に変わりはございませんが、只今のところ就学援助制度に基づき、本年度も児童生徒 39 人に給食費の全額補助を実施しているところでございます。これは今後とも継続して実施する予定でございしますが、残念ながら、今のところ学校給食費については、親御さんの負担もございしますが、どうしても賄えないというようなご家庭にだけは全額補助と、無償化ということで方針を考えているところでございます。このことにつきましては、その水準をですね、もっと上げるのかどうか、本当に困っておられる方が全額無償化になっている方以外にいらっしゃらないかどうか。そういうことも調査、検討もした上で今後は考えてまいりたいと思っているところでございます。

以上で、石田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） はい、石田みどり君。

○6 番（石田みどり君） 国保税の問題なんですけども、国保税の納入率が県内 2 番目であると。軽減世帯も 868 世帯で適用率も 9 番目だという答弁をいただきました。納入率がいいというのは町にとってはいいことでございますし、町も努力をされているというふうにも思います。でも、先ほども言いましたように、町民の方も 3 食を 2 食にしても払うべきものは無理しても払うということもあるだろうというふうに、実際そういうのがアンケートでも出ておりますので、そういうこともあつての納入率がいいのではないかなというふうにも思います。国は 3,400 億円を投入しましたが、これで低所得者の軽減ということでされているんじゃないかなというふうに思いますが、国は一般会計から国保会計への繰り入れを自粛するようなことも少し耳にしましたが、そういうことは来てないでしょうか。そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） はい、只今の繰入金の制限につきましては、県のほうに確認いたしましたところ、そこは各自治体、保険者のご判断にお任せするというような回答をいただいております。

○議長（錦戸俊春君） はい、石田みどり君。

○6 番（石田みどり君） 国保世帯の所得は、この 10 年間で 2 割減っているというふうに言われていますし、保険料負担は 2 割増えているということでございます。自治体国保の加入者の平均年齢は 52.9 歳、加入者の 4 割が 65 歳から 74 歳の高齢者で、加入世帯を職業別に見ると年金生活者などの無職が 44 パーセント、非正規労働者が 34 パーセント、自営業者が 14.5 パーセントという資料が出ておりました。年々高齢化が進んでいく中で高齢者の貧困も問題になってきています。基金が 7,800 万円あるということをお聞きいたしました。国保世帯が 1,211 世帯だと聞きました。それ

を差し引いても基金は1,211世帯に1万円を引き下げるとした場合、必要な金額は1,211万円でございまして、それを差し引いても基金はまだ6,600万円残ります。県からの借り入れの返済もあるということですが、一世帯1万円の引き下げはできるのではないのでしょうか。29年度の値上げは2割値上げをされましたが、私が行った試算では1割でよかったのではないかなというふうに思われますが、これは上げ過ぎだというふうに思いましたけども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 基金を取り崩して1万円の値下げ、確かに1,200万円で済みます。ただ、先ほどご説明をいたしましたように、大体の基金の目安はですね、総医療費の15パーセント、中には、以前はですね、厚生省は25パーセントと言っておりました。今、定めてはありませんが、目安として15パーセントを目標にと、ということは10億円ぐらい医療費がございますので、1億5,000万円一応基金が必要になってくる。基金がないと28年度の末に発覚をしました、お一人3,000万円以上お使いになられた方が数名いらっしゃったり、そういうことがあったときにですね、これ対応できなくなってくる。あるいはインフルエンザが大流行して、そういった面ですね、やはり基金は、今でもまだまだ足りない、その中でまずはもうちょっと余裕を持たしていかなければなりません、今のところ国保税もですね、実際は1回値下げをいたしました二十数年前に、そして、その後、平成18年度にですね、調整をして少し値上げになりました。けど、ほとんどそれ変わってない状況の値上げでございます。要するに、二十数年間は基金を活用して値上げを抑制してきたわけでありまして。今回は、緊急な多額の国保の方がいらっしゃいました。致し方ない理由でお使いになられたわけでございます。そういったことを考えますときに、今、この7,800万円の基金というのは、まだまだ心細い、本当は県にもまとめてお返してしなければなりません、これを返してしまうとますます心細くなります。そういった意味で、保険税を上げないという意味でも、基金はある程度持つておかねばならない、そういう考えてでございますので、どうぞ一つご理解のほどをお願い申し上げたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 皆さんもご存じのようにですね、国保は所得割、資産割、均等割、平等割で保険税が決まっていると思うんですが、均等割は、子どもが多いと頭数で計算するので保険税が高くなるということでございます。そのため、この均等割を廃止している自治体もございます。均等割は少子化対策にも逆行すると思うので、均等割の部分も廃止する方向で検討していただければ、国保税の引き下げにも繋がるのではないのでしょうか。また、資産割についても、天草市や上天草は廃止をしております。この点はどうか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） 只今の均等割の取り扱いについてのご質問でございましたが、現在のところですね、31年度におきましては、審議をしていただくわけでございますけど、その据え置き状態でですね、するように考えております。このいわゆる4方式とか2方式とかあるかと思っておりますけど、それについては、まだ今の段階では検討はしていない状況でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 国保世帯の保険料の負担率が10.5パーセント、協会けんぽが7.5パーセント、組合健保が5パーセントとなっており、国保の負担率は重くなっています。知事会なども協会けんぽ並みに国保の保険料を下げるべきだと要望しておりますし、日本共産党も国に対して1兆円の公費負担を要求して、協会けんぽ並みの保険料に引き下げよう国会でも頑張っていますので、できましたら均等割の部分だけでも考えていただければありがたいかなというふうに思います。国保税のできるだけ負担にならないようにということをお願いをして、この質問を終わります。

2つ目の質問なんですけども、地域おこし協力隊員についてですが、天草市や上天草市でも活用していて成果が上がっていると聞いています。ほかの自治体の様子も調べていただいていると思いますけども、イベント関係や情報発信、町民の目と違う目で苓北町を盛り上げてくれるだろうというふうに思っています。地域活性化人口減少対策に関して、2019年度から国の地域おこし協力隊制度が拡充をされます。ご存じかと思いますが、それは地域おこし協力隊として活動する前に、住民との交流を含む2泊3日以上体験プログラムを実施するおためし地域おこし隊の創設をします。1自治体100万円を上限とする国の特別交付措置を拡充するということがあります。ぜひそのことも考えていただいて、地域おこし協力隊をぜひ登用をしていただきたいと思いますと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 確かに地域おこし協力隊につきましては、先ほど町長のほうで答弁をされましたけれども、町としましてはですね、まず、やはり熱意のある人に来ていただきたい。それと、あとは都市地域から来られますので、町としては全然その人物像がわからないという中での採用となりますので、そこら辺の採用、見極めがまず大事だと思っております。

それにしましても、一番大事なのはですね、研修会等に行って説明も受けますけれども、やはり町としてどういう業務をしていただくのかですね。そこをはっきりとしなければ、やはり問題がある地域があるということも説明を受けておりますので、今進めております、その組織化に向けてですね、まずはそういったコンセプトを明確化し

まして、受け入れ体制等を整えた中でですね、募集を行って、そこで当然、1人なのか、2人必要なのかという、そこら辺の検討もありますので、そういった部分検討しながらですね、導入に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 先ほど申しましたように、おためし地域おこし隊というのはご存じでしょうか。新しく創設されました、19年度から。ご存じないですか。じゃあぜひこれをちゃんと調べていただいて、住民との交流を含む2泊3日以上の実験プログラムを実施するというので1自治体100万円を上限として特別交付税措置が拡充をしておりますので、この点もぜひ調べていただいて、ぜひ登用をしていただきたいというふうに思いますが、その点は調べていただいてよろしいでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） はい、ご質問があり、ご指摘といたしますか、いただきましたので、その件についてはですね、今後調べまして、今進めております事業とあわせてですね、検討していきたいと思えます。

○議長（錦戸俊春君） はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） それはお願いをしておきたいというふうに思います。

また、町長は、漁業対策、町の活性化対策として、まぐろの養殖をずっと掲げておられますが、なかなか進んでいないのが現状ではないかと思えます。さばの養殖でブランド化しているところもあると聞きました。漁業を盛り上げ、町を活性化するためにもさばの養殖も考えてみる必要があると思うんですが、その点ではどうでしょうか。以前、天領さばという名前が苓北にはあったんじゃないかなろうかと思えますけども、そこら辺はどこへ消えたのかなというふうに思えますので、さばの養殖を考えていただいて、また、天領さばの復活をお願いできればというふうに、漁業のほうも盛り上がるんじゃないかなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） まず、天領あじ・さばはですね、獲れてくれると非常に人気があったわけであります。特に京都方面の市場からは引っ張りだこであったわけですが、最近ではさば自体がそういう立派なさばが消えてしまいました。結局は、そのブランドがですね、あるだけでなかなか残念なことではございますが、今のところ天領あじ・さばはですね、幻のさばになっているところであります。

そういう中でですね、まぐろの養殖はご承知のとおり、何度も答弁しておりますが、最初は小さい魚から釣り上げてきて、そこで養殖をすると。先方の企業から申し出があって、漁協もそれを受けられたわけでございます。ところが、ご承知のとおり、国際的

なクロマグロの漁獲制限がありまして、その養殖につきましては、完全養殖でなければ、新たないけすの許可は出さないという法律ができて、いわゆる、つまり卵にかえる率は90パーセントを超えているんですが、稚魚、専門的には仔魚というらしいんですが、その仔魚をですね、3、40センチの魚までに育てるまでのあれが1割にみたってないと、一部大資本の水産会社は先んじて行っておられます。たまに50キロぐらいの養殖、完全養殖まぐろが獲れたと、新聞に載ることもあります。載るということは、希少なことから載るわけですし、まだまだ要するに商売のペースには乗っていないと。我々がターゲットにしている会社もですね、五島で長崎の水産試験センターと共同で完全なことを目指しておりますし、串本でも近畿大学と一緒にやっておられます。まずは、餌の開発をですね、一昨年から国が補助金を出すということで、僅か5,000万円でしたが、餌が重要らしいですね。餌がその小さい稚魚を育てるための餌がなかなか開発できなかったのが、だいぶ前向きになってきたということでございます。これは気を長く持っていてですね、その会社とはお付き合いをしていきたいと考えているところでもありますし、魚は、今、さばの養殖の話がありました。魚はなかなかですね、資本もいるし、難しい点があります。今、我々が取り組んでいるのは、海藻類、それと貝類、これはもう一昨年からです、実証を行いまして、その実証が完全なものになったら漁民の方にもお薦めしていきたい。まずは町がリスクをとりまして、一番やりやすい海藻と貝類をターゲットとしまして進めているところでございます。

一日でも早く、一人でも多くの方々が少しでも安定した収入に繋がられるようにですね、我々も頑張っていきたいと考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） そういう海藻とか、貝とかいうことで漁業を盛り上げようというお気持ちでございますので、そこら辺はぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。移住者への支援策もやっぱり充実していただいて、苓北町に居住している若い世帯への家賃補助なども実現をしていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私も新規で苓北町にたくさんの方が入ってきていただくのも非常にありがたいことだと思っておりますが、担当者が無差別に紹介をしておりました。やはりここに移ってこられて、何を仕事をしていくのか。定年して年金を持っておられる方は別です。だからどんな仕事をしたいのかもしっかり事情を聞いた上で、そこで苓北町に馴染めるのかどうかも確認した上で来ていただかないと、若い方々は生活に困られます。全てを我々が養うことはできません。だからそういった意味でですね、もう少し誰でもいいから来てくださいということではなくて、苓北町でどんな仕事をしたいの

か。例えばですね、今、KDDの跡地にパンをつくりたいと、パンを修行したんでパンをつくりたいと、じゃあそこでやりたいからということで、今手を挙げておられます。今準備をしているところでもございます。そういった意味では、農業、漁業にはですね、国からの補助も年間150万円というのがあります。そういう意味でですね、そっちのほうを目指して来ていただければ、我々としても非常にこう頼りがいが出てくる。来たのはいいけども、今度は仕事がなく、じゃあ生活も全部見てくれという話になると、なかなか難しい問題があると思っておりますので、我々もその辺は、その方たちのためにもですね、事前な事情聴取と協力体制を組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） そのためにも、もしそういう移住者がいらっしゃったら転居費用、又は家賃補助なども考えていただきたいというふうに思いますが、そこら辺はお考えになる気持ちはございますでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 今、転居、転入というか、空き家バンクを利用して来られた方には、改修とか、家を買われた場合に補助をするとか、そういう制度がございますので、そういったことを活用していただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） それはそれとしていいことだというふうに思いますので、やっぱり家賃補助とかですね、空き家バンクの場合はそういう改修費用とかいうことはあると思いますけども、家賃を出して住みたいという人に対しては家賃補助、何年間は補助しますよとか、今、若い人が移住者じゃなくても若い人が苓北に住み続けている、苓北で働いて住み続けているという方がいらっしゃると思いますけども、そういう人への家賃補助なども考えていただければなというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 私としてはですね、ある程度自分の生活は自分で責任を持ってという考え方もあるというふうに思っております。いろいろ事情があるかと思っておりますので、その辺はですね、そういった状況をお尋ねしながら検討をしていきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 基本は、自分の生活は自分でということでございましょうけども、やっぱり居住者を増やす、それこそちゃんと苓北町に定住をしていただく、移住者を増やすという点では、そこら辺も考えていく必要があるのではないかなというふう

に提案をしておきたいと思います。

続いてですが、3つ目の給食費の問題でございますけども、給食費は、当然食べるのだから個人負担でというふうに思いますけども、先ほども町長おっしゃいました、山江村とどこでしたかね、そのほかにもね、市が完全無償にするというところも出てきております。無償化にしないでも一定の補助をするという自治体も今増えてきております。給食は食育という点からも教育の一環であるということを考えれば、そこら辺の補助とか、無償とかいうふうにするべきじゃないかなというふうに思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 確かにそれは理想的なことだと思っております。ただし、やはり食は、今医療費もですね、食事代が別に取りわけですね。だからそういう意味でですね、やはり自分でなるだけ努力していただきたい。ただ、今の無償化されている39名のちょっとした差で受けられない人たちもいらっしゃるかと思います。そういう方で本当にお困りの方については、どの程度いらっしゃるのか、まず調査もしてみたいと考えております。全部が全部を、私は年収が500万円も600万円もある家庭でこの子もタダにしてくれ、無償化してくれというのは、私は考えておりません。ただ、困って、どうしても明日の生活に困るところがその39人以外にいらっしゃるかどうか、調査をさせていただきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 石川みどり君。

○6番（石田みどり君） まだ上天草市も天草市も無償化にはなっておりません。やっぱり町長は子どもの教育、いろいろ面で子育てに対してはすごく頑張ってきていらっしゃる。本当に合併をしないで頑張っているという苓北町だからこそののではないかなというふうに思っております。就学援助制度を利用するということもありますけども、就学援助制度のほうも19年度からちょっと額が上がっております。国が出す額がですね。だから、そこら辺も含めて、町長も言われましたように、そういう困っている人たちを調査していただいて、できるだけその無償と言わなくても補助ができればいいかなというふうに思います。それによって、定住とか、少子化対策、また定住・転入の促進、地域創生にも繋がるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひそこら辺を検討していただいて、補助なり、無償化といかなくても補助をするなり、そこら辺をきっちり調べていただいて、ギリギリの線のひとに手助けをしていただきたいと思いますというふうに思います。

私の質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで石田みどり君の一般質問を終わります。

次に、通告3番、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 通告3番、8番議員、野崎幸洋です。

通告しておりました2点について、お尋ねをいたします。

まず、はじめに、平成30年12月定例会議会総務常任委員会視察調査において、町執行部に出された意見・要望の対処についてお尋ねをいたします。

平成30年11月に議会総務常任委員会において町内町有施設等の視察調査を行いました。調査場所は、坂瀬川公民館、旧坂瀬川公民館の現在の株式会社シンメイ、そして、志岐集会所、旧郷土資料館、富岡港先客待合所、都呂々公民館、旧都呂々中学校の計7カ所を調査し、その結果として視察した建物、備品等の中に早急に対処しなければならない事案があるとの意見が出され、12月定例会に委員長より議長報告と併せ、町執行部に意見要望を提出いたしました。

その内容は、（1）旧都呂々中学校の校舎について。①机、椅子、ピアノ等、当時の備品がそのままになっている。どのような対処をするのか検討されたい。②都呂々中学校の沿革を表す思い出の品をどうするのか検討されたい。③敷地内環境整備に努められたい。④旧校舎全体の利活用を再検討されたい。

（2）都呂々公民館について。①玄関先の雨漏りについて、早急に対処されたい。②30年度当初予算に計上されている大会議室の空調修繕については、速やかに対処されたい。③弓道場が設置されているが、その存続可否を含め、検討されたい。

（3）旧郷土資料館について。①今もなお所蔵されている歴史民俗資料については、放置された状態にある。その歴史的価値観・所有権の再調査を含め、その展示場所、展示方法を検討されたい。②今後の施設の利活用を検討されたい。

（4）志岐集会所について。①外壁部分の構造の現状を確認し、その抜本的措置を早急にすべき。

（5）坂瀬川公民館、旧坂瀬川中学校のことです。①旧2階教室の利活用については、諸課題をクリアし、適切な運営を図られたい。

（6）富岡先客待合所について。①富岡港先客待合所を中心として富岡港一体が国土交通省の港オアシスに認定、新規登録された。また、天草市崎津集落が世界文化遺産に登録されたことも併せ、高速船利用者の増、イルカウォッチング観光客の増を図られたい。

総括として、①町有財産の長寿命化計画は基より、遊休財産についても今後の利活用計画を全庁的に立案されたい。②株式会社シンメイは、繊維企業として苓北町に進出した理由に、下水道整備（工業染色排水処理）をあげられた。苓北町は、地域情報通信基盤整備推進交付金事業により、光ファイバーを引いており、これにより高速大容量でインターネットが利用できるということもあわせ、企業への情報発信に今後とも努められたい。などの意見・要望等が総務常任委員会より出されました。

12月の定例会から3ヶ月ほど経過しましたが、要望されたものの中には、既に対処済みのものもあるとは思いますが、まだ対処されていない件について、各担当課においてどのような検討をされたのか。また、31年度当初予算に反映されているのかお尋ねをいたします。

次に、2点目のごみ分別の方法の緩和についてお尋ねをいたします。

現在、苓北町では、生ごみ、可燃ごみは週2回、不燃ごみ、危険物と資源ごみは月1回と決められて回収されています。この決められた回収日には、各区の区長さんや一般廃棄物対策推進委員さんに大変な労力とご苦勞をおかけしていることに対し、心から経緯と感謝申し上げます。こういった方々のご苦勞と町民皆様のご協力のお陰で、苓北町から出るごみは、他町と比較して非常に分別が行き届いているとの高評価をいただいていると聞いております。このように、家庭から出るごみをきちんと分別して出すことがリサイクルと環境保全のためにとっても大事であることは皆様をはじめ、私も理解しております。しかし、中には、可燃ごみと不燃ごみの分別については、非常に決まり事が厳しく、面倒であるとの話も聞きます。そのためかどうかわかりませんが、家庭ごみを海岸や自宅敷地内で焼却処分されている光景を見かけることがあります。昨年末には、自宅付近で家庭ごみを焼却中に枯草に延焼し、火災になった事例もあったと聞いております。中には、海岸でごみを焼却し、生ごみはそのまま海へ投棄されるなど、自然環境への悪影響も懸念されます。また、ときには、コンビニエンスストアの店のごみ箱に明らかに家庭ごみと思われるごみを持ち込まれて困っているとの話を聞いたことがあります。もちろん、このようなことは各個人のモラルの問題であることは間違いないと思いますが、もう少しごみの分別を緩和することによって、こういった問題が少なくなるのではないかと考えます。また、資源ごみの回収についてですが、皆さんご存じのように、きちんと分別された資源ごみは、清掃センターに搬入された後、入札によって単価が決められ、町の大事な資源物有償収入となって入ってきております。このように、多ければ多いほど町の収入になる資源ごみですが、現在は、月1回の回収となっております。その資源ごみは、プラスチック類、紙・段ボール類、布・古着類、缶・ビン類、その他の資源物と分けられて回収されていますが、そのほとんどが場所を取るものが多く、特に夏場などは消費量が多い飲料水やアルコール類のペットボトル、缶類など多く出る月があります。家庭の敷地に倉庫や保管スペースがあるところはいいと思いますが、アパートや団地住まいの方、また、個人宅でも月1回の回収日まで保管するのが大変な家庭もあります。段ボール類、紙類、衣類などは雨などに濡らしてしまえば乾燥させてから出さなければならず、回収日にどうしても出せない月はとても大変だと聞きます。そうすると、中には段ボール、紙類などは細かくして燃えるごみに出されてしまい、資源ごみとならないケースもあるのではないかと考えます。

このような問題を解決するためにも、現在、月1回の資源ごみ回収をせめて月2回の回収にできないのかお尋ねをいたします。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、平成30年12月定例会、議会総務常任委員会視察調査において町執行部に出された意見・要望の対処についてのご質問でございました。

まず、都呂々中学校の件ですが、机、椅子、ピアノ等、当時の備品がそのままになっている。どうするか検討されたい。

備品につきましては、どういう利用法があるか、処分方法等も含めて検討したいと考えているということでございます。

次に、都呂々中学校の沿革を表す思い出の品をどうするか検討されたいということでございます。都呂々中学校の沿革を表す思い出の品につきましては、地域に残っている卒業生や関係者の意向を踏まえながら、保存・記録の方法や展示・保管のスペース等について目に触れることができる展示方法を検討したいと考えております。

敷地内環境整備に努められたいということでもあります。

敷地内の環境整備につきましては、小学校の作業時に併せて実施していきたいと考えております。

次に、旧校舎全体の利活用を再検討されたいということでございます。

旧校舎全体の利活用につきましては、平成26年度に中学校跡地利用検討委員会において検討いただきましたが、具体的な利用方法は決まりませんでした。今後、普通教室棟・特別教室棟の利用につきましては、風力発電事業者の事務所としての利活用が見込まれております。

また、都呂々区長会からのご要望もあり、地元の加工事業者の利用につきましても事業計画書を提出していただき次第、その対応をしてみたいと考えているところでございます。

次に、都呂々公民館についてでございます。

玄関先の雨漏りについて、早急に対処されたい。平成31年度予算に修繕費70万円を計上して対応したいと考えております。

次に、今年度当初予算に計上されている大会議室の空調修繕については、速やかに対処されたいということでございますが、この件につきましては、平成30年12月21日に工事が完了しております。

3番目に、弓道場が設置されておりますが、その存続可否も含め、検討されたい。このことは郡民体育祭を開催した折に弓道場が必要だということであの場所につくったわ

けでございますが、最近、競技人口が激減をしております。ほとんど皆無じゃないかなと考えておりますので、弓道場としての利用はありません。利用方法については、今後早急に検討してまいりたいと考えております。

次に、旧郷土資料館についてであります。

1 番目に、今なお所蔵されている歴史民俗資料につきましては、放置された状態にある。その歴史的価値観・所有権の再調査を含め、その展示場所、展示方法を検討されたい。

旧資料館で保管している歴史民俗資料等につきましては、平成 27 年度に現資料館への展示移設を検討のため、今後の使途や返還も含めた仕分けを実施したところでございます。その際、1 番目に、使途や展示の目処が立たなかったもの、2 番目に、返還の取り扱いにしたが、所有者不明・遺族への連絡ができなかったもの、3 番目に、遺族等の意向により、委員会での活用・保管を希望されたものなどとなっております。

保管につきましては、去る 2 月 20 日に整理を行いました、分別・体系づけを改めて行い、破損・汚損が進まないよう適切な保管を行いたいと考えております。

また、展示のテーマ等を検討し、入れ替えでの展示が行えないかも併せて検討してまいります。返還をすべきだということで、遺族からの意向により委員会で預かっているというのは、私は、これはもうその遺族の方にお返しするというのが建前じゃないかと思っておりますので、その努力もしてまいりたいと考えております。

次に、志岐集会所についてでございます。

1 番目に外壁部分の構造の現状を確認し、その抜本的処置を早急にすべきであるということでございます。

志岐集会所につきましては、施設の老朽化に伴い、外壁等が傷んでおりますので、平成 31 年度予算に外部劣化度調査業務委託料として 200 万円を計上しております。その結果を踏まえ、抜本的対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、坂瀬川公民館についてであります。

まず、1 番目に旧 2 階教室の利活用について、諸課題をクリアし、適正な運営を図りたいということでございます。

坂瀬川公民館につきましては、地域住民の要望等を踏まえながら、公民館として使用する範囲、規模の計画決定を行い、必要な部分である 1 階部分のみの改修を行い、現在、利用がなされております。

なお、2 階部分を使用するためには、新たに排煙窓の設置工事を行い、建築基準法の建築確認が必要となります。

今後は、地域住民の方々の意向も踏まえながら、2 階部分の利用もあるということであれば、その利活用について検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、平成30年12月定例会、議会総務常任委員会視察調査において、町執行部に出された意見・要望の対応についてでございます。

郷土資料館の利活用についてでございますが、ご承知のように、建物本館は、現在、東京大学の地震研究所に一部使っていただいております。

また、本館以外の守衛所跡と車庫跡につきましては、昨年、上天草市ご出身のご夫婦により、パン工場の事務所及び工房として使用したいとの申し出がありました。本年4月1日から借用していただくことになっております。

なお、本館につきましては、企業のサテライトオフィスの誘致施設として、熊本県に申請・登録を行っておりましたが、一部に雨漏り等も見受けられ、また、水道配管の一部改修も必要であることから、現時点では登録を解除しているところでございます。

本館建物は、昭和51年8月に建てられた鉄筋コンクリート平屋建ての堅固な建物ですが、このような状況であることから、改めて、新年度予算におきまして耐震一次診断を行ったうえで、その結果を踏まえて、今後どのように活用していくのか検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、平成30年12月定例会、議会総務常任委員会施設調査において、町執行部に出された意見・要望の対応についてでございます。

富岡港先客待合所が「みなとオアシス」に国から認定されまして、新規登録されたところでございます。世界文化遺産登録に併せ、高速船利用者の増加、イルカウォッチングの観光客の増加を図りたいというご指摘でありました。富岡港先客待合所を中心とした「みなとオアシス」認定、登録を契機といたしまして、高速船利用やイルカウォッチング観光客の増加に向けた取り組みについてでございますが、昨年10月27日の「みなとオアシス富岡」の登録を機に、関係機関、団体の皆様方のご理解のもと、運営協議会を立ち上げ、「みなとオアシス」の認知度を高めるための取り組み、イベント等の企画・検討を実施しております。

具体的には、毎週土曜日の土曜港市、毎月第一土曜日のきずなマルシェのほか、イルカウォッチングや先に行われた九州オルレ等のイベントに併せた催しの実施などを行ったところでございます。

また、今後も春のゴールデンウィークに合わせて、富岡周遊クルージング、富岡町歩き、海鮮バーベキューなどのイベントとマルシェ、農水産物・地元製品の販売などの催しを併せた富岡港フェアなどの取り組みも計画中でございます。

この他、みなとオアシスの担当官庁であります国土交通省九州地方整備局におかれましても、今後は、九州内の「みなとオアシス」の連携による観光物産イベントなどの取り組みも計画されているとお聞きしていますので、他の「みなとオアシス」とも連携をし、相互協力・情報発信を図りながら、観光客の増加と交流人口の拡大、そして町民の

皆様方の楽しみへと繋いでいきたいと考えているところでございます。

次に、ごみの分別緩和と資源ごみ回収についてのご指摘とご質問でございました。

ごみの分別につきましては、資源の活用と減量のため、分別収集をお願いしているところでございます。町内全地区には、各区長さんからご推薦をいただいた一般廃棄物処理対策推進委員を委託申し上げ、各家庭から排出される廃棄物の減量化に繋げるため、分別収集、リサイクルの啓発推進など適正な廃棄物処理を行うことを目的として活動をしていただいております。

野崎議員ご指摘の分別が厳しく、面倒であることにつきましては、ごみを少しでも多く資源物にするために、手間がかかっていることが考えられます。苓北町といたしましては、各区への出前講座や一般廃棄物処理対策推進委員と協力をいたしまして、分別についての理解を深めていただき、高齢者の方々にもわかりやすい広報等も行っておりま

す。

次に、不燃・資源物の回収増についてのお尋ねであります。予算の手当て、回収事業者においては、機材・人員の確保、処理場につきましては、受け入れ体制の確保など、様々な問題が考えられます。現時点では、回数の増加は困難な状況でございます。仕事量から言いますとですね。収集場所の補助金等も活用いただき、屋根付きの収集場所など、ご検討をお願いできればと考えております。担当課長からも話を伺いましたところ、やはり不燃物との分別ですね、非常に年取ってくると、特に難しくなってくるということでございます。そのところをどう緩和するか。しかし、やっぱり資源物は資源物でしっかり出していくということは絶対に必要でございますので、緩和の仕方をどこで仕分けるのか、これを検討している模様でございますので、今後に期待をしていきたいと考えているところでございます。

以上で、野崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 質問の途中ですが、ここで11時35分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時21分

再開 午前11時35分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） はい。只今ご答弁いただきましたけども、現地視察について幾つかの再質問をさせていただきます。

まず、旧都呂々中学校についてですけども、備品の処分の検討と都呂々中学校の沿革を表す思い出の品については、目に触れることができる展示方法等を検討するとの答弁

が今ありましたけども、町内中学校が統合し、旧校舎が使われなくなってからもう既に丸3年になります。これから検討するということは、現在まで検討されなかったということなんでしょうか。ハンドボールでの全国大会優勝など輝かしい功績を残した沿革は、卒業生や地区の方々にとってはとても大事な思い出の品であります。もっと早くに展示方法を検討しなければならなかったのではないのでしょうか。早急な対応を望みたいと思います。

次に、校舎の利活用についてですけども、風力発電事業者の利活用予定と地元加工業者の要望があがっておるということです、ぜひ有効に利用に向けての検討をお願いしたいと思います。

旧坂瀬川中学校の2階部分も同じように、早めの対策を行わないと劣化が進むし、あれだけのしっかりした建物と施設が、設備等が非常にもったいないと思います。

そこでお伺いをいたしますけども、こういった各地元地区の団体等についてはですね、条件を設けた中ではありますけども、無料で貸し出し等はできないものなのかお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 先ほどお尋ねがありました、都呂々中学校の栄光の軌跡といえますか、それにつきまして、現在の状況をご説明申し上げたいと思います。

完全にしておりませんので、先ほどのような答弁になってしまったと思いますが、苓北中学校メモリアルホールがございまして、都呂々中学校のハンドボール関係、全国大会レベルのものはそこにもう既に展示してございます。

それから、卒業生の写真に関しましては、都呂々公民館の一室を借りるような形で、ここに展示をしていきたいというふうに思っております。

その他、県大会レベルのものすごい本当に活躍のですね、残っておりますので、これでもできるだけ早急に場所を、一番町民の方々に目につきやすい場所ということを模索をしている段階で、途中の段階でございます。

全国大会レベルは、既に展示を済ませております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） もう既にメモリアルホールでの展示を行っておられるということですので、そういうふうに廃校になる、当初からそういった計画をですね、早めに持った中でのこういった大事な功績のあるものはですね、特に大事にさせていただいて、展示をしていただきたいと思います。

それと、以前、旧坂瀬川中学校の2階部分の利用についてお尋ねしたところ、答弁ではですね、不特定多数の利用または宿泊施設等の利用については、消防法によりスプリ

ンクラー設置など、多額な改修費用をかけなければ再利用は難しいとの答弁をいただいた経緯がありますけども、今回の答弁では、排煙窓の設置工事を行い、建築基準法の建築確認が必要であるということで聞いたわけですけども、費用等を含めて、その辺の詳しい内容、法律等を今回調べられたわけでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 旧坂瀬川中学校につきましては、2階の床面積が995.33平米、1階部分の床面積が1,014.48平米でございます。

建築基準法における排煙設備設置基準では、延床面積が500平米以上については、排煙設備を設置しなければならないことになっております。

結論としまして、公民館として2階部分を使用する場合は、排煙設備の設置が必要になります。平成29年度のですね、資料によりますと、2階のですね、排煙窓、全8室ありますけれども、その工事費がですね、排煙設備を設置する場合は、約1,000万円かかることになります。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今1,000万円ほどかけて排煙窓をつければ利用可能ということですけども、考えようによってはですね、今の2階部分をあのままバリケード貼って使えませんかよっていうふうに使えなくして、このまま廃墟的にしていくのがいいのか、1,000万円かけてでも地区の方の有効利用のためにあそこを、お金をかけてでも利用した方がいいのか。私はですね、この1,000万円という金は長い目で見ればですね、地区のためには改修して使わせるべきじゃないかと思っておりますけども、町長、その辺のお考えはどうなんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 私もその1,000万円できると思っておりませんでした。スプリンクラー等をつければ、それは数千万円単位になるという考え方でありましたので、そうか、それはしょうがないなというような感じでありましたが、今回は、利用者の方々の手がたくさん上がればその辺のところは具体的な検討もしてもいいと考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） はい。ぜひ検討していただいてですね、先ほども言いましたけども、地元のために利活用、ぜひ有効的な利活用を考えていただきたいと思います。

次にですね、都呂々公民館の空調設備の修繕の件についてですけども、平成30年の12月21日に工事が完了しているという、先ほど答弁をいただきました。30年度の当初予算が付いていたにも関わらずですね、一番暑い夏に、特に昨年の夏は猛暑日が続

いてですね、とても暑かったわけですが、なぜその暑い夏を乗り越えて12月まで工事が行われなかったのでしょうか。その辺のご答弁よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 都呂々公民館のですね、空調設備の修繕につきましては、修繕の時期がですね、大変遅くなりまして申し訳ございません。二度とですね、このようなことがないように、業務の遂行に努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いしますというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） はい。夏場に会合等が行われてですね、もし熱中症の患者さんが出た場合はですね、これはもう町の責任が問われることにもなりかねないと思います。小中学校のですね、クーラー設置もこれとても大事なことですけども、公民館の空調設備においてもですね、地域住民の健康にも関わることでありますので、今後は、予算が付いたならばもう早めの対応を強く要望しておきますので、その辺よろしくお願いします。

次に、郷土資料館についてですけども、旧郷土資料館ですね。11月に現地視察を行った際、これまで展示されていた歴史的価値のある民俗資料品がですね、あまりにもずさんで放置といってもいいような状態で置かれていたことに大変驚きと、これまで大事に保管、所蔵されてきた貴重な資料品を貸していただいた方、また、寄贈された方々に非常に申し訳ない気持ちでいっぱいになりました。2月20日にですね、改めて分別、体系付けを行って、破損・汚損が進まないよう適切な保管を行いたいという答弁がありましたけども、これももっと早くにですね、対応すべきだったと思います。お借りした資料品について、所有者不明、遺族への連絡ができない物についてもですね、あのような状態にせずに、これまで同様、展示品として大事に取り扱いすべきではなかったのでしょうか。

富岡の歴史資料館が開館したときにですね、郷土資料館にあったものがなぜ今回展示できなかったのか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） その前の段のことも説明をしておきます。

今残っているのについて、私は思っておりませんでした。もう十数年前にですね、一応整理をして、必要じゃないものは寄託者にお返しするという指示を出しまして、当然、そのことの報告も受けましたので、全て返してあると思っておりました。あそこにあるものについては、それほどの価値があるものはないということで、買い取りも要望されましたけど、買い取りもいたしませんでした。そういう状況でありましたが、今日、ご答弁して、私も驚きながら答弁をしているところでございますが、早急に

必要じゃないもの、遺族がいらっしゃる方については、すぐお返しするべきだと、私は思っております。

○議長（錦戸俊春君） はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） はい。まあ私たち総務常任委員会、素人ばかりの集団だったのかもしれませんが、私たちの目を見た時に、踏み絵的な、これは貴重じゃないかというような当時の結構古いものではありましたが、そういう説明書きもあるような品物も置いてありましたし、あれがそのたいしたものじゃないというその専門家が見られてそういう判断だったのか、私たちわかりませんが、非常に、私が例えば、貸したものの、あげたものにしても、あのような放置の仕方ではちょっと残念に思うなど、もう正直な気持ちを持ったもんですから、今回、こういうふうにお尋ねしたわけですが、今の歴史資料館のほうにそういったスペースがなければ別ですけども、まだまだ私はああいった貴重なものは置けるスペースはあると思っておりますので、隅櫓でもありますし、そういったところをですね、利用してでも貴重な品物は展示していただきたいという気持です。今後、お返しする方向でも検討するということですので、ぜひその辺の対処をよろしく願いしておきます。

次の志岐集会所についてお尋ねをいたします。

志岐集会所はですね、これまで全国吟詠大会をはじめ、成人式、各イベント会場として利用されており、ある意味苓北町のシンボリックな建物だと私は思っております。そのシンボリックな建物の外壁部分の現状を見ましたが、風雨によって腐食・劣化が進み、一部外壁の壁板と正面窓の外壁の床板がですね、めくれ上がって、そのはがれた部分が目立たないように黒いテープで処理をしてありました。そのテープもですね、風雨によってはがれて、とても見苦しく、また、腐食した部分に手や足などが入ると大怪我をする恐れがあると感じました。現地においてなぜこれほどひどい状態であるのに早急な対応をしないのかということで、担当者にお尋ねをしたところ、平成30年度の当初予算の査定までには、当時2,000万円と私聞きましたけども、あげていたのですがとの話をされました。担当者はですね、昨年に改修の必要性があるとの判断だったわけですが、結果的に31年度の予算に外部劣化度調査業務委託料を計上してあるわけです。その結果を踏まえて上で、抜本的な対策を検討すると、先ほどご答弁をいただきました。これまでですね、志岐集会所の雨漏りによる改修工事は幾度となく行われてきましたが、抜本的な対策には至らず、現在まできております。

そこでお尋ねをしますけども、これまで志岐集会所にかかった外壁等の改修工事と防水補修工事の総額は幾らなのかお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） お答えをいたします。

外壁等の改修工事が2,420万1,592円、防水補修工事が995万4,000円、合計で3,415万5,592円でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） はい。只今答弁で、そういった外壁等の改修工事と防水補修工事だけで約3,400万円以上かかっているわけですが、更に、今回、工事費ではなく外部の劣化度業務委託料ということで200万円、合わせると3,600万円の予算を今度投入することになるわけですが、しかし、抜本的な解決するにはまだ更に工事費を今度投入しなければならないということになりますけども、この際ですね、デザイン重視じゃなくて、雨漏りのない実用重視の建物にもう思い切った考えで建て替える方向での予算の見積もりを出してはどうかと思いますけども、その辺の町長のお考えはどうですかね。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほど2,000万円を担当からあげてきたと言いますが、何の根拠もない金額でありましたので、研究するように30年度当初予算には入れませんでした。で、やはり私もいろんな方のアドバイスも含めて、雨漏りということも大事ですし、外からの見栄えということも大事です。そういった面で、一体幾らになるかわかりもしないのに、つぎはぎだらけの今までやってきたわけですから、今度は抜本的な補修工事に幾らいるのか。それをやっぱり見定めた上で、本当にお金がかかるかもしれませんが、これは抜本的な対策に繋げていきたいという意味で、今度31年度にその状況を知るために予算をあげているところでございますので、ご指摘のとおり、この抜本的な対策をして、町民の皆様方が本当にあそこをご愛好いただいているわけでございますので、今までより以上にご愛好いただけるように、抜本的な工事につながるような調査にしていきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） はい。前回というか、前もですね、雨漏り、窓部分の雨漏りがわかったときに、そんなときもガルバリウム工法というそういった工法を使えば、もうほぼ雨漏りは止まりますよという説明のもとで改修工事も行われ、してきましたけども、今回も、今回と言いますか、この視察に至った経緯というのは、トイレの雨漏りがわかった時点で視察をしようということになったわけですが、そういうふうに雨漏りもまだ直っていないわけですね。だから、もう今、町長言われましたけども、抜本的な対策をしていただいて、これ以上こういった雨漏り等の改修工事費用をかけなくていいように、ぜひお願いをしておきたいと思います。

今度は、今、総体的なことでお伺いしますけども、今回、これまでもそうですが、総務常任委員会外、各常任委員会です、現地視察をして、議長報告とあわせ、

執行部に意見・要望等をこれまでも挙げてきたわけですが、議長または議会に対してですね、執行部からの答弁、回答は委員会等にはありませんでした。今後はですね、各委員会からの要望、意見については、例えば、次の定例会等で議長又は委員会宛の回答書か答弁をいただけないか、その辺の考えはないのか、町長のお考えをお伺いします。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（松野 茂君） 今、野崎議員のご質問に対しては、一応内部のほうで検討させて、返事をさせていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） はい、よろしくお願いします。

次に、家庭ごみ分別の緩和について、再質問をさせていただきます。

分別の方法についてはですね、町が各家庭に配付しておるごみの分別の手引きという冊子によって詳しく書いてありますので、基本、このとおりに分別すれば間違いないわけですが、現状では、ちょっと食品汚れがついたラップ、そして、またナイロン袋等はですね、きれいに水で洗い流して、そして水を切ってから資源ごみとして出さなければなりません。また、パックやトレイ等もきれいに汚れを落とし、色つきのものと白いものに分けて出されているわけですが、その他、どうしても汚れが落ちないものやプラスチック類など、これは燃えないごみとして出してよいことになっていると思いますが、このごみはですね、こういったごみは焼却場に持ち込まれた後はどのような処理になっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 苓北町では、皆さんご存じのとおり、天草市と決定的に違う堆肥センターというのがあります。これは苓北町の畜産の分と生ごみの処理を行っております。その関係で天草市では、生ごみの袋に資源物にされなかった分も一緒に入れて清掃センターで焼却処分ということでされております。苓北の場合は、それが生ごみの処理に回っておりますので、不燃物で、議員ご指摘のとおり、出させていただきます。清掃センターに持っていきましたら、鉄類やプラスチック類、陶器類等かと分別をされて、そのトレイとか、可燃物は焼却のほうに回させていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 広域連合のごみ焼却場の建て替え等も計画されているわけですが、焼却するごみの量をですね、極力抑えなければならないことはもうこれは理解できます。しかし、これからですね、皆さんもご存じのように、年々人口は減少傾向にあります。過去5年間の本渡地区の清掃センターのデータを調べてみましたが、平

均で年3万7,168トン減少しております。何でもかんでも焼却処分したほうがいいとは言いませんけども、今、答弁ありましたように、結果的に焼却処分されるのであれば、ある程度毎日出る、ラップ、ナイロン等の汚れた物をですね、洗って、乾燥までさせなくてもですね、可燃ごみとして出してもいいような方向に、今回、いろいろ会議等行われるかもしれませんが、その辺の方向にできないものか、課長にお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） ごみの分別につきましては、天草市より苓北町のほうが厳しくさせていただいているというふうに認識しております。これ、少しでも資源の再利用と減量に繋げるために行っております。また、資源物に変えることによって、さっき言われましたように、町のほうにも売上金の一部が返還されるということになります。ということは、向こうに持ち込んで、不燃物で処理をするという量が減っておりますので、負担金の低減にも繋がっております。そういうことで、今後ともできるだけ分別のほうはお願いしてまいりたいと思っておりますが、地区的に推進委員さんがばらばらじゃありませんけども、基準を本人さんに任せているところがございますので、3月と4月、それに秋には各地区を回って、推進委員さんの会議を行っております。その中で指導なり、意思の統一を図らせていただいて、対応させていただきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 各地区のですね、一般廃棄物対策推進委員さんごみ収集日には責任を持ってですね、あたっていただいているとは思いますが、中には、今言われましたように、非常に厳しいところとそうでないところがあるように聞いております。もうすぐ新体制での会議等も行われるということですので、その中でですね、分別等については、なるべく町内各地区が統一された中で回収されますようにご尽力方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そしてまた、資源ごみの月2回の回収の提案についてですけれども、業者さんの日程や都合、また、処理場の受入体制など様々な問題もあるとは思いますが、例えば、これまで1地区に月1回収されているのをですね、月2回にすれば、単純に1回目は半分の量、2回するとなれば、ほぼこれまで月1回収していた量と変わらないのではないかと思います。また、回収する曜日についてもですね、多い地区と、比較的少ない地区を合わせて回収すれば、1日の回収量もそんなに負担にはならないのではないかと考えます。月2回の回収になれば、ひょっとするとこれまで燃えるごみに出していたものが、資源ごみとして出てくる可能性もありますので、資源ごみの回収が増えるのではないかと思います。その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 資源・不燃物の回収が月１回になっておりますけども、仮に、議員おっしゃるとおり月２回ということで仮定した場合、町のほうといたしましては、委託料の負担が予想されます。試算させていただいたんですけども、只今の業者さんをお願いするとしたら、４地区で１回当たり１２０万円から１５０万円が予想されます。で、収集業者さんにおかれましては、ごみ出しカレンダーを見ていただければおわかりかもしれませんが、只今、月曜から金曜日までいっぱい入っております。ということで、土曜日と日曜日の収集しかもう考えられないということになっております。で、収集センターのほうにいたしますと、土曜日の午後からがもうお休み、日曜日ということで、その三者の調整ができれば可能かなということは考えておりますけども、今の時点では、ちょっと難しいのではなかろうかと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○８番（野崎幸洋君） はい。確かに、費用的な部分も出てきますので、なかなか難しい問題ではあるとは思いますが、まずは基本的には、町民の皆様がなるべく負担がなく、そして、たくさんの資源回収ができればいいことであって、その辺は今後十分に検討していただいてですね、できれば２回にできるような、そういった検討をぜひお願いしたいと思います。

ぜひですね、今も言いましたけども、町民の皆様の負担がですね、より少なく、今後町のリサイクルと環境保全が保たれるようにご尽力いただきまして、私の一般質問終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで野崎幸洋君の一般質問を終わります。ここで昼食のため１３時まで休憩します。

—————○—————

休憩 午後０時０２分

再開 午後１時００分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） それでは休憩前に引き続き、本会議を開きます。

通告４番、山口利生君の一般質問を行います。

○１番（山口利生君） 只今、議長のほうから指名されました、通告４番、１番議員、山口利生でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、先の苓北町議会議員選挙が昭和３０年に３町村合併により、苓北町が誕生して以来、初の無投票となったことから、町民の皆様の審判を受けることなく初当選いたしましたところでございます。議会は、住民の代表者として、町の重要事項を決定するとともに、執行機関にけん制を加え、円滑な自治行政を遂行する重要な役割を担っており、町

民の皆様の期待に応えるべき責任を、今強く感じているところでございます。

先の２月臨時議会の田嶋町長所信表明で、町民の生活が向上するために今より明日が希望が持てるまちづくりに頑張っていく、議会、役場職員、町民の意見を汲み取りながら政策に生かしていきたいというお言葉をいただきました。私も新人議員として、町長さんはじめ、執行部の皆さんと政策論議をさせていただき、町民の代表者としての負託に応えられるよう、今後頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

前置きが長くなり、申し訳ございませんでした。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、富岡城新大手門広場整備事業について質問いたします。

昨年９月２９日に、地元住民説明会が開催され、町から富岡城新大手門広場整備計画の変更案の説明が行われたそうですが、一部、地権者の方から、この説明会で唐突に大幅な変更計画案を示され、自分の家が移転対象となっていることにあ然とするとともに、町の事業の進め方に怒りを覚えたとお話をお聞きいたしました。高齢の身となって住み慣れた自宅を離れ、別の場所に転居することは、いくら町の重要な事業と言われても、精神的・財政的に大変な苦痛を強いられます。町といたしましては、この事業推進に当たっては、町民の気持ちに寄り添って丁寧に進めていただきたいと思います。

また、昨年、町内を回った際に、現在の町道を閉鎖し、多額の予算を使って新大手門を建設する必要があるのかとの声も多数お聞きいたしたところでございます。そこで、今回の計画変更により、新大手門広場整備建設費用が当初案の２億１，１００万円から３億５，６００万円に、約１億４，０００万円増となっていますが、変更計画の内容と、その費用対効果及び現道の町道上に新大手門を建設することができない理由についてお聞きいたします。

なお、質問通告書のほうに計画変更額が誤っておりました。深くお詫び申し上げます。修正をお願いしたいと思えます。

次に、質問事項２、障がい者の雇用対策についてお聞きいたします。

平成３０年９月６日の熊日新聞に、障害者法定雇用率県内２０市町村未達を町村１人も雇わずと大きな見出しで、県内市町村の障害者雇用状況の一覧とともに、詳細な記事が掲載され、苓北町はそのゼロ町村になっていることに愕然といたしました。また、国や地方自治体においては、不適切な計上方法で法定雇用率を達成してきたかのように見せかけてきました水増し問題も発覚し、国や都道府県においては、身体障害者採用追加募集や職員の懲戒処分に発展するなど、大問題となっております。

障害者雇用促進法は、障がい者の社会参加を促進するため、働く人の一定割合以上を障害者とすることを求めており、平成３０年４月から国や自治体は２．５パーセント、民間企業は２．２パーセントに改正されております。この法定雇用率を民間企業が未達

成の場合は4万円又は5万円の納付金が徴収されますけれども、国や自治体にはこの納付金の規定がないため、罰則を与えるべきではないかということで、現在国会で議論されているところでございます。

しかしながら、法律に従うべき国や地方自治体は、当然達成しなければならない義務を負っているかと思います。苓北町の振興計画においても障害者の社会参加、とりわけ雇用、就業に対して力を注いでいく旨記載されているところでもあります。

そこで、苓北町における民間も含めた障害者雇用状況及び民間企業に範を示す立場にある町として、町職員への障害者雇用の考え方を質問いたします。

質問事項3、旧都呂々中学校家庭科室の活用についてお聞きいたします。

苓北町農協が作成されたレタスの収量出荷販売高実績では、平成30年度は暖冬の影響で全国的に豊作で、価格も低迷したことから、苓北町全体の販売数量は1,440トンと昨年度比120パーセントの増となった反面、キロ単価が313円から171円に大幅に下落し、販売高が3億5,300万円から2億4,500万円に、約1億円予も減少したとのことです。レタス農家さんは、昨年秋から今年にかけて、収穫して出荷しても経費まで手出しとなり、今年の作付けに係る経費の捻出をどうしたものかと四苦八苦されておられます。町の基幹産品であるレタス栽培が崩壊すると、苓北町全体に様々な面で大きなダメージを受けてしまいます。

町としても、支援策をぜひ検討していただきますようお願いいたします。

さて、本題に戻りますけれども、今年2月2日に熊本市で開催されたにつぼんの宝物熊本グランプリのスイーツ・新体験部門に都呂々在住の光田千津穂さんが出品したレタスの外葉の活用が見事準グランプリを獲得し、7月に東京で開催されるにつぼんの宝物JAPANグランプリへ出場されることになりました。昨年、志岐の洋菓子店Hanaの小野紗知さんがこの大会のスイーツ部門でグランプリを受賞し、シンガポールで開催された世界大会に出場されたことは皆様もご記憶のことと存じます。2年続けての東京大会への出場は、苓北町にとっても大変喜ばしい限りであり、苓北レタスの素晴らしさを全国に向け宣伝してきていただき、ぜひ今回も世界大会出場を目指して、更に頑張ってもらいたいと祈念するところでございます。

光田さんは、収穫後、ほ場に捨てられる大量のレタスの外葉に光を当て、レタスの外葉で作ったゼリーやドーナツなどを出品し、もったいないをありがたいに変えたいという思いが審査委員に高く評価されたとのことでした。私もレタスの外葉の商品化が実現すれば、苓北町にとって大きな宝の山を掘り当てることになるのではと考えさせられたところでございます。ただ、商品化するためには個人の力だけでは限界がございます。地域住民を巻き込み、それぞれの知識、経験を結集し、力を合わせることであれば必ずや実を結ぶことができるものと確信いたしております。

また、都呂々地区では、みかん生産者の方が落下した晩柑多数見受けられますけれども、その晩柑を使ったポン酢の商品化を今試行されておられます。このように、地域住民を巻き込んでの商品開発は地域の活性化と高齢者の生きがいがいづくりにもなるかと思えます。

そこで、新たな6次産業化施策の一環として、衛生管理が行き届き、作業スペースも十分確保ができます、旧都呂々中学校の家庭科室を、ぜひ町民が気兼ねなく集え、使用できる農産物加工所として無料開放できないか提案いたします。

最後に、質問事項4、町税等の徴収方法のあり方についてお聞きいたします。

現在、町税や上下水道料金等は、苓北町納税組合設置に関する規則に基づき、各区の納税組合が徴収されておられます。ただ、個人情報の保護規制が近年大変強化されている中であって、町税額等の重要な個人情報の漏洩、また滞納者への差し押さえ等の法的措置が曖昧になるなどの問題もはらんでおります。また、各区の役員の成り手もない中、人様の税金等を徴収する仕事は特に敬遠される状況にあります。そこで、納税組合で徴収することで、確かに納税率も高くなり、税務職員の削減効果もありますけれども、町民に過度な負担をかけている納税組合制度の見直しと、納税組合の徴収金額に基づき算定されております地域が輝く行政区活動補助金についても、大きな事業所がある区と高齢者世帯が多い区や人口が少ない区への補助金が極端になっている状況にあります。ぜひ、あわせて算定方法の見直しができないかお聞きいたします。

以上で私の一般質問を終わります。町長の答弁内容によりまして、一問一答方式により、自席において再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、富岡城新大手門跡広場整備事業についてのご質問でございました。

平成30年12月定例会で倉田明議員にお答えした内容がございます。これについて、地権者の方と丁寧な交渉をやってくれと、どうなのかという質問があったわけですが、私も今、質問の中にありましたようなことで、一部の地権者の方に大変ご迷惑をおかけしたこと、これについては反省をしております、とにかく私自身が足を運んで、謝意を述べてきたところでもございます。そんな中で、これからはですね、更に地権者のお心に寄り添った中でご協力をいただけるように丁寧な交渉をしてまいりたいと考えているところでございます。

それと併せまして、並行して、山口議員、議員になられて初めてでございますので、今までの計画変更をですね、国にご相談をしておりましたが、その回答が今年の1月になって国からご承認をいただいたということでまいっております。まず、新大手門公園が完成することにより、町民憩いの場所、子どもたちの遊び場が確保でき、そして砂州

を東シナ海から有明海側に掘りきったその歴史的な資源がですね、復元できるということとで、交流人口の拡大に繋がるということが期待できます。

また、整備による波及効果として、見通しがよくなり、交通の安全性や利便性が大きく高まり、救急車の通行も可能となります。この救急車の通行と申しますのは、消防署にお伺いしたところですね、富岡の中道はなるべく避けて通りたいと、不法駐車があったりして通れない場合がある可能性が高いということがありました。なるべく現場に近いところから入りたいということで、例えば、富岡の大神宮がある富岡2丁目のバス停のところで1回倒れた方がいらっしゃったので、私がたまたま第一発見者で、お呼び申し上げました、救急車を。そうしたらですね、1丁目の交差点のところから、国道からですね、入ってこられたので理由を聞いたら、今答えたとおりでございましたので、今度の変更計画の中での用地買収によってその辺のところも解消するということがあげられます。

現在、新大手門跡を東西に走る町道をこれで拡幅することができるということでございます。町道富岡中央線は、門ができることで一部の区間は歩行者天国にせざるを得なくなりますが、見通しの改善、車両の離合がスムーズにでき、安全に通行ができるようになるという利点もございます。この町道拡幅につきましては、用地買収が必要となりますが、土地、建物を所有されておられる方がいらっしゃいますので、改めて繰り返しますが、丁寧な交渉をする、そのためには不動産鑑定業務でしっかりとした交渉内容の中で交渉を進めていきたいということで、新年度にも不動産鑑定業務委託料を計上しているところでございます。その結果で用地交渉を進めさせていただくということになっております。

次に、現道上新大手門を設置することができない理由につきましては、現ビジターセンターである富岡城やその一帯、新大手門についてもこれまでできるだけ歴史に忠実な形で復元整備を進めてまいりました。あの新大手門の町道を見ていただくと石で四角に形作ったところがあると思いますが、その下に新大手門の東側の石垣の礎石がずっと並んでおります。だから、そこは復元をしたほうがよいということで、それを復元しますと、今の町道が使えなくなるということでございます。一部の地区の方には大変ご不便をおかけすることになりますが、歴史的に重要な町の遺産でもあります。今後もできるだけ歴史に忠実な形で新大手門整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、障がい者の雇用対策についてのご質問でございました。

山口議員ご指摘のように、本件につきましては、国における障がい者雇用について、法定雇用率の水増しが問題となっているところでありますが、これを受けて、地方公共団体における平成29年6月1日現在の障害者任免状況の通報の最低限の依頼をされま

した。苓北町における平成29年6月1日現在の障害者任免状況は、富岡ビジターセンターの清掃作業員として非常勤職員1名を雇用しておりました。なお、この方は、身体障害者1級の重度障害者であられましたので、雇用数は2名でカウントされることになっており、この時点では、法定雇用率を満たしておりました。また、その確認方法につきましても、身体障害者手帳による確認を行い、その写しも保存してございましたので、何ら問題はないとされたところでありました。

しかし、この方が自己都合により平成29年度末で退職をなさいました。本年度平成30年度におきまして、改めて非常勤職員の募集を2度行いましたが、応募者がおられなかったため、平成30年6月1日現在の障害者任免状況通報書においては、雇用者はないということで雇用率は0パーセント、法定雇用率2.5パーセント、必要雇用者2名を満たさない状況となりました。

このようなことを踏まえまして、今般、来年度からのビジターセンターの清掃作業非常勤職員採用につきまして、障がい者の方を優先として募集を行い、面接を行ったところ1名の職員を採用することが内定したところでございます。しかしながら、法定雇用率を満たすためには、あと1名の雇用が必要でございますので、今後、新たな職種での障害者雇用を検討してまいりたいと考えております。

次に、町内の民間企業についての状況であります。一般の民間企業につきましては、従業員数45.5人以上規模の企業等が法定雇用率設定の対象となっております。その雇用率は2.2パーセントと定められております。町内の対象企業と思われる5つの企業・組合・施設にお尋ねいたしましたところ、この内3者は法定雇用率を満たしておりますが、残り2者は満たされていないという状況でございます。このことにつきましても、まず、役場がその法定雇用率を達成することが一番大事なことはないかなと考えております。今までも担当は相当苦勞をしたようでございますが、更に頑張りをまして、早く法定雇用率を満たせるような状況にしていきたいと考えております。そのことによって、民間の方々にも我々からもお願いができる運びになると思っているところでございます。

次に、旧都呂々中学校家庭科教室の活用についての質問でございます。

山口議員が質問の中でおっしゃったレタスの外葉を活用した新商品につきましては、先に開催されたJA女性部主催による「食と農を守る ふるさとの味交換会」でも紹介がありました。私は、ほかの公務でどうしても出れなかったわけございまして、この件については、独自の着目で素晴らしいものであったと担当者から報告を受けております。

かつて苓北町におきましても、レタスの更なる活用のため、外葉の成分検査と乾燥粉末にしてパンやクッキーに混ぜ商品開発をした経緯がございます。成分はほとんどが水

分、一部に少しカロチンが入っているということでございました。当時、パンやクッキーにいたしました、あまり広まりませんでした。しかし、今は健康志向など消費者のニーズが変わってきておりますので、カロチン成分を大いに活用した中で、残留農薬など安全性の研究をさらに進めて商品開発につなげていければ、更にレタスの外葉の有効活用が期待されますし、光田さんの今までのご努力もその中に反映していただければ大変ありがたいと考えております。

その中でですね、農産加工施設への旧都呂々中学校の家庭科教室の活用につきましては、昨年11月の都呂々地区区長会との懇談会でも協議をされた経緯がございます。区長さん方からなるだけ無料で使えないかというようなお話がございました。その折に、我々が申し上げたのは、とにかく具体的な計画を持ってきてほしいと。その具体的な計画の中で無料にできるかどうか検討していきたいと考えております。そういった面で、文部科学省のこの管轄するまだ行政財産であるんですね、そういうこともありまして、その使い道については、文部科学省へ詳細な利用計画書や使用施設に関する契約書等を提出の上、協議が必要であることが話し合われております。使用の承認につきましては、相当期間がかかることから、具体的な計画を教育委員会事務局と詰めながら必要な資料の作成や手続きを進めていくことになります。今後、利用希望者と話し合いを進めさせていただきますが、昨年、区長会との話の中で早く申し出ていただきたいという旨を申し上げましたが、まだ具体的な計画が出てきておりません。できるだけ早く計画をお示しいただければということで、教育委員会からのほうからですね、積極的に接触をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、町税等の徴収方法のあり方についてのご質問でありました。

この件につきましては、プライバシーへの配慮、金融機関の偏りの観点から、本年度の定期監査におきましても監査委員から見直しを検討するようご意見をいただいているところでございます。

また、このような中、指定金融機関である苓北町農業協同組合からも、現在の納税組合を通じた税金の収納方法につきまして、法律に基づく個人情報取扱基準に照らした際に、金融機関として到底業務継続できる水準ではないため、早急な業務スキームの改善要望が出されております。

このことから、苓北町といたしましても、個人情報保護という法的な観点から、現在の納税組合を通じた収納体制から、原則、各個人による口座振替による納税へと納税のあり方を見直す検討に入ることといたしております。

また、これと併せまして、現行の10期に分けての納税体制につきましても、他自治体との共同クラウド化による基幹電算システム運営費の削減及び住民の方々の手間を軽減する上からももう少し少ない回数での納税、また、標準的な書式への移行などの納税

体制の改善ができないかについても検討が必要であると考えております。

現在、納税の方法につきましては、各行政区の状況に応じて、現金による納税と口座振替による納税が混在している状況であります。見直しにあたりましては、まず、納税方法の変更を先に実施する必要があると思いますが、現状では、未だ口座振替により納入体制がなされていない区が町内51行政区中、8行政区、また、一部現金徴収との併用がされている区が14行政区ございます。今後、早急にこれらの区との協議が必要となります。

本件につきましては、去る1月17日に開催された町区長会評議員会で説明を行うとともに、今後、3月の区長会及び4月の新年度の区長会でも、改めて全ての区長の皆様方に説明を行い、理解をしていただくように努力をまいりたいと考えております。

その後、口座振替への移行を平成31年度末までに完了できるように関係区長の皆様との協議を行い、町内各世帯への口座振替手続き等の準備作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、この見直しを行うことに伴い、現在、納税の状況をもとに算定し交付しております「地域が輝く行政区活動補助金」につきましても、今後、新たな算定基準を設定し、助成を行っていく必要があると思いますので、この件につきましても3月の区長会及び4月の新年度の区長会で、改めて全ての区長の皆様方に説明を行う予定にしているところでございます。

以上で、山口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 大変失礼いたしました。それでは、一問一答方式により質問をいたしたいと思っております。

まず、1点目でございます。富岡城新大手門跡広場整備事業についてでございます。

先ほど町長さんのほうからお話がありました、今回の変更計画により、確かに国道から港までの簡単に安全に通行できるということで、去年の12月でしたか、国交省のほうから指定を受けました、港オアシスの指定を受けたところとの相乗効果で大変交流人口が増えるのではなかろうかと、又、子どもたちの遊ぶ場がないということで広場も整備されるということで、富岡地区の方にとっては大変喜ばしいことではなかろうかというふうに思っております。

ただ1点、先ほど現道を封鎖して遊歩道に変えるという計画のところ中で、これまでの史実に基づいた大手門の整備をしたいというふうなお話がいただきましたけれども、私も富岡城のビジターセンターの階段、あれも史実に基づいてつくられております。ただ、お年寄りや障がい者の方からお聞きいたしますと、段差が非常に高すぎてですね、上まで登れないというふうなこともお聞きいたしております。史実に忠実に作るあま

り、現在の方々にとって非常に不便な、只今、ビジターセンターになっているというのも片方では事実でございます。そういうこともあって、あまりにも史実に忠実ということになりますと、逆に見えられる方に対して不誠実な苓北町というふうなことになるかなんじやなかろうかと思えます。そういう意味でも富岡城が誰でもビジターセンターまで登り上がることができるようなことも片方では、ぜひ町長さんには検討をしていただきたいというふうに思っております。

今後、住民の方の移転等の問題もあった上でどのようにするのかというのの最終が行われるかと思えますけれども、十分その点も配慮しながら進めていただければというふうに思います。

次に、障がい者の雇用対策についてお聞きいたします。

先ほどの町の雇用率についてはお聞きしたところでございます。民間企業も5社中2社が未達成ということで、ぜひ障がい者の社会参加のためには、皆さん全部が雇用率の達成をしていただくようにそれぞれ福祉サイドからも強く要望をしていただければというふうをお願いいたしております。

ただ、私も県庁のほうに42年勤めておりました。職員の中にですね、障がい者の方がたくさん県のほうは雇用されておられます。今、町の職員には障害者の雇用はゼロだというふうにお聞きしたところでございますけれども、障がい者の方も能力を持っておられる方もいらっしゃいます。町内には488人の障害者手帳をお持ちの方がいらっしゃると、29年度でしたか。というような統計データもございます。そのような中で、やはり非常に今苓北町役場庁舎の中では、段差もなく、車いすでも自由に動き回れるような環境整備がなされているかと思えますので、職員への採用についてもですね、どう考えていらっしゃるのか、その点について再度お聞きいたしたいと思えます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、道路の問題とビジターセンターの階段の問題ですね。この件につきましては、道路の問題につきましては、今度の不動産鑑定をしていただいて、もし買収ができればですね、非常に道幅もゆとりのある道幅で、返って中央道路2、30m歩行者天国にいたしますが、通るよりも車では割と早く行けるのではないかと考えております。

それと、今おっしゃったように、国道からの出入りですね。これが非常に安全性と利便性が高くなる予定です。

また、富岡城の階段の問題は、何度なく質問もいただいているわけでございます。その関係もありまして、つくるときにユニバーサル道路というのをつくっておきまして、本丸まで普通自動車までぐらいなら全部登っていける道ができております。それをできるだけ、よっぽど足の悪い方は活用していただければと思っておりますし、車が来れると

ころまで、その後の階段一部どうにかできないかというのは、我々も大きな課題でもございますので、これには努力をしてまいりたいと考えております。

あと、この障がい者の雇用につきましては、もうちょっと門戸を広く、そして対象を広く呼び掛けをいたします。

詳しくは総務課長から又答えさせていただきますが、そういう方向で、一日でも早くですね、目標達成になるように頑張りたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 山口議員がおっしゃいましたように、現在、正規職員では障がい者の雇用はございません。しかしながら、法定雇用率を目指すためには、先ほど町長答弁でも申しましたとおり、あと1名の雇用が必要でございますので、今後、役場の職員も含めて、新たな職種での障がい者雇用につきまして検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） はい、ありがとうございます。ぜひ役場職員への採用というところでもですね、道が開ければ障がい者の皆さんも非常にやりがいが出てくるかと思えますので、前向きな検討をお願いいたしたいと思います。

次に、旧都呂々中学校家庭科室の活用についてお聞きいたします。

先ほど、昨年11月の都呂々の区長会の中でもやっぱり活用についてのお話が出てるというふうなお答えをいただいたところでございますけれども、私も先だって家庭科室を見せていただきましたが、非常に中学生が勉強のために使っていた教室らしく広い作業スペースがあり、水道も、又排水施設も非常に完備されておりました。ただ、もう3年ほど使っていないということで錆び等も出ている状態ではありますけれども、皆さんが使う分については十分家庭で使用する以上にうまく使えるのではなかろうかというふうに見たところでございます。

先ほど、使用するにあたっては文科省との協議が必要だというふうなお話があったところでございますけれども、野崎議員がおっしゃったように、もう既に廃校になって3年経っております。計画がないから次の使用にできないというふうなお話かというふうに、私がちょっと取ったものでございますけれども、ただ、行政財産を普通財産にするというふうな町の決定があればですね、利用計画等の問題でなく、補助金返還の問題もあろうかと思えますけれども、ただ、このまま時を過ぎゆくままに30年というふうになって返還金がゼロというふうになったとしても、何ら地元にもメリットはないというふうに思います。早く普通財産のほうに変えてですね、地元の人が使えるようなことが考えられないのか、ということをお聞きいたしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 私が前教育課長を担当しとったものですから、ちょっとお答えさせていただきますけども、一応ですね、文科省からですね、やっぱり詳細な計画というか、何に使うのかというのが必要であるということでしたので、やはりそのまま普通財産にするんじゃなくて、文科省にですね、やはり協議をして、一体何の施設にその後するのかということがやっぱり必要であるということでしたので、具体的なですね、利用計画、詳細な、それが必要であるということで、今そのままになっておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 私はその意味がよくわかんないです。学校という目的のために補助金を使って町が建設したと。財産は町の財産ではなかろうかというふうに思います。それに文科省がその使い道まで限定するというようなことに、本当になっているのかどうか。町として、財産を普通財産に変えさえすれば、町民のほうにも解放ができるし、また、個人の、個人というか、民間事業者に学校全体を売却するということはですね、あれだけの大きな建物ですから、とてもそれは無理じゃなかろうかというふうに思います。ですから、建物自体をもう壊すのか、それか部分使用させるのか。やっぱりさっきレタスも言いましたけども、もったいないを有り難いというふうな判断に立てればですね、少しでも地元住民に早く使わせることができるようにということの検討をですね、必要ではなかろうかと。町民の事業計画を出せといってもですね、それは個人個人、確かに一部の人からですね、家庭科室を借りたいと、そこで企業化したいというときに相談をしたら、月額4万円ぐらいかかるというふうな回答があったと聞いております。そういうのは自分で金を工面すればいいじゃないかということがありますが、やはり小さいながら新しいものに挑戦しようといったときにですね、それなりに町もお金でなくても、そういう建物を貸すということで、種が芽を吹くというようなこともあろうかと思しますので、その点、もう1回ですね、事業計画がないと普通財産に変更できないか、教育長にお話を伺いたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今、議員さんご指摘のようにですね、いろいろな文科省との協議あたりもこの後入ってきますし、各課との連携も必要かと思います。地元の方のご要望もあるということでございますので、また、具体的にこれから検討させていただきながら、できるだけ早急な返事を申し上げたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） それに追加いたしましてですね、補助金のもので、やはりまだ適化法の期限が残つとるということでございまして、やはりちょっと例を申し

上げますと、旧坂瀬川中学校につきましては、公民館という公共施設ですね、に転換しましたので、そのまま補助金は返還せずによいということでございました。だから、都呂々中学校につきましても、その後どういう施設にするのかと、そこが大事でございまして、それによって補助金適化法ですね、で、返さんばいかんのか、そのまま返さんでいいのかというのが決まるということでございまして、そういうことで協議が必要であるということでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） それと家賃の問題ですね、これもやっぱり計画次第で公益性を伴うとか、地域の活性化に繋がるということであれば、これはもう家賃をいただかなくてもいいわけですし、なるだけ早く、だから具体的な計画をもって、文書じゃなくてもいいんです。最初来られる時は。ぜひ計画を考えておられる方、1日でも早くですね、具体的な構想をお示しいただきたいと思っております。

あとの手続きは役場でお手伝いしますので、よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 再度、この件については質問いたします。

事業計画がないと行政財産を普通財産に変えられないのかどうか。適化法上、最近、昔に比べてですね、補助金の不正問題とかが国のほうでも相当問題になりまして、私の記憶では10年間使用すれば補助金の目的は達成するというような見解も出たことがあろうかと思います。まだまだ文科省の補助金行政がそのように縛っているのかどうか。きちんと調べた上ですね、再度、この点については、次の議会でも質問いたしますので、文科省とその点は十分協議を行ってもらいたいと、していただきたいと。そうしないとですね、今のままではどんなに事業計画を立ててもですね、使用できない状態がずっと続きます。どうすればできるのかというところをですね、きちんと国のほうと調整をして、補助金の返還が必要であれば幾らになるのか。それと費用対効果を考えたときにですね、地元の人が一生懸命今考えている。さっきのポン酢も使用料の問題でですね、漁協の倉庫を借りて作られているのを見ました。やはり商品化するにあたってはですね、きちんとしたところで、保健所の許可を受けてですね、販売するというのが求められますから、そういう面でも早急に検討していただきたいというふうに思います。

先ほど、ちょっとこれがですね、今年のレタスですよ、これ。中身がちょこっとしない、商品となるのは。これ900グラムあります。これ全部廃棄です。廃棄。だから、さっき市場出荷額が1,400トンぐらいといいましたけども、契約栽培等含めれば3千トン近くこのように廃棄されているのがあるかと思う。ですから、やっぱり私も光田さんからこれの使用道と、さっき粉末にしたりですね、水に溶かしたりとかい

う、それで次の商品を生むと、それで幾つか食べさせてもらいましたけど、きれいな緑色が出てですね、非常にカラフルで、「あ、これは」というふうに思った次第です。ですから、こういうふうに取り上げたんですが、この捨てられている3千トン、現にありますので、本気になってこれを活用すると。そのためにはどうすればいいのかということですね、ぜひ、行政としても目を向けてですね、バックアップ体制を整えていただければ、これはレタス農家さん、マルチにこのいっぱいくつついてですね、これがまた処分するときに処分費に上乗せになっていくんですね、これ外れませんから。そういう面でも畑から青い葉がなくなってしまうと、処分費用も減ってきますし、また、何よりも雇用が、商品化が本当に生まれれば、これ2日経つともうしなっとなつて、加工できないようになると思います。ですから、取られた後、すぐ回収するというようなことで、次の商品化が進めば、本当に宝の山となります。ぜひ、前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、納税組合の徴収方法のあり方について、ありがとうございました。私も5年前にこちらのほうに家を建てて生活をしているところでございますけれども、熊本市のほうでは直接徴収だったものですから、班長さんがこう領収証ばこう持って来られたときですね、びっくりしたところではありました。やはりさっき申し上げた、税金等について、いろんな中にどのくらい使っているかというようなものですね、第三者の目に触れるということをびっくりしたところでございます。まあ先ほど、今改善に向けて進んでいるということでございましたので、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

また、補助金についても、非常に区でなかなか皆さん高齢者が多くなってですね、区費を上げるというのも非常に厳しいところがありますので、非常にこの地域が輝く補助金はですね、大切な区の財源となっておりますので、ぜひ、組合の徴収を廃止したらこちらもなくなるというようなことがないようにですね、その点、よろしくお願いしたいと思います。

これで、私の一般質問は終了いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで一般質問を終わります。ここで2時05分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時51分

再開 午後2時05分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

通告5番、松本良人君。

○5番（松本良人君） 通告5番、5番議員、松本良人でございます。

通告に基づき質問をいたします。

苓北町振興計画実施計画書と新年度当初予算及び32年、33年度事業内容についてお尋ねをいたします。

先の12月の定例議会において、苓北町振興計画が策定をされました。この苓北町振興計画は、基本構想・基本計画、実施計画からなり、平成30年度第6次振興計画が任期満了となるため、平成31年度からのまちづくりの方向性を定めるために作成された最も重要なものであると理解しております。

基本構想10年、基本計画、前期・後期それぞれ各5年、実施計画3年の周期を持ってそれぞれ定められると思われませんが、それぞれの基本的な構成についてお尋ねをいたします。

また、先の議会においては、基本構想・基本計画については、提示がされたものの、実施計画につきましては策定がなく、新年度予算とあわせて作成するというごさございました。新年度31年度予算と32年度、33年度事業内容についてお尋ねをいたします。

引き続き、町有管理バスの運行管理についてお尋ねをいたします。

このことにつきましては、再三にわたり町有バスの有効な運行についてお尋ねをし、意見を述べてまいりました。これまで検討がなされてきたと思われませんが、どのような検討がなされたかお尋ねをいたします。

町有バス運行につきましては、下田富岡間の九州産交バス路線の廃止に伴う代替えバスとして当初取り組まれたと思われませんが、その機能は果たされているのかお尋ねをします。

また、町有バス、通学バスが町管理バスとして運行管理が行われておりますけれども、その経緯をお尋ねをいたします。

次に、農作業用車輛の非課税扱いについてでございます。

これまで農業作業用車輛、これは田植機とかコンバイン等でございますけれども、これの課税については、課税しないように再三求めてまいりました。天草市が平成23年度ごろから課税した後、数年後に苓北町がそれを参考にして課税され、現在に至っておるものと理解しております。27年度ごろから天草市におきましては、免除され、課税されていないということですが、苓北町はどのような取り扱いになっているのかお尋ねをします。

また、併せて、今後の対応についてもお尋ねをいたします。

次に、4番目でございますけれども、今後最も重要視される高齢化社会への対応についてでございます。

本町におきましては、介護、高齢者医療等に対しましては、施設、病院等のご協力により充実しております。しかしながら、これから迎えるであろう高齢化社会においては、施設、病院等の完備充実だけでは財源等に著しく負担が伴い、十分な行為ができないのではないかと考えられます。これからは、予防を主力にした元気人間、健康人間と言われる人々の増加が求められると思われませんが、苓北町の今後の対応をお尋ねいたします。

また、時代の変化とともに、「隣りは何をする人ぞ」、あるいは「俺は俺、おまえはおまえ」の時代になりつつあるように思われ、危惧するところでございます。来たるべき高齢化社会へ向けて、社会教育のあり方が重要な課題と思われ、社会教育団体等の充実が考えられますが、教育長の見解をお尋ねをします。

併せて、現在の苓北町教育委員会の社会教育団体への関わりの状況等についてもお尋ねをいたします。

以上、ご質問をいたします。回答内容次第では、自席で一問一答方式で再度質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員の質問に答えさせていただきます。

なお、高齢化社会への対応、私がお答えをいたしますが、その後に教育長からの答弁もでございます。よろしくお願いを申し上げます。

まず、苓北町振興計画・実施計画書と新年度当初予算、新元号2年度、新元号3年度の事業内容についてのお尋ねでございますが、まず、基本構想・基本計画（前期・後期）、実施計画の基本的な構成についてお答えをいたします。

まず、基本構想についてであります。計画期間を10年として策定しており、苓北町の特性や課題を総合的に勘案し、目指す将来像と、その実現に向けた基本目標や施策項目、施策の大綱等を示した計画となります。

次に、基本計画についてであります。基本構想を前期と後期の各5年に分けて策定した計画で、基本構想に基づき、今後推進する主要な施策や具体的な数値による成果指標等を示したもので、成果指標により、計画の評価を行うとともに、町民皆様方への責任説明を果たすための計画と位置づけをしているところであります。前期5年、後期5年として策定したのは、5年間の事業進捗状況等による評価を踏まえた見直し・方向転換、加えて社会状況の変化による新たな行政課題等の発生に対応することによります。

最後に、実施計画についてであります。基本計画に基づき、より具体的な実施事業

の内容や財源等を示したもので、財政状況等を考慮し、毎年見直しを行い、計画期間を3年として作成する計画といたしております。

次に、実施計画における平成31年度からの3年間の事業内容についてでございますが、先に申し上げますが、平成31年度予算は今議会でご審議いただき、議決をいただく案件でございます。後年度の事業費は、平成31年度の予算が決定した後に、年度間の事業費の組み替えや修正を加えますので、完全な数字ではございませんことをご了解いただきたいと思います。

事業計画の歳出における普通建設事業で申し上げますと、平成31年度の主な事業としましては、漁村再生交付金事業5,700万円、町道改良事業3,570万円、町道舗装事業2,860万円、橋梁点検・補修事業3,250万円、消防倉庫整備事業1,530万円などでございます。

新元号2年度の主な事業といたしましては、都市再生整備計画事業1億7,540万円、漁村再生交付金事業6,200万円、町道改良事業2,800万円、町道舗装事業3,870万円、橋梁点検・補修事業3,400万円、温泉プール改修事業3,000万円などでございます。

新元号3年度の主な事業といたしましては、都市再生整備計画事業1億5,860万円、漁村再生交付金事業1億200万円、町道改良事業2,000万円、町道舗装事業4,150万円、橋梁点検・補修事業5,500万円、町営住宅改修事業1,050万円などを計画しております。

次に、町管理バスの運行管理についてのお尋ねであります。まず、有効な運行についての検討であります。運行開始以来、毎年、住民の皆様のご意見をお伺いしながら、運行経路の見直し等を行ってまいっております。これまで鶴地区の折り返し地点の延伸、町道上津深江線の路線追加、中通り区の路線追加等を行いました。

また、休日は高校生の利用がないことから、昼の便で、富岡港から崎津方面に下田バス停から乗り継げるような便を取り入れております。

さらに、本年度は、都呂々小学校のスクールバスを従来都呂々木場と都呂々小学校の間で運行していたものを、都呂々木場と役場までの間で利用できるよう改善したところでございます。

中学校のスクールバスの活用も検討したところでございます。しかしながらですね、スクールバスの車体が長いということで、通学時以外の使用等もあることから、運行ルート及び使用時間帯につきましては、今後の検討課題としております。

次に、下田富岡間のバス路線の廃止に伴う代替バスとしての機能が克服されているのかのお尋ねであります。産交バスの路線廃止時点では、全日3往復で運行がなされておりました。

この内、朝と夕方の便につきましては、高校生の利用がありましたので、現在の巡回バスでも高校生の通学や富岡茂木航路の利用に配慮いたしまして運行を行っているところでございます。

加えまして、都呂々方面には毎週日曜、火曜、水曜、土曜日、及び第4・第5木曜日に各2便、休日は、先ほど申し上げましたが、昼の便で、富岡港下田間を運行しております。また、都呂々小学校のスクールバスも平日は2便から3便利用していただくことが可能でございますので、この代替え機能は果たしていると考えております。

町有バスの運行に関する経緯についてのお尋ねでございますが、まず、都呂々小学校のスクールバスにつきましては、木場小学校の廃校に伴い、児童の通学の利便性を考慮して運行開始されたものでございます。

町内巡回バスは、都呂々木場地区の児童送迎に使用し、昼間温泉センター利用者の送迎に使用していたものを、現在の運行形態にして運行を行っているところでございます。

次に、農耕作業用車輛の課税についてのご質問に答えさせていただきます。

議員ご質問のとおり、軽自動車税の中での小型特殊自動車のうち農耕作業用の田植機、コンバイン等の課税につきましては、平成23年度から課税を行っていた天草市からも情報収集を行い、平成25年度から課税を行っているところでもございます。その後、天草市におかれましては、平成27年度から課税されていないということでございますが、苓北町の取り組みはどうかという質問でございます。

この小型特殊自動車の農耕作業用車輛の課税の根拠につきましては、地方税法第442条及び第442条の2、道路運送車両法第3条、同法施行規則第2条、別表第1及び苓北町税条例に基づき課税をしているところでございます。

以前にもこの件につきましては、ご意見をいただいたところではありますが、その後、他の自治体の状況について調査をするという回答をした記憶があります。その調査を実施いたしましたところ、県内の市町村におきましては、課税免除を行っている自治体は天草市のみで、そのほかの自治体は全て課税している状況でありました。

このことも踏まえ、小型特殊自動車の農耕作業用車輛につきましても法令に基づきまして課税をしているところでございます。

今後の対応ということでございますが、今後、その隣接自治体等も含めて、県内を調査したわけでございますが、課税免除につきまして調査を行い、農業振興等を含め、あらゆる方面から公平性が保てるかどうかを調査・検討した上で、実施が可能かどうか検討してみたいと考えているところでございます。

次に、高齢化社会への対応について。

これからは予防を主力とした元気人間、健康人間と言われる人々の増加が求められる

が、町の今後の対応についてのご質問でありました。

松本議員のご指摘のとおり、予防というものは非常に重要なものと認識をいたしております。苓北町は、年々高齢化が進んでおりますが、元気な高齢者が増えれば町の活性化にも繋がり、又、医療費や介護サービス料等の抑制にもなるかと考えております。

では、どのように予防に取り組んでいくかということでございますが、1点目として、健康づくりの基本は食事や運動に加えて健康診査や各種がん検診がございます。早期発見・早期治療のためには、より多くの人々に健康診査や各種がん検診等を受けていただく必要がございます。今後も受診率が向上するように保健推進員の方々と協力をいたしまして、それに取り組んでまいります。

また、予防事業を推進していくために、今年度から町単独事業で胃がんの予防として、40歳以上の方を対象にピロリ菌検査への検査料助成事業を開始いたしました。

新年度におきましては、健診受診率が低い年代の方々を対象とした健康体験事業費をこの3月議会の予算に上程しております。

次に、2点目ですが、運動指導の実施です。加齢などに伴う筋肉量の減少を防ぐために筋力アップを目的に昨年度から後期高齢者医療の事業で取り組んでいます。昨年度の実績といたしまして、35団体、延べ98回開催いたしました。参加者延べ人数は1,002名で、うち841名は75歳以上の方でありました。今後も参加者が増加するように内容を工夫しながら取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、3点目でございますが、町民の方の中には、「自分の健康は自分で守る」という意識をもって、各人で健康づくりに取り組んでおられる方もいらっしゃいます。今後は、そのような方々が1人でも多く増えますように、健康への意識が高まるような啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

あとは教育長から答弁をいたさせます。私の松本議員に対する答弁はこれにて終わらせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 松本良人議員の高齢化社会に向けて、社会教育のあり方、社会教育団体の充実についての見解、それから、現在の社会教育団体への関わり状況についてという、このご質問にお答えしたいと思います。

社会教育は、苓北町生涯学習推進テーマである「自分発見、生きがい発見、ふるさと発見、伝統文化が薫る町」の実現のために、町民一人一人が志を高く持ち、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう「働く、学ぶ、楽しむ」等の自由なライフスタイルを創り上げていく必要がある」という理念のもとに進めております。

平成30年度は、「魅力ある学習機会の充実と指導体制の確立に努めるとともに、自主的、主体的な社会教育団体及び地域社会活動の振興を図ることを目標として、各地区

の公民館及び志岐集会所を活動の拠点施設として取り組んでまいりました。

今後これらの活動を踏まえ、より多くの皆様にそれぞれのライフスタイルの中で「自分探しの旅」と称される「輝き、感動を求め、見る、聞く、体験する」活動に参加していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

又、現在の社会教育団体との関わり状況についてお尋ねでございますが、公民館事業として高齢者大学、お盆事業、地区文化祭、れいほくセミナーを開催するほか、社会教育事業として、青少年育成関係事業、女性教育関係事業、成人教育関係事業、更に社会体育事業として町内外の体育的活動を主催、共催、又、協力等の支援をしております。

以上、松本議員のご質問にお答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） まず、苓北町の振興計画関連でお尋ねをいたします。

なぜ私が実施計画を重視するかということでございますけれども、実施計画をつくる上では、必ず財源が伴うわけですね。今、先ほどの説明の中では、基本構想があって基本計画があって、そして実施計画をつくりますよというような流れだったと思いますが、それはその流れかもしれませんが、本当の計画をつくるのなら、財源、懐具合を見た上で実施計画をつくって、それに積み上げていって上のほうをまとめるというのが当然のやり方じゃなかろうかなと思っております。金がないのにどんなに立派なこと言っても実はならんわけですからね。

そこでお尋ねをします。

現在、本町の借入金の総額はどのくらいになりますか。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 100億を少し上回っております。

すみません、今のは特別会計を含めてということです。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私も多分100億は超えているんじゃないかな。これは一般会計で100億でしょうかね、例えば、特別会計も含めたところでしょうかね。

併せてですね、今後、人口減少も加味されると思いますけれども、本年度の、もう今度は補正予算が上がっておりますので、借入総額と、そして、人口が減っている状態で1人当たりの借入額は大体どのくらいになりますか。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 現在の起債残高は一般会計で七十数億で。

○5番（松本良人君） 借入額です。

○企画政策課長（荒木広之君） はい、その前のですね。特別会計を含めて100億をちょっと超えとるということです。

只今のご質問で、本年度、30年度の借入予定額はということに対する回答をさせていただきますが、今後ですね、繰越事業等もございますので、その金額でちょっと事業費が変わってくるということをまず申し上げまして、現在の計画額を申し上げさせていただきます。一般会計と特別会計合わせまして4億7,171万5,000円でございます。この内、2億1,561万5,000円が臨時財政対策債でございます。1人当たりということでございますが、2月28日時点で人口が7,272人でございますので、割りますと、1人当たり6万4,867円ということになります。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） それではですね、単年度別にですね、5年間のですね、年次別の負債の残額、借り入れ残額ですね。それと、今後、人口の減少が伴いますので、1人当たりの額がどのくらいぐらいになっているのか、お尋ねをしたいと思いますけれども。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 前5年間で申し上げます。まず、平成25年度ですが、13億997万9,000円の借入額でございました。この内、臨時財政対策債が3億4,827万9,000円です。1人当たりになりますと16万5,339円です。平成26年度、10億7,141万3,000円、臨時財政対策債が3億2,361万3,000円、1人当たり13万7,502円です。27年度、8億1,116万1,000円、臨時財政対策債が2億9,026万1,000円、1人当たり10万6,340円です。28年度、6億1,979万8,000円、臨時財政対策債が2億2,889万8,000円、1人当たり8万3,061円でございます。29年度、4億7,834万7,000円、内、臨時財政対策債が2億1,764万7,000円、1人当たり6万5,428円でございます。この後の予定です。31年度、3億2,350万円、臨時財政対策債1億9,000万円、1人当たり4万4,486円です。新元号2年度、4億2,070万円、臨時財政対策債は以下同じでございます。1億9,000万円、1人当たり5万7,852円でございます。新元号3年度、3億7,920万円、1人当たり5万2,145円でございます。新元号4年度、2億6,270万円、3万6,125円です、1人当たり。新元号5年度、2億3,770万円、1人当たり3万2,687円の計画となっております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この金額は単年度でこれだけの借り入れだと解釈するわけですが、これを積み上げてくると、ちょっとした資料で、これがまともな資料かわかりませんが、18年の4月の1日現在でございますけれども、苓北町は91万9,000円、1人当たりですね、なっとるというような資料がありました。県内でべ

スト4です、借入額の総額が、残つつとが。認識しとられますか、わかっとられますか。1番目は五木村です。2番目が産山村、3番目が水上村、4番目が苓北町、5番目が山江村、6番目が球磨、7番が南阿蘇、全部上んほうは村です。村の中で苓北町が4番目に入っております。借金がこれだけ残るところがですね。町と市を合わせれば、苓北町トップです。借金が。残高が。そこら辺認識されておりますか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 起債残高が高いということは認識をしております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私が一番危惧するところは、今後、どうやって町を運営するかなんですよ。それが振興計画に反映するんだというのを思いますので、こういった質問をするわけですけども、それで実施計画書をつくって3年、5年、10年後の見通しを立てて基本計画、基本構想をつくってくださいということを申しあげましたけれども、それがそうじゃないというようなご指摘を受けましたが、基本実施計画はどがんでんよかったと、予算にあわせてつくるからいいんだというような前回の回答でございましたけれども、ぜひですね、今後は、私が一番危惧するのは、電源三法交付金あたりでつくった箱物なんかがもう今からべりりやりかえなんですよ。経常費は相当いると思いますよ。税金がぼっと減ってくると思いますよ。人間は減るから、働く人間が少なくなるから、そういったとこで十分に検討した中で、やはり計画は立てんばいかん。素晴らしい構想ですよ、この基本計画の中身見ますと。これはこの前も言いましたけれども、この立派な計画書がですよ、これ今日もらいましたけどもね、計画書が絵に描いた牡丹餅にならんように、ぜひ今後とも努力をしていただきたい。どがんですかね。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 当然ですね、事業を実施する上では、歳入と歳出バランスをとっていかなければなりません。で、今言いましたように、本町はいろいろな公共事業に取り組んで、経済対策等にも乗って、有利なそういった起債をお借りしてですね、事業をやってきておるところでございますので、現在のような状況が発生をしておりますが、今、この起債残高をですね、10年で20億円減らしていこうというような基本方針を持って31年度の予算編成にもあたったところでございます。今後もこの考え方は継承していきますし、そうしなければならないというふうに思っております。

振興計画の実施計画につきましてですけども、先ほど町長の答弁にありましたように、31年度の予算が決定していただきましたら、初年度の事業計画費が固まります。3年間はそれをはじめとして3年間のしっかりしたその財政計画を織り込みながらつくっていくつもりでございますので、今のところ、10年間のですね、事業計画自体は持っておりますけども、それに対する財源の裏付けというのはここにはしておりませんの

で、しっかりその３年間の分をですね、しっかりつくっていくというふうなことでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○５番（松本良人君） ぜひともですね、今、素晴らしい苓北町をつくっていくということでございます。今、道路は荒れ、河川は荒れ、住民サービスは低下しておって、いっぱいやらなければならないことが全部先送りになってですね、ややもすれば山間部には道路があっても通れない道路がいっぱいあるんじゃないかなろうかと、あるいは、川があっても河川は流れんでん、横の田んぼの中が川になって、そこを水が流れとるような状況が今奥地あたりはいっぱいある。社会福祉もややもするとよそよりも遅れとるというようなことが考えられますので、そこら辺ですね、十分にですね、私たちはそう大きい金は使うのは要望しませんよ、お城をつくったり、大きな施設をつくってですね、そこにぼんと大きな金を使うのは要求しません。その日、やはりもう淡々とですね、あまり安全で安心して暮らせる町をつくっていただければそれでいいんですから、そこら辺ぜひですね、今後のまちづくりに力を入れていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

町管理バスの運行計画でございますけれども、今、管理がうまい具合いっているというふうなことでございますけれども、先ほど申しましたが、今、もともと青バス、俗に青バス、町有バスは産交バスが下田富岡間がなくなると、それでつくりましょうと。今、本当に定期バスがですよ、定期的に時間をきれいに定めて富岡と天草市の下田まで定期バスとして機能はしておりますか。そこら辺。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 始発は時間を決めておりますので、時間はしっかり決まった時間に通過するようになっております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○５番（松本良人君） 通常ですね、私たちが言うのは、朝、例えば、朝勤務、車なくても、例えば役場に都呂々の萱の木あたりからバスに乗って行けば。ここの８時半の勤務に間に合いますよ。５時が終わってから５時１５分のバスに乗って帰られますよと。あるいは高校生も一緒ですよ。高校生も朝都呂々のその一番で乗ってきて、志岐から７時１５分のバスに乗れば天草市の高校には通えますよと。そういった安心感のあるそのバスの代替バスというのは管理がなされておりますか。今ですね、都呂々あたりでは、高校にやっとして、夕方迎えに行ったりですね、朝から送っていったりするような私たちの仲間がおられます。それは相当なやっぱマイナス要因じゃないかなろうかと思えます。ただ１０時ごろ青バスは温泉バスに行く専用としての価値があるのが１０時ごろと３時ごろに来ます。そうじゃないんですよ、私たちが求めるのは。地域で生きるため

に、そのバスを利用するためにはどうしたらいいかというような考え方なんです。今の点について、どがんなるですかね。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 廃止前の時間帯、高浜上河内発富岡港行と現在の巡回バスの時間帯はそう変わりがございませんので、朝、その当然、現在の拓心高校生の通学も考えて、下田の始発をしておりますので、そこはしっかり繋がっております。帰りも同様です。そういったことで配慮をして、運行しております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） これは教育長あたりにもちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、うちの前を、私は都呂々の大河内です。同じ時間帯に3台バスが、30分ぐらいのところに、同じバスがですよ、行っております。現場確認されたことございますか。続けてですね、中学校のバスと小学校のバスがですね、30分の間に、それに間に青バスが入ってですね、同じ時間帯に、どうですかね。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の件については、前回の議会でも確かご指摘いただいたというふうに思っておりますけど、子どもたちの登下校、その時間帯によってはそのような状況、それぞれのバス運行ルートも違いますけれども、最終的に同じ道や同じ道路等に集まってその時間に動くということはある得るのではないかというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私、なぜこれを言うかということ、同じ小学生と中学生を運行するにしてもですよ、授業が終わったからそのまんま乗せていくんじゃないかでもですよ、そこ10分、20分ぐらい待たせていただいておって、図書館なりで本どん読ませとってですたい、中学生にあわせるとか。あるいは、逆に小学生にあわせるとかというような時間帯を通してですね、その3台も1時間に、30分間の間にせんでも、私は子どもたちにバス、交通機関を利用するような勉強もさせないかんからですね、そこら辺はどうかならんかなと。

それから、今特に問題意識されておりますけれども、やはり経費の問題、それから排ガスの問題ですね、そこら辺が相当今世界的に問題になっつつじやなかですかね。そこはやっぱり自治体から改善していくのが本当の目的じやなかろうかなと思うとですよ。そこら辺、30分ぐらいの間に同じ町のバスが3台、ちょっと常識で言いよっと、ほかの町村ではそういったこと考えられないと思うとですけども、どがんですかね。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育長。

○教育長（濱崎敏和君） はい、こちらのほうに運行ダイヤのほう私どもが、子どもた

ち関係の分だけで持っているところでございますけれども、例えば、3月の6日でございます。本日ですと、都呂々小学校の授業終了にあわせて15時40分に都呂々小を出る、運行することになっております。明日でございますけれども、14時50分に都呂々小を出発すると。これは学校の下校時間、授業終了の時間とその後の様々な行事等で日によって学校と企画のほう、それから教育委員会のほうで調整をしてやっているところでございます。その結果、先ほど申し上げましたように、ダイヤ上、混み合ったそういう時間帯も生まれてくるのではないかなというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） その学校サイドにあわせるとじゃなくて、子どもたちがですね、定期バスのような感じで運行するようにして、待ったり、あるいは校庭で時間待ちをしたりしてですね、子どもたちをバスにあわせるというような雰囲気はつくられんわけですかね。それに町民の方々も一緒になって、例えば、木場に行くにも、帰ってくるにもそのバスを有効に活用すると。あるいは、ここから、富岡からですね、定期バスを出して、例えば、4時に出したなら4時15分に芥中前を通りますよ、10分前には元水産高校の前を通りますよというような感じで、それがずっと常時になって、それにあわせて子どもたちがその行動を起こすというようなそういったことは取れません、取れんのですかね。私は、ぜひですね、やはり今町は財源きつかつですよ。きつかと思いますよ。今、こっだけ締め付けてあるわけですから。そん中でですたい、子どもがすんだからそれすんだ分ば乗せていくとじゃなくて、すんだねって、3年生がすんだなら6年生まで待つとけて、そこら辺の指導をしたり、そういった乗り方の体験をさせるのを委員会のやり方でなかろうかと思いますが、それにあわせて青バスをその間に通わせると、そうしたら素晴らしいその交通体系に、今4台ありますもんね、町には。4台をですね、うまい具合に組み合わせたならば相当いいその交通網が出てくっとじゃなかろうかと思いますが、どうですかね。

教育長、そこら辺はでくつとですかね。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育長。

○教育長（濱崎敏和君） はい、お答えいたします。

先ほど時間を申し上げましたが、6年生の授業終了時間でございます。そこにあわせて発車をしていただいております。ですから、1年生、2年生、主に4年生の以下の子どもたちにとっては十分な運動場で遊ぶ時間、待ち時間、それから、先生方と一緒にふれあう時間というのも確保できるように思いますので、特にあわせて全員が一緒にという形でスクールバス運行させていただいております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この件については最後にいたしますけれども、今後ですね、今、高齢者の方々が相当やっぱり矢面に立たされとっとですね、高齢者が事故を起こすと。ただ、私たちの苓北町あたりの山間部の方はもうぎりぎりまでせんば交通の便が悪か、交通網が確定されておらないので、もう動く間は自動車は手放しきらんというのが大半なんです。それをもうちょっと今の4台あるバスを有効に活用していただければ、相当なやっぱりそういった方が減る、そして、事故も少なくなる。そういった形が出てくっとじゃなかろうかと。私は決してですね、今の車を増やせとかそうはいいいません。今の車を有効に活用していただいて、利便性をもっともっと取っていただければ、まだまだ町はようなっとじゃなかろうかと思います。ぜひ検討してください。

それから、農作業車、これコンバインとか田植機でございますけれども、天草管内でですね、ぽつんとですね、天草市の中に苓北町があつとですよ。苓北町があつとって、隣りはもう免除なんです。よそはせんじやったっちゃよかじゃなかですか。よそん町がですたい、百姓はきつかけん、苓北はどがんしよっと、ああ苓北はいつからでも廃止しとるよということであれば、ああ、うちもほんなら廃止してよかっか、その廃止の輪が全国に広まればそっでよかっじゃなかですか。今、町は逆な立場を取りよっとでしよう。よそがしとらんけん我が家もせんと。よそがしとらんとならば我が家からしていつて、全国的にいいほうに進めばよかっじゃなかですかね。私はそがん思います。

それから、農業者の方が重機、バックホーなんか持っておられれば、農業者がバックホーなんか持とれば課税さるっとですよ。業者の方持とったっちゃ課税されんとでしよ、そうじゃなかですかね、どうですかね。お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 只今の松本議員のご質問ですけれども、小型特殊車輛につきましては、先ほど町長も申し上げましたとおり、地方税法、道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則、その中で別表というのがありまして、その中で対象となる基準を満たす車輛につきましては、小型特殊自動車となっておりますので、課税対象となります。区分としては農耕作業用とは別になりますけれども、額も変わっております、税額が。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 業者の方んとは取とらんとあつとでしよう。百姓んとはほとんど取りよっとでしよう、農家んとは。重機関係です。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 先ほど申し上げましたとおり、小型特殊車輛についま

しては、この道路運送車両法施行規則の別表に定める基準であれば課税対象となっておりますので、業種は関係なく、ただ税額が農耕用とその他で違うということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 今、道路運行車両法とか何かおっしゃりましたけれども、今のコンバインとかですね、田植機なんか道路通らんとですよ。これ税金かかっとですか。

○議長（錦戸俊春君） はい、税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 確かに道路を走る度合いというのは極端に少ないんですけども、先ほど申しましたとおり、小型特殊車輛につきましては、この法律に基づきましたところで対象になると、公道を走る走らんに関わらず対象となるということで、法でうたっておりますので、それに基づいて課税をしている状況でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 持ち時間が少ないですので、ちょっと切り上げますけれども、普通の道路運送車両法なんかというのは車にかかる税金ですからね。これは普通は自動車税なんかというのは排気量とかに基づいて価格も違うし、要するに、車は道路を走るためにうむんでしょう。それから、グリーン課税税制とか、あるいは排ガス燃費の性能によってから税率が変わるということでございますが、これは全て車、道路を走るための車輛とかなんかじゃなかつですか。お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） はい、税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 軽自動車税の小型特殊自動車につきましては、所有に対して課税をするということになっておりまして、公道を走行の有無は課税の要件ではないというふうにうたっております。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 税金のことでついにお尋ねしますけれどもね、税金がそういった決まってるからそれに基づいて取るということですね。法的に。そうした場合は、今、先ほどいろいろな感じで、例えば、納税組合方式や銀行で引き落とし云々なんか入っておりますけれども、それははっきり言うて、昔は現金で納めるということになったんですが、そこら辺はよかつですかね。今、税、税、法、法って一生懸命言いよらすからついでに言いますけれども。税金は現金で納めなければならないということになったとつとですが、引き落としならば現金じゃなかつですか。それ知つとらすですか。

○議長（錦戸俊春君） はい、税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 現金で納めなければならないというのは、ちょっと私把握をしておりますので、ちょっとこの場では即答できませんけれども、すみません。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） もしそれが本当だったならば、わが家に合わせて税金は取るよということですかね。適当に取りよるとのことです。自動車税法でこれを書いてあるから取るよということですかね。まあいいです。そこら辺はですね、ぜひ検討していただいて、今、農家はきつい、そして道路も通らんとにです、田ん中の中に走って回るとにですね、軽自動車税なんかというのは、かけるのはおかしいんじゃないかと。道路運送法なんかというのは、道路を通るための規定された法律はですね。田ん中でおって、どがしこ携帯握ってですね、トラクターどん乗ってったっちゃ絶対巡査さんな止めんとですよ、おごらんとですよ。もうそこら辺もありますので、町長さん、ぜひですね、そこら辺、いいことは芥北町からやってください。どがんですかね。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 私が結論で申し上げましたように、これが農業振興、そしてほかの税制の公平性が保たれるかどうかというのをしっかり検討した上で、結論を出したいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） ありがとうございます。ぜひ前向きでやっていただきたいと思います。

それでは、高齢化社会の対応でございますけれども、実は、健康教育とかですね、予防教育あたりは今一生懸命町でやっていただいております。ただ、これが私から言わせれば参加される方が相当偏っておられるんじゃないかなと思っております。また、そこら辺の解消をするために社会教育あたりの団体あたりとあわせてですね、やったらどうかというような考え方を持っとるわけですが、そこら辺の兼ね合いはどう思われますか。担当課か教育長あたりが、えらい理想な教育、社会教育で一生懸命頑張っておられるというようなことを先ほど聞きましたけれども。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育長。

○教育長（濱崎敏和君） はい、只今のご質問についてお答えいたします。

社会教育と連携した高齢者のですね、皆様方はもちろんのことでございます。公民館、先ほど申し上げましたように、拠点としてという形で申し上げましたけれども、先ほどの主催事業以外にもそれぞれの町民の方のご要望にできるだけ添うような形でご協力申し上げたいというふうに、これ各公民館共通でございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 健康増進室の方にお尋ねしますが、この健康教育とか、

予防教育をですね、今後ですね、例えば、老人会とか、あるいは高齢者大学とか、あるいはほかの例えば女性の会の方とか、一緒になった組織づくりをしっかりとやっていただいて、しっかりとやっていただいて、そこら辺からですね、健康教育、あるいは予防教育あたりをやっていけば相当なその効果が出ると思うとですが、いかがですかね。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） はい、おっしゃるとおりですね、効果があるとは認識はしております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 現在ですね、例えば、私も老人会の会員ですけれども、老人会にしても、女性の会にしても、今、教育委員会があまり手助けはしてなかったと思うとですよ。一番しよっとはそういった団体にしよっとは、高齢者大学には一生懸命なところですけどもね、私はそこら辺の歪があって、老人会あたりがなかなかやりにくいところがあつとですが、そこら辺改革というのは考えておられますか。

○議長（錦戸俊春君） はい、健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） はい、只今の件ですけど、教育委員会のほうと1回話し合いをさせていただきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 今後はですね、そういったですね、社会教育あたりにも町が率先して力を入れていただく。あるいは、その健康教育には増進室が一生懸命していただく、そして、町ですので、町は一本ですので、力をあわせてですね、やっぱりやっていただければ、今はですね、健康な方が多にして大きな病気にかからつとですよ。おれはまだ健康やけんよかもんないと言われる方が案外手遅れになったり何かして、それやっぱり社会教育のあり方の中でやっぱりいろいろそこら辺もですね、含めて一生懸命やっていただければ、相当な効果が出るんじゃないかなろうかと。そして、余分な国保も余分に使わんごてなるし、後期高齢者の金も使わんごてなるし、介護の保険料も使わんごてなるし、町は万々歳なんですよ。ぜひそこら辺を含めてですね、一生懸命頑張りたい。限られた財源です。この限られた財源をですね、子どもや孫たちにですね、十分によく使っていただいて、この住みよい町をじっくりつくっていただきたい。借金を将来かろわすつとじゃなくてですね、幸せな分をかろわしていただきたい。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで松本良人君の一般質問を終わります。

次に、通告6番、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 通告6番、4番議員、高戸幸雄です。

議長より一般質問の許可を与えられましたので、通告内容にしたがい質問を行いたい

と思います。

さて、今回の定例会、平成最後の定例会となりました。私ども苓北町議会第17期議会議員は、町政執行以来、初めて無投票当選により議席を得て一般質問の機会を与えられた最初の定例会でございます。無投票が故に、今後、任期の4年間、町民の方々からは以前より増した議員一人一人が議会議員としての活動が試されるのではないかと考えているところでございます。

私は、今回、立候補にあたって財政の健全化、地場産業の育成と充実、青少年の健全な育成、現在の医療保険制度、国保制度の持続可能なために必要な財政基盤の強化、以上の4つの項目の推進を信条として全力を尽くすことを目指し、活動を行ってまいりたいと思います。

よって、定例会ごと4つの項目に沿いながら、また、その時々町の状況を見ながら一般質問を行うように努めていきたいと考えているところでございます。

それでは、早速本題に移ります。

今回は、まず1番目に、財政の健全化について、私は過去2回にわたり、熊本県下の決算概要が発表されたのち、直近の議会において、将来負担比率について質問を行いました。県下において第1位を示している将来負担比率の数値についてどのように感じてもらえますかと質しますと、国の基準を大きく下回っており、何ら心配要らない。必要な事業を前倒し実施したためであり、結果として、町民生活の解決性の度合いを大きく向上させたとし、水道、下水道事業を、特に下水道事業について、その成果を掲げた答弁がなされているところでございます。

しかし、よくよく考えると、2つとも事業はもう既に完了し、下水道に至っては一部の施設において、もう既に改修が進められているところでございます。事業が完成しても関心の将来負担率になると大きな数値のままであります。再度、この数値についてどのように考えておられるか、伺いをいたします。

また、この案件を考慮し、新年度、平成31年度に取り組まれた事項があったら伺いをいたします。

また、ここは数値削減策の一つとして、一旦大規模事業の見直しの検討をすべきだと思いますが、いかがですか。

その事業は言うまでもなく、都市再生富岡城新大手門跡広場整備事業です。本事業は、問題案件が生じたその都度その都度対策といいますか、事業が変更され、その結果として、事業費が大きくなる一方であります。なおまた、その案件があまりにも多く、最終的なその全体像が未だ見受けられません。改めて、この全体像を示していただきたいと思うわけでございます。

答弁を求めます。

なお、最終的に緊急避難支出削減行動の一つとして、職員の人件費に目を向けることはないと思いますが、いかがでしょうか。確認の意味でお伺いをいたします。

次に、先の区長会評議委員会において、納税のあり方等の見直し検討と題し、区長さんたちに現在の税金納入方法に対する改善要望が説明されたようであります。役員の方々は、その内容からして、その必要性は理解するものの、区長全員に対する説明を改めて求めるとともに、区長交代時期でもあり、心配をされているようでございます。また、あわせて、納税状況を考慮した地域が輝く行政区活動補助金についても、今後、新たな算定基準を設定し、助成を行うとの説明があったようであります。行政区運営にあたってはご存じのとおり、大切な原資であります。町にとっては、近年の大変厳しい財政事情の中、大きな負担であるとは理解をしておりますが、引き続き、地域活性化のため十分な配慮をされ、同様程度を助成し、区長さんたちの不安の解消に努められるようお願いところでございます。

現状についてお伺いをいたします。

次に、地場産業の充実について質問をいたします。

私は、先の定例会一般質問において、平成31年度予算編成にあたって、本町の基幹産業であります農林水産業、特にT P P発効に伴う畜産業に対する対策を求めました。答弁の内容は、あくまでも国の方針決定後、町としては対応するとありました。このような状況でありましたが、私は期間を設けてでも町補助事業の拡大を求めました。結果としては、後継者が増えるよう頑張っていくという回答を得たところでございます。よって、新年度予算にどのような形で反映されたか。また、先の定例会後、日程的には短い期間ではありましたが、関係機関、農協、畜協等々と協議されているようであったならば、その状況をあわせてお尋ねをいたしたいと思います。

以上で、私の最初の一般質問を終わります。なお、答弁を終えたのち、一問一答方式により自席にて再質問をしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、財政の健全化に対するご心配な中でのご質問でありました。将来負担比率についての質問でありました。将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことであり、早期健全化基準350パーセント以上の団体は、財政健全化計画の策定を義務づけられることになっております。

苓北町における平成29年度決算に係る将来負担比率は、128.3パーセントとなっております。これは昨年度とほとんど横ばい、しかし、その前の年からしますと140パーセントからだいぶ減っているわけでございます。これは職員皆さん方の努力の賜ではないかと考えております。ちなみに、熊本県は175.2パーセントでございま

す。

また、この件についてどう考えるかという、私の答弁書を丸々そのまま昨日、私も見たばかりなんですが、つくり直したばかりなんですけど、全く一緒でした。そういった意味でですね、同じことを聞かれるので同じ答えになってくるのかなと。あるいは、高戸議員の考え方を私が察知して書いたのかなというような思いでございますが、やはり常々申し上げますが、やはり先取りをした、例えば、下水道、そして緊急避難場所等々に力を注いだということが128パーセントになっているかと思っております。この財政は、やはりゼロに近いほうが、なるべくいいわけでございますが、しかし、それにあまりこだわって町民に必要なものをつくっていかないということであれば、やはりこれもまた残念なことになるわけでございます。先ほども質問の中で申し上げられましたわけでございますが、必要な先取り、下水道をもしやっていなかったらば、この数字がどうなったかということも考えていただかなければならない。これは80億ぐらいかかっております。ただ、今、ピークを越えましたけど、借金返済の。超えましたけど、ご指摘のとおり、常々やはりマンホールの痛み、それともう既に浄水場の機械設備は更新にかかっているわけございまして、このことにつきましても、やはり維持費というのは当然出てくるわけでございます。今後の振興計画の中にも、先ほどご指摘がありましたように、維持費の増大、そして、維持費は毎年かかってくるものでありますので、当然それを計算に入れた中でやっているわけでございます。

先ほど松本議員のご質問にお答えした中で、やはり今後の起債をするにあたって、今まで非常に多かった時期もございましたが、年々次の5年間減っております。これはやっぱり財源をしっかりと固めながら事業を絞っていく計画の中でやっているわけでございますので、全く心配は要らない状況であると。ただし、ゼロに近いほうがいいに決まっていると、ご指摘のとおりであります。

その結果ですね、町民の生活には、海、川の水域の環境保全が素晴らしくよくなったということ、そして、それに併せまして、皆さん方の衛生的な、快適な生活が維持できるようになったということ。

また、東日本大震災後の緊急防災事業や近年の経済対策を積極的に活用したことにより、地方債発行額も多くなったのは事実でございます。地方債残高が増加してまいりましたが、国の厚い財政支援のもと、必要な事業を前倒しを含め実施したためであり、町政を中長期的に捉えると町財政負担は最小限に抑えまして、最大の事業実施を行ってきたためであると捉えております。

いわゆる臨時財政対策債を絡めると、来年からの実質的な起債はですね、相当低く抑えてあります。来年度も7億お返しするのに比べまして、3億あまりの起債でございます。そういった意味で、我々もですね、財政健全化に向けてしっかりそのことを捉え

ながら計画的に起債残高を減らそうと。それと併せまして、職員皆様のご努力によりですね、同じ起債でも交付税が入った起債が非常に多いと、平均しますと50パーセント以上は起債残高のうち、交付税で返ってくる事業が大半です。そういったことを考えます時に、なるだけ今後は財政負担を軽くできるような事業をやっていきますが、町民にとって、今後必要である、あるいは、町の発展にとって必要であるというものがあれば、また議会にもお諮りをしていかなければならない。このことは、今度の基本計画をつくるにあたって、念頭において、今、念頭にあるやつだけをあげておりますが、今後どのような新しい変化があるかどうかわかりません。わかりませんが、やはり今よりもですね、起債残高がどんどん減っていくような努力を積み重ねてまいりたいと考えているところであります。

ちなみに、新年度予算編成にあたりましては、平成29年度予算編成のときに掲げました、地方債残高を今後10年間で20億円圧縮するという目標を継承し、取り組みました。

平成31年度の当初予算につきましては、公債費の元金償還額7億500万円あまりに対しまして、地方債発行額が2億9,000万円、その内、臨時財政対策債、そして緊急防災事業債等は臨時財政対策債は、100パーセントの元利に伴う交付税で返ってまいります。そして、緊急防災対策債については、元利とも7割返ってくる予定でございますので、実質的な起債残高というのは、相当な目減りを考えられると。しかし、それにしてもご指摘のとおり、財政運営には今までより以上に慎重な形をとって、町民に必要なもの、町の発展に必要なものを吟味しながら予算をつくってまいりたいと考えております。

次に、納税のあり方の変更についてのご質問であったわけでございます。

このことにつきましては、先程、山口議員のご質問でもお答えいたしました。本件につきまして、プライバシーへの配慮、金融機関の偏りの観点から、本年度の定期監査におきまして、監査委員から見直しを検討するようご意見をいただいたところでございます。

また、このような中、指定金融機関である苓北町農業協同組合からも、現在の納税組合を通じた税金の収納方法については、法律に基づく個人情報取扱基準に照らした際に、金融機関として到底業務継続ができる水準ではないというご指摘もあり、早急なる業務スキームの改善要望が出されたところでございます。

このことから、苓北町といたしましても、個人情報保護という法的な観点から、現在の納税組合を通じた収納体制から、原則、各個人による口座振替による納税へと納税のあり方を見直す検討に入ることといたしました。

現在、納税の方法につきましては、各行政区の状況に応じて、現金による納税と口座

振替による納税が混在している状況であります。見直しにあたりましては、まずは納税方法の変更を先に実施する必要があります。現状では、未だ口座振替による納入体制がなされていない区が町内５１行政区中、８行政区、又、一部現金徴収との併用されている区が１４行政区ございますので、今後、早急にこれらの区との協議が必要となります。

見直し検討につきましては、議員ご承知のとおり、去る１月１７日に開催された町区長会評議委員会で説明を行うとともに、今後、３月区長会及び４月の新年度の区長会でも、改めて全ての区長の皆様方に説明を行う予定にしているところでございます。その後、口座振替への移行を平成３１年度末までに完了できるように関係区長の皆様方との協議を行い、町内各世帯への口座振替手続き等の準備作業を進めてまいりたいと考えております。

また、この見直しを行うことに伴い、現在、納税の状況をもとに算定し交付しております「地域が輝く行政区活動補助金」につきましても、今後、新たな算定基準を設定し、助成を行っていく必要がございます。その件につきましても３月の区長会及び４月の新年度の区長会で、改めて全ての区長様方の皆様に説明を行う予定といたしているところでございます。

次に、地場産業の充実についてのご質問でありました。

平成３１年度予算編成にあたりましては、ＴＰＰ発効に対する畜産業への対策、地元農協等との協議についてのお尋ねでございました。

まず、農業関係の予算編成につきましては、地元農協の担当課とヒアリングを実施し、農業振興補助をはじめとした各種補助金を計上いたしております。この中でもＴＰＰ発効に伴い、最も影響が懸念される畜産業について、完全な関税化までに、町内の和牛子牛のブランド力の向上と確立のため、新たに牛白血病清浄化事業補助金を創設いたしました。これまで家畜振興事業補助金における親牛の優良家畜導入で、子牛の優良化を促進してまいりましたが、今回これに加え、喫緊の課題として牛白血病対策の補助金を計上いたしました。町内にも陽性牛がおりまして、これを淘汰していくことがブランド力になると考えているところでございます。地元農協や天草畜産農協、関係機関としっかり連携を取りながら取り組んでまいります。

以上、高戸議員のご質問にこたえさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） はい、高戸幸雄君。

○４番（高戸幸雄君） それでは、早速再質問に移りたいと思います。

順番が異なることをまずご了解願いたいと思います。

まず、地場産業の充実、畜産業に対する取り組みについて、再質問を行いたいと思います。

本年1月の品目別貿易統計によりますと、TPP発効した国から牛肉輸入量が前年度同月の1.5倍に急増されたと報道がなされております。関税引き下げで安い外国産が大量に流入し、よって、国内の畜産農家に不安をもたらす結果となったわけでございます。政府は、輸入増加の背景には、関税引き下げを見越し、12月の買い控えが1月に繰り越された結果であるというふうな要因を上げているようでございますけれども、いずれにいたしましても、不安を呈したことには何ら変わりがないと思います。このような情勢の中で、一部の牛肉、例えば、当初から懸念されておりました、交雑種F1ですね、それから、赤牛の価格が下がったというような情報は現在ありませんか。

お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） TPP発効後ですね、牛肉の関税は38.5パーセントから27パーセントに下がっております。報道においてはですね、特にオーストラリア産の牛肉が急増したということでございます。今後、まだこの関税は下がってまいります。大変懸念されるところでございますけれども、今のところですね、天草家畜市場の子牛のセリ値ですね、これが下落をしたという情報は入ってはおりません。

交雑種についてもですね、県内の状況はまだ今のところ下落の傾向はないということで理解をしております。

○議長（錦戸俊春君） はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） すぐには影響がないようでございますけれども、徐々に徐々に影響があるのではないかなと懸念をしております。先ほど農林課長からお話あったとおり、農協だよりによりますと、本年の1月に開催された、天草家畜市場においては、高値取り引きということで一安心をされているようでございます。この中で、特に白血病の陰性に対しては、評価が高く、高値で取り引きされているという報道もなされております。平成29年11月定例熊本県議会において、農家の経営安定のためと題し、感染確定防止の上からも、このことは白血病に対する問題は非常に重要だということで、地元選出の議員が質問をされているようでございます。結果、熊本県では、実態把握を加速させ、その上で清浄化に取り組む畜産農家に支援体制を強化していくという答弁があっているようでございます。

このように、天草地域では地元の獣医師会の協力も得て、他の地域に先駆けて本事業に取り組まれているようでございます。

本町においても、平成31年度新しい年度において、この対策に対する項目、新たな項目を設けられて清浄化を推進しようということで予算が組まれております。このことにつきましては、私、改めてですね、敬意を表するところでございます。こういったことによって、その畜産農家の方には勇気が湧いてくるのではないかと思いますけれども、

このことに関して、ほかに何かありませんか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 議員の言われましたとおりですね、天草家畜市場におきましてはですね、牛の子牛のセリ市、これにおいては、購買者側の方がですね、陰性牛の確認、これがあるかないかでセリの単価が大きく左右される現状になっております。地元ＪＡ、そしてまた、畜産農協のですね、清浄化促進の補助、これと併せたところで町も併用してですね、この町内の牛白血病のですね、陽性牛の淘汰にですね、少しでも早く淘汰できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○４番（高戸幸雄君） 牛白血病につきましては、畜協、そして地元のＪＡ、それから飼育農家、３者がともにですね、協力し合いながら一刻も早くこの清浄化１００パーセントに向けて努力をしていただきたいと思います。予算の内容につきましては、この後、予算委員会等が開かれると思いますので、その中で詳しくまたお尋ねをしたいと思います。先ほども申しましたとおり、一刻も早くこの対策が進み、清浄化が進む一方で、新たなブランド、天草牛として統一ブランドが確立されて、よく言われます、町長、守りの農業から攻めの農業への転換、特に本町の中山間地域においては、もう畜産以外ないんだよというふうな声もお聞きいたします。今後も畜産業に対する育成、充実に努めることを願ひまして、畜産に対する質問を終わりたいと思います。

次に、納税のあり方について再質問を行います。

確かに、私も個人情報保護の観点からは見直す必要があるのはすごく当然であるとは理解をしております。しかし、一方、現在の納税の方法がよかった点についてもご理解をいただきたいと思います。今までの納入の方法が全部だめだという否定はされないでいただきたい。地域が輝く行政活動補助金と連帯するが故にですね、行政区役員がどれだけこの１００パーセント完納のために努力されたか、その努力は認めてほしいと思います。私も議員になる前に、区の役員をさせていただきました。確かに、役員、大変ですよ。そういったところは努力を認めた上でですね、いろんな発言等々についてはお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、今までの徴収率を見ますと、やはり皆さんがいろんなことに配慮をして頑張ってこられた結果だと、私も思っております。ただ、今の質問の中にありましたが、それを全部無視してということではございません。やはり個人情報はやはりしっかり守らなければならないという観点からでございます。そういった意味で、やはり皆さん方にも理解を進めるためにも、まず、３月の区長会、これ新旧交代の区長会ですが、ぜひ皆さんにもしっかりとご説明を申し上げたい。そして、４月の新しい

区長さん方にもご理解を求めていきたいと考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） はい。私、在職中にちょうどこの個人情報保護法案が出まして、当時、町民課長を仰せつかっておりました。区長さんたちから、「課長、おれたちになんもかんもかくすとかい」と、「いや、そういう意味じゃありませんけれども、個人情報保護という観点からどうしても出すことができませんでした」ということで、半分は、その時は了解といいますか、法で決められた以上は仕方がないということで引き下がれた区長さん方が多かったわけでございます。どうか先ほども言われましたけれども、3月、新たな4月の区長会の折にはですね、丁寧な説明でお願いしたいと思います。

現在の納税組合体制から個人口座の体制となるとちょっと言い方悪いかもしれませんが、税の滞納が増えると思います。今までは完納のため、それぞれの区長さん方が努力されている点もありましたので、これに伴いですね、今度は滞納整理の職員も必要になってくるのではないかと思います。滞納職員の体制となると、お金に関することですから、1人ではだめですよ。2人体制、最低2人です。それが1組じゃだめだから2組ぐらい必要かなと思いますけれども、その体制、必要性についてはどのようにおかんがえでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 個人情報保護の観点から、区長さん方には報告できません。ですから、役場職員で対応をしていかなければならないという考え方でおります。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） ちょっと、町長、意見の意図が違うと思うんですけども、滞納が増えるからですね、今度は職員が当然対応しなくちゃいけません。そうすると、その滞納整理のための必要な職員が出てまいりますけども、その点はどのようにお考えかということです。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） それにつきましてはですね、当然こちらのほうで努力をしていきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、兼任になると思います。私は、町民を信じておりますので、この100パーセントに近い納税徴収率がですね、極端に70パーセントとかになるとは思っておりません。ただし、やはり心配はしているわけでございまして、兼任で当初はやってみたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） それから、先ほど現在の納税の回数といいますかね、それを当然減らすんだということがちょっと聞き間違えならいいんですけども、そういうふうになんかちょっと感じているからちょっと再質問をさせていただきますけれども、そうすると、必然的にですよ、年金がある偶数月といいますかね、そこに集中的に、なら固定資産税も何もかにもとなってくるんじゃないかなと思います。そして、回数を減らすことは確かに、その経費の削減とかはつながると思いますけども、それが果たして住民の方にこの口座引き落としなんですから、口座に入れておけばいいんですから、その手間といいますか、それはそう変わりはないと思いますけども、それよりも今の回数を減らすことによって、その納期のときに大きな金額が必要となってまいりますから、その点のところは少しクエスチョン部分がつくと思いますけど、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） この件について、非常に悩ましいことであります。実は、基幹行政システム、これが一向に減りません。クラウド化をすることによって、機械あるいは省力化しながらその予算を減らしていきたいと思っておりますが、やはりほかでやってる、鹿児島方式であるのは、苓北町のと規模が、今は逆転して大きくなってますけど、嘉島町、うちの基幹行政システムの半分以下なんです、予算が。それはある程度どっかで方式を変えてる。それが今ご指摘のあったようなことなんです。毎年2,000万円以上ずつカットしていける方法もある。しかし、そこには今までと違った簡略化も出てくると。悩ましいところだと思っております。だからなかなか踏み切れないでいるところでありますが、本当にこのことについては、財政運営についても毎年2,000万円から以上違ってくるわけですから、その点、変わったほうがいいのか、やはり、現在のままでいったほうがいいのかというのは、これ検討に値する案件で、結果がどうなれですね、このことについては、町民の代表の方々と検討をし、あるいは議会でも検討していただければありがたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） はい。それから、先ほどから申しましたとおり、地域が輝く活動補助金、これは行政区にとっては一番大きな原資なんです。これについては、いろんな考えもあられると思いますけれども、現在の水準といいますか、それをできるだけ確保していただきたいと思います。大きな国は大きな物事をやるからには、応分の経費がかかります。そういった意味で、小さな行政区は小さな行政区、大きな行政区は大きな行政区それぞれいろんな事情があろうと思いますけれども、最低限といいますか、現在の地域が輝く補助金については、よろしくご配慮をお願いしたいと思います。

それから、納税体制の変更、1年かけて31年度とにかく個人口座に振り替えてくださいという、ことだそうでございますけれども、併せて、32年度からはもうすぐそ

れが変わるんでしょうから、それまでには何期で納めるとか、いろんなことでこうあと1年あるもねって言いながらも、あと1年しかないんですよ。その点については、あとからということがないように、配慮方お願いしたいと思います。

財政の健全化につきましては、今後予定されております予算審議の中でまた詳しくお尋ねをしたいと思います。

以上をもちまして、私の今回の一般質問を全て終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで高戸幸雄君の一般質問を終わります。ここで4時まで休憩いたします。

-----○-----
休憩 午後3時44分
再開 午後4時00分
-----○-----

○議長（錦戸俊春君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ここで皆様にお知らせします。

本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第9条第2号により、予め会議時間を延長します。

引き続き、一般質問を続けます。

通告7番、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） こんにちは。通告7番、7番議員、浜口雅英。質問の相手、町長。質問方式、一問一答です。

質問に入ります前に、訂正と併せてお詫びを申し上げます。

2月22日に通告しました、越波対策の中で、本来国道324号線と質問すべきところを389号線として通告しました。この389号線を324号線に訂正して関係者の皆さんにお詫びを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

質問事項1、安心してらせる町づくり。

質問要旨（1）海岸の保全。

1、越波対策。

町長は、このたびの町長選を前に、あなたとともにまちづくり、新たな目標、新たな挑戦として4つの約束をされました。その中の安心して住める町の中で、国道324号線坂瀬川地区の越波対策をあげられています。そして、無投票による当選後の所信表明でも、ここが訂正箇所です。389号線を324号線に訂正方お願いします。所信表明でも324号線沿いの海岸越波への対策等の問題解決に全力で取り組むという考えを示

されました。この中で、３２４号線沿いの越波対策の区間は、坂瀬川地区に限るべきではありません。上津深江地区の住民の皆さんも越波に苦慮しておられますし、苓北町全体では、都呂々地区の西海岸線沿いの住民の皆さんも越波被害に歯ざしりをしておられることを忘れてはなりません。

今回、３２４号線に限って取り上げますと、この件は、これまでも私を含めて本町議会の複数の議員が幾度となく問題提起しておりますが、消波ブロック等現状の海岸保全施設に何ら問題はないという、この区域の大部分の海岸管理者である県の考えをそのまま繰り返されておられました。言うまでもありませんが、管理者は県であっても、そこで生活するのは苓北町民です。このたびの町長の発言、表明を受け、やっと町民の側に立った町政が執行されるものと安堵しました。

このような中で、本件の具体的な執行計画はどのように考えておられるのかお尋ねします。

質問要旨（２）公共施設の維持管理。

１、志岐集会所の対応。

本件は、先ほど同様の質問がありましたが、見解の違いもありますので、通告に沿って質問をいたします。

これまでの議会の中で複数回、志岐集会所の雨漏り等々の指摘がありました。そして、先の議会の一般質問、総務常任委員会の報告を受け、現場で外壁の腐食を目の当たりにされたことと思います。これらの原因は、デザインの問題、外壁材料の材質の問題などなどが提起、議論されておりました。

志岐集会所は、町民の文化の振興、町民、地域住民、そして、町外の皆さんを巻き込んだ融和と親睦の場として町民に定着している空間です。このことは、身の丈にあった収容人員最大２００人あまりで町内で唯一の階段式座席を備えているという建物の規模と様式によるものではないのでしょうか。このようなことから繰り返しになりますが、町内はもちろん、町外からの老若男女が集える本町になくてはならない施設です。本町における文化活動のさらなる振興と入場者の安全を確保するためにも、早急な原因究明と、これへと対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

２、防犯街灯の現状。

先の平成３０年２２回定例会で諮問要旨、安心して暮らせる町づくりの中で、防犯街灯の整備として、防犯街灯の設置数等のお尋ねをしました。その際、設置数１，３５０個という町の回答がありました。このような中で、球切れの状況はどうなのでしょう。街灯は設置されていても球が切れて防犯街灯の役目を果たしていないとすれば、防犯街灯設置の意味はなく、大きな問題です。球切れの状況とこれへの町の対応の考えをお聞きます。

また、防犯街灯設置の現状から、新たに防犯街灯の設置が適切だと考えておられる箇所はないのか。そのことに対してどう取り組む考えなのかお尋ねします。

3、道路の管理。

道路網の整備として、先の平成30年22回定例会で一般質問いたしました。このときの趣旨は、幅員狭小の町道の付け替え、もしくは、拡幅を提起しました。このとき、道路の現況把握の手段として、これまで幾度となく発言されている道路パトロールについてもお尋ねをしました。これに対して、パトロール班を設置してパトロールするのではなく、何か異常があれば職務日誌に記載するという現況の取り組みを紹介されました。これまで議会の中で、道路の役割は人体に例えれば血管に匹敵する非常に重要な公共施設の一つであると提起し、町もこのことにサインを示してこられました。にも関わらず、道路の至るところに存在する路面の凹凸や舗装のつぎはぎ、突出したマンホールの蓋、消えかかっている通行者の安全確保のための路面標示標識、路面への支障木による落ち葉や枝木が堆積し、通行車輛の安全確保が不十分なところ。路肩や路側、道路路面が雨水とかイノシシにより掘り起こされているところなど、数えれば切りがありません。道路の保守管理が不十分だからこのような事例がそのまま放置されているのではありませんか。

ところで、日誌にはどのような事案が記載されていますか。現在の道路状況を考えれば、課題と項目が多すぎて、日誌の一つのページには記載できないのではないかと考えます。

主な事例とその処理状況、もし未処理であれば今後どのような対応をされるのかお尋ねします。

4、里道の管理。

現在、里道の所有者は、市町村になっていると考えますが、その現状はどのようなになっているのか。そして、これの実態は把握されているのかお尋ねします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、安心して暮らせる町づくり。海岸の保全に対して。

国道324号線沿いの越波対策の具体的な執行計画についてであります。この件につきましては、私が8期目の町政をお任せいただくにあつての「4つの約束」や2月5日に開催されました第1回臨時議会での所信表明の中で、安心して住める町、そのための防災・減災対策の推進の施策として、国道389号線の法面崩壊対策とともに、1日でも早く解決すべき課題として取り組むことを申し上げました。

これまでも、国道管理者である熊本県に対しまして、対策をお願いし、国にも要望

を行ってきたところでございます。他人事みたいなことを言ったような発言がありましたが、これは熊本県が言ったことをそのまま言ったわけでして、我々に執行権がございませんので、熊本県がどういう対応をするかということでお答えをしたつもりでございます。常に、町民、しかも坂瀬川、上津深江地区が対象ですけど、これは全町的に対象になるんですね。本渡まで行かれる方が多いわけですから、そこを通られる方はほとんどその手前の方たちは非常に危険な目に遭っておられるのが実情でございます。特に、これからも北風、南風がかわりがわりにやってくると思いますが、北風が強いときには、本当によく今まで事故が起らなかったという思いでいっぱいでございます。このことにつきまして、もう度々のお願いでありましたが、県もようやく理解をしていただき、今回の国土強靱化の国の第2次補正に要望を出されておられます。そして、その要望が予算化できる方向にきたということも聞いております。先月、27日にその補正予算が県議会で成立したということでございまして、今後はこの強靱化の内容については、県事務当局で仕分けをしていかれるということで、もう暫く具体的なことは待っていただきたいということでございました。その内容につきましては、そこは国道の護岸ということで、これは国・県の仕事になっているわけでございますが、あの護岸の高さやら、その幅やらが本当に基準にあっているのかどうかということも調査もしたいということで、今回は324号線につきましては、調査が中心になると伺っているところでございます。

ちなみに389号線の法面对策は、実際もう県も始めておりましたので、相当多額の予算がついたように聞いておりますが、これも仕分けができてから正式には我々に通達をするということでございますので、もうしばらく時間をいただければと考えているところでございます。

そういった意味でですね、一つ一つの心配事を消していく、具体的な段階に入ってきたと。当然、県営の志岐川についても、そして、松原川についても、上津深江川についてもお願いをしております。できるだけたくさんの採択をしていただければありがたいと考えているところでございます。

どちらにしろ、324号線、調査をして、そしてできるだけ早く事業に入っていただきたい。そのことが我々のというか、私の願いでもあり、町民皆様方の願いだと思っておりますので、今後とも頑張ってもらいたいと考えているところでございます。

次に、志岐集会所に対する対応でございます。

いろんな質問の中での趣旨は、もう本当に私も全部同感をするところでございまして、今までは継ぎ接ぎだらけ、その都度、その都度の付け焼刃でやっていた感じがいたしまして、それに対しましては、私も責任を感じているところでございます。

今回は、あの現状を見ますと、本当にやっぱり抜本的な改修をやっていないと、今

後とも次々にいろんな問題が出てくる心配がございますので、まず、抜本的な調査をやらせていただきたいということで、31年度の予算に提案をしているところでございます。その状況を見ながらですね、根本的な事業であるかどうかわかりませんが、多分もう相当やられておりますので、大変な事業予算がかかる可能性もありますが、今回は、一番そういった意味では町民にも愛されている施設でございますので、覚悟を決めた中でその調査の結果、しっかりと対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、防犯街灯の現状についての質問でありました。

まず、球切れの状況と、これへの町の対応についてでございますが、球切れにつきましても、修繕同様、各区の区長の皆様方や地域住民の方々、それぞれの地域に住む町職員等からの報告、情報提供をいただき、直ちに業者に発注し球替えの対応をとっているところでございます。

球替えの状況についてであります。平成29年度の街灯修繕は、街灯の新設3件、球替え及び修繕件数を335件でありました。その金額は、合計で249万円あまりであります。その内、182件、76万7,000円あまりが球替え分となっております。

また、本年度は、1月末日現在で、街灯修繕件数191件の内、球替えは139件で、その修繕金額は76万円あまりとなっております。

次に、新たな防犯街灯の設置が適切だと考えている箇所はないのかというご質問でございましたが、また、取り組みの考えについての質問でもありました。街灯新設につきましては、各行政区などからの要望や、町内を巡回する中で必要と思われる箇所があれば、現地を確認のうえ設置をいたしているところであります。本年度も要望等を受け、2カ所に新規に設置をしたところでございます。

また、かねてから議会からご指摘をいただいております、年柄の苓北発電所前から狸河内にかけての区間におきましても、新たに、照度の高いLED街灯を7基増設したところでございます。

なお、来年度予算におきましても、街灯の新規設置2件分を含め、街灯修繕料として278万2,000円の予算計上を行っているところであります。

次に、道路の管理、そして里道の管理のご質問でありました。

道路の管理においては、道路パトロールに関連する職務日誌への記載事例等についてのご質問であります。職務日誌には出動した職員名、行先として路線名又は地区名、所要時間を記載しております。道路等に何らかの異常があれば、当該職員から口頭で報告を受けております。その報告内容により、業者に発注すべき事案、職員で対応できる事案、道路管理の非常勤職員への指示、事案等に分類し、各担当者において、現場写真

等により、処理、未処理の状況を管理しているところであります。

又、本年度予算内で対応できない未処理事案等につきましては、新年度での対応を考えております。なお、台風通過後や大雨後には、当然のことながら道路パトロール班を編成し、町道等の点検を実施しておりますので、今後も町道等の適正な管理に努めてまいります。

次に、里道の現状及びその実態把握についてであります。里道、水路等の現状につきましては、国有地等に存在するものを除き、国からの剰余を受け、町の所有となっているところでございます。

国に対する譲与申請の際、里道、水路の一覧表、位置図、字図等を整備して添付資料としておりました。

現在、この資料により里道、水路の把握及び管理を行っているところでございます。

又、道路パトロールの職務日誌においてはですね、やはり今後はそこにもやっぱり文書化した中で問題点を指摘したほうが私はよいと思っておりますので、担当課としっかり打ち合わせをして、今後そのように取り扱っていただきたいと思っております。

以上、浜口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今の冒頭の回答の中でですね、他人事だと、県の言ったことをそのまま言ったということですが、まさにそのように言いました。だけん、今までの返事がですね、同じような繰り返し、県がそういうからなんです。一步も前進していない。町の考えが示されていないということを冒頭の質問の中で言いましたので、今、町長が言われたことはそのままなんです。ということです。

それから、324号線の越波被害はですね、直接的にはこの区域を通行される人や車と考えますけども、当該地域の内、坂瀬川の西川内から川向、それから、上津深江の下向にかけての世帯の被害、そういうものは具体的な数値じゃなくてもですね、区長さんを通じて話を聞くとか、そういうものは捉えておられますか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 只今のご質問でございますけども、やはり人や車の被害ということだけを把握しておりまして、その世帯のですね、人家ですね、人家等の被害については、ちょっと把握をしておりません。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 先程の町長の答弁によれば、まだ工事費までは具体的にはいかないだろうと、県の所管なのでですね。多分、調査に係る予算は付与されるということ

らしいですので、その時は、当然町の考え方も県が聞きにくるわけですので、必ずそういうことも伝えてですね、法上も通常ならば5年ぐらいもてるけども、この区域は錆びてしまって1ヶ月で錆びてしまいますと、ちょっと今んと大げさですが、そういう話もよく聞きますので、そういう小さなものも含めて県のほうには調査のときにお知らせするといいますか、訴えてほしいと思います。

それからですね、先の議会の中で、パラペット全面の消波ブロックが破損している。あるいは、砂、砂利に埋もれている。このことによって消波ブロックの設置形態はばらばらで、消波の機能、越波防止の機能は果たされていないという指摘をしましたが、町の回答は、先ほど言いましたように、県はこれでいいんですという言い方をしておりますが、この町のほうで調査を事前に控えてですね、固体の形状、ブロック積みの形の形状に変更はないという認識があるのかどうかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 県とたびたび折衝する中で、県の最終的な回答だけを申し上げてきましたが、そこに至る経緯はですね、やはり今指摘があったような、砂にだいぶ重みで埋まっている。そして、壊れている。そのこともたびたび申し上げてきて、県もやっと認識をしていただいたということです。ただし、県から指摘があったのは、あそこに海に降りる通路をつくっておられます。あそこからが一番上がるんですね、お宮のちょうど下あたり。だから、そういうことも含めて、今後検討していかなければならないということもおっしゃっておられました。私も見に行きましたが、通路がちゃんと空いて、ちょうどそれが波の通り道になっているような感じがありますですね。だから、そういった意味で、今後はまず安全が大事かどうかということも、地元の考え方もまとめていかなければならない状況ではないかと思っております。あくまでも今までは、県との経過のことについては、まだ結論が出ておりませんでしたので申し上げませんでした。相当いろんなところで議論もしてまいりましたし、県もこの4、5年はですね、相当前向きな形で対応をしてくれる案件が多いわけです。ただし、ご承知のとおり、熊本の地震の中で、あちらに割く予算が大きいために、財源の回り方がこちらに少なくなっていると、そういう状況は常々話をされておまして、県の職員の方もやっぱり悩みは相当おありになるようございます。そういう実情の中で、今度、強靱化対策で一步進んだと考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） パラペットの沈下、そういうものも県も確認しているらしいということです。併せてですね、このことによるのかどうかわかりませんが、パラペット護岸とですね、国道路体に隙間があるという、大きな隙間でありませんかけれどもですね、隙間があると。そこら辺には応急的にコンクリートをモルタルでしようけども、

そういうものを打ち付けた場所もあります。そういう箇所もですね、指摘しながら根本的な、抜本的な、越波対策に取り組んでほしいと、県には取り組んでほしいというふうに思います。

それから、国道３２４の町道千地岩線と交差する箇所は、起点部が和田の大瀬鼻、それから、終点部が西河内の長崎鼻地区になっていますが、越波と雨水が重なった場合は、この区間の路面のうちに、海岸側、路面からすれば北側になりますけども、半分は水たまりになって、車の通行に支障を及ぼし、交通事故の恐れもあるという状況もあります。このようなことから、せめてこの区間のこの部分の路面の海岸側の区域だけでも舗装を施工し、路盤の高さを復元、確保し、路面の水たまりを防いで通行車輛の安全を図るべきではないかというふうに考えますけども、そのような状況は掴んでおられますか。

○議長（錦戸俊春君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 越波ですね、による水たまりというのは、一応確認はしておりませんので、ちょっと今後現地を見させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君） ぜひ確認していただいてですね、その区間、本当は、先ほど言いましたように、大瀬鼻から長崎鼻の区間ですが、場合によっては、その中から特にひどい部分にでもですね、舗装を打ち付けて路面を上げるべきだと考えます。

それから、富岡港海岸、漁港海岸には、県による緩傾斜護岸が設置されています。同時施工の松の木の落ち葉は不評ですが、町の農林水産課で堆肥化に向けて研究をいただいていることと思います。落ち葉対策には課題が残りますけれども、松の木の植栽は越波、それから防潮林効果に対しては好評のようです。この３２４号沿いの海岸にも植栽も含めた、この緩傾斜階段護岸を設置する考えは、これは当然実施するのは県ですけども、そういうことを要望していく考えをお持ちでないのか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、本当に県にもお願いをしていきたいわけですが、まずは、越波対策、そして、それに伴う被害をまず止めた中で、事業が始まった中でお願いをしていきたいと。一度お願いをしましたが、莫大な金がかかるので、今の県の財政ではなかなか難しいというお答えがあった経緯はございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君） これは単なる箱物行政ではなくて、住民の生活に密着した非常に大事な手段ではないかというふうに思いますので、県のほうに強く要望してほしいと思います。熊本県は、今、地震対策で必ず予算の問題になれば地震対策でなかなか天草

には、回すお金はないというような話を聞きましたけども、天草も熊本県ですので、ぜひ、そういうことで強く要望してください。

それから、公共施設の維持、志岐集会所の対応についてですけども、この管理の今後抜本的にやり替えていくということですけども、今現状のですね、志岐集会所の管理の状況はどうなっているのか。この管理の状況をよく対処をきちっとしとかんと、どんなものをつくってもまた同じような形になってしまうということがあります。ですので、現状の管理の方法を教えてください、今回の事態を踏まえ、どういう形でその改める部分があれば管理の方法を変えとか、そういうことがあれば教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 外壁の管理につきましては、毎年、担当職員そして私それぞれまいりまして、外壁の状況等を把握をしている状況でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 私がお尋ねしたのは、日常的なですね、管理がどうなっているのか。もう毎日でも、毎時間でもいいわけですが、そうでなくても1週間に一遍とか、例えば、役場で言えば当直とか何とかあれば、ずっと回った中で、ここがどうなって、壁がはげている。だから黒いテープを貼るんだということじゃなくて、剥げとったらば、専門の業者さんをお願いして、早いうちに修繕をしていく。そういうことがないから、言うならば、そのまま放りっぱなしになっていたから、私たちが回って手探りしたら、もう腐敗していた状況になっていた。それを担当課でも、「あら」というふうな、「あら、ここ腐れている」というふうな感じでお持ちでしたので、そういうお尋ねをしました。

今後、抜本的にですね、見直すならば、その後の、整備された後はピシッとした管理が必要じゃないかというふうに思いますので、努力してください。

それから、集会所の大きく言えば集会所の中に入りますけども、集会所の利用者の駐車スペースは、小学校駐車場と付近の公共用地の利用を進めておられます。この志岐集会所周囲の緑地にはですね、雑草が生えております。これの除草作業に貴重な時間と経費、税金を費やしておられますけども、さらに、その草の生えっぱなしというのは、管理、いわゆる管理不行き届きは、隣接住家の皆さんにも迷惑がかかっている恐れがあります。このままの状態では、将来にわたった対応をせざるを得ません。ということで、この区域をアスファルト舗装による駐車場にされたいかがででしょうか。

併せて、学校給食共同調理場前の土砂駐車場も安全な給食作りのためにも砂塵防止を兼ねたアスファルト舗装による駐車場を検討すべきということをこれまでも何度か提起してきましたが、そのままの状況です。ぜひ、この機会に舗装を検討されてはいかがで

しょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 駐車スペースにつきましては、志岐集会所のですね、駐車スペースがどうしても不足する場合は、志岐小学校、それと役場周辺の駐車場、それとAコープの駐車場も利用できるように、Aコープのほうにもお願いをしているところがございます。今のところ、緑地部分につきましては、駐車、アスファルト舗装という考えは今のところありません。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 学校給食横の現在の駐車場の件の舗装についてご質問がありましたので、総務課のほうで管理をしておりますので、私のほうからお答えをいたします。

この件につきましては、数年前からそういうご指摘をいただいております。平成31年度と32年度、複数年に渡って舗装をしたいと思っております。まず、31年度予算につきましては、排水対策をですね、まずやりたいと思っております。そういった形で計画をしております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 私が志岐集会所の駐車場のアスファルト化はですね、私が問題提起したのは、あの草地を残せば管理ばせんばん、管理ばせんばんというとはですね、いろいろな、例えば、ご存じのように、苓北町には幾つも津波避難地がありますが、その津波避難地の除草にかなりの経費がかかってくると。これは、だから今のうちに舗装、駐車場にすればそれに関わる経費と時間がなくなって、それ別に、先ほどこちよと出ておりましたように、教育委員会が社会教育に対して、もっと時間がないのならばそういうところをですね、手が要らないようにする。駐車場にしまえば、手は今のようには要らんわけですので、今現在、公民館長が草刈りをしておられますが、そのことによって、公民館長は社会教育の推進のための活動ができるというふうになるわけですが、そういう言うならば、一石三鳥ぐらいの効果があるんですよ。そのことについていかがですか。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 緑地部分のですね、除草につきましては、極力ですね、定期的に除草のほうをですね、やっていきたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 同じことの繰り返しです。一石二鳥にあるような手段を考えて

いったらどうですかということなんですよ。

次に移りますが、ちょっと順番逆になりましたけども、抜本的に検討するということでしたけども、この抜本的というのは、建て替えも含めたような、場合によってはですね、建て替えも含めたような抜本的な取り組みなのか。それとも、今、板でしてある外壁をコンクリートで打ちっぱなしにするとか、あるいは、トタンですとか。そういうことで終わるのか、ちょっと教えてください。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） これまでですね、雨漏り等ですね、ずっと続いておりまして、老朽化に伴いまして、外壁の劣化もですね、大変劣化が激しい状況でありますので、とにかくですね、抜本的対策をとということで、平成31年度にですね、外部の劣化の調査を行いまして、どういった対策ができるかですね、その中で検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 予算も組んであるわけですので、やっぱ予算を組むときにはですね、やっぱりどういうふうに持っていこうということの中で予算は組むというふうに思いますので、やっぱり今後、予算策定にあたって根拠を持ちながら予算の執行にあたってもらいたいと思います。

それから、防犯街灯の現状についてですが、そこの球切れの回復がですね、非常に遅いところがあります。私も何か告知していますけども、1ヶ月ほど要している箇所もあるんですね。やっぱ根本的に町は安全・安心のまちづくりということで取り組んでおられるわけですので、この防犯街灯というのは非常に大事だというふうに思うわけです。特に、具体的な箇所は避けますが、非常に暗いところに街灯があって、それが切れたままになっているところがあります。それで、確認の方法はどうされているのかというのは、これは先の議会の中でもお尋ねしました。今日と同じような形でですね、区長さんを通じてということで、この前もそのちょっと積極的な取り組みが必要ではないかということを多分問題提起したというふうに思いますけども、やはり積極的にですね、例えば、ちょっと先ほど地域に住んでいる職員がという話も出ましたけども、その人たち、街灯は夜に回らねばわからんわけですね。昼に回って街灯が切れているということがわかることできませんので、その地区に住んでおられる職員さんは、特別に夜間手当でも出して、夜に全部、苓北町一帯は全部調べろというふうな形での取り組みが必要ではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） その点につきましてはですね、先の議会でもそういうご指摘を受けましたので、こういった取り組みをですね、始めているところでございます。

それから、修繕の確認につきましてもですね、その当時はいろいろちょっとありましたので、現在は、いつに、誰から街灯の球切れの要望があって、いつの時点で業者に発注して、いつの時点で出来上がって、それを区長さんなりにいつ回答したかというようなことをですね、記録するように改善をしております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 先程ちょっと防犯街灯がですね、389号の火電の横に設置したと、議会の要望でということでしたけども、付けていただいたのは結構ですが、あのずっと松の木の間ですね、に、街灯があります。それで、効果がですね、半減というよりも3分の1なんです。今だったら、松の木もですね、枝も小指とはいいいせんけども、親指ぐらいです。ですので、今のうちにその枝を切ってしまえば、電柱1本1本についていいですけども、基本的には100m前後だという話でしたけども、言うならば、今、50m間隔でついとるわけですね。それ松の枝を切ってしまえば非常に効果が上がるというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） えっとですね、一応、国道敷きではございますので、県とも協議しながら早めにですね、そういった対応ができるように検討してまいりたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 道路の管理は県ですけども、県にお尋ねすれば、街灯関係は市町村にお任せしているというふうな話がありましたので、そういうことで、そういう認識でもっていただきたいというふうに思います。

それから、この前の先日開きました、子どもサミットでですね、部活終了後の帰路に、帰り道にですね、暗いところがあるという提起がありましたけども、今日で20日あまり経過していますが、状況は調査されましたか。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 通学路のですね、そういった街灯等も含めた点検につきましては、交通安全プログラムということですね、町の教育委員会、土木、それから警察署、学校一体となって、年1回パトロールを行っております。その結果としてですね、それぞれ街灯の不備箇所等についても結果があがってまいりますので、それを踏まえて、街灯の設置について今後検討してまいりたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） ちょっと質問、お尋ねしたのは、この前、子どもサミットで子どもさんたちから暗いところがあるという問題提起があったので、その箇所をですね、

確認したのかということなんですよ。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 現時点では、総務課のほうではまだ確認ができておりません。申し訳ございません。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） それはやっぱですね、子どもたちがまさにそういうことですよ、実態を目の当たりにしている子どもさんたちの意見を聞きたいということなので、そうせんと、何のための子どもサミットなのかわかりません。そこら辺はですね、町をよくするために子どもサミット開いているわけですので、その趣旨をよく理解されて、特に総務課あたりはですね、趣旨を理解されて、子どもたちの安全を守って欲しいと思います。

それから、浜之町浜海岸の民家裏にまぐろ道路が新設されましたけども、志岐漁港から北側へちょうど浜之町線と接続する箇所までは約1キロ近くありますが、新道路には、街灯が一つもありません。1カ所、志岐漁港のほうにですね、個人の家の壁に街灯らしきものが付けてありますけども、ここに街灯を新設する考えはないのかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 志岐の臨港道路につきましては、現在、整備中でございますので、担当課のですね、農林水産課と協議しながら、その今後、街灯の設置箇所につきましてはですね、協議をして、検討してまいりたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 道路の管理についてお尋ねしますが、町道木場線は小路川に接しておりまして、これも先の議会で提起しましたが、先の集中豪雨で小路川が増水して木場線が全面通行止めになったと、それで古栖線ですかね、古栖線は鶴に抜ける道ですね、それから、私道を経て八手線につないでいる。その間の私道の部分の町道化を検討すべきということで、検討しますということでしたが、その後、何か動きはありますか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） その件につきましては、調べましたところ、一部ですね、所有者に抵当権が設定されるところがございました。で、当然、それを解除ということで、そこまでの調査をいたしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これも災害に強い苓北町をつくるためのいうならば一番目の避

難路、実際、先は代替え路として非常に重要であったというふうに思いますので、早急に取り組んでほしいと思います。

それから、車輛が道路側溝の蓋の上を通行したときですね、がたがたがたがたと音がします。そのことについて苦情はありませんか。

○議長（錦戸俊春君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 苦情が2、3件あがっておりまして、その都度、そのところにですね、消音といいますか、その処置をした経緯がございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まあこれは県道になりますが、県道の44号線ですかね。城下から中通りに行くあの道路の両側、それから、天神木、馬場はちょっと別の蓋ですよ。それから、富岡も八区、出来町ぐらいいは、実際通ってみてですね、音がしております。そのことについて、やっぱり苦情があったからじゃなくて、やっぱ施設の老朽化は全町的な問題だろうというふうに思うわけですね。1回根本的に、区長さんを通じてでも1回調べられてはどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） その件につきましてですね、苦情がないからしないというふうなことではなくてですね、やっぱりちょっと点検しましてですね、側溝の蓋が欠けているとか、何かそのような原因があるところはこちらで調べてですね、補修を検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） それから、道路の占用状況はどうなのか。先般、志岐小、芥中の通学路にあたるところの側溝蓋が壊れましたよね。その時に、すぐ工事にかかれなかったのは、道路にはみ出した、いわゆるこういう道路の占用部分に私有物があった。だから、それとの関係があつてすぐに工事に取り掛かれなかったということでしたけども、そのようなことに対して、どう対応されますか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） この件はですね、町道敷じゃなくて、私有地内ですね、室外機がありましたが、その私有地内の室外機をどかさないといわゆる工事ができなかったということでございますので、占用ではないと判断しております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） あれはですね、やっぱ側溝まで、私も地域の方からですね、通られんけん見ろと言われて、見に行きましたけども、側溝にかかっておりました。です

から、ぴしっとしたその使わせんということじゃなくてですね、やっぱ許可を取って、占用許可を取って対応すべきだというふうに思います。

それから、里道についてですが、富岡海域公園に遊歩道があります。あれは里道なのでしょうか。海岸にある道なので、浜の石が打ち上げられ、遊歩道としては通行できる状況ではありません。また、浜の石が放置された状況では見苦しい、浜の石が通れないということですね。それから、オルレのコースにもなっているようです。ただちに石は取り除くべきです。そして、今後の管理のあり方を考えた場合ですね、言うならば、海の中にその道があるわけですので、潮の関係でまた今と同じような状況がつけられることは明白です。この際、この遊歩道を1 mから2 m程度陸側に移動して道の位置を高くする。そして、浜からの石の打ち上げを防ぐようにしたらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。今の状況でですね、石を取り除くだけでは、また大潮があったり、あるいは北風が強かったりすれば同じような状況の繰り返しです。そのたびに税金を使って取り除くというのは、無駄なことだというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 先程の占用の件はですね、確認しまして、対処したいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 海域公園の遊歩道につきましては、商工観光課のほうで維持管理を行っておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

今の現状につきましてはですね、昨年12月の議会の折、石田議員のほうからも質問をいただきました。その時には、今後、冬季波浪が発生するので、それを見越した後に処理をしたいということでお答えをしております。

今回、3月議会ですね、補正予算のほうでその立木及び岩石の処理に係る費用を提案させていただいておりますので、そちらのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

また、遊歩道の位置を山側にですか、変えたらどうかという提案でございますけれども、あそこの海域公園の遊歩道自体が多分、県のほうの事業でされた分を今町が管理していると思いますので、今の岩石が打ち上がって埋まった部分についてはですね、私もこないだ課長になって3年目になるけれども、初めてでしたということでお答えをさせていただきました。今、異常気象ということで、毎年毎年ちょっと大型の台風とかも発生しておりますので、状況がどうなるか今後わかりませんが、そういったことを考えますとですね、そういった分も県のほうと打ち合わせをしながら、検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 里道はよく水路、もしも河川と隣接している場合が多いわけですね。これ実際、志岐の平山で河川改修、河川の災害復旧工事が行われております。その川岸が生活道路になっているわけですが、その工事するにあたってですね、昨年の11月に着工するという話があったらしんです。結果的には、この3月に着工されておりますが、さらにですね、5月までかかるというようなことです。話をされている中でですね、もう若干笑いながら、ようになればよかったですという話がされていますけども、もうちょっと早め早めに着工するべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） この件につきましてはですね、当初見込みよりも着工が遅かったということで、ずっと大変ご迷惑をおかけしておりますけども、こちらでもですね、なるべく急いでしたつもりでございますけども、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 道路に戻りますが、あとで私がずっと巡回といいますか、回って気づいた箇所がかなりあります。あとで表にして土木課長にお届けしますので、そのことについてご返事いただければというふうに思います。

よろしいでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） それでは、後ほどいただきまして、検討させていただきます。

以上です。

○7番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

次に、通告8番、倉田明君。

○10番（倉田 明君） 通告8番、倉田です。

本日の最後の質問者となるわけですが、どうぞよろしくお願いいたします。

早速、通告の町長マニフェストについて質問をさせていただきます。

町政8期目の田嶋町長は、今回、大きく分け4分野について抱負を語られております。

その一つに、「各分野で不足する人材の育成と確保」については、ご承知のとおり、近年、わが国の少子高齢化に伴い、国内の労働力不足などで、平成29年10月末現

在、日本での外国人労働者は約１２８万人で過去最高と言われております。そのような中、政府は定年延長を促し、更に外国人労働者の受け入れについて、昨年１２月第１９７回国会臨時会において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立いたしました。

昨年９月１４日掲載の熊日新聞社が熊本県内の主な事業所へのアンケート調査結果では、人手不足について「かなり深刻」と「やや深刻」が７５パーセントあまりと回答が寄せられております。本苓北町におきましても、農業、建設業、医療福祉等の分野で労働力、人材不足が叫ばれておりますが、マニフェストにある“国、県、苓北町といった「官」と、民間の力を結集した協議会を設置し、協働して有効な施策を実施する”とあります。具体的にはどういうものなるのか。お尋ねいたします。

２点目に「安心して住める町、子育ての町として更なる施策の充実」との中に、“防災・減災対策の推進と子育て支援の充実に努める”とあります。苓北町では、東日本大震災後、早期に津波対策の一環として避難地の造成、避難路の整備、非常食等の防災用品確保等について努めて来られました。そして、“防災・減災対策には終わりはない”と言われております。確かにそのとおりでと思います。

現在、地震津波に対する緊急的な事業につきましては大方解消し、今後にも必要に応じ対応を願いたいわけですが、そこで、坂瀬川地区の津波指定緊急避難場所となっております、大師山への避難路整備計画の状況と、各行政区からの地震津波対策等に関する整備要望と、今後、町として新たな計画案があらわれるのか。お尋ねをいたします。

又、“懸案事項の国道３８９号線の法面崩壊対策、それと国道３２４号線坂瀬川地区の越波対策”については、町当局をはじめ、関係各機関のご努力により、平成３０年度第２次補正予算が成立し、事業予算がついたと伺っておりますが、改修工事等の時期についての見通しをお伺いいたします。

又、町長は就任当初から「少子社会は国を滅ぼす」として、少子化対策には積極的に取り組まれてこられました。多くの市町村も厳しい財政の中、懸命に努力されておりますが、日本の将来を担う子どもに対し、国はもっと力を注ぐべきであると、私は思うのであります。そのような中、政府は２月１２日、幼児教育・保育無償化のため、子ども・子育て支援法改正案を閣議決定し、今年１０月から３歳児から５歳児は原則全世帯、それと０歳から２歳児は、住民税非課税の低所得世帯を対象に、認可保育所や幼稚園などの利用料を無料とする法案を、今国会で成立を目指されております。

苓北町において、まだ不確定要素ありますが、予想される対象児の状況及び保護者負担金のおおよその軽減額と、町負担率に変更があるのか。お尋ねをいたします。

又、「子育ては苓北で」と言われるように、“子育て支援の更なる充実に努める”と示されておりますが、新たな事案があらわれるのかお尋ねをいたします。

併せて、県は、新年度から小学校の授業終了後に子どもを預かる「放課後児童クラブ」体制の充実を支援する方向で、預かり時間を現在の１６時から１８時を、１９時まで延長すると発表されております。

現在、町内では１７０名ほどが登録をなされ、保護者負担のもと保育園を利用されておりますが、新制度での保育園の対応等についてお尋ねをいたします。

３点目の「産業の力を引き出し、いききと暮らせるまちづくり」の中で、“農業で新たな特産品を開発し、販路拡大”ということをやっておられます。町も今までいろいろと取り組んできておられますが、農産物をはじめ、新たな特産品開発の見通し等についてお尋ねをいたします。

又、近年、全国的に磯焼けが問題化している中、町も対策の一つとして、都呂々沖に巨額を投じ、人工岩礁による藻場造成が行われ、引き続き、追跡調査をされておりますが、現状として岩礁に海藻は発芽するが成長していく過程で減少していくと聞いております。魚の食害もあるかと思われそうですが、環境的に成長しないのか、その要因調査を更に進め、何らかの方法で新たな取り組みができないものか、現状を伺います。

又、“身近な養殖やマグロの完全養殖といった「採る漁業から育てる漁業へ」の転換など、具体的な支援を行います”と提示されております。これまで県、沿岸市町と全漁協で組織する協議会で、クルマエビやマダイの稚魚の放流や、町単独事業で海藻・貝類などの増殖や養殖の実証事業に取り組まれておりますが、具体的な支援を行うとありますが、その内容等についてお伺いをいたします。

又、“元気なまちづくりには商工・観光業の活性化が重要、そしてまた、農林水産業と連携した商品開発、新製品、新産業の開発や起業化、そして観光振興による交流人口の拡大など”あげられております。最近、農林水産業等との連携で商品開発、新製品の開発等については、成長がみられつつありますが、観光振興による交流人口の拡大については、今までいろいろ創意工夫なされておりますが、思うように拡大していないと私は感じております。この点、町はどう評価されているか。併せて、今後、交流人口拡大をどう展開されていくのか。お尋ねをいたします。

又、昨年、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産が世界文化遺産に登録され、天草地域も観光による活性化に期待を寄せられております。現在、その施設周辺では賑わっているとお聞きいたしますが、私は、ここ苓北地域においては観光客の動きが鈍いのではないかと感じております。これからとも思われますが、町はどう捉えられているのか。お尋ねをいたします。

４点目の「歴史を重んじ子どもを育む、ふるさとと呼べるまちづくり」の中で、“志岐氏時代３８０年間、富岡時代２６０年間、天草の中心地として繁栄した苓北町には、数多くの貴重な歴史文化資源があります”と、言われているように、苓北町には歴史的

貴重な資源が多くあります。

ご承知のように、その当時、地域行政の中心時代の1637年に勃発した天草島原の乱、その23年前の1614年、キリシタン禁教令の中、弾圧に屈せず処刑されるまで信仰を貫かれたアダム荒川、のち伝道師となりますが、時を経て平成19年ローマ教皇庁は、アダム荒川を含む188人を福者と決定されました。ご承知のとおり、天草ではお一人でございます。また、平成24年5月に、「福者アダム荒川とキリスト教慰霊祭」が天草3教会主催で本渡で行われ、県内外より200人あまりが集われ、そしてまた、平成28年6月には「キリスト教伝来450年祭」が2日間にわたり天草市と苓北町で行われております。

そして、昨年、世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」。そうした中、奇しくも、今年11月ローマ法王が長崎訪問との予定の報道がっております。唐突ではありますが、このような背景等を鑑み、関係各位と協議なされ、可能であるならば関係者を通し、苓北町から親書をお届けしていただき、願わくば友好親善が図れないものかと思いますが、町長の考えを伺います。

又、マニフェストに将来を担う子どもたちの文中に“充実した学校生活が送れるような教育の質の向上や環境整備が必要です”とあります。ご承知のとおり、苓北町においても少子化に伴い、子どもの出生率低下で、児童・生徒数も減少しております。

平成30年9月1日現在、苓北町の小学校児童数は、坂瀬川小学校67人、志岐小学校176人、富岡小学校66人、都呂々小学校44人の合計353人、そして、平成36年には各学校とも児童数は減少し278人で、2校では複式学級が予測されております。

そのような中でも、各学校とも学力面等では、県・全国平均を大きく上回り、活発な学校経営がなされております。

現在、統廃合については、教育委員会では、「地域からの盛り上がりの中で進めてまいりたい」、又、「児童数・学級数の減少に即した統廃合の数値基準等を検討したい」とされておりますが、小学校の統廃合について、改めて町長及び教育長の考えをお伺いいたします。

なお、再質問につきましては、自席で行わさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員の質問に答えさせていただきます。

まず、私が今回の選挙にあたりましてお約束事についてのお尋ねがありましたので、答えさせていただきます。

まず、1点目の各分野で不足する人材の育成と確保についてでございます。いろいろと都会周辺、あるいは大企業周辺の自治体からは聞こえてきておりましたが、まさかこ

の天草ですね、そういった労働力不足があると聞いたのが2、3年前でありました。まさかまさかと思いましたが、やはりそれぞれの事業者に聞きますときに、もうこれ以上事業を広げられない。あるいは、事業の維持ができないというような方たちが非常に多かったわけですね。それは、やはり少子社会が生み出した一番悪い点であると。労働力がなくなった、そして、各産業を縮小していかなければいけない。そうすると、日本国自体が縮小していきます。それと、やはり年金やら、健康保険制度にも大きな影響が出てまいります。我々の老後、そして、子どもたちの将来についても大きな問題点が出てまいっております。そういった中で、今までの日本の労働力の求め方は、民間に任せてあったわけですね。その中で外国の方たち、今、ご質問で230万人あまりだということ、家族も入れると260万人も来ておられるそうでございます。そういった方々のことをやっぱりよそのことだと思っていた私もちょっと勉強不足だったわけですが、2、3年前からこれはどうにかしなきゃどうしようもないなと、と申しますのもこの苓北の農地でもベトナムの傘をかぶって仕事しておられる方をよく見受けます。当然のごとく、ある企業には2、30名、外国の方が来ておられますし、それぞれ点々と外国の方が来ておられます。医療、介護事業者におかれましては、これはどうしようもないぐらいもうやりきれない。この4年前に私が大都会の方々、熊本県この辺中心の出身者については、こちらに帰って来ていただいて、定年なさったら。そして、老後はこちらの施設に入っていただくという話をしておりましたが、大都会でもですね、足りない施設だったのが、相当空き部屋が多いそうです。新しくつくったところ。何でかという、介護をする人がいないから、開業できないでいる。そういう状況だそうでございます。それで、日本にもですね、相当民間の方たちが外国の方を招き入れることは頑張っていたんですが、韓国とか台湾にその招き入れ、優秀な方々を招くのに競り負けをしている状況が出ていますね。それはどうしてかということ、韓国は、国が間に入って、しっかりと体制を決めます。決められた給料はしっかり働いた方に渡ります。ところが、日本は民間に任せているので、その任せられた方たちの考え方次第では大きく変わってくるわけですね。そんな中で、行方不明になられたり、いろんな事件が起こったりしてるのも事実であります。そういったことの中で、ぜひですね、今、国が昨年出入国管理法を改正されましたので、それに併せて、国も県も頑張るといっておられます。我々も民間の方々と協働してですね、しっかりとした制度づくりをしていかなければならない。そして、天草で必要な事業は労働者も、働く人もですね、しっかり集まっていただけのような体制を敷きたいというのが考え方でございます。こちらに来られる外国の方々も、それを受ける事業者の方々も両方ともよいような、又、3年か5年経ったら新しい人たちや、苓北町あるいは天草に行けばよい条件で仕事が覚えられるよというような状況になってもらいたいということの中で、やっぱりしっかりした制度、官民

協働してつくらなければならないということでございます。

今、その下準備の模索中でございますので、苓北町もそこに入って、具体的にになれば負担金をそれなりにお支払いした中で、一緒に共同作業をやっていきたいと考えているところでございます。これが何か簡単なようですけど、大変難しい作業になってくるかと思えます。で、私の新しい目標、新たな挑戦、新たな目標、これをしっかりやり遂げたいと考えております。

それとマニフェストの安心・安全を守るためのことで、坂瀬川地区の津波の指定緊急避難場所となっている大師山への避難路整備計画の状況についてのご質問でありました。

今まで地元からの要望等々も来ましたが、その通路の用地確保等々ができませんでしたので、今ある道路をできるだけ車ででも上がりやすい方向でやっていこうということで、坂瀬川地区の区長さん方との話し合いで、その方向性を打ち出しましたので、今あるお寺の登り口からずっと用地を確保できるかどうか、検討しながらですね、そして、地域の方々にもいろいろ知恵をいただいて、これを解決していきたいと考えているところでございます。

又、そういう考え方の中で、熊本県の調査による土砂災害等の警戒区域図が示されておりますが、これによると大師山に係る部分のほとんどが警戒区域に指定されておりましたので、新たな道路開設を行う場合には、新たな擁壁等の大きな構造物の設置や豪雨時の出水・排水対策等が必要となり、多額の事業費がかかることから、今までの既存の計画ではなかなか難しい。今、申し上げましたような、今ある道路をところどころ拡幅していったって、車が通れるような状況にしていきたいということでございます。

次に、町内各行政区からの地震津波対策等に関する整備要望についてであります。平成29年度におきましては、坂瀬川の浦区と和田区から避難路へのガードパイプ設置と階段勾配の改修要望があり、それぞれ整備をいたしております。加えて、坂瀬川公民館への避難路整備につきましても坂瀬川地区全区から要望がございましたので、平成29年度と本年度の2カ年で整備を完了したところでございます。

又、本年度におきましては、都呂々古里区からの要望を受け、避難路の土砂流入を防ぐための空洞ブロックの整備も行ったところでございます。

なお、地震津波対策等に関する町としての新たな計画案につきましては、指定緊急避難場所である町総合武道館の吊り天井改修事業、富岡城園地内の各施設等の長寿命化や志岐集会所の改修事業による長寿命化などにつきまして、今後の国の補正予算による国土強靱化事業での支援を熊本県を通じて要望をいたしているところであります。

もしこれに外れましても3年間ということでございますので、これになるだけ計画に沿う様な予算をつけていただくべくですね、頑張っていきたいと考えているところでござ

ざいます。

次に、国道３８９号線の法面崩壊対策、国道３２４号坂瀬川地区の越波対策についてありますが、先程、浜口議員のご質問でもお答えいたしました。国の第２次補正予算でそれぞれの事業予算がついたことを受けて、県におかれましては、県議会２月定例会に関連予算が上程され、これはもう議決をされましたが、事業計画等を詳細に検討されるということでございます。

具体的な事業工程等は、現在のところ未定ではありますが、私どもの意見も取り入れていただきたく、県の方とは、打ち合わせを進めさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、幼児教育・保育の無償化についてのご質問でありました。

幼児教育・保育の無償化につきましては、国の子ども・子育て支援法改正のとおり、苓北町におきましても、本年１０月から保育無償化を実施いたします。対象者につきましては、来年度保育園入園予定者約２５０名のうち３歳から５歳の１６０名及び０歳から２歳までの非課税世帯２１名が無償化となります。又、もともと苓北町では３子目が無料の制度でございましたので、１０月から保育料を徴収する対象園児は５７名となります。保護者負担金につきましても無償化の対象者は、例年の半分の負担となります。町負担につきましても、国からの臨時交付金の詳細が不確定ではありますが、一般財源が例年に比べ約１，０００万円程度少額になる予定でございます。

次に、新たな子育て支援についてのご質問であります。

「子育ては苓北で」と言われるよう、更なる施策といたしまして、中学校入学準備金として中学校入学時に１人当たり２万円を支給いたします予算案を出しているところであります。又、全ての小学校にエアコン設置とＩＣＴ教育の充実を図っていきます。エアコンの設置につきましては、もう既に発注をしておりますので、なるだけ今年の夏まで間に合うような状況をつくってまいりたいと考えております。更に、１５歳から１８歳までの１人親世帯の方と住民税非課税世帯の方の医療費を無料化いたします。これも予算案に出ておりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

今後も子育て支援の歩みを緩めることなく、「子育ては苓北で」と言われるよう、更なる子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、放課後児童クラブの時間延長についてのご質問でありました。現在、町内６保育園で小学校１年生から６年生まで１７０名の登録がなされております。預かり時間は午後６時までが３園、６時３０分までが３園となっており、各保育園にお尋ねをいたしましたところ、ほぼ６時までに保護者の方が迎えに来られているようであります。又、保護者からの時間延長の相談もないと聞いております。時間延長につきましては、現在の時間対応で進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、産業の力を引き出し、いきいきと暮らせるまちづくりについてのご質問でありました。

農産物を含め新たな特産品開発の見通しについてお答えします。

これまでの特産品開発の取り組みや見通しにつきましては、山口議員のご質問で回答いたしましたとおりでございます。今後とも商工・観光業と農林水産業とが連携の上、生産体制・販売先の確保など、取り組みを強化したいと考えております。

次に、漁礁への対策と育てる漁業への具体的な支援についてのお尋ねでございました。

磯焼けにつきましては、漁礁を主に数年にわたり調査を継続してまいりました。魚種や海藻の生息の変化、魚による食害、これによる種子不足の環境など要因がございました。海藻の発芽につきましては、昨年、試験的に食害防止のため、漁礁にネットを張り海藻の生育を調査をいたしました。ネットがない箇所と比較をいたしまして確実に海藻の発芽が確認されております。海岸の全域の回復にこれで対応するということは大変困難ではありますが、漁礁を設置した海域など、漁場を特定し、食害防止のネットや囲い柵の設置、又、あらかじめ海藻の種子を付着させた固体の投入など、実証事業と併せまして、漁場の回復に向け、実践的な事業の検討も行っておりまゐります。これについては、漁業の場合は、やっぱり採る漁業というのは、今非常に難しい事業になっておりますので、できれば養殖に変換できるようなことを目指してやりたいと考えております。

まずは、漁業者の方々に負担をかけないために、一昨年から海藻と貝類を中心に実証実験をやっております。これで前向きに進めるようなことであれば、今度は漁業者の方にもお薦めをして、1人でも多くの方が、少しではありますが、安定した収入が出てこられるような方向性を打ち出していきたいと考えているところであります。

次に、産業の力を引き出し、いきいきとして暮らせるまちづくり、その3番目、観光振興による交流人口の拡大についてのお尋ねであります。

観光の振興は、交流人口の増加や観光・交流から定住への展開など、様々な波及効果が期待できます。これまで、苓北町が有する恵まれた自然資源や歴史資源をはじめとする既存観光・交流資源の活用や、歴史的建造物等の整備に取り組んでまいりました。又、平成29年は台風の影響により中止となりましたが、新たなイベントとして富岡城お城まつりが平成30年は開催されました。夕やけマラソンの参加者やオルレにつきましても年々増加傾向となっております。このようなことから交流人口につきましては、微増又は現状維持の状況ではないかと思っております。このことにつきましては、諸々の反省点もございます。今後は、既存観光・交流資源のより一層の活用や、キリスト教布教の歴史、健康・スポーツ、農林水産業などをテーマとした新たな観光・交流機会の創出、周辺自治体との連携による広域的な観光事業の展開などに取り組んでまいりま

す。

又、観光の形態は、従来の旅行会社が企画した観光名所等を見て回る観光から、小グループや個人でインターネット等を利用して行きたい場所・情報を検索し体験する観光への変わりつつありますので、新年度は、SNSを活用した情報発信等を多言語対応を含め強化していくこととしております。

しかしながら、苓北町の一番弱点は、交流人口の拡大を図る上でも受け入れ態勢が弱体化しているということでございます。現在は、町内にはホテル・民宿等で合計7施設、200名であります。十数年前までは15施設ほどありまして、400人以上の収容の能力があったわけでございます。そういった意味で、少しでも多くの方に宿泊をしていただき、町内滞在時間の延長による観光消費額の増加へとつなげていくためにも、町有地への宿泊施設の誘致の努力も続けてまいります。なお、誘致につきましては、諸々のやはり諸準備もございますので、あらゆるお手伝いをしながら誘致をしていきたい。できればですね、ツアー観光が弱くなっていると言いますけれども、まだまだ高齢化した方たちはツアー観光に頼られる方が多いわけですね。だから、そういった面では、大手の観光会社の指定旅館になるような、指定宿泊所になるような旅館をつくっていただきたいということで、現在の町有地に前向きな回答をしてこられた方たちが今問題にしておられるのが、そこで今度は働く人がいるのかどうかという、そのことを非常に懸念されていらっしゃるわけでございます。そのことをまず解決に向けてやるためにも、先程申し上げましたような、労働力の確保のための協議会、なるべく早く発足をさせてですね、制度をしっかりとつくりたいという考え方でございます。

それと併せまして、やはり旅行社のご意見を聞きますと、旅行社というのは会社ですね、ツアーをつくるような大手企業ですが、やはり長崎からののに車が乗せられない状況というのが非常にやっぱ弱い状況をつくっている。そして、ツアー会社からしましてもですね、行きも帰りも同じ道を通るとというのが一番くだらないツアーになるそうです。やはり、来るときには、長崎から来られて、崎津あたりを回られて、天草を観光して、天草五橋を通過して帰られるとか。あるいは、鹿児島に抜けられるとか、そういうツアーができれば非常に苓北町も有望性が出てくると。それで、要するに、ツアー会社に指定受けられるような旅館を、あるいはホテルをつくっていただきたいという要望の中で、今、働き掛けをしているところでございます。

又、昨年、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産が世界文化遺産に登録されましたが、苓北地域における観光客の動きが鈍いようであるということでございました。確かに、私も崎津の賑わいに比べれば、もう格段の差があると考えております。しかし、崎津の悩みもですね、先だって天草市長に聞きましたら、結局、通過観光だそうです。泊まらない、泊まらないといっても本渡に泊まるのかと聞いたら、本渡にも泊まらない

で、そのまま帰ってしまうと。あるいは鹿児島の方に行ってしまうというような意見でございましたので、やっぱりここに泊まっていただけるような魅力あるホテル、あるいは魅力ある地域をつくっていかねばならないんじゃないかという考えでございます。

この潜伏キリシタンといえば、その基督教の始まりはこの志岐の地であります。志岐麟泉公が1560年に初めてアルメーダ、当時は修道士でありましたが、アルメーダ修道士を招いて、基督教を伝来されたわけですが、瞬く間にですね、やはり天草中に広がってまいりました。その後は、豊臣秀吉の禁教令、そして、徳川家康も最初は緩やかに認めてたんですが、豊臣秀頼を担いでという基督教の一部が、そういう動きになって、今度は禁教令、弾圧令まで出してきました。そういう状況の中で、あとは潜伏したキリシタン、あるいは隠れキリシタン、私はその違いがわかりませんでした、2年前にその違いがわかりました。そういった意味でですね、ここで広まったのは自由信仰のとき、その自由信仰の中で、天草中に基督教が広まって行って、弾圧されて、命がけで宗教を続けてこられたというのは、これは本当に尊いことだったということで、世界遺産に登録されたということでございますが、我が町は、その発祥地であります。そして、又、その基督教の一番日本で布教活動の中心だったトルレス神父は、ここで晩年、布教活動の指導をしながら、そして、ここで亡くなっておられます。志岐の地で。又、11年前にローマ法王が福者として、福者の中から聖者になりますので、福者として天草でたった1人だけ福者になられたのがアダム荒川さんでありまして、富岡城の雑用係をしておられたようでございますが、残念ながら頑なに天守をしないということで、処刑されたわけでありまして。そういった初期の基督教の伝統をですね、引き継いで、弾圧化でもそういう方がいらっしやったということ。これは苓北町職員にも言うんですが、もっと積極的に発信をしようじゃないかということで申し上げましたところ、商工観光課長を中心にですね、今後は雑誌、テレビ、そして新聞社等にこちらから定期的にニュースを投げかける、相手が来るのを待つんじゃなくて、相手が又それを取り上げる取り上げないは別にして、どんどん情報を流す。そして、その中でも一つでも二つでも報道していただければ、富岡のちゃんぽん屋さんみたいになるわけですね。そういう状況をですね、積極的な発信が今までできなかったというのが一番の欠点だったと思っております。職員も気持ちを新たに頑張る姿勢でありますので、これに期待をしていきたいと考えているところでございます。

次に、歴史を重んじ子どもを育む、ふるさとと呼べるまちづくり。

11月にローマ法王が長崎を訪問されるという報道がございますが、親書をお届けして、友好親善を図られないかとのご質問でございました。平成20年11月の長崎での列福式でアダム荒川が天草で唯一福者に認定をされました。この時、同時に認定された

福者の方は、全国で188名でありました。ほとんどが江戸時代初期にキリスト教に殉じた方であります。そういった意味で、九州が中心でありましたので、そういう自治体ともですね、連携を取りまして、その中で長崎市にも間に入っていた中で、ローマ法王にどういったこちらからの投げかけができるか、検討をした上ですね、皆さんの同意の中でその親書をお届けできれば素晴らしいことであると考えておりますので、努力をしてみたいと考えているところでございます。

次に、子どもたちの小学校の問題でございます。

とにかく小学生の間は、自分の生まれて育ったところを学校に歩いて通う。歩いて通える、そういうことを念頭に考えてまいりましたが、今になってみますと、もうそろそろ具体的な一線をしっかり引いた上で、どう今後小学生の教育を進めていくか考えるべきであると考えております。その中で、教育長が素晴らしい考え方を持っているようでございますので、あとの答弁は教育長からさせていただきます。

これにて、倉田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の倉田議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、本町の児童数は今後も減少していく傾向にあり、複式学級の増加も確実な状況にあります。

ご質問の統廃合につきましては、在籍児童の学力保証、社会性の育成、学校の管理運営の面等から総合的に判断していく必要があると考えております。

現在、町内小学校の学力の現状、先程ご紹介いただきましたけど、全国学力学習状況調査、標準学力テスト及び熊本県学力テストの結果では、熊本県平均、又、全国平均を大きく上回っている状況にございます。

又、学校の管理運営につきましても支障なく運営できているように聞いておりますし、児童の社会性の育成につきましても、これは感覚的な判断になりますけれども、自分の考えをしっかりと、きちんと主張できる力が育っているように感じております。

しかし、今後予想される児童数の減少と複式学級の増加に対応していくには、何らかの新たな対策が必要なことも事実でございます。

そこで、仮称でございますけれども、「学校教育のよりいっそうの充実を考える会」等の検討委員会を立ち上げ、学校統廃合も選択肢の一つとして協議を進めてまいりたいというふうに思います。地域の方々のご意見も十分踏まえて、この後の方向性を探っていきたいというふうに考えております。

統廃合の数値基準につきましては、複式学級が進むにつれて学校におります養護教諭の減、事務職員の減という形につながっていきます。学校運営も非常に難しくなっておりますけれども、小学校4校のうち1校が完全複式学級、かつ全校児童が30名を下

回ることが予想される場合、これは先ほど言いました、事務職員、それから養護教諭の減、そして、子どもたちの社会性を考えての人数、数値でございます。それから、地域保護者の方の一致した要望が出された場合を基本的な基準としておりますが、最終的な判断は、先程申し上げました、検討委員会を立ち上げていく中で、検討委員会に委ねていきたいというふうに考えております。

以上、倉田議員のご質問にお答えいたしました。

○議長（錦戸俊春君） はい、倉田明君。

○10番（倉田 明君） 只今、町長及び教育長からご答弁をいただきました。最初のやはり、国・県・町とそういった官と民間のいわゆる組織をつくると、非常にこれは町長が言われるように難しいと私も思っております。やはり難しくあってもですね、やはり町長ですから、言いたいことは多分言われると思うんですけども、やはり非常にですね、苓北町においても、やはりこの農業の労働者が不足ということで、ある人はベトナムまで探しにいかんばでけんとしてすばいということ、私直接聞いたことがありますけども、やはり非常にこう部分的ではあるんでしょうけども、緊迫しているような感を受けております。

先般ですね、ご承知の方もおありかと思っておりますけども、新聞のデータがっております。今回の外国人労働者の受け入れ拡大で雇用主らに求められる生活支援や日本人と同等以上の報酬水準といった適正処遇について、全国の市町村の半数近くが実現を懸念しているという、これは2月10日の共同通信の全国自治体のアンケート調査ということで結果報告が報道されておりました。また、県もこの前新聞報道がっておりますけども、県の一応賛成ということで、受け入れの件ですけども、県内の自治体の中で26市町村が賛成、反対が4町村、その他が12ということで、42町村からの回答で45ですから若干こう数字的に3自治体が足りないわけでございますけども、非常にやはり労働力が足りないということでございます。ちなみに、この共同通信の案件の中で、外国人労働者の活躍を期待する業種、これは市区町村に尋ねたところ、やはり介護が56パーセントという、需要といいましょうか、要望、農業漁業が50パーセント、次いで、建設、外食、そういうことで、やはり介護、農業等がですね、一番こう要望が高いような数値となっております。又、今制度が皆さんもご承知のように、この技能実習制度の問題点をですね、先送りといいましょうか、置き去りにしたような新制度の具体像も見えないまま見切り発車といいましょうか、非常に緊迫しておる中でそういう対応をされたと思っておりますけども、やはりですね、この見切り発車といいましょうか、そういった末端の部分が整備されていないということは、やはり全国自治体の半数が強い意見といいましょうか、考えを持っておられるということでございます。ご承知かと思っておりますけども、苓北町にもですね、現在70名ほどの外国人の方が滞在されているということでご

ざいます。国内各地ですね、非常にこの外国人とのトラブルもあっております。今後、現状から見れば苓北も増えていくだろうと思っておりますので、やはり民間との接点の摩擦がないように、また、町もですね、引き続きですね、そういった方々のできる範囲の支援等ですね、考慮いただきたいと思いますんですけども、町長が特に何かお考えがあればお願いをしたいと思っておりますけども。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） やはり受け入れ態勢の条件をですね、これをつくるのが非常に難しい。それと複数国の出身者を受け入れるということは非常に難しい。通訳もたくさんいますし、ですから、そここのところの整理が一番難しくなるんじゃないかと。それと併せて、やはり生活関連も言葉も全部違うわけでありますので、町民の皆さんとの融和が図っていただけるのかどうか。この辺をしっかりと検討していかなければならないと。ですから、あんまりたくさんの方が来られると、いくら人口が増えるといってもなかなか難しい。今で70名とおっしゃいますが、今あまり目立たない。だから、まあそここのところの数をどのくらいにするのかというのも非常に難しい問題になってくると思っております。

○議長（錦戸俊春君） はい、倉田明君。

○10番（倉田 明君） そういった縷々こう配慮いただきながらですね、それぞれの分野にですね、対応を、就職できればと思っております。

時間の都合で急ぎますけども、2点目のいわゆる安心して住める町、又、子育ての町として、更なる施設、施策の充実ということでございます。坂瀬川地区の大師山の避難道につきましては、用地が確保できないということでございます。なかなかですね、厳しい部分もあると思いますが、今の道を整備してですね、拡張できるところはするということでございますので、やはり地元の方とですね、ご協議されてですね、早くこう完成していただければと思っております。

又、各行区からの要望に対してですね、その都度その都度対応されているようなことでございます。

又、これから、これらに対して新たな計画案があるかということにつきましては、武道館とか、志岐集会所とか、3カ所ほどのご案内がありましたけども、できるだけですね、総合的に考えて対応いただければと思っております。

今の件につきましてはご答弁は要りませんが、国道の389号線、これもですね、先ほど県のほうを通して、今後、詳細について進めるということでございます。

なお、324号線の坂瀬川地区の国道関係なんですけども、ご承知かと思っておりますけど、猪口医院さんの前のあそこの松原川ですかね、あそこ非常に堆積と言いましょうか、砂等がたまっているわけでございます。昨年の秋にもですね、町のほうからきちっ

と撤去されていただきました。又、新年度におきましても、撤去作業をするということをお伺っておりますが、非常にですね、また元通りに近くような、こう又堆積しておりますけれども、この越波対策の折にですね、その辺も織り込んで協議いただければと思うんですけれども、事業的にそういった可能性はあるのでしょうか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先程の389号線は、既に事業化に入っております。ですから、更に多額の予算が入りますので相当進むのではないかと期待をしているところでございます。

324号線については、やはり調査をしっかりとやって、どの程度の国道護岸にするのか検討していただきたい。1日でも早く事業化に向けて頑張っていただきたいと考えているところであります。

又、あそこの松原川は、旧道までが漁港区域なんですね。漁港区域ということは、町が管理しなければならないということで、町がやらなければならないんですよ。だから、一応寄せては返してきますけど、これをもう丹念にやるしかないのが実情でございます。できましたら、そういうことも含めた中で、要望はしていきたいと思っておりますが、県営河川ではありますけど、あそこは海だったということで、残念ながら町が全て責任を持たなければならない状況でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 今、町長がおおせのとおり、そういうことは伺っておりました。いわゆる、非常に難しいんでしょうけども、この際ですね、そういう部分はあるんでしょうけども、やはり沖からの波がですね、やはりこう強いんじゃないかと、素人ですけれども思うわけでございます。一つですね、できる範囲でご検討いただければと要望しておきます。

それでは、保育の無料化等につきましては、先程250名程度が対象ということで、最終的には57名ぐらいがそういったものになるんじゃないかならうかということでございます。幾らでもですね、町の負担率は変わらないと思いますけども、保護者の負担が軽減できればですね、非常に助かるんじゃないかと思っております。

なお、又、放課後の児童クラブ、今のところですね、6時までですか、お迎えに見えるということでございますので、その辺はですね、臨機応変に対応いただければと思っております。

又、こう延長等については、多分県のほうから補助等があると思うんですけれども、そういうことで、子育て支援にですね、積極的に対応いただければと思っております。

3点目のいわゆる産業力の引き出し、非常にですね、特産品も開発されております。

その中でですね、海藻の問題、いわゆる発芽すると、試験的にネットをしたら育ったということでございますので、海の海水等については特段心配がないというような理解をしたわけでございますが、なかなかですね、現実的に一つずつネット張るわけもいかんし、いろんなこう対応するということでございますが、何か農林水産課長、特に何か具体的に何かありますか、今後。予定でも結構です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 今後ですね、町長も申しましたが、実践的な取り組み、この中でも2点ほど考えております。今後はですね、囲い柵、あるいはネット、それに見合うもののですね、補助事業がないか。これを精査の上、取り組んでいくということですね。

それともう一つは、これも町長が申されましたが、漁場を特定して、そこにもう集中的に投資をするということです。具体的にはですね、囲い柵で藻場が藻が繁殖がある程度確認されたら、すぐそこにウニを放流する。あるいは、これにはですね、ウニの食料となる海藻とですね、採取して加工する海藻と、これは分けられますけどもですね、こういったウニを放流してもうすぐ食べさせて実が入ったら回収すると。こういった実践的に漁獲量のですね、向上につながる対策、これをこの2点でですね、今後取り組みを考えたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） せっかくですね、いい実験といいましょうか、そういう検証をされておりますのでですね、非常にこの自然との闘いといいましょうか、厳しい面もありますけど、そういうことでですね、実践的に対応いただければと思っております。非常に骨折りと思いますが、よろしくご指導のほどをお願いしておきます。

又、採る漁業から育てる漁業、先程町長も言われましたように、海藻あるいは貝類のですね、実証実験等を積極的に昨年から執り行われております。そういうことでですね、いい結果がですね、できて、やはり1人でも、2人でも後継者等が育っていただければと思っております。

又、交流人口拡大等については、富岡城のお城祭り、あるいは夕やけマラソン、オルレ等々で増減が横ばい、あるいは微増ということでございます。非常にですね、これは難しいと思うんですね。非常に各分野の団体もですね、積極的にこの観光事業には取り組まれております。先だって、私、崎津のほうに行っていていろいろお話聞きましたけども、土曜日、日曜日は相当賑わいますということで、道の駅の方とお話したんですけども、私が行ったときもバスが2台ほど来て、いろんなことがあっておりましたけども、賑わった、賑わなかったということで、今後に期待しておられましたけども、やはりですね、苓北も、町長が先程言われましたように、やはり我々も含めましてですけども、

やはり職員さんも積極的にですね、といったことでPRいただければと思っております。

又、先程、4点目のいわゆるローマ法王が長崎訪問をなされるときに親書をお届けできないかということで、検討、努力したいということでございますので、ぜひ一つお力添えをいただければと思っております。

やはり、私も時々アダム荒川公園を見させていただくわけですが、私ごとなんですけども、非常にですね、あの像を見ているとですね、私たちにこう何かを語りかけているのかなと、あるいは、何かを問われているのかなと思うところがあります。そういう意味も含めてですね、町も建立されたと思っております。利用ができればと思っております。

又、学校の統廃合についてはですね、非常に広範囲に渡った中での、やはり検討会をつくるという教育長、又町長もそういう方針のようでございます。非常に厳しい状況であると思えますけども、一つですね、子どもを中心としてそれぞれの立場で検討をいただければと思っております。

もう時間関係で、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで倉田明君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後6時00分

平成 3 1 年 3 月 8 日（金）

（第 2 日 目）

平成31年第2回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

平成31年第2回苓北町議会定例会は、平成31年3月8日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書 記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副 町 長	松野 茂
教 育 長	濱崎 敏和	総 務 課 長	山崎 秀典
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	荒木 広之
教 育 課 長	西川 文孝	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	福田 誠一
健康増進室長	本田 保	会 計 課 長	坂元 俊司

8. 議事日程

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 平成30年度苓北町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 平成30年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 平成30年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 平成30年度苓北町下水道特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 平成30年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 平成30年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 苓北町債権管理条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 苓北町空家等対策協議会設置条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 苓北町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 苓北町行政機構審議会設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 苓北町生活環境整備対策委員会設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 苓北町総合農政審議会設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 苓北町麟泉運動公園整備運営委員会設置条例を廃止する条例について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 苓北町多目的活性化広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 苓北町個人情報保護条例及び苓北町情報公開条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第18号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第19号 | 苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。携帯電話をお持ちの方をお願い申し上げます。携帯電話は、電源をお切りいただくか、音の出ない設定をお願いいたします。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第1号 平成30年度苓北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、議案第1号、平成30年度苓北町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第1号、平成30年度苓北町一般会計補正予算（第6号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から2,906万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億9,863万1,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、3月まで各事業の精算見込みや普通交付税、国庫補助金等の確定に伴うもの、又、広域連合消防庁舎負担金の減額、林道災害復旧費補助金の増額に係る補正が主なものでございます。

なお、内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第1号、平成30年度苓北町一般会計補正予算（第6号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,906万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ50億9,863万1,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

第2表 繰越明許費でございます。基幹電算システム機器等更新事業、戸籍システム更新業務委託事業、町道改良事業、橋梁維持事業、水防災意識社会再構築事業、空調設備設置事業、歴史まちづくり事業、林道施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業を繰り越すこととし、9つの事業費を繰り越すものでございます。

7ページをお願いします。

第3表 地方債の補正でございます。1、変更で公共事業等債、富岡港改修事業負担金限度額を90万円増額し、限度額を1,920万円に。緊急防災減災事業債で緊急防

災減災事業を1,980万円減額し、限度額を2,060万円にするものでございます。

10ページをお願いします。歳入です。

款1町税、項1町民税、目2法人600万円の増額です。

11ページをお願いします。

項3、目1軽自動車税20万円の減額です。

12ページをお願いします。

項4、目1町たばこ税220万円の減額です。

13ページをお願いします。

項5、目1入湯税6万9,000円の減額です。

14ページをお願いします。

款8、項1、目1地方特例交付金、確定により83万9,000円の増額です。

15ページをお願いします。

款9、項1、目1地方交付税、確定により、普通交付税263万4,000円の増額です。

16ページをお願いします。

款11分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金は、実績により、保育所入所児童保護者負担金200万円の減額。目3衛生費負担金は、養育医療保護者負担金7万2,000円の増額です。

17ページをお願いします。

款12使用料及び手数料、項1使用料、目3農林水産業使用料は、町管理漁港使用料、林道敷占用料合わせて2万8,000円の増額、目4商工使用料は、歴史資料館入館料ほか合わせて117万8,000円の減額です。

18ページをお願いします。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金は、更生医療給付事業国庫負担金ほか合わせて19万6,000円の減額、節3保険基盤安定負担金は、国保保険基盤安定国庫負担金6万円の減額。目2衛生費国庫負担金は、養育医療国庫負担金7万円の増額です。

19ページをお願いします。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、節2社会資本整備総合交付金、節4公衆無線LAN環境整備支援事業補助金合わせて133万7,000円の増額。目4消防費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金ほか合わせて170万円の増額。目5教育費国庫補助金は、ブロック塀、冷房設置対応臨時特例交付金19万7,000円の増額です。

20ページをお願いします。

項３委託金、目１総務費国庫委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託金１万２,０００円の増額です。

２１ページをお願いします。

款１４県支出金、項１県負担金、目１民生費県負担金、節１社会福祉費負担金は、更生医療給付事業県負担金ほか合わせて９万８,０００円の減額。節３保険基盤安定負担金は、国保保険基盤安定県負担金ほか合わせて２０６万２,０００円の減額。目２衛生費県負担金は、療育医療負担金３万５,０００円の増額です。

２２ページをお願いします。

項２県補助金、目１総務費県補助金は、結婚チャレンジ事業補助金ほか合計で２５万円の減額。目２民生費県補助金は、多子世帯子育て支援事業補助金１１万円の増額。目３衛生費県補助金、節１保健衛生費補助金は、むし歯予防対策事業費県補助金１万８,０００円の減額。節２環境衛生費補助金は、産業廃棄物最終処分場周辺環境整備等補助金２６万１,０００円の減額。目４農林水産業費県補助金、節１農業委員会補助金は、農業委員会等振興助成費補助金ほか合わせて８９万２,０００円の減額。節２某業費補助金は、担い手育成支援事業補助金ほか合わせて２４７万８０００円の減額。節４水産業費補助金は、水産資源回復・基盤整備交付金ほか合わせて４８万１,０００円の減額。目５商工費県補助金、熊本県消費者行政推進事業補助金ほか合わせて６万７,０００円の減額。目６土木費県補助金は、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金３００万円の減額です。

２３ページをお願いします。

目７教育費県補助金は、地域学校協働活動推進費補助金６,０００円の減額。目８災害復旧費県補助金は、林道施設災害復旧費補助金１,０１２万３,０００円の増額です。

２４ページをお願いします。

項３県委託金、目１総務費県委託金は、県議会議員選挙事務委託金２９万１,０００円の減額です。

２５ページをお願いします。

款１５財産収入、項１財産運用収入、目１財産貸付収入は、町有建物貸付料２０万１,０００円の増額です。

２６ページをお願いします。

款１７繰入金、項１特別会計繰入金、目４宅地造成事業特別会計繰入金１９３万４,０００円の増額です。

２７ページをお願いします。

項２基金繰入金、目２減災基金繰入金は、精算見込みにより２,０００万円の減額です。

２８ページをお願いします。

款１９諸収入、目１貸付金元利収入は、奨学金償還金１万８,０００円の減額です。

２９ページをお願いします。

項４受託事業収入、目１農林水産業費受託事業収入は、農業者年金事務受託収入ほか合わせて１４万４,０００円の増額です。

３０ページをお願いします。

款５雑入、目１雑入は、社会保険料ほか合わせて２２万３,０００円の増額です。

３１ページをお願いします。

款２０町債、項１町債、目３土木債は、富岡港改修事業負担金で公共事業等債９０万円の増額。目４消防債は、広域連合消防庁舎建設事業費分・消防施設整備及び小型ポンプ積載車輛購入事業分で緊急防災・減災事業債１,９８０万円の減額です。

３２ページをお願いします。歳出です。

款１、項１、目１議会費、節９旅費は、精算見込みにより議員費用弁償３０万円の減額。節１１需用費は、議場放送設備の修繕料１５万円の増額です。

３３ページをお願いします。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節９旅費は、区長研修分で２１万円の減額。節２５土地開発基金積立は、ざいのお団地の売却増分１９３万４,０００円の増額。目５財産管理費は財源区分の変更。目６企画費は、産業文化祭等の精算により節７賃金から節１４使用料及び賃借料までそれぞれ減額。節１９負担金補助及び交付金は、空き家活用支援事業補助金４０万円の減額、結婚チャレンジ事業補助金１１万７,０００円の減額、苓北町離島航路運営費補助金５９７万５,０００円の増額です。

３４ページをお願いします。

目８諸費、節１１需用費は、光熱水費で外灯分電気料の増額、修繕料の減額で合わせて２３万円の減額。目１１地域間交流費は、地域間交流促進補助金２０万円の減額。目１３電算システム管理費は、基幹業務電算システム更新委託料ほか合わせて１００万円の減額。目１４情報化推進費、節１２役務費は、情報通信回線使用料１０万円の減額、節１３委託料は、イントラネットサーバー機器保守委託料ほか合わせて５４万５,０００円の増額、節１８備品購入費は、バックアップ用ハードディスク購入費３７万４,０００円の増額です。

３５ページをお願いします。

項２徴税費、目１税務総務費は、不足する図書追録代３万円の増額です。

３６ページをお願いします。

項３、目１戸籍住民基本台帳費は、郵便物の量りの購入費１万２,０００円の増額です。

３７ページをお願いします。

款４選挙費、目３熊本県議会議員一般選挙費は、投票日が決定したことによる今年度分の精算見込みで、合わせて２９万１,０００円の減額。目４苓北町長選挙費は、選挙がなかったことにより、次のページまで減額です。

３９ページをお願いします。

目５苓北町議会議員一般選挙費は、次のページまで選挙がなかったことによる減額です。

４１ページをお願いします。

項５統計調査費、目２指定等経費は、精算見込みにより合わせて１,０００円の増額です。

４２ページをお願いします。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、節２８繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金ほか合計で２０万４,０００円の減額。目２老人福祉費、節１３委託料は、緊急通報システム装置保守点検委託料ほか合わせて４８万１,０００円の減額。目５後期高齢者医療費は、後期高齢者医療特別会計繰出金１４２万２,０００円の減額。目６障害福祉費、節１２手数料等は、障害者認定事務手数料２万８,０００円の増額、節２０扶助費は、更生医療給付事業ほか次のページまで合わせて５５２万円の増額です。

４４ページをお願いします。

項２児童福祉費、目１児童福祉総務費、節１２役務費は、不足する郵便料２万円の増額、節１３委託料は、医療費無料化に伴うシステム改修委託料２１万６,０００円の増額、節２０扶助費は、多子世帯子育て支援事業ほかあわせて６５万円の増額です。

４５ページをお願いします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費は、節１報酬から節１１需用費まで精算見込みにより合わせて７２万７,０００円の減額。目３環境衛生費、節２８繰出金は、特別会計への繰出金合わせて２４５万８,０００円の減額。目６保健センター費は、故障した冷蔵庫・電子レンジの備品購入費６万６,０００円の増額です。

４６ページをお願いします。

款５農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費、節１報酬は、農業委員等の報酬７５万９,０００円の減額、節７賃金から節１１需用費までは、農地中間管理機構集積支援事業の精算見込みでそれぞれ減額、節１９負担金補助及び交付金は、天草地区献穀事業負担金の精算で２５万７,０００円の減額。目３農業振興費、節８報償費は、イノシシ駆除謝金８３万円の増額、節１９負担金補助及び交付金は、次のページまで果樹共済掛金補助金ほか合わせて２２６万８,０００円の減額です。

47ページをお願いします。

目5農地費、節11需用費は、志岐6号線排水路破損箇所修繕料5万円の増額、節13委託料は、精算により56万円の減額。節28繰出金は、農業集落排水特別会計繰出金27万円の減額。目6農業経営基盤強化促進対策事業費、節11需用費4,000円の減額、節19負担金補助及び交付金は、苓北町担い手育成総合支援協議会負担金ほか合わせて41万円の減額。目7堆肥センター管理費は、節11需用費の節内の組み替え、次のページ節18備品購入費は、消火器の購入費9,000円の増額です。

次のページ、49ページ、目2林道費は財源区分の変更です。

50ページをお願いします。

項3水産業費、目1水産業振興費は、委託料で築いそ調査事業の精算により28万4,000円の減額。目2漁港管理費並びに目3漁港建設費は、財源区分の変更です。

51ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節13委託料は、物産館トイレ清掃委託料16万円の減額、節18備品購入費は、消火器購入のため8,000円の増額、節19負担金補助及び交付金は、天草市消費生活センター負担金ほか合わせて64万7,000円の減額。目3観光費は、節9旅費8万円の減額、節11需用費はあわせて3万円の増額、節14使用料及び賃借料は、富岡海域公園遊歩道流木等の除去のための重機借上料77万円の増額。目4温泉センター管理費は、指定管理委託料で燃料高騰に伴うリスク分担費174万円の増額です。

52ページをお願いします。

目5富岡城公園管理費、節1報酬から節9旅費については、嘱託職員に係る報酬等の減額、節11需用費は、新たに作成する御城印状等の印刷費と25万円の増額です。

53ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費は、事業費の確定により、節15工事請負費145万7,000円の減額。目4橋梁維持費、節15工事請負費161万8,000円の増額。目5国県道整備促進費、節19負担補助及び交付金は、国県道整備事業負担金225万円の減額です。

54ページをお願いします。

項3河川費、目1河川総務費、節19負担金補助及び交付金は、急傾斜地崩壊対策事業負担金ほかあわせて560万円の減額です。

55ページをお願いします。

項4港湾費、目1港湾管理費、節11需用費は、外灯電気料5万6,000円の増額、節19負担金補助及び交付金は、富岡港改修事業負担金99万4,000円の増額です。

５６ページをお願いします。

項５住宅費、目１住宅管理費、節１１需用費は、故障した電気温水器の修繕料等合わせて３０万円の増額です。

５７ページをお願いします。

款８消防費、項１消防費、目１常備消防費、節１９負担金補助及び交付金は、天草広域連合消防庁舎の建設費負担金分で１，９２０万１，０００円の減額。目２非常備消防費は、消防団に係る予算の精算見込みで合わせて１５７万７，０００円の減額。目３消防施設費、節１３委託料は、消防倉庫設計業務委託料ほか合わせて３５万９，０００円の減額、節１４使用料及び賃借料は、新たに建築した尾越消防倉庫の賃借料７，０００円の増額、節１５工事請負費は、消防倉庫新築の精算により１１９万１，０００円の減額、節１８備品購入費は、消防車輛購入の精算により１７万７，０００円の減額です。

５８ページをお願いします。

目４災害対策費ですが、主なものは、節１３委託料で、国の第２次補正予算による補助事業（水防災意識社会再構築事業）で作成するハザードマップ作成委託料４００万円の増額で、そのほかは事業精算見込みによる減額です。

５９ページをお願いします。

款９教育費、項１教育総務費、目２事務局費は、スクールバス運行委託料１００万円の減額です。

６０ページをお願いします。

項２小学校費、目１学校管理費、節１１需用費は、志岐小学校木製いすの修繕料５０万円の増額、節１３委託料は、学校整備事業設計委託料８万５，０００円減額、節１８備品購入費は、１５万４，０００の減額。目２教育振興費、節２０扶助費は、特別支援学級就学援助費ほか合わせて４４万５，０００円の減額です。

６１ページをお願いします。

項３中学校費、目２教育振興費、節２０扶助費は、特別支援学級就学援助費ほか合わせて９万７，０００円の減額です。

６２ページをお願いします。

項４社会教育費、目１社会教育総務費、節１９負担金補助及び交付金は、学校支援地域本部事業補助金３０万円の減額。目２公民館費、節１１需用費は、坂瀬川公民館トイレ配管修繕料等３５万円の増額、節１４使用料及び賃借料は、車借上料４万３，０００円の減額、節１８備品購入費は、消火器５本分の購入費３万８，０００円の増額、節１９負担金補助及び交付金は、分館改築事業補助金５８万５，０００円の減額。目４文化財保護費、節９旅費は２２万７，０００円の減額です。

６３ページをお願いします。

項5保健体育費、目1保健体育総務費は、事業費の精算見込みにより節8報償費から節14使用料及び賃借料まで合わせて60万2,000円の減額。目2学校給食費、節1報酬は、調理員報酬ほか合わせて10万円の減額、節11需用費は、光熱水費ほか46万円の増額、節12役務費は2万円の増額です。

64ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目2林道施設災害復旧費は、財源区分の変更です。

65ページをお願いします。

款11、項1公債費、目1元金は、財源区分の変更です。

以上で、平成30年度苓北町一般会計補正予算（第56号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、4番、高戸君。

○4番（高戸幸雄君） 6ページの繰越明許費についてお尋ねをいたします。

繰越明許の中で、まず、9教育費の小学校空調設備設置事業6,727万6,000円でございますけれども、4校にそれぞれ空調工事がなされていると思います。当初より全国的な空調設備ということで、材料等々の不足といたしますか、そういったことが懸念されているようでございますけれども、大体繰り越しをされて、いつ頃の竣工の予定かがまず一つと。

その現在までに材料検収願い等々が出ているかどうか、が二つ目。

それで最後に、大体夏休み前までには、当初、課長これお話の中で、大体5月の末ぐらいかなという話も聞いたように覚えておりますけれども、果たして、5月末に竣工できるものかどうか。おおよその目安を聞きたいと思います。

また、併せて、ご案内のとおり、新年号に伴い、4月下旬から5月上旬に10連休が暦の上でなされているようでございます。この期間、年末年始は従来小売りのストップ等々が上のほうから文書等でなされておりましたけれども、見込みがどうか。小学校のこの工事をするにあたっては、一番書き入れといたしますか、工事の最中でもあるし、工期的にですね。子どもたちがいないということで、一番安全上は作業がしやすいわけでございますけど、その点の懸念がちょっとされるわけでございますけれども、教育委員会のほうではどう考えられたか、お尋ねをいたしたいと思います。

林道につきましては、大体竣工の予定、4、5日前ちょっと見せていただきましたけれども、大変法が長くて大丈夫かなと、これは当初から言われていたようでございますけれども、その点についても、今、業者のほうとの協議といたしますか、そういったことが

進んでいたら、報告方お願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 4校のですね、空調設備につきましてはですね、現在、入札を行いまして、機材のですね、発注をそれぞれ業者がかけているところでございます。まだ、材料自体はですね、入っていないわけですがけれども、機材につきましては、3月の下旬から4月にかけて入ってくるということで話を聞いております。

竣工につきましては、5月末を予定しております。

10連休中のですね、取り扱いについては、ちょっとまだ確認をしておりませんので、ちょっと今のところではわかりません。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 林道災害の進捗でございますが、現在、地滑り区域内のですね、伐開作業が終わりました。それと、残土処理場のですね、下の擁壁部分を今施工して、もう少しで完成というところでございます。

それと、一部議員も申されましたが、法切り、一部法面を切っております。それで、確かに法高が高いということでございまして、下に下っていくほど安全管理がやはり必要になってくるかと思しますので、今後ですね、今、頂上部分の法面を抑えながら下に下って、下の部分をですね、法切りをするような工程をですね、今協議中でございます。

それと、現在の工事は9月ぐらいまでの予定でございます。その後ですね、もう一つの工事で、法面を完全に抑えてしまう吹き付けですね。そして舗装、そして排水路の整備、最終的には、流末処理の単独工事も最後に行いたいと思います。それで最終的な工事の完了が2月上旬ということで、今現在のところ考えております。

○議長（錦戸俊春君） はい、4番、高戸君。

○4番（高戸幸雄君） 教育委員会におかれましては、いろんな多方面にわたり大変だと思いますけれども、とにかく材料がないとですね、工事そのものができませんので、再三再四わたって、請負業者のほうには請求といいますか、協議をしてもらいたいと思います。

林道につきましては、工事が大変多くて、今、伐開が終わったあとびっくりします。行ってみて。安全管理についてはですね、とにかく注意して工事が進められるよう願っているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 6ページの林道施設災害復旧事業ですが、これはこの前もお尋ねしましたように、大規模な崩壊箇所の手前に路側が崩れた箇所がありますよね。あれの工期は3月、手前のほうは3月31日になってましたけども、手つかずの状況ですけども、3月31日でもいいのかどうかということです。

それから17ページで、資料館入館料が減額になっています。これはやはりこれまで度々指摘されているように、資料館の資料が客を呼ぶようなものではないということなんでしょうか。

それから22ページ、どのように判断されて減額されたのか。

それから22ページに産業廃棄物最終処分場周辺環境整備等補助金が約30万円減額されていますけども、これは何をどうされて減額になったのか。

それから46ページでイノシシが増額になっていますが、これはイノシシが増えている状況があつて、捕獲頭数が増えていくんだという見込みの中で増額になったのか。別に説明がありませんでしたので、お尋ねをします。

それから51ページに、観光費で77万円の重機借上げがされています。これは遊歩道の整備ということですが、昨日の説明の中で、何か県がつくったからという感じだったんですけども、県がつくった道路であれば、この部分に77万円に対して、いくらか県が出すとか、そういうことはないのか。

それから53ページで145万、それぞれ工事請負費、舗装工事が減額になっています。これは工事の規模からしてですね、これだけで何ができるのかということもありますが、町を回っていただければ小規模な補修が必要な箇所が何箇所もありますので、そういう部分を道路パトロールでチェックされていればですね、その前倒しで、減額しなくても前倒しでできなかったのかということです。

それから58ページのハザードマップ作成、もう少し詳しく教えてください。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 53ページでございますけども、減額の145万7,000円はですね、いずれも舗装工事でございますして、町道八久保線と町道上津深江線の事業完了の精算による減額でございますして、議員ご指摘のですね、ほかに回せなかったのかということでございますが、一応2月ぐらいの竣工でしたので、また工期が足りないかなと思ひまして、ちょっと単独費でもございまして、減額させていただきました。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 6ページの林道災害でございます。先ほど説明が不足

しておりました。この繰越額に関しては、地滑り災害の部分、それに加えてもう1箇所の30年度災の分の災害費も含まれております。繰り越して復旧をいたします。同じように、9月ごろまで予定をしております。

そしてイノシシでございますが、46ページ、これは当初550頭ということで予算を計上しておりましたが、650頭、平成28年に減少傾向を見せたわけですが、やはり例年とやっぱり六百五、六十頭ぐらいにやはり捕獲が見込めるということで、今回、補正をさせていただきました。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） まず、17ページですけれども、歴史資料館の入館料の減額についてです。歴史資料館の入館料につきましては、今年度、当初予算の見込みで入館者を3,180人ということで84万円の予算を計上しております。実際の歴史資料館の入館者が平成31年1月末で3,265人で、入館者数としては増えております。これにつきましては、今年度が開館3周年ということで、7月、8月の2カ月間につきましては、大人100円、それ以外は無料ということでしましたので、その分で入館者が増えております。残り2月、3月を月間あと100人ずつぐらいかなということで見込みますと、収入のほうが見込みで53万1,750円となりますので、当初予算に届きませんので、その分見込みで減額をさせていただいております。

それともう一つ、ページ、51ページですけれども、商工費の重機借上料に係る分ですが、お見込みのとおり、海域公園の遊歩道に部分に係る流木処理及び岩石の処理に係る重機借上料を計上させていただいております。この件につきましては、県のほうが整備をして、今、町のほうが維持管理を行っている状況だと認識しておるわけですが、海水浴場とか、園地に係る維持管理につきましては、当初予算でもですね、別途県のほうからいただいておりますので、そういった分でこれまで維持を行っております。今回は、一応町のほうですということであげております。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） まず、22ページです。衛生費県補助金の中の環境衛生費補助金、産業廃棄物最終処分場周辺環境整備等補助金でございますけれども、これにつきましては、年柄の九州電力前から狸河内地区に外灯を設置いたしましたけれども、その分の事業費実績に伴う補助金の減額でございます。

それから58ページ、災害対策費のハザードマップ作成委託料ですが、今回、国の第2次補正の採択をいただきましたので、来年度に予定をしておりました防災ハザードマップの更新、この事業を今年度の予算に計上しまして、来年度まで繰り越しを行って作成をしたいということで400万円を計上させていただいております。

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。はい、7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） まず6ページですが、これは繰り越しに関する部分ですが、工事の中身についてですね、私は当初ちょっと法面が高すぎると、です、ので、通行者のための防護柵の設置は考えなくていいのかという提案もしましたが、今の課長の説明では、高戸議員からの質問の中でも非常に法面が高いということがですね、それで利用者からびっくりしたという話が出ていますが、今後、仕上げにかかるまでにそういう部分の対策をですね、やっばしていくべきではないかというふうにも思いますが、今後の設計変更の見込み等についてお知らせください。

それから22ページで何に使ったかというのはわかるわけですが、これは多分一つのことだけでなく、複数に、例えばですね、道路にこだわるわけですが、その周辺何キロかの中で道路補修とかそういうものもできるかと思います。金額は26万円しかありませんけども、その26万円でできる修繕は探して、この発電所の恩恵という言葉が適切かどうかわかりませんが、そういう形で利用すべきだろうというふうに思います。

それから46ページのイノシシですが、一時イノシシの被害は農業だけでなく、もう町も消滅させてしまいはせんかという話が出ておりました。まだ見込みがですね、やはり減らないという、頭数が減らないということ。それはそうでしょう。人間は最大で2人ぐらいしか生むことができませんけども、イノシシは5頭も6頭も10頭も、10頭近くもつんじやないかというふうに思いますので、根本的な対策は非常に難しい部分があるのかもしれませんが、そういうものは、ただ単に苓北町だけでなくですね、県とか、国とか、そういう部分での総合地域的な対策が検討されているのかどうかお尋ねします。

それから53ページの工事の精算だということですが、これもちょっと先ほどの産業廃棄物周辺整備補助金と同じような考え方ですが、この額の中でですね、例えば、昨日ちょっと出とった側溝の蓋の取り換えとか、は40万円ばっかあれば、140万円ですか、140万円あれば側溝の蓋の取り換えもかなりできるんじゃないかというふうに思うわけですよ。やっばそういうことでは、やっば住民に寄り添った環境整備に努めてもらいたいというふうに思います。

再度お願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 22ページです。産業廃棄物最終処分場周辺環境等整備等補助金です。今、浜口議員から、ほかの例えば道路補修等に利用すべきではなかったかというようなことをございましたけども、この事業につきましては、事業がそれぞれ区分されておりまして、当初の事業申請のときからですね、外灯の設置事業という形で行

っておりましたので、どうしてもできないという事情がございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 地滑りの林道災についてでございます。今後、安全管理につきましてはですね、当初、査定では段をつけて切っていくようにということで査定に臨んだわけですが、やはり査定官のですね、そういった決定によりまして、今後ですね、先程も申し上げたとおり、法切りをしながらですね、吹き付けの部分をラスを貼って、そして吹き付けを部分的に完了させて、それで落石を防止しながら、その次の下の下部のですね、法切りをはじめるといった工程の変更、そして設計の変更を考えております。

それとイノシシの対策についてでございますが、天草管内ほかの2市も同じでございます。ですので、もう会議を3回ほど持ちましたが、もう猟友会、駆除従事者の会だけではとても対応しきれないんじゃないかということで、農業者にもその捕獲をですね、一部担っていただきたいということの組織づくりを今考えているところでございます。2市1町でですね、あとは管内のJA、そしてもちろん猟友会もですけども、全て組織になっていただいてですね、農業者が罠をですね、かけてもらう。そして、その止め差しが一番大変負担になるわけでございますが、それを駆除者の会とかですね、猟友会が担うような形でですね、そしてまた、これはもう先の話ですけども、採った固体は肉として利用する、肥料として利用する、そういったことも含めましてですね、今他市町とですね、協議を進めているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 53ページの減額ของですね、その他に使えないかということでございますけども、あくまでですね、それぞれの事業の予算枠を取っておりまして、その事業が予算内に完了したということでですね、減額をしておりますけども、今後ですね、ほかの工事にですね、転用できないかということをお今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○7番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

8番、野崎君。

○8番（野崎幸洋君） まず12ページの収入の町たばこ税220万円減額されておりますけども、健康上はなるべくたばこは減ったほうがいいと思うんですけども、税收としては当初からすると220万円減額ですけども、毎年大体これくらいの減額推移でいっているんでしょうかお尋ねをいたします。

次に17ページです。物産館の使用料が減額になっというわけですが、どっちが1号館か2号館かわかりませんが、現在、使用されているところじゃないほうのその施設の、まず改修されようというわけですが、いつごろ改修終了で、いつごろから使用予定になっているのかお尋ねをいたします。

次に60ページです。60ページの需用費の中の修繕料が、先程の説明では木製いすの修理代ということでお聞きしましたけれども、現在もそういった木製いすが使用されていて、50万円という修繕料なんですけれども、この辺はリサイクルの観点から修繕して使用したほうがいいのかどうかかわかりませんが、何台分の修繕料がこの50万円かかっているのかお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） たばこ税の推移につきましてですが、先程言われたように、健康志向で減少する。あとは昨年も税率の引き上げとかありまして、単価については上がっていますけれども、今言われた吸う本数のほうが減ってきているというような状況がありまして、28年度は4,180万円ありました。29年度が3,731万円ですね。30年度予算は、29年度の実績をもとに、それと発電所の定終等が見込まれるということで3,900万円を予定、予算を計上していたんですが、これが実績下回る見込みで、昨年29年度と近い数字になるのではないかとということで220万円の減額でこの予算をさせていただきました。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 17ページの物産館の使用料の減のところでご質問をいただきました。現在、その1のほうを改修を行われておりますけれども、事業者の方としましてはですね、3月中に終わらせて、できれば3月中にオープンを考えているということでお話を聞いております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 60ページですね、修繕料ですが、志岐小の木製のいすの修理ということで、順次古くなった分からです、修理をしているような状況です。入れ替えて修理をしているような状況でございます。ちょっと数については、ちょっと今ですね、把握しておりません。

○議長（錦戸俊春君） 8番、野崎君。

○8番（野崎幸洋君） 今の木製いすの件ですが、随時入れ替えながら修繕を行っているということですが、その古いものに関しては、その入れ替えというか、もう新品的な木製いすに替えられているのか、それとももう修繕はしない、需要的に長いよ

うなそういった金属製のいすに替えられていつているのか。その点だけお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 木製の椅子からパイプの椅子に順次入れ替えを行っているところです。この修繕料につきましてはですね、1台1万円の修理代がかかってきますので、50万円ですので50脚ということになります。

○8番（野崎幸洋君） はい、わかりました。

○議長（錦戸俊春君） はい、11番、田嶋君。

○11番（田嶋豊昭君） 19ページですね、ブロック塀の補助があつてはいますけど、これはやっぱ小学校通学に關してののでしょうか。これはそれで場所はどこでしょうか、お尋ねします。

そして22ページ、またここにブロック塀等安全確保支援事業補助金というのが出ていますけど、これは何のことかお尋ねします。

51ページの物産館の清掃トイレの手数料なんですけど、これ減額になっているんですけど、今まで使った人たち、使ってられる人がこれなくなるんでしょうかお尋ねします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 19ページと22ページの件でございます。これにつきましては、大阪でですね、地震によりましてブロック塀が倒れて子どもさんが亡くなられるという事故がありました。その後ですね、国のほうで補助金ができるまして、道路に面した通学路の民間のブロック塀、こういった部分にですね、補助金が出るということなことで、当初、ブロック塀3件分、国の場合が10万円の補助ですので、3件分を計上しておりましたけれども、申請がなかったために今回減額をしたものでございます。

同じように22ページですけれども、これにつきましては、同様のことで、国、それから県から4分の1、5万円出ますので、その分の3件分ということで、これにつきましても同じく申請がございましたので今回減額をしたものでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 物産館のトイレの清掃委託料の16万円の減額についてのご質問がございましたけれども、物産館のトイレの清掃につきましては、これまではその2ですね、左側に建物ありますけれども、有限会社苓北物産館が入っておられました。そのところに清掃管理委託料ということで月4万円の契約を行っておりましたけれども、5月末で退去されました。そのあとに今、海に見えるカフェひかりさんのほうが入られて10月から営業開始をされましたので、10月からはひかりさんのほうに清掃委託をお願いをしております。その間、4カ月はクリーンパトローンさんのほうで

対処を行っておりますので、その４カ月分の４万円、１６万円を減額しております。

以上です。

○１１番（田嶋豊昭君） はい、わかりました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、５番、松本君。

○５番（松本良人君） ３３ページです。離島航路運営費補助、これは高速船じゃなからうかと思えますけれども、増額となったということは、多分船に乗られる方あたりが少のうなったっじゃなからうかなと思えます。先ほど物産館とか何かの関係とか、あるいは歴史資料館の関係のところで、入館料が３０万９,０００円だったですかね、減額になっておりますけれども、お客さんたちが少のうなったから入館料が減ったと。そっちはそれでいいんですが、そういった関連で、この関係も含めて、その船なんか乗られる方が少のうなってこちらから出す金が多くなったのかなというような解釈をするわけですが、そこら辺の説明をお願いいたします。

それから４１ページ、指定統計費が出ております。これ今国会あたりで相当問題になっておりますけれども、そこら辺の関連のマイナス要因はあったかなかをお尋ねします。

それから、保健センターのですね、１６保健センター費ですね、４５ページ、すみません、４５ページの保健センター費です、６のその備品購入費が６万６,０００円の増額となっております。実はこれに関してですね、私、今まで水洗トイレがありますけれども、保健センターにはかなり虚弱の方もお出でになる、女子の方もお出でになるということで、洗浄機付きのトイレに変えたほうがええじゃなかかというようなことを度々申ししておりましたが、これ備品購入でもいいんじゃないか、乗ればよかかがありますのでね。そこら辺ももうちょっと考えていただけんじゃったのかなということでしとります。新年度に取り組んでいただけたらいいんですが、そこら辺が検討なされたかのかをちょっとお尋ねします。これ予算に関係、補正に関係ありませんので、まあいいんじゃないかろうかと思えますけど。

それから５１ページのですね、観光費の、先程問題になりました７７万円の借上げが出ております。実は、観光施設費の中にも災害等があります。そういったのに該当しなかったのかなと思えます。これ７７万円というのは、純粋の一般財源じゃなからうかなと。もし災害なんかにかかるとれば、ぴしゃっとした施設でもしますんで、まだそれ以上の金がかかって補助対象になるんじゃないかろうかなということも懸念されますので、そこら辺はどうだったのかなというようなことをお願いします。

それから温泉センター管理費の１７４万円、委託料ですね。これが同額となっておりますが、これもやっぱりお客さんの減かなと思うわけですが、そこら辺のご説明をお願い

いします。

それから、次のページの５２ページの５のビジターセンター委託料の数が減っております。これは１００万円減とっておりますが、この関係がどういったことで減ったかお尋ねをします。

それから５７ページですね、消防費の中の常備消防費の負担金が１，９００万円減額になっておりますけれども、この説明をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） ３３ページの離島航路運営補助費の補正ですけれども、おっしゃいましたように、この期間です、ちょっと台風等が土日に集中したりしまして、出航率が８６％の結果となっております。乗客数も計画と実績比べますと９０．２％ということで、欠航が多かった関係で乗客数も減って、旅客収入が減っております。

それと費用のほうです、燃料費の高騰がありましたことと、修繕がちょっと出てきたということで、お願いしております５９万５，０００円ぐらいの収支の悪化といえますか、になりましたので、この金額でお願いをしているところでございます。

４１ページの統計につきましては、県の補助金の精算をするのにですね、１，０００円のちょっと移動をさせていただきました。国会で問題になっている、今の要因というのは全くこれには関係ございません。

○議長（錦戸俊春君） はい、健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） ４５ページの保健センター費の備品購入の件でございますけど、先程の松本議員のおっしゃられました、洗浄機付きトイレにおきまして、新年度の予算のほうにですね、計上をいたしておるところでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） まず５１ページの重機借上料の７７万円について、災害復旧事業にならなかったのかというご質問でございましたけれども、申し訳ありませんが、そこら辺はですね、ちょっと制度自体、私のほうが認知をしておりません。ただ、普通災害復旧事業と言いますと、壊れたとかですね、そういった分が該当すると思うんですけれども、今回はその遊歩道自体が壊れているわけではありまして、流木が寄っている。それと遊歩道が石が打ち寄せられて埋まっている分ということでしたので、それを除去すれば足りますので、重機借上料ということで計上させていただいているところです。

次に温泉センターの指定管理委託料１７４万円の増ですけれども、これにつきましては、協定書にリスク分担ということであらうとおるわけですが、前回の議会のと

きに、燃料費が算定よりも、算定は70円だったんですが、年度当初もう既に100円になっているということで、差額が発生をしているということを説明をさせていただきました。契約単価の70円からプラスマイナス5%となった場合には、プラスの場合は町が支払いをする、マイナスのときは返してもらうという契約ですけれども、その分が、前は4月から9月までの前期分ということで補正をいただいておりますけれども、今回は10月から3月末の見込みということで、その分に係る不足分が174万円ほどになるという試算のもとで計上させていただいております。

それと52ページですけれども、報酬のビジターセンター嘱託職員報酬105万円の減額ですけれども、当初ですね、今の非常勤職員のほかに清掃管理をしていただく職員を1名募集をかけておりました。その方が2回ほど募集を行ったんですけども、応募がございませんでしたので、その分を減額としております。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 57ページ、消防費の常備消防費の分でございます。負担金補助及び交付金1,920万1,000円の減額でございますけれども、これにつきましては、天草広域連合の有明、西天草、河浦この3分署の改修に伴いまして、負担金を計上しておりました。当初は、緊急防災減災事業債を借りてこの分を支出をすることにしておりましたけれども、この3庁舎につきましては、老朽化につきましては、もう既に40年以上を経過していたわけですが、耐震基準につきましては、満たしておったというような状況の中で、広域連合のほうがですね、起債のヒアリングを受けた際に、起債の対象にならないというようなことでございました。そういったことで、この財源につきましては、天草広域連合で管理をしております財政調整基金、苓北町の持ち分がございまして、それから支出をするようにしたために、今回、町のほうの負担金補助を落とさせていただいたということでございます。

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。

はい、5番、松本良人君。

○5番（松本良人君） 33ページですね、航路の関係でございますけれども、乗る方が、出航率の云々というのは毎年のことですからね、それはもうあれにならんと思うんですが、実質的にお客さんが減ったということはございませんか。本来ならば、この歴史資料館の入館料も含めてでございますけれども、崎津のほうが遺産、世界遺産になりまして増えるべきじゃなかろうと思うんですね。それで今何で苓北町が減ってくるかというようなことが懸念されますので、お尋ねをしました。これには、当然、昨日一般質問でもいたしましたけれども、富岡から下田までのバス路線がまだ未熟じゃなかろうかなということも考えるんじゃないかなと。そこら辺どうお考えになっておられるのか、併せてお尋ねをします。

それから観光費の中の77万円の件でございますけれども、上からくずれてきとる土砂を取り除くだけでやったのでいいんだというようなことでございますが、多分、災害復旧では、土砂を取り除くのが77万円かかるとなれば、対象になるんじゃないかなと思います。これは、今苓北町が、私は今までずっと見ておりますが、河川にしても、道路にしても、案外取り組みが少ないんじゃないかなと思っております。いたるところに崩れておりますけれども、案外単独費でやる風潮がついっとじゃなろうかなと。私は、財源について相当やっぱり口やかましく言いますけれども、町長おっしゃるように、町長が常々におっしゃいますように、いいシステムは利用するんだと。起債等を借りても素晴らしい起債があると。多分、災害復旧なんかというのは、借入額の1割ぐらいしか要らんとじゃなろうかなと思います。大いにこういったことを利用するのが皆さんの手腕じゃなろうかなと思いますので、そこら辺を含めてですね、改めてお尋ねをします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 先程申し上げました出航率についてはですね、過去は90%を超えています。特にこの期間は86%ということでちょっと出航率が悪かったということでございます。

それと乗客の状況ですけども、茂木から乗られる方は増えているような傾向にございます。富岡港から乗られる方が若干減っているような状況です。現在のところ。あとバスの関係ですけども、今年度まで3年間ですね、レンタカーの事業を行いまして、今までずっと町内の業者さんとかにそういった事業をお願いしてきたわけですけども、なかなか実現できなかったんですが、この事業によりまして事業者が富岡港のほうに常駐の車を置いておりますので、そういったことである程度の改善は進んだかなというふうに思っているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） やはり崎津までの交通の便というのは、非常にやっぱり劣っているというふうに感じをいたします。それでレンタカーを置いてるわけですが、やはりまだ宣伝といいますか、発信力が足りない。茂木から来られたほうが福岡からも近いんですね、実際。車じゃなくて電車かバスで来られて茂木経路で、レンタカーがあるということをご存じない方が非常に多い、これをやっぱり昨日も答弁の一部で申し上げましたが、もっとしつこくでもなっているから宣伝をすべきじゃないか。これはあらゆる町のことを含めての話ですが、ちょっと宣伝不足で少しは増えているということだけではやっぱり一つ残念です、頑張りたいと思います。発信力をですね。

○議長（錦戸俊春君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 災害復旧に係るんじゃないかということで、再度いただいたわけですけれども、そこら辺はですね、ちょっと勉強させていただきたいと思います。

すみません、訂正いたします。先ほど説明しましたように、海からの漂着物、それと海から打ち上げられた物ということで、施設のほうの災害ではございません。松本議員おっしゃるように、道路災害とかはですね、上から崩れて道路が塞がったとかという分については、緊急性に応じて取り除き、土砂排土、そこら辺については災害対象となっております。

今回は、先程も申しましたように、施設の災害というものではないということと、実際、地積等見てみますと、道路とかそういう部分ではなくて海浜地の中になっておりますので、そういったものが対象にはならないのではないかと考えております。

○議長（錦戸俊春君） はい、5番、松本良人君。

○5番（松本良人君） 33ページですね、企画費のかねてその観光の関係を聞いたっすけれども、確かに町長さんおっしゃったレンタカー等も云々ということで、今ご説明を聞きました。昨日はそれのことはあまり聞かんじゃったですが、その後に観光のお客様周回すつとだと。また戻ってくつとじゃなかっただということですよ。茂木から、苓北から茂木のほうにお客さんが多いということは、熊本からずっと回ってきたお客さんが福岡から茂木に乗らつとじゃなかろうかなということですよ、苓北町を通られる方はですね。ただレンタカーを充てにしとられる方は、レンタカーを充てられる方は、通常の商売人でしとるレンタカーあたりは乗り捨てというシステムのあつとですね。そういったこともありますので、もしレンタカーを町長おっしゃるように、レンタカー等を活用なさつとすれば、苓北町のレンタカーも例えば崎津のところに乗り捨てていいですよとか、あるいは、牛深港あたりに乗り捨てていいですよと、そういったことであれば利用なさる方も多いんじゃないかなと思いますけれども、それと免許を持つとらっせばよかですばってんね、町長さん免許持たっさんけん、多分バスだと思いますが。レンタカー使うもんは免許持つとるもんしか使われんと。お年寄りさんあたりが来たときは、多分使われんとじゃなかろうかなと思いますね。そこら辺を含めてですね、やはり崎津のほうのせつかくの世界遺産登録をしていただいて、もう向こうはいっぱいですよ、バスあたりが来たり、それからぴしゃつとしとります。道の駅なんかもばしつとかまえてしてありますよ。何か苓北がそこんにきがつんきれとるというような感じでございますので、そこら辺観光事業とあわせてですね、もしこれが原因ならですよ、原因ならそこら辺も含めたですね、やっぱ取り組みをやっていただきたいなと、そう思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） レンタカーですけども、町のほうで補助事業でやっておりますレンタカーは、電気自動車をそのレンタカー事業者から借りてしているんですけど、それは富岡港に返していただくようにしております。同時にですね、同事業者がガソリン車のレンタルも行っております。それは乗り捨て可能です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

6番、石田君。

○6番（石田みどり君） 33ページです。結婚チャレンジ事業補助金というのが11万7,000円の減額になっておりますが、これはどういうことかちょっと説明をお願いいたします。

それと44ページでございますが、誕生祝い金というのがございますが、これは今年度は何人の人に誕生祝い金が渡ったのかということ。

それから46ページですけども、新規就農者支援補助金が10万円減額になっておりますけど、もうこれは新規の人がいなかったということだと思いますが、こちら辺もちょっと説明をお願いいたします。

それからそれに関連するかと思うんですけども、次の47ページでございます。農業次世代人材投資事業補助金というのが75万円の減額になっております。こちら辺もちょっと説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 33ページの結婚チャレンジ事業補助金につきましては、熊本市内でマッチング事業をされている、有名な方にですね、町内でマッチングのイベントをするようなことで企画をしていただきまして、募集をしたところなんですけれども、男性の応募はあったんですが、女性の応募がなかったということで、やむなくその事業を中止することになったものですから、そういった関係で事業費の減額ということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（福田誠一君） 44ページの誕生祝い金ですけど、当初予算で30名を予定しておりましたが、今年度は41名出生されましたので、43万円の増額の補正になっております。よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 46ページの新規就農者支援補助金でございます。これは町単独の農業者の支援でございまして、もう3月になってもいらっしゃられなかったのですね、新たになる場合はもう新年度予算でということで、今回減額をさせてい

いただきました。

それと次のページの次世代人材投資事業の補助金 75 万円ですけども、これは 1 人分の半年分ですね、国の補助金でございますが、これが先送りというか、交付がずれ込んだということで、その分だけ交付が先にずれただけでございまして、実質的にはお支払いすることですけども、新年度でお支払いするというところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。いいですか。

○6 番（石田みどり君） はい。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、1 番、山口君。

○1 番（山口利生君） 33 ページの離島航路運営補助金の件でちょっとお伺いしたいんですが、お城祭りのときにイルカウォッチング等をきずなで運航されてましたが、非常に乗られる方も多かったんですが、もしきずなさんを使ってイルカウォッチングをした場合に、その収益が出たらこれは対象となるんですが、減額対象として。あくまでも茂木と富岡航路の航路だけの費用が対象で、それプラスアルファを高速船がやった場合には、そのプラスアルファの事業は収益としてまた出たらこれからマイナスになるというような仕組みになっているんですか。

すみません、あと一つ。51 ページの商工業振興費の苓北町小規模事業者支援補助金 60 万円が減っております。非常に地元の人たちもいろいろと新しく新規でやりたいというようなことで支援をしていこうということの事業だと思うんですが、これは対象者がいなかったのかどうかお伺いします。2 点です。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 離島航路の補助金に関わる分につきましては、あくまでも富岡茂木航路の航路に関わる分だけということの精算で、分けて収支をつくっております。きずなⅢをですね、Ⅱの代替ということで使う場合もあるわけなんですけども、それは按分して経費に算入することになります。イルカウォッチングとかの自主事業でされた場合の収益については、こっちのほうには、航路の運営費のほうには入ってきません。

○議長（錦戸俊春君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 小規模事業者支援補助金 60 万円の減額についてですけども、平成 30 年度は当初予算で 2 名分を組んでおりました。その後、新規に 3 名ほど申し込みがございましたので、その方たちにお支払いをするということで、補正で 3 名分を計上しておりました。その 3 名の中ですね、1 名の方、昨日説明がされたと思うんですが、旧郷土資料館のほうでパン屋をされる方がですね、大体は今年度に関店

をするという見込みであったわけですが、そちらのほうが事業者のご都合ですね、ずれて、4月以降開店ということになりましたので、30年度予算を1件分落としているところです。その方につきましては31年度予算で対応をするという予定でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、1番、山口君。

○1番（山口利生君） はい、ありがとうございました。それだと非常に業者の方も喜んでおられるかと思います。ありがとうございます。

あとイルカウォッチングの件ですけれども、非常にバス1台が来てですね、十分乗れるような人員じゃないかと、40人。私も還暦のときに長崎に行ったときに臨時便をしてもらってですね、見たんですが、非常に安全性もあって、間近で見られると、そういう面では、二江は普通の船で使っているのがあって、バスで来たときは2隻に分乗とかいうようなこともあろうと思います。そういう面では、そのバスで来られる観光客にとっては非常に有効なものじゃなかろうかというふうに思いますので、そのあたりのPRをですね、もっともっていただいて、富岡城とイルカウォッチングというような形のPRをされていくとですね、非常にいいかと。こないだ魚釣りに行ったときですね、崎津のほうに船がこう回って行ってたんですよ。だからああいうのも含めて、天草に来たらそういう船で回るというようなもの自体も新たな展開としてされると非常におもしろいかと思いますので、その辺りも国との調整もいるかと思いますが、ぜひ補助なんかもバックアップのためにですね、してやってやれば非常に観光にとって有効かと思いましたので質問いたしました。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

議案第1号、平成30年度苓北町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成30年度苓北町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

日程第2 議案第2号 平成30年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、議案第2号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） 議案第2号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳出歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,274万円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、一般会計からの繰入金の減額、歳出では、熊本県に納めます納付金額の今年度分の確定、29年度療養給付費等負担金の事業費確定による返還金の増額によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明をいたしますので、恐れ入ります、6ページをお開きください。歳入でございす。

款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）11万9,000円の減額、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）128万4,000円の減額、節4財政安定化支援事業繰入金の119万9,000円の増額でございす。以上、全ての事業費確定によるものでございす。

7ページをお願いいたします。これより歳出となります。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節9旅費の6,000円の増額と節12役務費の6,000円の減額は組み替えでございす。

8ページをお願いいたします。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分、節19負担金補助及び交付金、納付金1,634万3,000円の減額。目2退職被保険者等医療給付費分、節19負担金補助及び交付金、納付金の6万円の増額でございす。ともに今年度分の事業費確定によるものでございす。

9 ページをお願いいたします。

款3 国民健康保険事業費納付金、項2 後期高齢者支援金等分、目1 一般被保険者後期高齢者支援金等分、節1 9 負担金補助及び交付金、納付金3 0 2 万4, 0 0 0 円の減額。目2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分、節1 9 負担金補助及び交付金、納付金1 2 万8, 0 0 0 円の減額、ともに今年度分の事業費確定によるものでございます。

1 0 ページをお願いいたします。

款3 国民健康保険事業費納付金、項3 介護納付金分、目1 介護納付金分、節1 9 負担金補助及び交付金、納付金2 0 1 万8, 0 0 0 円の減額です。これも今年度分の事業費確定によるものでございます。

1 1 ページをお願いいたします。

款6 保険事業費、項1 保健事業費、目1 保健衛生普及費、節8 報償費1 3 万円の減額は、優良家庭表彰記念品代の事業費確定による減額でございます。

1 2 ページをお願いいたします。

款9 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 一般被保険者保険税還付加算金、節2 3 償還金利子及び割引料1 万9, 0 0 0 円の増額は、還付加算金の発生によるものでございます。目6 療養給付費等負担金償還金、節2 3 償還金利子及び割引料1, 9 3 4 万6, 0 0 0 円の増額は、平成2 9 年度の事業費の確定によるものでございます。

1 3 ページをお願いいたします。

款1 0 予備費、項1 予備費、目1 予備費、節2 9 予備費は2 0 1 万4, 0 0 0 円の増額です。

以上が、平成3 0 年度国民健康保険特別会計補正予算（第3 号）（案）の内容でございます。ご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、5 番、松本君。

○5 番（松本良人君） 全体的にお尋ねをします。かなり医療費が減額じゃなからうかなと思っております。ここでちょっと心配したのは納付金がちょっと減ったということで、これは増えたほうがよかつじゃなからうかなと思っておりますけれども、その原因等についてはどういうことがあげられますか。医療費の、多分医療費が減ったでしょう。

○議長（錦戸俊春君） はい、健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） はい、只今のご質問ですが、これは熊本県に納めます納付金の額でございまして、医療費とはまた別の基準で算定をいたされております。そういうシステムになってございます。

○議長（錦戸俊春君） 5番、松本君。

○5番（松本良人君） この納付金は、医療費がある程度下がるとれば納付金を納めるのが少のうなっちゃうこっじゃなかったですか、全体的に。

○議長（錦戸俊春君） はい、健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） はい、おっしゃるとおり、医療費が下がれば納付金も連動いたしまして下がるようなシステムではございますが、平成30年度の納付金におきましては、まだ医療費のほうが確定しておりませんので、2年後のときにその分が反映されるという形でございますので、今回は当初予算に対しまして、納付金の額が確定いたしましたので減額補正するものでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本議員。

○5番（松本良人君） そしたら、今、私は相当やっぱり、今ん課長のところは努力をなさっておるような感じがするわけですね。極端なことを申しますと、そういったことでそれが地道な活動の中で出てきとっとじゃなかろうかなというようなことでございますので、そうじゃなかったならば、私が過大評価したんじゃないかかと思えますけれども、もしそうであったらですね、今後ともですね、今のような体系を引き継いでいただいて、やっぱり医療費の削減に努めていただきたいと思いますと思っております。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第2号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第3 議案第3号 平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、議案第3号、平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。はい、健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） 議案第3号、平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ142万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,670万円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、一般会計からの繰入金の減額でございます。歳出では、歳入の減額に連動いたしまして、熊本県後期高齢者医療広域連合への納付金の減額でございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、恐れ入ります6ページをお開きください。歳入です。

款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金、節2保険基盤安定繰入金は142万2,000円の減額です。事業確定によります減額でございます。

7ページをお願いいたします。これより歳出でございます。

款2後期高齢者医療連合納付金、項1後期高齢者医療連合納付金、目1後期高齢者医療連合納付金、節19負担金補助及び交付金は、歳入と同額でございます142万2,000円の減額です。これも事業の確定によるものでございます。

以上が、平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）の内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

議案第3号、平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第４ 議案第４号 平成３０年度苓北町水道特別会計補正予算（第３号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第４、議案第４号、平成３０年度苓北町水道特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第４号、平成３０年度苓北町水道特別会計補正予算（第３号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ１７４万３，０００円を減額し、歳入歳出それぞれ２億１，２５２万４，０００円とするものです。

内容は、事業費の精算見込みによるものが主なものです。

歳入につきましては、６ページをお願いいたします。

款１分担金及び負担金、項１、目１、節１負担金は、当初計上いたしておりました新はまゆう療育園の水道加入が次年度以降になったため、７４万３，０００円の減額です。

次のページをお願いします。

款４繰入金、項２、目１、節１基金繰入金は、歳出減に伴う基金取り崩し１００万円の減額です。

歳出につきましては、８ページをお願いします。

款１水道費、項１水道管理費、目１一般管理費、節９旅費は、実績による減額です。節１１需要費は、薬品の購入見込み減により、消耗品費５０万円、実績により燃料費１０万円、電気料の減少により光熱水費５０万円それぞれ減額です。修繕料につきましては、志岐場水上ろ過ポンプ修繕費１００万円の増額です。節１３委託料は、水質検査委託料の請負差額により９４万円、水道施設管理委託料は、入札残により２０万円の減額です。節１４使用料及び賃借料は、台風に伴う発電機使用がなかったため、８万円の減額です。節１６原材料費は、実績により１０万円の減額、節１８備品購入費は、水道用軽ワゴン車の入札残により１６万円の減額です。

以上で、平成３０年度苓北町水道特別会計補正予算（第３号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、７番、浜口君。

○７番（浜口雅英君） ８ページの水質検査委託料、これは請負差額という説明でしたかね。何か検査項目の項目を減らしたとか、そういうことではないんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 請負残と臨時の水質検査が減ったということになります。

○議長（錦戸俊春君） はい、7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 申し訳ありませんが、当初の請負額はいくらだったんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 今ちょっとお手元にありませんので、あとでご説明いたします。

○7番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

議案第4号、平成30年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成30年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第5 議案第5号 平成30年度苓北町下水道特別会計補正予算（第4号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、議案第5号、平成30年度苓北町下水道特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第5号、平成30年度苓北町下水道特別会計補正予算（第4号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ194万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億5,067万2,000円とするものです。

内容は、実績見込みによる変更が主なものです。

4ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正は、富岡浄化センター更新事業業務委託料で900万円の見込みで

す。事業契約が予定より遅くなり、工期が短縮したため、その業務を繰り越します。

次のページをお願いします。

債務負担行為の補正は、富岡浄化センター更新事業業務委託の協定書変更により、限度額1,600万円の減額です。

歳入につきましては、8ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金、項1、目1、節1分担金は、実績見込みにより13万9,000円の減額です。

次のページをお願いします。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道事業補助金、節11社会資本整備総合交付金は、事業の減少により、15万円の減額です。

次のページをお願いします。

款4、項1繰入金、目1、節1一般会計繰入金は、事業費の減少により165万7,000円の減額です。

歳出につきましては、12ページをお願いします。

款1公共下水道事業費、項1下水道管理費、目1一般管理費、節9旅費は、日本下水道協会旅費負担増で25万円の減額です。節11需用費は、電気料の減少で20万円の減額、節13委託料は、樹木の管理料等の16万2,000円の減額、水質検査料委託料11万円は、実績により減額、処理場等維持管理業務委託料は、入札残により40万1,000円の減額、計装機器保守点検委託料は、滅菌装置故障により40万円の増額です。節13備品購入費は、実績により32万3,000円の減額、節27公課費は、消費税の確定により90万円の減額です。

11ページをお願いします。

款1公共下水道事業費、項2、目1下水道事業費は、財源区分の変更です。

以上で、平成30年度苓北町下水道特別会計補正予算（第4号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） 12ページです。財源の区分の変更がありますね。これはやはり金のない町には15万円国がくるって言うってですね、それはもうやらんから、固定財源にしろっていうことだろうと思いますけれども、そこら辺はどのような関係だったのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 富岡浄化センターの部分で、契約の調定分が落ちまし

たので、その分の端数を町のほうでということで、補助金申請の差額ということでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） 当時、申請の中にはこういったことでいただきくださいと出し
として、多分決定通知あたりでOKだよということじゃなかろうかなと思いますね。そ
の後、これはだめだったというようなことじゃなかろうかなと思うのですが、こういっ
たことたびたびあるわけですね。国にも大概の借金があつてからですね、今補助金あた
りも抑えよう抑えようというような風潮がありますので、そこら辺の波にのまれながら
地方にその押し付けてきているという関係ではないんですか。

○議長（錦戸俊春君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 一応端数をあわせてということで。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） そこら辺は国の方針がそうであれば仕方ないんですけれども、
今後はですね、我々自体もそういったことにやっぱり流されんようなことでがんばって
いきたいと思いますので、もうそこら辺の回答よかです。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

議案第5号、平成30年度苓北町下水道特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成30年度苓北町下水道特別会計補正予算（第4号）に
ついては、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第6号 平成30年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第6、議案第6号、平成30年度苓北町農業集落排水特別
会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第6号、平成30年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ45万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,791万1,000円とするものです。

内容は、実績見込みによる変更が主なものです。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金、項1、目1、節1分担金は、2件分を計上していましたが、1件の接続のため、14万8,000円の減額です。

次のページをお願いします。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1農業集落排水施設使用料、節1現年分は、実績により3万6,000円の減額です。

次のページをお願いいたします。

款3、項1繰入金、目1、節1一般会計繰入金は、事業の実績により27万円の減額です。

歳出につきましては、9ページをお願いします。

款1農業集落排水事業費、項1農業集落排水管理費、目1一般管理費で、節3職員手当は、時間外手当の実績により1万6,000円の減額、節11需用費は、実績見込みにより3万6,000円の増額です。節12役務費は、浄化槽汲取料の減により38万2,000円の減額です。節13委託料は、入札残により9万2,000円の減額です。

以上で、平成30年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

議案第6号、平成30年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、平成 30 年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 7 議案第 7 号 平成 30 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第 7、議案第 7 号、平成 30 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第 7 号、平成 30 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 80 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 4,672 万 5,000 円とするものです。

内容は、決算見込みに伴うものです。

歳入につきましては、6 ページをお願いします。

款 1 分担金及び負担金、項 1、目 1、節 1 分担金は、今年度 3 期分の前納に伴い 13 万 5,000 円の増額です。

次のページをお願いします。

款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1、節 1 特定地域生活排水処理事業費補助金は、実績により 13 万 9,000 円の減額です。30 年度に工事を行った浄化槽 3 基のうち、補助対象は一般家庭ということで 1 基は事業所で対象外であったための減額です。

次のページをお願いします。

款 4 繰入金、項 1、目 1、節 1 一般会計繰入金は、事業費の確定に伴い 80 万 1,000 円の減額です。

歳出につきましては、9 ページをお願いいたします。

款 1、項 1 特定地域生活排水処理事業管理費、目 1 一般管理費、節 3 職員手当等は、実績により 10 万円の増額、節 11 需用費は、ブローアなどの修理費など実績見込みにより 69 万 5,000 円、節 27 公課費は、消費税の確定により 12 万 7,000 円をそれぞれ減額するものです。

次のページをお願いします。

款 1 特定地域生活排水処理事業費、項 2、目 1 生活排水処理事業費、節 15 工事請負費は、工事請負費の入札残を 8 万 7,000 円減額するものです。

以上で、平成 30 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

議案第7号、平成30年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成30年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第8 議案第8号 平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第8、議案第8号、平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 議案第8号、平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ193万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ930万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。

款1財産収入、項1財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入は、ザイノウ団地2区画分の分譲地売払額を増により193万4,000円の増額でございます。

歳出につきましては、7ページをお願いいたします。

款2諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金、節28繰出金は、土地売払収入の増額分193万4,000円をそのまま一般会計繰出金とするものでございます。

以上で、平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第8号、平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第9 議案第9号 苓北町債権管理条例の制定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第9、議案第9号、苓北町債権管理条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第9号、苓北町債権管理条例の制定について。

苓北町債権管理条例を別紙のとおり制定することとする。

平成31年3月7日提出。苓北町長 田嶋章二。

提案理由、地方公共団体の債権管理に関し、その債権の適正な管理及び債権の放棄について規定し、公正かつ円滑な行財政運営に資するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、条例を制定する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町債権管理条例（案）。

目的。

第1条、この条例は、町の債権の管理に関し、必要な事項を定めることにより、町の債権の適正な管理を確保し、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

定義。

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1号、町の債権。金銭の給付を目的とする町の権利を言う。

2号、強制徴収債権。町の債権のうち、地方自治法第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができるとされている分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料、その他の普通地方公共団体の歳入及び地方税法の規定に基づくものをいう。

3号、非強制徴収債権。町の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

町長の責務等。

第3条、町長は、法令又は条例若しくは規則の定めに従い、町の債権を適正に管理しなければならない。

他の法令との関係。

第4条、町の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれらに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

台帳の整備。

第5条、町長は、規則で定める事項を記載した、町の債権を適正に管理するための台帳（電磁的記録によるものを含む。）を整備するものとする。

債権の放棄。

第6条、町長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金、その他の徴収金（以下この条において「当該債権等」という。）の全部又は一部を放棄することができる。

1号、当該債権等（消滅事項について事項の援用を要するものに限る。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が事項の援用をしない特別の理由があるときを除く。）

2号、破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権等につきその責任を免れたとき。

3号、債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、相続人が存在しない場合又は相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価格が、強制執行をした場合の費用及び当該債権等に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

4号、地方自治法令第171条の2の規定による強制執行又は同令第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとってもなお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済される見込みがないと認められるとき。

5号、当該債権等について施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとつ

た場合において、当該措置をとった日から3年を経過した後においてもなお履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。

6号、債務者が著しい生活困窮常態（生活保護法の適用を受けているとき、またはこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められた場合において、弁済される見込みがないと認められるとき。

7号、債務者が執行、行方不明その他これに準じる事情にあり、かつ、徴収の見込みがないと認められるとき。

第2項、町長は、前項の規定により当該債権等を放棄したときは、その放棄した日の属する年度の翌年度に、放棄した当該債権等の種類及び金額その他規則で定める事項を議会に報告しなければならない。

情報の利用。

第7条、町長は、債務者にとって有益であると認められる場合には、苓北町個人情報保護条例の定めるところにより、当該債務者の同意に基づき、町長が保有する当該債務者の強制徴収債権に関する情報を当該債務者の非強制徴収債権の徴収手続において利用するものとする。

委任。

第8条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、本年度の定期監査の中で、条例制定を検討するようにとの指摘を受け、提案いたしましたものです。指摘の発端は、平成29年度の水道特別会計の歳入歳出決算におきまして、過年度分の水道使用料1世帯分5,290円について、当事者が料金を支払わないまま町外に転出し、その後、行方不明となったため、収納が困難となっていた事案につきまして、担当課におきまして、民法の適用をうける水道料の債権については、2年で消滅時効となることから、不納欠損の処分を行ったものであります。

しかしながら、金銭債権の消滅時効につきましては、地方自治法第236条の規定によりまして、債務者からの時効の援用、この時効の援用とは、時効期間が経過したので、もはや債務は負わないと、債務者が主張することではありますが、この主張がなければ消滅時効の規範が経過しても最近は永遠に消滅しないことになっております。しかしながら、今回の案件のような債務者の行方不明など、債務者から時効の援用の意思を確認することが容易ではない案件や、条例（案）第6条、各号で先程規定した事案などに

つきまして。徴収困難な特定の債権について、特定の条件が満たされた場合には、債権を放棄できることを規定した条例を制定することによって、時効の援用なしに消滅時効をさせることが可能となることから、債権の適切な管理と、適正な事務執行を図るために提案をさせていただいたものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第9号、苓北町債権管理条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、苓北町債権管理条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

日程第10 議案第10号 苓北町空家等対策協議会設置条例の制定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第10、議案第10号、苓北町空家等対策協議会設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第10号、苓北町空家等対策協議会設置条例の制定について。

苓北町空家等対策協議会設置条例を別紙のとおり制定することとする。

平成31年3月7日提出。苓北町長 田嶋章二。

提案理由、苓北町空家等対策計画の策定及び空家対策の促進に伴い、苓北町空家等対

策協議会設置条例を制定する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町空家等対策協議会設置条例（案）。

設置。

第1条、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）、以下「法」という。第7条第1項に規定する協議会として、苓北町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

所掌事項。

第2条、協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

1号、法第6条第1項の空家等対策契約の作成及び変更並びに計画の実施に関する事項。

2号、その他空家等の対策に関する。

第3条、協議会は、町長及び委員9人以内をもって組織する。

2項、委員は、町長のほか、次に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

1号、区長会の代表。

2号、建設業協会の代表。

3号、警察機関の職員。

4号、消防機関の職員。

5号、法務局の職員。

6号、宅地建物取引士。

7号、建築士。

8号、学識経験者。

委員の任期。

第4条、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。しかし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

会長。

第5条、協議会に会長及び副会長を置く。

2項、会長は、町長とする。

3項会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4項副会長は、委員の互選による。

5項、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

会議第6条、協議会の会議は会長が招集し、議長となる。

2項、協議会は委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 項、会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同意数のときは、会長の決するところによる。

4 項、会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外のものを協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

守秘義務。

第7条、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

庶務。

第8条、協議会の庶務は、総務課において処理する。

その他。

第9条、この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

補足説明をさせていただきます。

空家等対策の推進につきましては、平成26年11月27日に空家等対策の推進に関する特別措置法が交付され、平成27年2月26日から施行されて以降、苓北町では、平成27年度に町内の空家実態調査の実施、平成28年度に苓北町空家等対策庁内検討委員会、これ役場内の検討委員会を設置するとともに、平成29年度にかけまして、苓北町空家等対策計画素案を作成しました。そして、本年度、平成30年度におきまして、町内全域において危険家屋の調査を実施しております。これらを踏まえまして、次年度におきまして、本日提案しております苓北町空家等対策協議会の中で、空家等対策計画についてご審議をいただきたいと考えております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、8番、野崎君。

○8番（野崎幸洋君） この職務の内容について、再度詳しく説明をお願いしたいと思います。この、例えば、この代表に選ばれた方が、その要するに、会議のときの検討内容ですね。例えば、危険な空家があるので、例えば、ここはもう取り壊したほうがいいのか。というときの、町としてのその代執行的なそういった判断をされるのか。また、当然、持ち主の方にそういった連絡等はいかれると思いますけども、こういった方々のそういった内容の検討事項というのはどういうものがあるのかをお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） はい。只今の野崎議員のご質問でございます。

所掌事務の中でですね、空家等対策計画の作成及び計画の実施に関する事項ということで書いておりますが、具体的には、空家等の適切な管理の促進、それから、空家等及び跡地の活用の促進、それから危険家屋と言われる特定家屋ですね。これに対する措置及び対処、こういったものについてですね、ご意見を伺いたいということでございます。

まず、建築業協会の代表の方につきましては、空家等の解体・改修、そういったものの対応。

それから、警察機関の職員につきましては、危険回避のための対応。

それから、消防機関の職員につきましては、空家等に関する災害対策、災害時の応急措置と、そういったものの対応。

それから、法務局の職員につきましては、法施行全般に関する事項。

それから、宅地建物取引士につきましては、所有者の空家等利用相談、それから、建物の有効活用ですね。こういった部分、こういった諸々の事案をご協議いただくというようなことの中で構成をさせていただきました。

なお、この構成員につきましては、国が示しておりますマニュアルに基づきまして、こういった委員がいいというようなことでございましたので、その方々をご提案しているところでございます。

特に、危険家屋等、現在調査を行っておりますけれども、これの対応についてですね、大きな課題となっておりますので、そういった部分につきまして、先程、野崎議員が言われたように、まず、指導助言、それから勧告命令、行政代執行といったことで、こういった全ての部分についてどういった措置をするのかというものをこの協議会の中で諮っていただきたいと思います。と思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎君。

○8番（野崎幸洋君） この会議の招集については、定期的なもので行われるのか。また、そういった事案が発生したときに緊急的な部分での招集かけられるのか。その点だけお伺いします。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 来年度の予算におきまして、まず、現在作成をしておりますこの空家等対策計画の素案、これについてですね、見ていただいて、協議をいただくということが一番になっておりますので、来年度の予算につきましては、今現在は、二度ほどの開催ということで計画をしているところでございます。

○8番（野崎幸洋君） はい、終わります。

○議長（錦戸俊春君） はい、4番、高戸君。

○4番（高戸幸雄君） 私、以前この空家の対策協議会、特措法に基づくことで一般質問させていただいた経緯がございます。その時は、庁内、役場内における委員会を立ち上げたところということで、このような協議会が設けられることを待ち望んでいたわけでございます。実は、先々月3月の5日に地方紙の中で熊本市において空家に対する行政代執行が行われたという記事が掲載してありました。先ほど野崎議員から質問があった中に、この代執行といたしますか、強制執行による解体もこの協議会の中で協議をされて、実際勧告といたしますか、そこまで行かれますと、今総務課長の中で理解をしたわけでございますけれども、とにかく付近の家は大変困っていらっしゃる箇所がございます。協議会が設置されたら速やかにですね、委員の任命と会議を開いて、まずは持ち主あるいは管理者に対する指導といたしますか、それをやってほしいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 只今、特定空家といたしますか、危険家屋の調査を行っておりまして、3月までには終了する予定にしておりますので、新年度に入りましたら早い時期にですね、協議会を立ち上げて、協議をお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） はい、4番、高戸君。

○4番（高戸幸雄君） はい、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、よろしいですか。

はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） 私もこれ見てですね、一見みてもこの方たちはこういった仕事をするのかなというのがわかりかねるような状況であったですけれども、ある程度今の説明を受けてわかったですけれども、当然、目的とか、仕事内容をいくらかやっぱこれに書き込む必要があつとじゃなかろうかなと。そうするか別にですね、細則なんかつくってですね、するべきじゃなかろうかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） それぞれのですね、委員の役割といたしますか、先程言いました分は、空家等対策計画の中にですね、それぞれ盛り込む予定にしておりますので、その中で、それぞれの分野でいろんなご指導、ご助言をいただきたいということで考えております。

○議長（錦戸俊春君） はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） 確かにそれぞれの専門的な分野の方がここに掲げてありますけれども、これ通常こういった形でどの設置条例にしても形上がってくるわけですがけれども、やはり目的を定めておかんことには、ちょっとわからんとじゃなかろうかなという

ようなことでありますけれども。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 本条例案につきましては、所掌事務の第2条の中ですね、法第6条第1項の空家等対策計画の作成及び変更並びに計画の実施に関する事項ということで、この法第6条第1項の中にですね、どういう計画を市町村はつくりなさいということで定められておりますので、そういった部分の調査、審議をお願いするということでございまして、まとめてですね、法第6条第1項の空家等対策計画の作成という形で文言的には書かせていただいております。

○議長（錦戸俊春君） はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） そしたら、もうここに掲げてあるこれだけの仕事して、例えば、対策とか何かちゅうのは、ほんならその後どうするかというようなことなんかもせんでも、ただそのここにどうあって、どういった形をして、どういった形で計画をやりますよというまでがここでするわけですかね。あるいは、そうじゃなくて、もうちょつと突っ込んで、危ないからどうしようとか、そこら辺を決めるちゅうことじゃなかわけで、ただ計画をつくるだけですかね。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） えっとですね、計画をつくりまして、その計画の実施に関する事項、これらの事項について全てですね、審議、調査、それから協議をお願いするということでございます。ちなみにですね、この特別措置法の第6条におきましては、空家等対策計画ということで定められておりまして、町の総合的な空家対策の計画をつくりなさいということと、基本計画に即して空家等に関する対策についてですね、掲げられた事項をやりなさいということで規定をされておりまして、9項目のですね、事項が定められております。この事項全てについてこの協議会の中でご審議をいただくということにいたしております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、10番、倉田君。

○10番（倉田 明君） この空家対策につきましては、今日までですね、それぞれの立場で対応されているわけです。今回、こういった条例を策定されるわけですが、現在ですね、空家に対する、いわゆる持ち主あるいは管理者がおられるわけですが、そのそういった持ち主さんの連絡といえましょうか、不明ということで連絡取れない方がおられるのか。

そしてまた、ご承知のように、強制的に代執行できるようなことで、この前も県内で第1号があってございましたけども、そういう危険という家屋の、いわゆる住民から申し出が現在こう町のほうにきているのか、その点、2点をお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） この件につきましては、年にやはり数件、区長さんを通じて連絡がございますけども、今のところ所在不明といえますか、そういった方の情報はございません。

それから、そういった連絡があった場合は、所有者の方、また、管理者の方に連絡して早急にですね、危険箇所の改善を行ってもらうように文書でですね、お願いをし、また、電話等の連絡も行いながら対処をしていただいているという状況でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、１０番、倉田君。

○１０番（倉田 明君） そのようなことでですね、やはり連絡を取れば幸いなんですけども、ご承知のとおり、やはり高齢化等、あるいは移住等でですね、非常に地方では空家が増えているということが現況の状況でございますのでですね、そういうことも含みながらですね、この協議会といいましょうか、のほうでしっかりと対応いただければと思っております。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

議案第１０号、苓北町空家等対策協議会設置条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号、苓北町空家等対策協議会設置条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

————○————

日程第１１ 議案第１１号 苓北町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例について

日程第１２ 議案第１２号 苓北町行政機構審議会設置条例の一部を改正する条例について

日程第１３ 議案第１３号 苓北町生活環境整備対策委員会設置条例の一部を改正する条例について

日程第１４ 議案第１４号 苓北町総合農政審議会設置条例の一部を改正する条例に

ついて

○議長（錦戸俊春君） 日程第１１、議案第１１号、苓北町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例についてから日程第１４、議案第１４号、苓北町総合農政審議会設置条例の一部を改正する条例までの４件は一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。まず、議案第１１号についてお願いします。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第１１号、苓北町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例について。

苓北町振興計画審議会設置条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成３１年３月７日提出。苓北町長 田嶋章二。

提案理由、「町議会議員が町の附属機関等の委員への就任を制限することについて」の町議会通知に基づき、苓北町振興計画審議会設置条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町振興計画審議会設置条例（昭和５２年苓北町条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第３条中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第１２号までを１号ずつ繰り上げる。

次のページをお願いします。

右のほうが改正前、左のほうが改正後の表となっております。

右の表の第３条の第１号、町議会議員３人というのを削りまして、左のほう、１号ずつ繰り上げまして、教育委員会の委員から１１号のその他町長が必要と認める者若干名とするものでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行するに改めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、次に、議案第１２号について説明をお願いします。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第１２号、苓北町行政機構審議会設置条例の一部を改正する条例について。

苓北町行政機構審議会設置条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成３１年３月７日提出。苓北町長 田嶋章二。

提案理由、「町議会議員が町の附属機関等の委員への就任を制限することについて」

の町議会通知に基づき、苓北町行政機構審議会設置条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町行政機構審議会設置条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町行政機構審議会設置条例（昭和35年苓北町条例第83号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、次のページの新旧対照表により説明をいたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。

第3条中の「委員」を削り、「12人によって」を「委員をもって」に改め、同条第1号中、「町議会の議員8人」を「行政相談員1人」に改め、同条第2号の教育委員会の委員及び第3号の農業委員会の委員をそれぞれ「2人」を「1人」に改め、第4号以降に次の委員を加えるものです。第4号、社会教育委員の代表1人、第5号、地区公民館長の代表1人、第6号、老人会の代表1人、7号、区長会の代表1人、8号、連合女性の会の代表1人、9号、民生児童委員の代表1人、10号、その他町長が必要と認める者若干名。

条例案本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第13号についてお願いします。はい、水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第13号、苓北町生活環境整備対策委員会設置条例の一部を改正する条例について。

苓北町生活環境整備対策委員会設置条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成31年3月7日提出。苓北町長 田嶋章二。

提案理由は、「町議会議員が町の附属機関等の委員への就任を制限することについて」の町議会の通知に基づき、苓北町生活環境整備対策委員会設置条例の一部を改正する必要があるためでございます。

苓北町生活環境整備対策委員会設置条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町生活環境整備対策委員会設置条例（平成3年苓北町条例第10号）の一部を改正することとする。

改正につきましては、新旧対照表をお願いいたします。

改正前第3条の1号を削り、改正後は、それぞれ1号を繰り上げるものでございます。

2枚目に戻っていただきたいと思います。附則として、この条例は、公布の日から施

行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、次に、議案第14号について説明をお願いします。はい、農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 議案14号、苓北町総合農政審議会設置条例の一部を改正する条例について。

苓北町総合農政審議会設置条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成31年3月7日提出。苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。「町議会議員が町の附属機関等の委員への就任を制限することについて」の町議会通知に基づき、苓北町総合農政審議会設置条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

苓北町総合農政審議会設置条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町総合農政審議会設置条例（昭和56年苓北町条例第8号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、苓北町総合農政審議会を組織する委員のうち、提案理由に基づきまして、議会から選出いただいております、町議会議員4人を削除するものでございます。

改正の内容につきましては、3枚目の新旧対照表をご覧ください。表右側の改正前の組織第3条中第1号、町議会議員4人とございますが、今回の改正案では、この部分を削除し、組織の構成を変更いたしますものでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） この4件については、議会の申し合わせにより改正するものでございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） せっかくの改正でございます。ちょっと現状と外れているんじゃないかなというものが2、3ありましたので、お尋ねいたします。

まず、振興計画審議委員の方の、当然私たちが外れるのは別に問題ございませんけれども、女性の会というようなことで再度またあがっております。その女性の会というのがあるのが、次の機構改革のところですね、それから、生活環境の関係の方、この女性の会の組織的なものを委員会のほうでどの程度捉えておられるか。あるいは、この主管

課のほうでどの程度のその組織ということで捉えておられるのかお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議員のご質問にお答えいたします。

私どもで把握しておりますのは、富岡地区女性の会、それから、志岐地区女性の会で、現在、連合女性の会という形で、その富岡地区、志岐地区の代表という形で富岡地区、志岐地区統括するような形での連合女性の会、この3つでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） これは通常は連合の女性の会ということであれば、町内に当然あるべきものが連合としてあがってきてですね、そして、苓北町女性の会とかになるのが当然、その中では当然代表としてここに掲げていいんじゃないかならうかと思います。ところが、都呂々もない、坂瀬川もない、半分しかない。そして、またそれに社会教育の団体ということであげてあろうと思いますけれども、町がそこら辺をその集約したり、あるいは手助けをして、その潰れかけたのに手助けをしてがんばっていただきたいということも今までなかった。都呂々ではなかった。そういった団体をここに改めてあげていいのかなと。なか団体をあげるということはおかしいんじゃないかならうかと。またここにほかにもありますけれども、青年団等という名前があがっております。青年団等というのは、まったくない団体じゃないかならうかなと、今の世の中になく団体をあげる、あるいは、半分ぐらいしかなく団体をあたかもあるような団体としてここに取り上げるのはどうかと思います。こういったことであれば、等となれば違う団体の名前をつけて等と言って若い者も一緒にあげるというようなこと。あるいは、女性の会なんかというのは、はっきり連合女性の会ということであげなくても、ある団体があるわけですので、例えば、JAの農協の女性部とか、そこら辺をあげていただいて、もしそれが必要であったならば、町としてももう少しそのそういった社会教育団体の育成に力を入れていただきたい。これだけ重要なポジションにおいてですね、お力を借りないかんということであれば、今このこういったことにどの程度力を注いでおられるとか、教育長の見解をお尋ねしたいと思います。

それからもう1点、ここ1事項ずつよかったですかね。ほかにもあったものですから。例えば、議案1議案のみずつでよかったですかね、まとめて聞いたほうが。

○議長（錦戸俊春君） まとめてください。

○5番（松本良人君） まとめて。そうすれば3回なりますので、例えば、公民館の館長がこの代表としてあがってきとる組織もありました。今、公民館の館長さんがどの程度の位置づけでがんばっておられるのかというのも、私、都呂々において疑問でございます。そして、公民館の活動自体も館によってばらばらでございます。私は、この件については、事あるごとに言ってまいりましたけれども、例えば、都呂々公民館の館長の

考え方と富岡の館長の考え方が違うんじゃないかなと。

一つの例をとりますと、老人会にしても、富岡の公民館においては、老人会の中にメンバーに入っておられる方が高齢者大学のメンバーとして一緒に活動をなさっておられる。都呂々では、全く別ですよ。公民館としては、老人会には全く何もない。そして、一生懸命高齢者大学に力を入れておられる。そうした場合は、私たちがおるからいいんですけれども、私たちがおらんごとなれば、老人会は潰れて、当然、行政が力を入れるほうにウェートがかかってくるんじゃないかなという感じを、今危惧しております。

そういったことをございますので、そこら辺を含めてですね、教育長にその本当の考え方をお尋ねをします。組織づくりの考え方を。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） ちょっと議題のほうから外れますけれども、申し訳ありません。

見解につきましては、昨日申し上げましたように、公民館を地域社会教育の一つの拠点として進めていく。それぞれの公民館によって、同じ苓北町ではありますけれども、その地域性は異なっています。ですから、その地域の方々の要望ということにどの程度公民館として対応できていくのか。これも私どもとしましては、できる限りの、そしていろんな団体の方の公益になるような形での活動をという形で公民館長は指導をしております。ですから、先程、例にありました、ところでは公民館高齢者大学の方と、それから老人クラブの方もメンバー的には重なる部分がございますので、その役割分担をしながら、うまくやっていってくださいというところでお話しておりますし、まだ、その協力体制がうまくですね、情報交換できていないところにありましては、今後とも福祉のほうとも相談をしながらできるだけ地域の方の利益にかなうような活動ということを心がけさせていきたいというふうに考えております。

以上、私の考え方でございます。

○5番（松本良人君） 女性の会がつぶれたりなんかしとるけん、手助けは、そこら辺も聞いたとばってん。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 女性の会につきましては、先程言いましたように、現有組織としては富岡、志岐、それから連合女性の会でございます。そのほか、坂瀬川、都呂々につきましては、私どもからというよりは、やはり地域の方からこういうものをやりたいんだけどもどがんだろかっていう、そういう具体的なものがあげていただきますと何らかの形でのお手伝いというのはできると思います。

これまだですね、不確定要素も高いわけでございますけども、ある地区では、女性集

まって何かやろうかというような動きもあるようにも聞いておりますので、もしもこちらのほうに要請がありましたら、福祉のほうとも相談しながらですね、ご協力申し上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 苓北町振興計画審議会の中の委員さんで、女性の会の役員の方には、苓北町連合女性の会というのがありますので、その代表の方をお願いをしております。

それから、青年団体等の役員ということで、青年団ではございませんで、青年団体等の役員ということで、苓北町商工会の青年部の方をお願いをしているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、5番、松本君。3回目です。

○5番（松本良人君） なかなか回数に制限されてですね、うまい具合言いきらんとですけれども、私が言うのは、ない団体、青年団やったかな、青年等やったですかね。これ青年団と入っておりますね。あ、団体か。青年団体ちゅうのは商工会の、商工会の会とかはあがともんな、商工会の代表の方というのは。

いいですよ、要するに、そういった紛らわしいような形をとるのか。これ私たちがちょっと見れば、青年団のとか、上がですね、例えば、下が女性の会なんか書いてありますので、当然、青年団とか、女性の会とかというのをここでは意識する、わかるような感じがします。私たちがちょっと見ればですね。ただ、それはそれとしてですね、女性の会あたりもあがってきたからじゃなくて、どういった方々が町の組織としてあるのかというのも、そこら辺もじっくりやっぱり考えてからこういったことをつくりあげないかのじゃなかろうかと、私は思います。女性の会も、今教育長さんは、うっ壊れたけん又もう1回つくるけんどがんかしてくれと、だれかが言うてくればつくりますよ、手助けをしますよというような言い方でございましたけれども、私は、ある団体が、しかも社会教育団体としてちゃんと教育委員会にはその担当がおるわけであって、つぶれかけたならどがんかしてください、また結成していただいけませんかと、今つぶれれば大変ですので、どうか続けてくださいと。そこら辺言うていかんことには、つぶれたけん、つぶれたばってん、言うてこんやったけんそのままじゃ、そのまま放置しておく、そういったことというのは、特に教育団体ではそういった考え方では全くだめじゃなかろうかと思えます。

それでですね、私は、今先ほど言いましたけれども、連合婦人会としてつくってありますよ。会長も知っております。もう志岐と富岡の団体ですよ。ほんなら、坂瀬川とか都呂々の団体の意見はなかわけですよ。連合といなれば、全部の吸い上げたのを代表者の

方がここでこういった事業になって、あがんせんばいかんですね、がんせんばいかんですねというのがこの会じゃなかろうか。もし、そういったことをしていただくとなれば、今後、もう1回、委員会等の組織等も見直していただいて、社会教育団体というのを力を入れなければならないと思うならば、ぴしゃっとしたやっぱ組織づくりをやっていただきたい。今、この前、私一般質問の中で言いましたけれど、隣りは何をすると、よか適当にしていっちゃけばよかやっかという時代が一番危ない。ようと考えておいてください、教育委員会の担当の方、そして町のトップの方、社会教育がおろそかなれば苓北町は死んでしまいますよ。もうちょっとしっかりしてください。言うてこんけん、つぶれかけたもんなて、ほらせんですばいというような考え方でどがんすっですか。給料取りよるならそっでよかですばってん、給料取りだけじゃつまらんでしょうもん。そこら辺もう1回ですね、この女性の会、青年団体というような感じしか知りませんので、そこら辺の言い分あたりももう1回ですね、やっぱり考えたやり方をしないかんのじゃなかろうかと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） この条例については、議会の申し合わせに改正されるものでございますので、そこら辺はご理解をさせていただきたいと思います。

ただ、内容についていろいろな疑義の点がございますならば、一般質問かなんかで一応していただければと思っているところです。

○5番（松本良人君） 今の議長の言い方に、私、ちょっと意見を申し上げて、つまらんですかね。

○議長（錦戸俊春君） はい、どうぞ。

○5番（松本良人君） これは目的はそうかもしれませんけれども、11号を読ませてもらいますと、苓北町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例になっとつとですよ。それは大まかな目的は、主体は議員から外すということであっても、これに付随して、現在は現況がちょっとおかしいんじゃないかなというような意見を出しておるわけですので、実際おかしかつたので。そこら辺もあわせて、やっぱり本来ならばおかしいところは訂正して、本当ならば随時、この条例は現況にあわせて改正していくのが当然だと思いますけれども、それが今までしてなかった。この際、議員の我々が手を引くということでなすならば、これと一緒にやって出しましょうというような考え方はだめなんですか。

○議長（錦戸俊春君） 意見として聞きますけれども、ただ、この件については、議会が議決機関であるために、やはり議員は、この審議会の中に入らないほうがいいだろうということで、全員協議会の中で申し合わせをしました。そして、執行部のほうにお願いをしました。そういうことでこの改正案が提出されたところです。そこはご理解をし

ていただきたいと思います。

ただ、構成人員とか何かについては、若干変わった面もございますけども、そこは一般質問とか何かで聞いていただければと思っております。

はい、もう5回目です。

○5番（松本良人君） それはですね、ただ、今回、わざわざ条例の一部を改正しますよというような意見が出とつとですよ。そして、議員が引くということで、それはわかってとります。それは当然、それならいいですよ。ですが、それもさることながら、この現況があわんとかあるので、それをわざわざ我々が一般質問してから、これはおかしかやっかって言わんやっちゃよかでしょうもん、そこら辺なわかっていただければ。ですね、当然、執行部のほうからここに、今時代があわんから、あわんから訂正しますけんというのがあってしかるべきだと思いますよ、私たちがわざわざ一般質問せんでも。それで、この際、私たちも感じておりましたので、一緒に出させてもらいましたと、一緒に訂正をしますというような感じはなかったでしょうかね。

○議長（錦戸俊春君） はい、そこはこれから討論を行いますので、その時にでもまたお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

はい、7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 11号、12号議題のですね、それから14号の中で、改正後で、教育委員会の委員、それから農業委員会の委員という表記の仕方がしてありますが、教育委員会の委員という表現にしなければ、従前はそういう形になっておりましたよね。改正後も同じ横に持ってきてあるわけですが、それ教育委員会の委員というのは、教育委員のほかには委員おられますかね。おられれば話は別ですが、教育委員会の委員が教育委員だということであれば、教育委員会の委員から1人じゃなくて、教育委員の中から1人、それから、次の農業委員会も同じです。農業委員会委員の中ら1人というふうな表現の仕方をされてはどうかと思いますがいかがですか。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 14号に関してですけども、農業委員会の委員と表記がございます。これにつきましては、農業委員会からの代表者2人を選出いただくという意味で、農業委員会の委員2人という表記でさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） はい、7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） あと11と12から返事もらっておりませんが、今の14号で例えればですね、だけん、要するに農業委員会の委員から2人でしょ。これはもう農業委員会からでもよかつじゃなかつかと思うとですばってんね。

例えばですね、土地改良区の役員とか、ほかんそこはそういう表記してあつですよ

ね。この2つだけです。何なんの中から、委員の中からでよかつじゃない。そういうふうと思うわけですが。これも表現の仕方だけで、あまり深く考える必要ないと思いますが、そこら辺の表記をまあちょっとわかりやすくしてもよかつじゃなかったかと思う。急に何かだぶっているような感じが見受けますよね。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 農業委員会の委員という表記につきましては、農業委員会は、農業委員会事務局、事務局長、それぞれ事務局の職員がおられます。それと平成27年に法改正によりまして、委員は最適化推進委員というのもまた設けておりまして、その農業委員会の委員7名のうちから2人ということの表記で、今回はこのような表記にさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） この表記にいたしましたのは、教育委員会、農業委員会につきましては、町の執行機関でございますので、その代表委員という形で明記をしております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） いいですか。

○7番（浜口雅英君） よくわからんばってん、終わり。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから議案それぞれについて討論・採決を行います。

議案第11号、苓北町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

はい、討論ありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） 私は先に申し上げましたとおり、女性の会に異議がございます。これは連合の女性の会の代表、町の女性の会の代表ということでございますので、もう少し文言を変えるなり、ぴしゃっとした団体があるならば、団体の規定をした上で、そののやはりこういった文言はここに掲げるべきじゃなかろうかなということでございますので、この件に反対します。

○議長（錦戸俊春君） はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、これで討論終わります。

議案第11号、苓北町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第11号、苓北町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） これから、議案第12号、苓北町行政機構審議会設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

はい、討論ありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

5番、松本君。

○5番（松本良人君） メンバーの中の（8）でございますけれども、連合女性の会の代表ということで、これも先程申しましたとおりでございます。

女性の会、連合女性の会というのは、名前はございますけれども、まだ連合というまでの組織がないのじゃなかろうかなと思います。あるならば、これを利用するならば、町がしっかりと社会教育団体としてリードしたり、育成したりしたのちにこの連合という名前を掲げていただきまして、この組織の中に繰り入れていただきたい。今回は反対します。

○議長（錦戸俊春君） はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、これで討論を終わります。

議案第12号、苓北町行政機構審議会設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第12号、苓北町行政機構審議会設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） これから、議案第13号、苓北町生活環境整備対策委員会設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） はい、討論ありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） この条例に反対します。先程申しましたとおり、女性の会というのを、名前は使っておりますけれども、その社会教育団体の育成その他について疑義がございます。はっきりとした組織をつくっていただいて、そして、こういった大事なところには名前をあげていただきたい。そして、一生懸命審議をしていただきたい。そこで、今回は反対します。

○議長（錦戸俊春君） はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほか討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） はい、これで討論終わります。

議案第13号、苓北町生活環境整備対策委員会設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なり」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） はい、異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の起立を願います。

[賛成者 起立]

○議長（錦戸俊春君） はい、起立多数です。

したがって、議案第13号、苓北町生活環境整備対策委員会設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） これから、議案第１４号、苓北町総合農政審議会設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

議案第１４号、苓北町総合農政審議会設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成者の方の起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（錦戸俊春君） はい、起立多数です。

したがって、議案第１４号、苓北町総合農政審議会設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１５ 議案第１５号 苓北町麟泉運動公園整備運営委員会設置条例を廃止する 条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第１５、議案第１５号、苓北町麟泉運動公園運営委員会設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 議案第１５号、苓北町麟泉運動公園整備運営委員会設置条例を廃止する条例について。

苓北町麟泉運動公園整備運営委員会設置条例を別紙のとおり廃止することとする。

平成３１年３月７日提出。苓北町長 田嶋章二。

提案理由、苓北町麟泉運動公園が完成したためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町麟泉運動公園整備運営委員会設置条例を廃止する条例（案）。

苓北町麟泉運動公園整備運営委員会設置条例（平成１０年苓北町条例第３０号）は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

補足説明をいたします。

平成１０年６月に苓北町麟泉運動公園整備運営委員会設置条例を制定し、麟泉運動公園の整備運営に関し、審議をしてきたところでございますが、苓北町麟泉運動公園が完成しましたので、本条例を廃止するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） 確かにサッカー場は立派なのできております。これには、ここも含めた運動公園ということで、運動するところと公園も含めたところと私思いますけれども、下のほうの公園の少しあるところは、もうきれいに既に整備されたんでしょうかね。今、苓北町の町民の方々は公園が不足しとるといようなことも言っておられますが、そこら辺は含めたところにつくってあったのか。あるいは、その麟泉運動公園の下の本当の子どもたちが遊ぶところの公園は含んでいなかったのか。もし含んでいたとすれば、もうあれで公園の整備は済んだのかということをお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 麟泉運動公園につきましては、児童公園も含めまして、完成をしたものと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） 企画のほうにお尋ねいたしますけれども、これは振興計画とか、整備計画の中でどのような位置づけでこの公園とか、運動公園とかつくられたのか。今の担当のほうは教育委員会だろうと思いますけれども、公園を含めたところになれば、町全体の考えだと思しますので、企画政策課長にお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 総じてですね、その児童公園が入っているか入っていないかは別で、あの種のやつはやっぱ公園というんですよ。やっぱりあわせてプール、温泉センターも含めた中で、全体的な整備が大体終わったと。ただ児童公園については、器具とかの追加とか、入れ替えとかというのはあるかと思いますが、それは設置条例で決めた委員の方でしなくても、執行部が提案をして、議会に諮るということでもいいんじゃないかと思っていますところであります。

○議長（錦戸俊春君） はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） 私が質問するのは、この公園があって、公園の全てのことを仕上げたのちに廃止をするのがいいんじゃないかなと思っておったものですからね。あせがって廃止をしなくても、来年ぐらいまで1年待ってやっても、廃止をしても別に問題なかったと。できれば、このそういった委員会あたりにその下の公園に、児童公園についても皆さんのご意見はどうですかと、滑り台がいいですか、あるいはブランコがいいでしょうかとか、そういったことを求めた上で、もう少しそこら辺も整備を仕

上げた上で廃止をするのも一つの策じゃなかったかと思いますのでお尋ねしたわけでございます。そこら辺、どういったことで、長期的な展望はどうなっているのか、企画課長、どがんなっとですかね。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 振興計画の中では、町長の政策であります、ふるさとと呼べる苓北の中で、生涯学習社会の形成というところで、そういった社会体育施設等の充実を図っていくというふうな項目の中で進めてあるところでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、もう4回目です。

5番、松本君。

○5番（松本良人君） あのぜひですね。

○議長（錦戸俊春君） 4回目です。

○5番（松本良人君） いや、回答がまちまちじゃったもんですから言うのですよね。もう言うなてですか。

○議長（錦戸俊春君） 最後にしてください。

○5番（松本良人君） はい、最後ですよ。

こういったことでですね、あるのはやはりもう廃止はここでせつかく出てまいりましたので、廃止したと思いますけれども、そういったことを念頭に入れてですね、今後地域の方々のやはり安らぎ等の場ということも忘れずに、サッカーすることだけが力じゃなかですけんね。そこら辺も必ず組み入れたところで、今後、事業として取り入れていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第15号、苓北町麟泉運動公園整備運営委員会設置条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、苓北町麟泉運動公園整備運営委員会設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 16 議案第 16 号 苓北町多目的活性化広場の設置及び管理に関する条例を
廃止する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 16、議案第 16 号、苓北町多目的活性化広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 議案第 16 号、苓北町多目的活性化広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

苓北町多目的活性化広場の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり廃止することとする。

平成 31 年 3 月 7 日提出。苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。苓北町多目的活性化広場について、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 20 号）第 3 条に掲げる施設「苓北町麟泉運動公園」として再整備したためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町多目的活性化広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）。

苓北町多目的活性化広場の設置及び管理に関する条例（平成 19 年苓北町条例第 20 号）は、廃止する。

補足説明をさせていただきます。

苓北町多目的活性化広場につきましては、平成 9 年から 11 年にかけて中山間総合整備事業での交流基盤整備として広場を造成いたしました。そしてまた、平成 11 年から 17 年にかけては、林業地域総合整備事業等で木製遊具森林公園として整備をいたしました。この後ですね、平成 19 年にこの活性化広場とその附帯施設の管理のために制定しておりましたが、その後、苓北町麟泉運動公園として再整備がされ、苓北町町民総合センター等の施設の一部として管理されることになりました。今回、苓北町多目的活性化広場の設置及び管理に関する条例を廃止のご提案をするものでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第16号、苓北町多目的活性化広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、苓北町多目的活性化広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第17 議案第17号 苓北町個人情報保護条例及び苓北町情報公開条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第17、議案第17号、苓北町個人情報保護条例及び苓北町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第17号、苓北町個人情報保護条例及び苓北町情報公開条例の一部を改正する条例について。

苓北町個人情報保護条例及び苓北町情報公開条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成31年3月7日提出。苓北町長 田嶋章二。

提案理由、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の一部改正に伴い、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取り扱いについて、新たに規定を整備し、苓北町個人情報保護条例及び苓北町情報公開条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町個人情報保護条例及び苓北町情報公開条例の一部を改正する条例（案）。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開き願います。

まず、条立て第1条による改正は、苓北町個人情報保護条例の一部改正でございます。

第2条におきまして、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取り扱いについて、新たに規定を整備するとともに、号の追加に伴い、号番号を整理するものでござい

ます。

次に、新旧対照表の３ページをお開き願います。

第７条第４項におきまして、実施機関は、本人から書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、第４項に掲げる１号から４号の場合を除きまして、あらかじめ、本人に対し、その個人情報取扱事務の目的を明示しなければならない旨を規定するものでございます。

また、同条第５項において、要配慮個人情報の収集についての特例規定を整備するものでございます。

次に、新旧対照表の４ページをお開き願います。

条立て第２条による改正は、苓北町情報公開条例の一部改正でございます。

第６条第２項、開示請求の手續において、開示請求者に形式上の不備があると認められるときは、開示請求者に対してその補正を求めることができる旨等を規定するものでございます。

次に、第７条においては、第６条第２項の措置を行った場合の開示の決定及び通知に係る起算日程の取り扱いについて、但し書きにより規定するものでございます。

次に、第９条におきましては、個人情報の定義を明確化し、規定するものでございます。

条例（案）の２ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから個人情報保護条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

議案第１７号、苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。

これから苓北町情報公開条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君）　これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君）　はい、討論なしと認めます。

議案第１７号、苓北町情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君）　はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号、苓北町個人情報保護条例及び苓北町情報公開条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

**日程第１８　議案第１８号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について**

○議長（錦戸俊春君）　日程第１８、議案第１８号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君）　議案第１８号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成３１年３月７日提出。苓北町長　田嶋章二。

提案理由、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成３１年４月１日から施行されることに伴い、職員に超過勤務命令を行うことができる上限を新たに規定するにあたり、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年苓北町条例第４号）の一部を次のように改正する。

第８条に次の１項を加える。

３項、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

補足説明をさせていただきます。

今回の改正では、条例第8条第1項で規定する正規の勤務時間以外での設備等の保全、外部との連絡及び文書の収集を目的とする勤務などや第2項で規定する臨時又は緊急の必要がある場合の正規の勤務時間以外の勤務等を除く勤務について、規則で新たに第3項として規定することを追加するものでございます。

具体的には、職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正することといたしまして、その中の規則第8条の2として新たに時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限について規定をいたします。

同条第1項で、業務事項に応じて第1号と第2号に区分し、第1号で、原則として時間外勤務命令の上限を1カ月について45時間かつ1年について360時間の範囲内とすること。第2号で、業務量、業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務についても1カ月について100時間未満、1年について720時間かつ2カ月から6カ月平均で80時間を限度の範囲内とすることなどを規定いたします。又、第2項で、大規模災害への対処等の重要な業務であって、特に緊急に処理することを要する業務については、只今申し上げました第1項の規定は適用しない旨、それから第3項で、第2項の勤務を命ずる場合の職員の健康の確保に配慮する旨及び当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証規定につきまして定めることといたしております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第18号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第19 議案第19号 苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第19、議案第19号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第19号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成31年3月7日提出。苓北町長 田嶋章二。

提案理由、苓北町麟泉運動公園整備運営委員会設置条例の廃止及び苓北町空家等対策協議会設置条例の制定に伴い、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年苓北町条例第9号）の一部を、次のように改正する。

別表苓北町麟泉運動公園整備運営委員の項を削り、同表苓北町いじめ問題対策連絡協議会委員の項の次に次のように加える。

苓北町空家等対策協議会委員、報酬額、日額5,700円、半日額3,000円、備考、町長等の給料諸手当及び旅費に関する条例第4条による副町長の旅費相当額（同条例第4条の別表第2備考中第3項及び第4項の規定は適用しない。なお、天草管内の地域に旅行する場合の日当は、同条例別表第2に掲げる金額の半額とする。）。ただし、会議出席並びに調査（実働）のための旅費（費用弁償）の額は1日1,000円とする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第19号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どなた様も大変お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午後2時20分

平成 3 1 年 3 月 1 1 日 (月)

(第 3 日目)

平成31年第2回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

平成31年第2回苓北町議会定例会は、平成31年3月11日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書 記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副 町 長	松野 茂
教 育 長	濱崎 敏和	総 務 課 長	山崎 秀典
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	荒木 広之
教 育 課 長	西川 文孝	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	福田 誠一
健康増進室長	本田 保	会 計 課 長	坂元 俊司

8. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 20 号 | 児童入学準備資金の助成に関する条例及び天草拓心高校マリン校舎入学準備資金の助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第 21 号 | 苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 22 号 | 苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 23 号 | 苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 同意第 3 号 | 苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について |
| 日程第 6 | 同意第 4 号 | 苓北町農業委員会の委員の選任について |
| 日程第 7 | 同意第 5 号 | 教育委員会の委員の任命について |
| 日程第 8 | 同意第 6 号 | 苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任について |
| 日程第 9 | 議案第 24 号 | 平成 31 年度苓北町一般会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 25 号 | 平成 31 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算 |
| 日程第 11 | 議案第 26 号 | 平成 31 年度苓北町都呂々財産区特別会計予算 |
| 日程第 12 | 議案第 27 号 | 平成 31 年度苓北町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 13 | 議案第 28 号 | 平成 31 年度苓北町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 14 | 議案第 29 号 | 平成 31 年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 15 | 議案第 30 号 | 平成 31 年度苓北町水道特別会計予算 |
| 日程第 16 | 議案第 31 号 | 平成 31 年度苓北町下水道特別会計予算 |
| 日程第 17 | 議案第 32 号 | 平成 31 年度苓北町農業集落排水特別会計予算 |
| 日程第 18 | 議案第 33 号 | 平成 31 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第 19 | 議案第 34 号 | 平成 31 年度苓北町宅地造成事業特別会計予算 |

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第20号 児童入学準備資金の助成に関する条例及び天草拓心高校マリン校舎入学準備資金の助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、議案第20号、児童入学準備資金の助成に関する条例及び天草拓心高校マリン校舎入学準備資金の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） おはようございます。議案第20号、児童入学準備資金の助成に関する条例及び天草拓心高校マリン校舎入学準備資金の助成に関する条例の一部を改正する条例について。

児童入学準備資金の助成に関する条例及び天草拓心高校マリン校舎入学準備資金の助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成31年3月7日提出。苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。町内中学校に入学する生徒の保護者に対して、入学準備資金を新たに助成すること及び天草拓心高校マリン校舎入学準備資金の助成に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

児童入学準備資金の助成に関する条例及び天草拓心高校マリン校舎入学準備資金の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）。

改正内容につきましては、次のページの新旧対照表によりご説明をいたしますので、次のページをお開き願います。

まず、条立て第1条による改正は、児童入学準備資金の助成に関する条例の一部の改正です。表の右側が改正前、左が改正後で、下線部が改正部分でございます。題名中「児童」の次に「及び生徒」を加える。

第1条中「苓北町が入学児童」を「新たに入学する児童及び生徒（以下「入学児童・生徒」という。）に改める。

第2条第1号中「児童」の次に「・生徒」を、「小学校」の次に「及び中学校」を加え、同条第2号中、「児童」の次に「・生徒」を加える。

第3条及び第4条中「児童」の次に「・生徒」を加える。

次に、新旧対照表の次のページをお開き願いたいと思います。

条立て第2条による改正は、天草拓心高校マリン校舎入学準備資金の助成に関する条例の一部改正でございます。

第5条中、助成金の支給期日の「入学時」を「式当日」までに改めるものでございます。

本文条例（案）の2ページ目に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

補足で説明をさせていただきます。

現在、入学児童の保護者に対して、保護者負担の軽減を図ることを目的に、入学準備資金を児童1人につき2万円を助成をしております。今回、新たに町内の中学校に入学する生徒1人につき2万円を生徒の保護者に入学準備資金として助成をするものでございます。

また、天草拓心高校マリン校舎入学準備資金の助成に関する条例につきましては、助成金の支給期日の文言を児童入学準備資金の助成に関する条例と同じように、入学式当日までに行うに、今回、条例改正を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから児童入学準備資金の助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、野崎君。

○8番（野崎幸洋君） この条例（案）についての直接的なものではありませんけども、関連しておりますので、一つ質問させていただきます。

昨年度ですね、決算審査の折に、この拓心高校マリン校舎の卒業式の件で

○議長（錦戸俊春君） すみません、質問中ですけども、野崎議員、まず入学準備資金の助成金のほうからして、この後に拓心のほうはまた再度しますので。

○8番（野崎幸洋君） はい。

○議長（錦戸俊春君） ほかにございませんか。

はい、7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） この支給、説明の資料の2つ目のマリン校舎の支給が。

○議長（錦戸俊春君） このマリン校舎については、すみません、この児童入学準備資金助成に関する条例を一応しまして、発言中ですけど、条例がそれぞれ違いますので、まず、児童入学準備資金の助成に関する条例についての質疑を受けます。

○7番（浜口雅英君） この児童生徒の準備金の支給日の記載がありませんが、これど

こにあつとでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 支給日につきましては、式当日までということになっておりまして、今回の改正には含まれておりません。

○議長（錦戸俊春君） 7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 準備資金ですので、式当日では遅いわけですね。やっぱせめてできれば1カ月前とかそういう検討はできないんでしょうか。義務教育ですので、その自治体の学校に入学されるのか、されないのか、そこら辺はわかりませんけども、それはいろんな返還の手続きとか何とかということで補足するようにして、その自治体の小中学校に入学する場合は、式当日の前1カ月までに支給するとか、そういう検討はされたのか。それができないのかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 新年度につきましては、4月以降に入りましてから、入学式当日までには支給をしたいというふうに考えております。

また、4月以降につきましては、ちょっと期間もですね、少ないということもありますので、浜口議員がですね、ちょっとお話がありましたように、3月の支給も今後は考えていかなければならないんじゃないかというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。はい、7番、浜口君。はい、3回目です。

○7番（浜口雅英君） それでは、今後検討していくということで理解していいんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） その件につきましては、検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） この条例につきましては、予算の執行が関連いたしますので、新年度予算は平成31年4月1日からですので、4月1日からできるだけ早い時期にですね、一応、今入学式当日までとなっておりますけども、当日より前にですね、支給できるように教育委員会のほうでも検討させたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、7番、浜口君。4回目です。はい、どうぞ。

○7番（浜口雅英君） そしたら、当日までというのには具体的にですね、やっぱ4学年度当初、4月1日ちゅう言葉を、4月1日までにとか、あるいは4月2日までとか、そういう形で入学式の1週間前とか、10日前とか、そういう記述もしてほしいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育長。

○教育長（濱崎敏和君） ちょっと補足のほうをさせていただければと思います。

先程会計年度につきましては、総務課長のほうから説明をいただいたところでございます。今年度の分に関しましては、まずは入学式当日を最終の支給日と考えております。ですから、先程会計課のほうのご協力もいただきまして、新年度の予算で支給するには4月2日以降だったかどうかという、1日に起案行いまして、4月の2日から随時こちらのほうから皆さん方にお知らせをする形で、都合がよければこちらに取りにきていただく。そして、どうしてもご都合のつかない方を入学式当日にこちらから出向きまして支給をすると、そういう二段構えでの手立てを考えております。先程おっしゃいました3月中にというのは、次の予算の段階で、できればもう3月中から支給できるように検討をしていきたいというふうに考えております。

以上、補足でございました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、1番、山口君。

○1番（山口利生君） 今の支給方法についてですけれども、本人、親御さんに取りに来させるというとは結構広いから、口座払いというふうなことで、保護者負担の軽減というのが目的になっていますので、本人が口座に振り込んでもらいたいということであれば口座振り込みという方法を検討すべきじゃないかと思いますが、あくまでも直接払いを固執される理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育長。

○教育長（濱崎敏和君） まずはですね、個別の案件になると思います、転出転入というのが3月末までは考えられるということと、それから、確実に私どもとしては、領収証と、そしてもしも転出された場合には、小学校の6年生を町内の学校で卒業されて、中学校の入学式までによそに転出をなさるという件も考えられますので、大変こう面倒な手続きになりますけれども、お一人お一人領収証をいただいて、もしも苓北中学校にご入学なさらない場合には返還をいただきますよというそういう誓約書まで事前には必要じゃないかなというふうに考えております。負担になられると思いますが、当面その方法で、さらに便宜がされる方法があれば考えていきたいと思いますが、現在のところではそのような方法を考えざるを得ないという状況におるところでございます。

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。

はい、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

はい、議案第20号児童入学準備資金の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。

これから天草拓心高校マリン校舎入学準備資金の助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、8番野崎君。

○8番（野崎幸洋君） 天草拓心高校マリン校舎にもこういうふうに町からの入学準備資金ということで助成をされるわけですが、昨年度の決算審査の折に、天草拓心高校の卒業式の件で1点お伺いをいたしました。それは生徒、保護者の意見だと本校卒業式ではなく、学び舎の校舎から卒業したいということの意向が強いということを担当課にお伝えしたんですけれども、その時の答弁では、拓心高校にもお話を申し上げて、今後のこちらの要望を伝えますという返事をいただいております。その後の経過と、そういうふうにお伝えされたのか、1点お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今のお尋ねについてでございますが、確かに昨年度、そのようなご質問をいただきました。また、ご提案をいただきました。その後ですね、私、課長、それから副町長、町長のご意見も伺いながら拓心高校へまず出かけました。そして、要望書のほうも準備をしておりました。まず、結論から申し上げますと、今年度は本当に残念でしたけれども、だめでした。要望をあげております。ただ、拓心高校マリン校舎のほう、それから、本校におります校長の考えによりますと、卒業式をまず本校のほうでやっていただいて、その代わり、その代わりと言ったら何ですけれども、苓北の校舎へみんな帰ってきた後には、今度は保護者とともにここでのさよならのセレモニーをやるから、それから、町民の方にもその時にはご案内を申し上げたいというふうなことで承っていたところでございます。今回は残念ながら私どものほうにもそのセレモニーについてのご案内はなかったわけですが、そういう形で要望はそこのマリン校舎、それから本校、それから県のほうにも届けております。要望に関しましては、うちの町からと、それから現在休止状態に入っております、巴水会のほうもそのようなことだったらやってくださいという形で、なかなか連名の署名はいただけませんでしたけれども、そういう形でこちらのほうからも提案申し上げて、何とかですね、こちらのほうで卒業式が挙行できればというふうな方向で現在考えているところでござい

ます。現在は申し訳ありません。実現はできませんでした。

○議長（錦戸俊春君） はい、8番、野崎君。

○8番（野崎幸洋君） そういうふうには直接要望等はあげられていただいたということですので、それはもう学校側の都合であれば仕方ない部分もありますけども、先程言われたように、地元OBの方とか、そういう方々への呼び掛けもしますという学校側のお話もあったにも関わらず、今年はされなかったわけですけども、そういう意向があればですね、私、テレビで多良木高校の最後の卒業式等も拝見しましたけども、すごく地元の方々との密着度があってですね、素晴らしい卒業式、そして、閉校式別にあるということですけども、ああいうふうに地域と密着した中での高校生活、地元としてもそういうふうなことができればなという思いもあります。今ここにも準備金も町側としても手厚くやっぱマリン校舎に対してはされているわけですから、今後もその辺の要望というのは引き続きあげていただいて、実現できればと思いますのでよろしくお願いします。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 先程の件と同じですが、入学式当日までということになっていますけども、これも附則なりでですね、できるだけ早く支給、準備金としての活用ができるようにしてもらいたいと思います。

それから、別件ですが、これは議案第20号で、この2つあげるということは、これ議案の出し方として適切なんですか。今のことでは、20号では賛否を問われましたけれども、今度とは、ほな小学校は20号、ならマリン校舎んとは20号の2かなんかで言うわけですか。この議案としては、第20の1、20の2という分け方をするんですか。これでいいんですか。それならこれと一緒にするならば、別々に賛否を問うのならば、当然20号、そして21号というふうにして提案すべきじゃないんですか。これは本来ならば議運の仕事でしょうけども、議運のときはここまでですね、深い説明がなかったんで、今日改めてお尋ねします。2つ。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 例えば、条例提案の件について、私のほうからご説明いたします。

国の法律でありますとか、町の条例等、このような法制執務の事務におきまして、一定の目的意識のもとに2つ以上の条例を改正する必要がある場合には、一つの一部改正条例の本則で条立てにより2つ以上の条例を改正することとなっております。今回の提案の場合は、同じ入学準備資金の助成ということに関すること。また、第1項にあわせて、第2項につきましても、助成金の支給期日を入学式当日までに行うものとするとい

うことの条例改正でございましたので、一定の目的意識のもとというようなことに基づきまして、この条立てによる改正をご提案したものでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、よろしいですか。

もう一つ、支給日のことについて。

はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 4月1日以降、当日までに速やかに支給を行いたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、4番、高戸君。

○4番（高戸幸雄君） 先程からその支給に関しては、窓口払いと、結局口座と2つ分けるわけですか。そうすると、伝票そのものも2つに分けて切るんですかね。口座はしない、原則として。現金支給ということですかね。そうすると、もうご案内のとおり、4月から指定金融機関が向こうのほうから派遣はないわけですよ、町長。その時の何ていいますか、臨時の方を窓口のほうに何かこの前募集をかけられましたけれども、そのうまい具合にいきますかね。スムーズな支払いができるかどうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、会計管理課長。

○会計課長（坂元俊司君） 只今の質問に関しましては、教育委員会とも朝からちょっと打ち合わせをしまして、4月1日ですぐ持ち回りで起票を資金前渡でしていただいて、それから対応すると。なお、おっしゃいましたように、4月1日から職員がJAのほうからは来ませんが、一応引き継ぎを確実にやり、資金前渡の支給に関しましては、私たちもある程度できますので、その辺は滞りなくできるというふうに思っております。

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。

はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、1番、山口君。

○1番（山口利生君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

マリン校舎のほうに何人町内から入学をされていらっしゃるのかをちょっと確認させていただきたいと思います。今年はまだですので、昨年度で結構です。

それとですね、もう1点、このマリン校舎があることで、まあ荅洋高校から今拓心高校に変わっていますが、非常に荅北町にとってはですね、非常によかった話だというふうに考えております。関連したところで、町内の中学校に限定されておりますけれども、やっぱりこの学校がなくなると、天草西高校、河浦高校ともに非常にさびれて、もうその後の処理がどうしたもんかというふうに非常に頭を悩まされておられる。多分、地元の自治体もそうだろうと思いますけれども、幸いうちはマリン校舎として残ってで

すね、非常に子どもたちも頑張っているから、後のことをまだ今のところ考えていなくいいですけど、このまま先細りになってしまったときにどうなっていくのかなというのがちょっと懸念されてたものですから、これまた一般質問のほうで取り上げてみたいと思うんですが、町内中学校卒業ということのあり方については、また別途お伺いいたします。

まずは町内からどのくらいの人が今マリン校舎に入学されているのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 平成29年度でございますが17名でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、1番、山口君。

○1番（山口利生君） はい、ありがとうございます。昨日、中学校の卒業式に行きました。62人の卒業生がおられました。大体今1、2年生も大体60人程度いらっしゃるようでございます。その内の17人というやっぱり大分マリン校舎のほうに進学される方が少ないというのが実感として持っております。引き続き、地元の高校ということで、ぜひ町内の子どもたちにも行ってもらいたいと思いますが、これは将来の進路があるものですから強制はできないということで、ただ17人に対して、今40人が定員かと思えます。拓心高校の中では、非常にこのマリン校舎のほうで0.8ぐらいですかね、ほかの学科に比べれば非常に高い入学希望があっているということでございます。これはもう学校の教育の方法等が非常に浸透してきているかと思えます。ただ、熊本市内からやはりこちらのほうに、苓北のほうに進学してくるといったときには相当な食費とかもかかりますし、そういうことで県下一円から来るというふうな位置づけで、今実習船のほうも新船建造してもらったし、寄宿舎のほうも新しく又建替えていただいたということで、相当な投資を今していただいている中であってのこういう準備金の取り扱いというのは非常にいいことだと思いますので、拡充の方向でぜひ町長さんのほうにも検討していただければということで、これすみません、条例とは関係ありませんが、又、これも又お願いしてまいりたいと思いますが、ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

議案第20号、天草拓心高校マリン校舎入学準備資金の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、児童入学準備資金の助成に関する条例及び天草拓心高校マリン校舎入学準備資金の助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第2 議案第21号 苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、議案第21号、苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。はい、福祉保健課長。

○福祉保健課長（福田誠一君） 議案第21号、苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成31年3月7日提出。苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部の改正に伴い、条ずれが生じたことにより、本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年苓北町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条表中「第21条の5の28」を「第21条の5の29」に改める。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

補足説明をいたします。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

議案第２１号、苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第２１号、苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第３ 議案第２２号 苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第３、議案第２２号、苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。はい、商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 議案第２２号、苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例について。

苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成３１年３月７日提出。苓北町長 田嶋章二。

提案理由、交流人口の増加と施設利用者の増加を図るため入館料の改正をすることに伴い、条例の改正が必要となるためでございます。

次ページをお願いいたします。

苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町富岡城公園施設設置条例（平成２７年苓北町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、次ページの新旧対照表で説明させていただきますので、次ページをお願いいたします。

表の右が改正前、左が改正後で、下線部が改正部分でございます。今回の改正は、第５条で定めている歴史資料館の入館料を改正するもので、改正前は、条文の中で、「入館料は次のとおり、」としており、１号で大人（高校生以上）を３００円、２号で中学生以下（ただし、未就学児童を除く。）を１００円、３号で団体割引、２０人以上２割引としておりましたが、改正後は、大人（高校生以上）を１００円とし、それ以外の入館料は無料とするため、各号を削除するものです。

前のページをお願いいたします。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

補足説明をさせていただきます。

歴史資料館は、平成27年7月29日に開館した施設で、平成27年度は3,085人の入館者がございました。なお、7月29日から31日の3日間は、開館記念で入館料を無料といたしました。

平成28年度は5,480人の入館者がございまして、平成28年度は10月17日から11月21日まで雲仙天草国立公園指定60周年記念事業とし、龍清六氏の特別展を開催し、入館料を無料としております。この期間の入館者は2,860人でございました。

平成29年度は2,342人の入館者で、開館につきましては条例どおりの開館いたしました。

平成30年度は、平成31年1月末で3,265人の入館者となっております。なお、平成30年度は7月1日から8月31日までを開館3周年記念事業とし、入館料を今回の改正内容で大人100円、それ以外の入館料を無料といたしました。この期間中1,328人の入館者がございました。

又、今年度は、富岡城お城まつりと産業文化祭開催時は、それぞれ2日間無料といたしました。

これらのことを踏まえ、今回、条例改正を行うことといたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 経過は今説明がありましたが、この目的は一体どういうことなのか。

それと、このことによるメリット、それからデメリットは調べておられるというふうに思いますので、教えてください。

○議長（錦戸俊春君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 歴史資料館の目的につきましては、歴史資料館が補助事業で建設をしておりますが、観光交流施設という目的の中で設置をしております。その中で、ですので、富岡城公園にたくさんの人に来ていただいて交流をしていただくという目的のもとに建設をしております。

それと入館料を安く今度するわけですが、そのメリット・デメリットということでございますけれども、メリットにつきましては、やはり入館料これまで300円だったわけですが、なかなかビジターセンターに来られる方に比して少ないのはやはりそ

この入館料が一つはあったものと思っております。ですので、100円ではございますけれども、下げることによって入館者は増えていくのではないかとということで考えております。

デメリットといたしましては、当然、入館料の収入の減額ということを考えております。

○議長（錦戸俊春君） はい、7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 私が尋ねた目的とは、この言うならば、ざっと言えば入館料を下げるわけですね。3分の1にですね。この下げる目的は何だったのかということです。

それから、入館人員が少ないということの分析は、料金のせいじゃないというふうに思います。前もお尋ねといいますか、問題提起しましたように、年表を飾っとしてもですね、もう多分リピーターの方は望めないという気がしますので、先日も出ましたように、資料があれば、展示する資料があればですね、もうちょっとよく探して、例えば、旧資料館に放置されているものも踏み絵とか何とかいうのは非常に大事なもんじゃなかなですか。ですね。ああいうものを展示することによって客を増やす。そういうことをせんと、料金を下げれば来てもらえるばいちゅうことはあまりにも安易な取り組みだというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 確かに、その入館料を100円にただけで入館者が増えるのかということだけではないと思います。資料館につきましては、平成31年度の取り組みといたしまして、新たにですね、富岡城に登っていただいた記念ということで登城記念の富岡城御城印状というものを販売するように考えております。これにつきましては、はがきサイズの大きさで、富岡城、それから歴代関係のある城主、それと鈴木家の家紋を入れた御城印というものを今のところ考えております。こちらのほうの販売を考えております。

また、資料館の展示物のことでございますけれども、今の資料館にあります展示物で入れ替えをするものはございません。発掘品がほとんどでございます。先程ありました、旧郷土資料館にあるものをどうかというご意見でございますけれども、こないだ町長のほうが答弁されたと思いますが、旧郷土資料館に展示されていた物件につきましては、新しい歴史資料館を建設する際に、それをそのまま持つて行くのではなくて、一応、所有者に1回お返しをなさいという指示が出ていたとお聞きしております。その中で、所在不明であるとか、もう必要ないので町の方で保管してくださいということで残っている品物だと認識しております。ですので、それが実際に価値のあるものなのかどうかというものは不明です。実際、踏み絵につきましてはですね、資料館の2階のほ

うにだったですかね、必要なものは展示を既に済ませている状況でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） これだけにとどまらずですね、この都市再生整備計画というのは非常に場当たりの行政の取り組みが感じられます。この資料館にしても27年に建設して、まだ3、4年しか経っていないのに一番財源といいますか、その維持管理にまわせる一番大事な入館料を3分の1に下げるということは、まさに場当たりの取り組みだろうというふうに思います。今後十分、注意、検討されますようお願いして質問を終わります。

失礼しました。お願いじゃなくて、問題提起して質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 商工観光課長の答弁の中に、そのままに展示をしておくとなりましたが、私は2階の大部分はみんな総替えすべきだと思っております。ご覧になってわかるとおり、あれはもうマニアにしかよく理解できない、ずっと文字の表示が続いておりますので、その辺を一般的な方たちでもああそうかと思っただけのような表示にさせていただくように検討を、指示をしております。商工観光課もそれについては前向きな考えでおりますので、なるべく早くそういうことも含めて、要するに、歴史マニア以外の方でも入っていただく、また、来ていただくような、そういう施設に変えていきたいと考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、4番、高戸君。

○4番（高戸幸雄君） この条例とは直接関係がないことをまずお詫びしておきたいと思っておりますけれども、実は、以前から富岡城の中のそれぞれの角櫓が2カ所ございます。これについては、もう片方は富岡のまつりの写真をずっともう常設ですね、展示してございますけれども、片方が全然、従来から特設展か何かあったかわかりませんが、ほとんど使われてない状況下でございます。先日の苓北中学校の卒業式の折りに町長のほうから、古橋廣之進さんが贈られた優勝カップがなくなっているというふうに言われておりましたけれども、実は、以前、志岐小学校に久恒炭鉱が寄附をしておりました。私たちキラ炭と言っていたんですけども、大きな石炭の塊がありました。学校改築の折に、KDDの倉庫の中に移転をしたのは、私、その時にちょうどPTAの役員をしておりましたからわかっていたんですけども、その後、行方不明となりまして、もう今はどこに行ったのか全然わかりません。石炭はご存じのとおり、もう掘り出すこともできませんので、できるならですね、今ならば鉱工展、要するに、白いダイヤと黒いダイヤが

両立、生んだ町は苓北以外にはないのではないかと考えております。そこで片方、空いているところに鉱工展みたいにして展示するのも一つの方法ではないかと思います。検討方、お願いをいたしておきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） はい、すみません、お願いということでございましたけども、確かに、東西角櫓がございます。今のところ東角櫓のほうにつきましては、これまで時期的に春先から前半はですね、ふか狩り等の写真、それから後半につきましては、苓北町のまつりとか、そういった昔の写真がありましたので、それを展示しております。今後も定期的にその資料を見ましてですね、張り替えを行っていきたいと考えております。今、ご質問がありましたように、西櫓につきましては、確かに今のところほとんど利用があっておりません。今年度につきましては、お城まつりのときに各種コンクールを行いましたので、そちらのほうの作品を展示をさせていただいたところです。西櫓につきましては、確かに、富岡城公園に年間ビジターセンターのほうですが、約3万人来られますので、できればですね、そういった方たちを対象に何かそこで事業者の方、物品販売をしてですね、利益を上げていただけないかということもございましたので、これまでに西角櫓で出店して販売をされませんかということでの募集も何度か行っております。その募集につきましては、一日中ではなくて、事業者の考える時間帯あるいは土日祝日ですね、そういったものでも構わないということで募集をしておりましたが、応募はあっておりません。今後もですね、西角櫓につきましては、今ご提案があった件も含めてですね、利活用を図っていきたいと考えます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 4番、高戸君。

○4番（高戸幸雄君） はい、よろしくお願いしたいと思います。

特に陶石についてはですね、私たちはそう思わないわけでございますけれども、坑内掘り、ほとんどの方があれは陶石は露天掘りだというふうに思っていたと、坑内掘りがあるんですねというお話を聞いたこともございます。せっかくでございますので、あれだけのスペースがあるならば写真とともに、そのトロッコですかね、ああいったものを業者の方の協賛も得ながら展示するのも一つの方法ではないかと思いますので、今後、よろしくご検討方お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、6番、石田君。

○6番（石田みどり君） 料金を下げることによってですね、見込み人数とかいうのはちゃんと見込んで人数、何人とかいうことで見込んでいらっしゃるのでしょうか。

それと先ほどからも出てますように、展示品の問題とかいうのもあるんじゃないかなろう

かと思えますし、町長も一般質問の答弁でもおっしゃいましたように、情報発信、そこら辺も不足しているんじゃないかなというふうにも思います。

それから、私も今までも質問してまいりましたが、資料館まで行く階段ですね、あれが町長は史実に基づいてということを書いてらっしゃいますけども、ちょっと足の悪い人とかいうのはなかなかあの階段をこう上がるということは大変なんです。だから、あの横にちょっとこう、もうちょっとこう上がりやすいような形で何かを考えていただければいいんじゃないかなというふうにも思いますけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私は、史実に忠実にというのは基本的な考えですが、先だっても数年前、石田さんからご質問があって、どうにかできないかというのを現場に行きまして、そしてまた担当も相当苦勞して考えたわけですが、どうしても勾配がとれない。段差がなかなかうまくいかなかったんで、一部だけでもそういうことで手直しをしながらですね、少しでも皆さん方が足の痛みを感じられずに見学をしていただくということ、そういうことについては、この後ですね、早急に検討してまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 見込み人数と情報発信も不足しているというご指摘をいただいております。見込み人数でございますけれども、平成31年度につきましては、予算上は4,700人ということで予算は算定をしております。これにつきましては、平成29年度が年間で2,342人ということでしたので、今年7月、8月を今回の改正内容でやったわけですが、この2ヶ月間においてはですね、29年度の2.1倍から2.3倍ということで、2倍ちょっとの入館がございましたので、平成29年度の2倍で4,700人ということで算定をさせていただきました。

それと情報発信不足ということにつきましてですけれども、確かにそれは実感しております。ただ、今年度につきましてはですね、富岡城公園内の施設、それと崎津が世界文化遺産登録になったわけですが、苓北町は天草で最初のキリスト教伝来地であるということの紹介をあわせてですね、チラシをつくりまして、熊本県内の小学校から大学までの教育機関に約650校ほどあるんですが、全ての学校に対しまして、そのチラシのほうを郵送しまして、教育旅行等で苓北町を訪れていただくようお願いをしたところなんです。

また、平成31年度につきましても、今、ネット社会になっておりますけれども、スマートフォン等を対応にですね、苓北町の情報をいかに素早く取れるかということで、観光コンテンツにいち早くたどり着く、それから、その中で施設の紹介であったり、外

国によるその対応とかですね、紹介とか、そういったものを新たに考えているところですよ。そういったものもあわせて、今後、交流人口が増えていくことを願っているところですよ。

○議長（錦戸俊春君） はい、6番、石田君。

○6番（石田みどり君） ビジターセンターまでは、それこそ車で上がれますけれども、なかなか資料館までは苓北に住んでいる人でも歴史には興味があるんだけど、なかなかあの階段がなという人がやっぱりいらっしゃるんですね。そういう話を聞きました。実際、足の悪い人から。だから、先程町長もおっしゃいましたように、今後、考えていただくということですので、頭をひねっていただいて考えていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） 5番、松本でございます。この使用料と人数の関係でちょっとお尋ねをします。

28年、29年が確実に年度的に出ている数字でございますけれども、28年度はおよそお金を取らない、免除の時があったのでこれだけだったと。ところが、29年はお金を取ったらこれだけだったというのが単純な私たちの考え方じゃなかろうかと思っております。この先程課長からの説明では、なるべく苓北町を紹介して苓北町を知ってもらいたい。この歴史を知ってもらいたいということでございますね。お金を取ったら2,300人ぐらい、お金を取らん時は、イベント等で取らんじゃったら5,400人ぐらい入ったと。そういったことであれば、いっそ0円にしたら、そして、目的を達成していただく。今の倍の方は入っていただけるんじゃないかなと。あるいは、高校生あたりも勉強に来る、大学生も来る、そして、一緒になって兄弟くれば中学生、子どもさんもお出でになるということになる。ご家族の方もほんならただやっけん行ってみようかいと、公園方迎え行くということになれば、勉強する機会がいっぱい増えるんじゃないかなと思います。金額にして23、4万円。それがメリットがあるのかないのか。やはり入場券1枚で領収証発行すると、やはり1枚、2、30円かかるんじゃないかなと。そういうことで考えますと、取ったがメリットか、あるいは、大きな目で見ると、そこら辺を教育、知ってもらう、宣伝効果に使うのかということ、相当なやっぱり何ですかね、これはもう掛けかもしれませんよ。そこら辺検討していただいて、もうちょっとですね、スカッとした、苓北町の富岡城に登ったっちゃああ行こかい、300円じゃもんな、今度は100円に下がったもんなって、何で下がったじゃろかい。入るもんのおらんけん下げてあつと。みみちかつじゃなかですか。ぜひそこら辺も考え

ていただきたい。そう思います。

それから、先程登るのがおっくうだから、あるいはきついから、あるいは登られんからということでございますけれども、これは回答いりませんけれども、こういった品物がありますというだけを紹介をしておきます。今、電動でですね、モノレールのような形で持って座って、椅子のようなことで、こうかけてですね、例えば、通常は手すりのような形なんですね。手すりのような形の中にチェーンが入ってって、それにひっかけて登れるような品物もあります。安くもないし、景観も損なわん、そういったことがありますので、そういったものを使っていれば安価で景観も損なわずにできるんじゃないかなということでございます。もしそういったお考えがあったら、まあこういった分もあるよとご説明いたしますので、心に入れていただければなと思っております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 100円ではなくて無料にすべきじゃないのかというご意見だと解釈いたしますけれども、確かに、今回、条例改正するにあたってですね、私どものほうとしましては、歴史資料館につきましては、今回、あげておりますように、入館料、それから展示の問題というのはもう課題だと認識をしているところです。確かに、無料ということも頭に入れた中で検討を行っております。ただし、やはり利用者負担ですね、幾らかでも利用者負担をしていただくべきではないかという考えがありますので、今回、100円ということで改正をさせていただくものです。

又、今おっしゃるように、無料にしたほうが確かに入館者はあるとは思いますが。今回、100円にしてですね、又状況を見て、それでも現在と入館者が変わらない、伸びないという状況であればですね、そこでやはりもう1回条例改正とかですね、含めて検討していきたいと思えます。

それと、リフトですかね、階段の件につきましては、確かに電動リフト等もございしますので、そこら辺を含めてですね、再度検討をしたいと思えます。

○議長（錦戸俊春君） はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） 私は、最初申し上げましたのは、値段を下げていって、こう状況を見るじゃなくて、もう2、30万円の金は当てせんでおって、あくまでも苓北町を知っていただくんだということでしたらどうかということをお願いをしたっです。そこら辺、ぜひ苓北町をPRするとなれば無料で勉強に来ていただきたい。見ていただいて、苓北町に来てもらいたい。そういった形に整えていただければなと思えます。

ただ、私は、大勢の方を今まで団体をですね、ご案内、毎年1回か2回ぐらい一緒にいきますけれど、ほとんどの方が金のあったら座っていっちょって入られんとですよ。

どがんよかそこじゃったっちゃ。

そしてもう1点は、金を団体で払ってから入ってもあそこ200円がた価値はなかったなと、まあそこら辺のニーズがですね、どういった方かなと思いますけれども、今はやはり定年された方あたりのやっぱり旅行客あたりも多いんですから、ですね、そこら辺も含めたところで考えていただく。あるいは、若いものが気軽に行って勉強されるということも、そこら辺あわせてですね、やっぱり考えていただければなと。ちびちびちびちび300円ば200、ほんならこん次は50円にしましょうと、今度は100円にしましょうと、この苓北町がですね、そがんこつ言うところのやっぱり天下の苓北町に傷がつくんじゃなかろうかなと思いますので、ぜひですね、前向きで検討していただきたい。

町長、どぎゃんですかにゃ。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 一つの案だと思いますので、今回試してみまして、芳しくないということであれば、そのようなことも検討しなければならない。要するに、年間3万人来ておられるのに、たった2,000人じゃ、やっぱり金取るから入られないと思っているんですね。まあそういう意味では、今のご質問はあたっているんじゃないかなと思いますが、まずは今回の改正認めていただいて、その後の我々も見学される方が増える努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、1番、山口君。

○1番（山口利生君） すみません、ちょっと確認が1点と要望なんです、今、トイレですね、駐車場に1カ所トイレがあって、その次に歴史資料館、その上にビジターセンターというこの3つのトイレがあるかと思います。ビジターセンターまで登り切れない方は、当然、ビジターセンター無料ですけども、入館料が。真ん中に来たときは、この100円を払わないとトイレが使えないのか。トイレだけだったら入館料取らなくてもおもてなしということでトイレだけさせるのかというところがちょっと教えていただければと思います。

それと入館料の件ですけども、やはり100円取るということであれば、当然、取った分は相手に返せるというぐらいのものが無いとですね、これは1,000円であろうとそれだけの価値を見い出さないと入館料というのは決められないと思いますので、少なくとも300円入っても十分元が取れると、その中で100円ならばもっと安いというようなイメージを持たせるようにですね、ぜひ中の展示については再度頑張って検討していただければと思います。

ちょっとそこらだけあのトイレの問題を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） はい、確かにあのトイレですね、トイレの件につきましては、資料館の方にトイレをお借りしたいということで来られた方にはですね、入館料は関係なくトイレはご利用いただいております。で、今後も同じです。はい。

で、展示物につきましてはですね、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第２２号、苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号、苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第４ 議案第２３号 苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第４、議案第２３号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。はい、水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第２３号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

苓北町水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成３１年３月７日提出。苓北町長 田嶋章二。

提案理由は、学校教育法の一部を改正する法律及び、水道法施行規則の一部を改正する省令が施行されたためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町水道事業給水条例（平成１０年苓北町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

改正案につきましては新旧対照表をご覧ください。

第48条の布設監督者の資格でございますが、学校教育法改正により、同法専門職大学の前期課程が追加されました。同項第6号は、文言の変更で「よる」から「基づく」に、第8号は、改正前の下線部又は水道環境の削除でございます。

第49条の水道技術管理者の資格でございますが、同項2号及び4号につきましても、学校教育法改正に伴うものでございます。

2枚目に戻っていただきたいと思います。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

議案第23号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで50分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 本会議を開きます。

—————○—————

日程第5 同意第3号 苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、同意第3号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第3号、苓北町固定資産評価審査委員会委員の選任につい

てでございます。

次の者を苓北町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会に同意を求めるものでございます。

記。田嶋健一。

提案理由、苓北町固定資産評価審査委員会委員のうち1名の委員が、新元号元年5月27日をもって任期満了となるので、後任の委員を選任する必要があるためでございます。

なお、田嶋健一氏の略歴につきましては、次ページに掲載しておりますのでご参考の上、ご同意のほど、お願いを申し上げます。

なお、任期は新元号元年5月28日から3年間となります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（錦戸俊春君） 只今の出席議員は11名です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、11番、田嶋豊昭君、1番、山口利生君、2番、野田謙二君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票をお願いします。
投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の田嶋君、山口君、野田君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君） 投票の結果を報告します。投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票ありません、有効投票のうち賛成１１票、反対０票です。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第３号、田嶋健一君を苓北町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

—————○—————

日程第６ 同意第４号 苓北町農業委員会の委員の選任について

○議長（錦戸俊春君） 日程第６、同意第４号、苓北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第４号、苓北町農業委員会の委員の選任について。

次の者を苓北町農業委員会の委員に選任したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

平成３１年３月７日提出。苓北町長 田嶋章二。

今回の同意をお願いする方々は記載してございます。荒木義孝、平井多貴子、坂西庄三、塚田修彦、小野三幸、大仁田金次、山下正道の７名の方々でございます。

提案理由は、苓北町農業委員会の委員の任期満了に伴い、委員７名を選任する必要があるためでございます。

今回の同意案件につきましては、農業委員会等に関する法律第９条及び同法施行規則第４条及び第５条の委員の推薦を求め、及び募集の方法等に基づき、平成３０年１１月１日から２８日にかけて公募を行ってまいりました。その結果、団体や個人から７名の推薦応募がございましたので、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は平成３１年４月１日から３年間となります。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これから同意第4号、苓北町農業委員会委員の選任についてを採決します。

複数人を列記して1案件として提出されておりますが、個別に採決をします。この採決は、会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（錦戸俊春君） 只今の出席議員は11名です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、3番、廣田幸英君、4番、高戸幸雄君、5番、松本良人君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

まず、荒木義孝君について投票をお願いいたします。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。

これから開票を行います。立会人の3番、廣田君、4番、高戸君、5番、松本君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君） 投票の結果を報告します。投票総数11票、有効投票11票、無効投票はありません、有効投票のうち賛成11票、反対0票です。以上のとおり賛成が多数です。

次に、平井多貴子君の投票をお願いします。

事務局長が投票用紙を配ります。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

(投票用紙配付)

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。次に、立会人の3番、廣田君、4番、高戸君、5番、松本君の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（錦戸俊春君） 投票の結果を報告します。投票総数11票、有効投票数11票、無効投票ありません、有効投票数のうち賛成11票、反対0票です。以上のとおり賛成が多数です。

次に、坂西庄三君の投票をお願いします。

事務局長が投票用紙を配ります。

坂西庄三君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

(投票用紙配付)

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。

これから開票を行います。立会人、廣田君、高戸君、松本君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（錦戸俊春君） 投票の結果を報告します。投票総数 11 票、有効投票数 11 票、無効投票ありません、有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票です。以上のとおり賛成が多数です。

次に、塚田修彦君の投票をお願いします。

事務局長が投票用紙を配ります。

塚田修彦君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1 番議員から順番に投票を願います。

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人、廣田君、高戸君、松本君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君） 投票の結果を報告します。投票総数 11 票、有効投票数 11 票、無効投票はありません、有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票です。以上のとおり賛成が多数です。

次に、小野三幸君の投票を行います。

事務局長が投票用紙を配ります。

小野三幸君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1 番議員から順番に投票を願います。

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人、廣田君、高戸君、松本君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君） 投票の結果を報告します。投票総数 11 票、有効投票数 11 票、無効投票はありません、有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票です。以上のとおり賛成が多数です。

次に、大仁田金次君の投票を行います。

事務局長が投票用紙を配ります。

大仁田金次君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1 番議員から順番に投票を願います。

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の廣田君、高戸君、松本君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君） 投票の結果を報告します。投票総数 11 票、有効投票数 11 票、無効投票はありません、有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。以上のとおり賛成が多数です。

次に、山下正道君の投票を行います。

事務局長が投票用紙を配ります。

山下正道君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いします。

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の廣田君、高戸君、松本君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君） 投票の結果を報告します。投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票はありません、有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票です。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 4 号、苓北町農業委員会の委員の選任について、同意を求める件、荒木義孝君に、平井多貴子君に、坂西庄三君に、塚田修彦君に、小野三幸君に、大仁田金次君に、山下正道君に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

-----○-----

日程第 7 同意第 5 号 教育委員会の委員の任命について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 7、同意第 5 号、教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第 5 号、教育委員会の委員の任命について。

次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。和氣孝友。任期、平成 31 年 3 月 19 日から新元号 5 年 3 月 18 日まで。

提案理由、苓北町教育委員会の委員のうち 1 名の委員が、平成 31 年 3 月 18 日をもって任期満了となるので、後任の委員を任命する必要があるためでございます。

和氣孝友氏の略歴につきましては、次ページに掲載してありますのでご参照の上、ご審議をお願いします。

同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） 5番、松本でございます。

今回、和氣さんがここに掲げてありますけれども、会議あたりの出席率ですね、かなり教育委員会開かれると思いますけれども、そこら辺をわかつとったら教えていただきたい。

それから、一般的な方がおよそ何日ぐらい、和氣さんが何日ということを知りたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 和氣委員さんにつきましては、本人及びご家族の方の体調不良等によりましてやむを得ず欠席が多くなっております。現在は回復をされて出席、平成29年度ですけれども、出席率が55パーセント、平成28年度が65パーセントという状況でございます。

○5番（松本良人君） ほかの方ですけれども、平成29年度が吉田委員さんが出席率が91パーセント、28年度が吉田委員さんは100パーセントという状況でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） 今年度、平成30年度はおよそ家の事情で出席が少なかったと。そのほかのときは普通であって、例えば28年度は65パーセント、29年度は55パーセントということですね。それで教育委員会自体は支障はございませんか。これ各地区お一人だと思えますけれども、これ富岡地区には特に小学校、それからマリン校舎もございます。そこら辺、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 今のところ支障は出ておりません。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 5番、松本君。

○5番（松本良人君） 3回目でございますけれども、ほかに多分お忙しい中でおよそ55パーセントとか65パーセントの会議に出席率でございます。今、教育行政というのは、やっぱり委員さんたちもやっぱりいろんな意見が必要でございますし、重要でございます。富岡地区には、ほかに適当な方がお出でにならないということでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 変わってご説明申し上げます。

出席を求めた回数、これまで平成30年、年28回でございます。教育委員会議は大体8回から10回でございます。なぜこんなに28回という数字になりますかという
と、地区の行事でご案内を受けたその分も全て含めての28回でございます。先程申し上げましたように、出席率というのが50パーセントから60パーセントでございました。和氣委員にとりましては、本当にこれまで3期やっていただいております。非常に見識が高く、富岡地区においては非常に教育委員として適任だというふうに判断をいたしまして、課長のほうからの推薦を申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これから同意第5号、教育委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（錦戸俊春君） 只今の出席議員は11名です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、6番、石田みどり君、7番、浜口雅英君、8番、野崎幸洋君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票を願います。

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の石田君、浜口君、野崎君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（錦戸俊春君） 投票の結果を報告します。投票総数 11 票、有効投票数 11 票、無効投票はありません、有効投票のうち賛成 8 票、反対 3 票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第 5 号、和氣孝友君を教育委員会の委員の任命について、同意を求める件については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

-----○-----

日程第 8 同意第 6 号 苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 8、同意第 6 号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第 6 号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任について。

次の者を苓北町坂瀬川財産区管理会委員に選任したいから、苓北町坂瀬川財産区管理会設置条例第 4 条の規定により、議会に同意を求めるものでございます。

第 1 選任区、錦戸幸春、昭和 25 年 5 月 11 日生まれ、苓北町坂瀬川 702 番地、農業、和田区でございます。

第 2 選任区、宮崎敏夫。昭和 24 年 9 月 26 日生まれ、苓北町坂瀬川 132 番地 10、写真業、中区でございます。

第 3 選任区、池田義保、昭和 19 年 8 月 22 日生まれ、苓北町坂瀬川 35 番地 1、無職、小路区でございます。

第 4 選任区、錦戸正史、昭和 35 年 1 月 20 日生まれ、苓北町坂瀬川 2158 番地、製材業、鶴区でございます。

提案理由、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の任期満了に伴い、管理会委員 4 名を選任する必要があるためでございます。

なお、任期は平成 31 年 4 月 1 日から 4 年間となります。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これから同意第6号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任についてを採決します。

複数人を列記して1件として提出しておりますが、個別に採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（錦戸俊春君） 只今の出席議員は11名です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、9番、山本政人君、10番、倉田明君、11番、田嶋豊昭君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

○9番（山本政人君） 議長。

○議長（錦戸俊春君） はい。

○9番（山本政人君） この管理会委員の選任について、4名が選任するわけですが、連名で選任することはできませんか。

○議長（錦戸俊春君） はい、これ多数の選任同意案を1件ずつ採決するのは非常に大変だと思います。例えば、1枚の投票用紙に選任予定の複数の氏名を記載し、議員がそれぞれ○×をつけて投票する方法の是非について、全国議長会への照会を行ったが、そういった方法は採用できないということでありました。したがって、1名ずつ投票することといたします。

○9番（山本政人君） わかりました。

○議長（錦戸俊春君） 錦戸幸春君について投票をお願いいたします。錦戸幸春君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

投票漏れありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の山本君、倉田君、田嶋君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（錦戸俊春君） 投票の結果を報告します。投票総数 11 票、有効投票数 11 票、無効投票はありません、有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。以上のとおり賛成が多数です。

次に、宮崎敏夫君の投票を行います。

事務局長が投票用紙を配ります。

宮崎敏夫君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

(投票用紙配付)

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1 番議員から順番に投票を願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の山本君、倉田君、田嶋君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（錦戸俊春君） 投票の結果を報告します。投票総数 11 票、有効投票数 11 票、無効投票はありません、有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票です。以上のとおり賛成が多数です。

次に、池田義保君の投票を行います。

事務局長が投票用紙を配ります。

池田義保君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

(投票用紙配付)

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いします。

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の山本君、倉田君、田嶋君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（錦戸俊春君） 投票の結果を報告します。投票総数 1 1 票、有効投票数 1 1 票、無効投票はありません、有効投票のうち賛成 1 1 票、反対 0 票。以上のとおり賛成が多数です。

次に、錦戸正史君の投票をお願いします。

事務局長が投票用紙を配ります。

錦戸正史君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

(投票用紙配付)

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いします。

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の山本君、倉田君、田嶋君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（錦戸俊春君） 投票の結果を報告します。投票総数 1 1 票、有効投票 1 1 票、無効投票はありません、有効投票のうち賛成 1 1 票、反対 0 票。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 6 号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任について、同意を求める件、錦戸幸春君、宮崎敏夫君、池田義保君、錦戸正史君に同意することに決定しま

した。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

――――〇――

- 日程第 9 議案第 24 号 平成 31 年度苓北町一般会計予算
日程第 10 議案第 25 号 平成 31 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算
日程第 11 議案第 26 号 平成 31 年度苓北町都呂々財産区特別会計予算
日程第 12 議案第 27 号 平成 31 年度苓北町国民健康保険特別会計予算
日程第 13 議案第 28 号 平成 31 年度苓北町介護保険特別会計予算
日程第 14 議案第 29 号 平成 31 年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 15 議案第 30 号 平成 31 年度苓北町水道特別会計予算
日程第 16 議案第 31 号 平成 31 年度苓北町下水道特別会計予算
日程第 17 議案第 32 号 平成 31 年度苓北町農業集落排水特別会計予算
日程第 18 議案第 33 号 平成 31 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計
予算

日程第 19 議案第 34 号 平成 31 年度苓北町宅地造成事業特別会計予算

○議長(錦戸俊春君) 次に、日程第 9、議案第 24 号、平成 31 年度苓北町一般会計予算から日程第 19、議案第 34 号、平成 31 年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの 11 件を一括議題とします。

ここで、平成 31 年度予算の施政方針について説明を求めます。町長。

○町長(田嶋章二君) 平成 31 年度苓北町一般会計予算(案)並びに各特別会計予算(案)につきまして、ご提案を申し上げます。

国の経済政策、予算等につきましては、報道等でご承知のことと思いますので、省略させていただきます。

平成 31 年度の予算編成につきましては、「安心して住める町」、「いきいきと暮らせる町」、「ふるさとと呼べる町」を基本目標にし、目標達成に向け、「苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に積極的に取り組む予算として編成を行いました。

具体的には、国の総合戦略にも掲げられている「まち・ひと・しごと創生に向けた政策 5 原則」であります。自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視、を踏まえまして、本年度新たに策定した「ふるさと苓北未来プラン(苓北町振興計画)」に沿い、一つ、安心と安全につながる防災施策、一つ、子ども・子育て支援及び高齢者支援の更なる充実につながる施策、一つ、教育環境の充実とこれからの人材を育てる教育力の向上を図る施策、一つ、豊かな自然に育まれた農林・水産資源等を活用した産業振興施策、一つ、多言語化への対応と交流人口の拡大につながる施策、一つ、町の歴史を活かした

文化が輝くまちづくりにつながる施策、以上、6つを重点取り組み事項といたしまして、町民・企業・行政、それぞれが力を発揮できる、協働・共創の町づくりを推進する予算編成に努めたところでございます。

それでは、重点取り組み事項の中身についてご説明を申し上げます。

まず、一つ、「安心と安全につながる防災施策」でございます。

苓北町では、東日本大震災や熊本地震の教訓、又、南海トラフを震源とする超巨大地震を想定し、防災計画の見直しを行い、緊急防災・減災事業を活用して、拠点避難地の整備、津波避難タワーの建設、避難路の整備、避難施設の改修などスピード感をもって取り組んでまいりました。

平成31年度は、緊急防災・減災事業債を活用し、消防倉庫建て替えと消防積載車の更新事業など、より一層の事前防災・減災対策、危機管理の強化と「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、各行政区が主体となって組織する自主防災組織の組織率向上にも引き続き努めます。

また、平成30年度から繰越事業として、森林基幹道苓北天草線の地滑り災害復旧事業や公共土木災害復旧事業及び町道善亀線の地滑り災害復旧事業等に対応する事業も進めてまいります。

次に、「子ども・子育て支援及び高齢者支援の更なる充実につながる施策」でございます。

苓北町では「少子社会は国を滅ぼす」という考えにより、子育て施策の一つとして第3子以降の保育料無料化や医療費の無料化にいち早く取り組んでおり、又、不妊治療助成事業の拡大や結婚支援事業にも取り組んでまいりました。

本年度は新規事業として、15歳から18歳のひとり親世帯及び非課税世帯医療費の無料化を実施してまいります。又、高齢者支援として、敬老会事業や老人クラブ補助事業、在宅高齢者等移送サービス事業などに取り組んでまいります。

次に、「教育環境の充実とこれからの人材を育てる教育力の向上を図る施策」でございます。

魅力ある町づくりを進めるにあたり最も重要なものは人材であるため、多様な人材の確保と、これからの人材を育てる教師の指導力向上に努めます。

基礎的な学力分野におきましては、全国画一の教育指導方針は必要ではございますが、それぞれ地域のニーズや地域の子どものたちのニーズに合った、きめ細かな教育を実践していくことが何より重要になると思われまます。

苓北町では、県内でも先んじて取り組み、大きな成果を上げている地域学校協働活動を実施し、学校・家庭・地域が一体となって子どもの教育に取り組めます。

また、情報通信技術を活用した「ICT教育支援事業」を実施し、ICTを効果的に

活用した「分かり易く深まる授業」実践へ向けた取り組みを進めます。

更に、平成24年度に策定した「苓北町学力向上推進プラン」に基づき、小中学校9年間を見通した中で、全学校、全学年共通の取り組みとして、「3つの観点」「9つの実践事項」を基本としながら確かな学力の育成を図ってまいります。

そして、教育環境の充実のため、平成30年度の繰り越し事業として、各小学校の全教室へのエアコン設備設置事業を実施してまいります。

次に、豊かな自然に恵まれた農林・水産資源等を活用した産業振興施策でございます。

苓北町の基幹産業と申しますと農業、林業、漁業であると考えております。ここをしっかりと下支えするため、平成31年度も前年度に引き続き各種の補助事業経費を計上し、耕作・栽培・畜産などの支援に加え後継者の育成支援に努めます。

また、新たな事業として、地域が自ら農業ビジョンを策定し取り組む、「中山間農業モデル地区支援事業」や畜産農家の経営安定のため、「牛白血病清浄化事業」等に取り組めます。

更に、平成30年度に引き続き、「海藻類の養殖・栽培の実証事業」や地方創生推進交付金を活用した「まちづくり推進事業」として、苓北の「里山里海」資源を活用した観光交流ブランド事業に取り組み、地元産品を活用した「食」の商品開発と販路拡大、地域商社設立に向けた人材育成と組織の設立、苓北の魅力の効果的な情報発信等を図ってまいります。

平成28年熊本地震復興基金を活用して、観光拠点整備等推進事業を実施します。内容といたしましては、多言語音声ガイドシステム（スマートフォン等を利用した観光コンテンツの音声・映像案内等）の整備事業、富岡吉利支丹供養碑の多言語看板設置事業、おっぱい岩観光鳥居設置に係る観光協会への補助事業に取り組みます。

また、麟泉運動公園や坂瀬川地区総合グラウンド等の公共施設を活用したスポーツ合宿の誘致に取り組むとともに、イベント事業におきましては、苓北じゃつと祭、吟詠大会、夕やけマラソン大会、九州オルレ、更に、富岡城お城まつりに参画し町のPR事業を含め、交流人口の拡大を図ってまいります。

最後に、「町の歴史を活かした文化が輝くまちづくりにつながる施策」でございます。

歴史・文化を活かしたまちづくりとして、第3期富岡志岐地区都市再生整備計画事業（平成28年度～平成32年度）に引き続き取り組み、本年度は、富岡城新大手門広場に伴う土地・家屋の鑑定評価を行い、又、富岡城を核とした観光周遊ルートの構築に取り組んでまいります。

以上、6つの項目を重点施策として必要経費を計上し、平成31年度の一般会計予算

(案)の総額は45億7,200万円、前年度当初予算比0.11%増となりました。

続きまして、各特別会計予算(案)の主な点につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計であります。平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体となり、毎年度、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定し、市町村に納付させるとともに、国民健康保険給付費に必要な費用を、全額市町村に交付金として支払う制度に変わり、2年目を迎えます。

本年度の予算は、前年度に引き続き、平成28年度に熊本県広域化等支援基金から借り入れた借入金の償還金を計上しております。

また、前年度に引き続き、特定保健指導の実施向上を図るとともに、医療費を抑制するため、管理栄養士嘱託職員を雇い入れる経費を計上しております。

次に、介護保険特別会計につきましては、平成29年度に策定した「第7基介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づいて、介護保険事業及び高齢者福祉行政の推進のための費用を計上しております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、健康運動事業と長寿・健康増進事業の必要経費を前年度に引き続き計上しております。

次に、水道特別会計につきましては、水道配水管更新工事のほか、都呂々ダム共同管理費負担金、休日等の水道施設管理に係る民間委託費、更新期限の水道料金等システム更新費を計上しております。

次に、下水道特別会計につきましては、前年度に引き続き加入促進に努めますとともに、処理場・マンホールポンプ場の維持管理業務委託費、汚水汚泥運搬処分委託費を計上しております。

また、長寿命化計画により設備更新中の富岡浄化センター更新事業委託費、更に、富岡第11マンホールポンプ場更新工事費を計上しております。なお、富岡浄化センター更新事業業務委託費につきましては、平成30年度から平成31年度へ繰り越しを行いました。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、処理施設運転管理業務委託費を計上いたしました。

次に、特定地域生活排水処理事業特別会計につきましては、前年度に引き続き区域内の水質浄化促進のため、合併処理浄化槽の設置費として3基分の予算を計上いたしました。

また、浄化槽の保守点検、清掃の維持管理委託費を計上いたしております。

次に、宅地造成事業特別会計につきましては、宅地販売促進に関する経費を計上しております。

以上、各特別会計予算（案）の主な点につきましてご説明を申し上げます。

終わりに、平成31年度予算編成では、町税は固定資産税の減少により減収するものの、地方交付税の普通交付税の増加や地方消費税交付金では消費増税の影響を考慮して増加する見込みとなりましたが、一般財源総額につきましては、昨年とほぼ同程度の見込みとなりました。

また、今後、社会保障関連経費の自然増をはじめ、公債費の増加、老朽化に伴う公共施設の更新事業といった必要不可欠な社会資本整備など、緊急性の高い問題に対し予算措置を講ずる必要があるため、大変難しい予算編成となりました。

歳出予算におきましては、町振興計画に沿った事業でありましても、事業効果・継続性・緊急度等を考慮して優先順位をつけ、事業縮小・延期・期間設定・廃止を行うなど、予算縮減に努めました。

また、歳入予算では、町税、地方交付税などの収入で補えない部分を、最終的に財政調整基金、減債基金、目的基金の取り崩しによって財源の調整を行い、予算規模は、前年度比500万円増の総額45億7,200万円となりましたが、それぞれの事業において選択と集中を図り、メリハリを効かせた予算編成に心がけました。

また、財政健全化の取り組みとして地方債残高を平成29年度から10年間で20億円圧縮することを目標としております。今年度は元金償還額7億575万8,000円に対しまして、地方債発行額を2億9,040万円（うち臨時財政対策債は1億9,000万円含まれております。）といたしました。

昨今の日本経済はアベノミクスによる施策の実施により、政権発足前に比べ、GDPは名目、実質とも過去最大規模に拡大をいたしました。

また、企業収益は過去最高を記録し、経済の好循環が実現しつつあるといわれていますが、苓北町を含め、地方経済への波及は未だ実感に乏しく、雇用・所得環境も大きく改善したとは言いがたい状況であります。

そのような中で、町民お一人お一人が求める地方行政に課せられた使命と期待は大変大きなものがあると考えております。

これらに対し、職員が一丸となって対応できる組織づくりと強化を進め、早急に取り組むべき課題につきましては、国・県の施策を常に情報収集し、有益な補助金・交付金の活用を積極的に図ることで一般財源の縮減に努めつつ、各事業を確実かつ適正に実施してまいります。

以上により、平成31年度の予算（案）をご提案いたしますので、ご審議のほどを、よろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） それでは、まず、議案第24号、平成31年度苓北町一般会計予算から順次提案の説明を求めます。

はい、企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第24号、平成31年度苓北町一般会計予算（案）について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億7,200万円と定めるものでございます。

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、7ページの第2表 地方債によるものでございます。

一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定めるものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第25号、平成31年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算について、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第25号、平成31年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）について、ご説明申し上げます。

平成31年度苓北町の坂瀬川財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,030万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

平成31年3月7日提出。苓北町長 田嶋章二。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第26号、平成31年度苓北町都呂々財産区特別会計予算について、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第26号、平成31年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）について、ご説明申し上げます。

平成31年度苓北町の都呂々財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,171万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

平成31年3月7日提出。苓北町長 田嶋章二。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第27号、平成31年度苓北町国民健康保険特別会

計予算について、説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） 議案第27号、平成31年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成31年度苓北町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,311万9,000円と定める。

地方自治法第235条の3第2項の規定によります一時借入金の借り入れの最高額は1億5,000万円と定めます。

この予算の総額は、前年当初予算の4,722万4,000円の減となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第28号、平成31年度苓北町介護保険特別会計予算について、説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（福田誠一君） 議案第28号、平成31年度苓北町介護保険特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成31年度苓北町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億7,981万9,000円としております。

平成31年度は、第7期介護保険事業計画の2年目にあたります。前年度当初予算に対しまして、介護給付費等の増加に伴いまして6,357万9,000円の増となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第29号、平成31年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算について、説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） 議案第29号、平成31年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成31年度苓北町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,308万円と定めます。

この予算の総額は、前年当初予算の161万8,000円の減となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第30号、平成31年度苓北町水道特別会計予算について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第30号、平成31年度苓北町水道特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成31年度苓北町水道特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,504万6,000円としております。

この予算額は、前年度当初予算に対しまして、金額で1,780万2,000円の減となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第31号、平成31年度苓北町下水道特別会計予算について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第31号、平成31年度苓北町下水道特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成31年度苓北町の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,734万1,000円としております。

また、第2条、地方自治法第230条第1項の規定による、地方債の限度額を3,100万円といたしております。

この予算は、前年度予算に対しまして、金額で2,564万5,000円の増となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第32号、平成31年度苓北町農業集落排水特別会計予算について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第32号、平成31年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成31年度苓北町農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,771万9,000円としております。

この予算額は、前年度当初予算に対しまして、金額で17万7,000円の減となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第33号、平成31年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第３３号、平成３１年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成３１年度苓北町の特定地域生活排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４，７７５万７，０００円としております。

また、第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定による地方債の限度額を２１０万円といたしております。

この予算額は、前年度当初予算に対しまして、金額で１２６万２，０００円の増となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第３４号、平成３１年度苓北町宅地造成事業特別会計予算について、説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 議案第３４号、平成３１年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）について、ご説明申し上げます。

平成３１年度苓北町の宅地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７０９万４，０００円と定めるものでございます。

この予算額につきましては、前年度と同額でございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

ここで、お願いします。

これから質疑を行います。明日から予算審査特別委員会での予算審査を予定しております。よって、議会運営面から全体的なことについての質疑のみをお願いします。

それでは、議案第２４号、平成３１年度苓北町一般会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第２５号、平成３１年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第２６号、平成３１年度苓北町都呂々財産区特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第２７号、平成３１年度苓北町国民健康保険特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第２８号、平成３１年度苓北町介護保険特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第２９号、平成３１年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３０号、平成３１年度苓北町水道特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第３１号、平成３１年度苓北町下水道特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３２号、平成３１年度苓北町農業集落排水特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第３３号、平成３１年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３４号、平成３１年度苓北町宅地造成事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第２４号、平成３１年度苓北町一般会計予算から議案第３４号、平成３１年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの全体的な質疑を終わります。

お諮りします。

議案第２４号、平成３１年度苓北町一般会計予算から議案第３４号、平成３１年度苓北町宅地造成事業特別会計予算まで、議長を除く、議員１１名で構成する予算審査特別委員会を設置し、１１件の予算（案）をこれに付託して、審査またその事項の検査を行うため、地方自治法第９８条第１項の権限をこの予算審査特別委員会に委任することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、平成３１年度当初予算の１１件については、１１名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査、事項の検査を行うため、地方自治法第９８条第１項の権限を、この特別委員会に委任することに決定しました。

ここで、日程について説明します。

各予算の審査は、明日３月１２日から１４日までの期間で予算審査特別委員会で行いたいと思います。場所は大会議室で行います。

お諮りします。

３月１２日と１３日、１４日は予算審査特別委員会のため休会とし、本会議は３月１５日、９時３０分から開きます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、３月１２日から１４日までは休会とし、本会議は３月１５日の午前９時３０分から開会することに決定しました。

執行部におかれては、予算審査特別委員会での説明員及び書記の派遣について、それぞれ対応方、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後０時２４分

平成 3 1 年 3 月 1 5 日（金）

（第 4 日 目）

平成31年第2回苓北町議会定例会会議録（第4日目）

平成31年第2回苓北町議会定例会は、平成31年3月15日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書 記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	荒木 広之
教 育 課 長	西川 文孝	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	福田 誠一
健康増進室長	本田 保	会 計 課 長	坂元 俊司

8. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 24 号 | 平成 31 年度苓北町一般会計予算（委員長報告） |
| 日程第 2 | 議案第 25 号 | 平成 31 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 3 | 議案第 26 号 | 平成 31 年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 4 | 議案第 27 号 | 平成 31 年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 5 | 議案第 28 号 | 平成 31 年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 6 | 議案第 29 号 | 平成 31 年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 7 | 議案第 30 号 | 平成 31 年度苓北町水道特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 8 | 議案第 31 号 | 平成 31 年度苓北町下水道特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 9 | 議案第 32 号 | 平成 31 年度苓北町農業集落排水特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 10 | 議案第 33 号 | 平成 31 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 11 | 議案第 34 号 | 平成 31 年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 12 | 同意第 7 号 | 副町長の選任について |
| 日程第 13 | | 議員定数等調査特別委員会の設置及び委員の選任について |
| 日程第 14 | | 陳情等文書表について |
| 日程第 15 | | 閉会中の継続審査調査の件 |
| 日程第 16 | | 議員派遣の件 |

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 議案第24号 平成31年度苓北町一般会計予算（委員長報告）

日程第 2 議案第25号 平成31年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告）

日程第 3 議案第26号 平成31年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告）

日程第 4 議案第27号 平成31年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告）

日程第 5 議案第28号 平成31年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告）

日程第 6 議案第29号 平成31年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）

日程第 7 議案第30号 平成31年度苓北町水道特別会計予算（委員長報告）

日程第 8 議案第31号 平成31年度苓北町下水道特別会計予算（委員長報告）

日程第 9 議案第32号 平成31年度苓北町農業集落排水特別会計予算（委員長報告）

日程第10 議案第33号 平成31年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告）

日程第11 議案第34号 平成31年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（委員長報告）

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、議案第24号、平成31年度苓北町一般会計予算（案）から日程第11、議案第34号、平成31年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）までの11件を一括議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に審査を付託しておりました、予算審査特別委員長の報告を求めます。

倉田予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（倉田 明君） それでは、報告させていただきます。

平成31年3月14日、苓北町議会議長 錦戸俊春様。

苓北町議会予算審査特別委員会委員長 倉田明。

苓北町議会予算審査特別委員会報告書。

平成３１年第２回苓北町議会定例会において付託された、平成３１年度苓北町一般会計予算（案）及び各特別会計予算（案）の審査結果について、次のとおり報告します。

記。１、審査年月日、平成３１年３月１２日、１３日、１４日。

２、審査場所、大会議室、第１、第２委員会室。

３、出席委員、倉田明委員長、浜口雅英副委員長、山口利生、野田謙二、廣田幸英、高戸幸雄、松本良人、石田みどり、野崎幸洋、山本政人、田嶋豊昭各委員。

４、委員以外の出席、錦戸俊春議長。

５、執行部出席、町長、副町長、教育長、総務、企画政策、税務住民、会計、福祉保健、土木管理、農林水産、水道環境、商工観光、教育の各課長及び健康増進室長。

６、委員会書記、龍岡議会事務局長、錦戸総務課長補佐、山下福祉保健課課長補佐、野田議会事務局書記。

７、審査の課程、平成３１年度苓北町一般会計及び各特別会計の予算（案）は、３月１１日の本会議に上程され、総括質疑が行われました。その後、本特別委員会が設置され、その審査を付託されました。本特別委員会は、執行部の出席を求め、３月１２日から１４日まで委員会を開催し、各会計予算（案）の費目ごとに慎重に審査しました。

８、審査の結果、①議案第２４号、平成３１年度苓北町一般会計予算（案）、決定、修正案を除き、原案どおり原案可決すべきものと決定しました。②議案第２５号、平成３１年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。③議案第２６号、平成３１年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。④議案第２７号、平成３１年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。⑤議案第２８号、平成３１年度苓北町介護保険特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。⑥議案第２９号、平成３１年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。⑦議案第３０号、平成３１年度苓北町水道特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。⑧議案第３１号、平成３１年度苓北町下水道特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。⑨議案第３２号、平成３１年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。⑩議案第３３号、平成３１年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。議案第３４号、平成３１年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。

９、修正動議の提出、あり。「議案第２４号、平成３１年度苓北町一般会計予算（案）」に対する修正動議。委員会の結果、可決。

１０、少数意見の留保、なし。

11、要望事項の提出、別紙のとおり、執行部に対し要望することに決定しました。

平成31年度各会計予算（案）に対し、次のとおり執行部に要望することに決定しました。

1、一般会計、1、「歳入」について、一つ、起債については、将来に負担が残らないよう借入抑制に努められたい。一つ、「ふるさとづくり寄附金」は、「企業版ふるさと納税」についても積極的に進められたい。2、「歳出」について、一つ、「地域が輝く行政区活動補助金」の交付要件の改定については、地域住民の声を聞きながら進められたい。一つ、天草西海岸の交通網の充実を図られたい。一つ、離島航路補助金については、上限額を設けることも検討されたい。一つ、既存の「ふるさと会」の活動を後方支援するとともに、他圏域での「ふるさと会」創設を模索されたい。一つ、電算システムについては、町民の利便性と電算システム委託料の削減の両面から検討されたい。一つ、イノシシ、タヌキ等の有害鳥獣駆除の強化に努められたい。一つ、藻場再生対策については、引き続き、効果実施をされたい。一つ、志岐紺屋町地区等の排水対策について、地域住民の声を聞きながら取り組まれたい。一つ、ICT（情報通信技術）教育の効果を検証しながら、教育力向上にさらに努められたい。一つ、都市再生整備計画富岡城新大手門整備に関わる全町民説明会を実施されたい。一つ、社会教育団体の育成支援に努められたい。

2、特別会計、1、「歳入」について、なし。2、「歳出」について、なし。

3、特記事項、一つ、今後、基金が大幅に減少することが予想される中、中長期的な財政計画の視野に立った町政運営に努められたい。一つ、主要地方道本渡五和線（天草市二江地区）の改良について、早急に熊本県に強く要望されたい。一つ、国道389号の大規模改修の早期実施について、国及び熊本県に引き続き要望されたい。一つ、医療費、介護費抑制のため、健康づくり事業に積極的に取り組まれたい。

以上でございますが、一部補足説明をさせていただきます。

一般会計歳入で、項目の一つに、起債については、将来に負担が残らないよう借入抑制に努められたいとありますが、ご承知のとおり、近年、町民税や固定資産税等が減収しつつある中、その分、地方交付税で補てんされるとはいえ、やはり町税の減収は、歳入全体からみて厳しいものがあると思われます。そのような中、起債は十分検討の上行われておりますが、そのことが将来の負担に、負担が残らないよう、借り入れ抑制に努めていただきたいと添えさせていただきます。

また、議案第24号、平成31年度苓北町一般会計予算に対する予算審査特別委員会修正（案）につきましては、後方のほうに資料が添付してあります。一応、主な点のみ修正の部分を報告させていただきます。

議案第24号、平成31年度苓北町一般会計予算に対する予算審査特別委員会修正

(案)。

議案第24号、平成31年度苓北町一般会計予算の一部を次のように修正する。

1、第1条中「45億7,200万円」を「45億6,640万円」に改める。その中で、国庫支出金の240万円、それと町債320万円、計560万円の減額となり、歳出においても、教育費の中の社会教育費600万円、それと予備費40万円、合わせて560万円、それぞれ全額修正されております。

以上、主な部分について報告をさせていただきます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 報告が終わりました。

お諮りします。

予算審査特別委員会において、全議員で審査を行いましたので、委員長報告については質疑を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定しました。

これから議案第24号、平成31年度苓北町一般会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。

はい、討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

はい、3番、廣田君。

○3番（廣田幸英君） 3番、廣田です。平成31年度一般会計当初予算（案）に対して、賛成の立場で討論に参加します。

今回の富岡城新大手門関係の鑑定委託料については、長崎市からの航路での玄関口、茂木～富岡間の高速船発着所である富岡港から国道324号への最短へのアクセス道路ということもあり、天草市崎津の世界文化遺産へ通じる安心・安全な道路改良ということにもつながっていきます。又、徳川政権の長期安定の礎ともなった不落の城富岡城大手門の当時の石垣を露出させることにより、歴史的付加価値が増し、観光の適地となり、交流人口の増加が見込まれると考えます。加えて、もう既にこの周辺が観光の適地となればとの思いで家屋移転に応じられた地権者もいらっしゃるわけです。よって、そのことを含み、一刻も早い予算執行が望まれます。

よって、平成31年度一般会計当初予算（案）原案について賛成いたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、次に、原案及び委員会修正に反対する発言を許します。

はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、11番、田嶋君。

○11番（田嶋豊昭君） 31年度一般会計の当初予算（案）に対して、賛成の立場の

討論に参加します。

今回の新大手門関係の鑑定委託料については、町道春の迫線の拡幅改良へとつながることとなり、国道３２４号からその区間に入る時、その区間から国道３２４号へ出るときの交通についての利便性及び安全性が高まると思われます。ともに観光客も楽しめ、ホテル、旅館等、港オアシス、きずな船の利用にも十分楽しめる空間が感じてもらえると思います。加えて、当該地権者の家屋移転にご協力をいただくことにより、その背後の石垣が出現、城郭の入口となる大手門の石垣が全部出現することになり、その一体感が増すことにつながっていくことになると思います。

そして、地元住民も大手門早期完成を望む声も上がっております。

また、防災施設、子育て支援、教育力向上、産業振興施策、先に述べた、町の歴史を活かした文化が輝く施策、並びに交流人口の拡大につながる施策、町民が安心して、そしていきいきと暮らせる配慮がなされていると感じました。

よって、平成３１年度一般会計当初予算（案）、原案については、賛成します。

○議長（錦戸俊春君） 次に、委員会修正（案）に賛成者の発言を許します。

はい、４番、高戸君。

○４番（高戸幸雄君） 本事業でございます。都市再生富岡城新大手門広場の整備については、あまりにも今までに問題案件が多く、その都度その都度事業費が拡大する一方でございます。今回、提出されました、評価鑑定委託料６００万円、これもまさにそのとおりでございます。

よって、その全体像すら未だ見えてまいりません。ここは一旦、検討の余地がありますので、今回、私どもが提出いたしました鑑定評価６００万円の減額修正に賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

はい、次に、原案及び委員会修正（案）に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、委員会修正（案）に賛成者の発言を許します。

はい、８番、野崎君。

○８番（野崎幸洋君） 原案に反対し、修正（案）に賛成の立場で討論いたします。

これまで都市再生計画富岡城新大手門公園工事については、町民に不便を強いるような事業は行うべきではない。又、町民に対し、まだまだ説明が不十分であり、理解が得られたとは言えないとして反対してきました。今回も平成３１年度の一般会計予算（案）の中に、富岡西海岸側の道路から富岡中央線へ降りる道路を拡幅する目的として、土地・家屋の鑑定評価委託料６００万円の予算が計上されております。今回、予算審査特別委員会の審議の中で、新大手門公園事業について、町民への説明会を行う予定

があるのかとの問いに、町長は、町民への説明については、土地・家屋の所有者の方々への交渉が終了してから説明会を行うとの答弁でありました。しかし、私は順序が逆ではないかと考えます。このような事業は、まず町民への十分な説明と理解を得てから所有者との交渉を行うべきだと考えますので、原案に賛成することはできません。

よって、原案に反対し、修正（案）に賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、次に、原案及び委員会修正（案）に反対者の発言を許します。

はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、次に、委員会修正（案）に賛成者の発言を許します。

はい、7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 議案第24号、平成31年度一般会計予算修正（案）に賛成します。

今日の少子高齢化に歯止めをかけることができない苓北町の行政の中で、その成果が認められない都市再生整備計画に係る事業には取り組むべきではありません。その理由は、今後、町民生活を営む上で最も重要な道路、水道、下水道、そして河川の整備や住環境のための多くの公共施設の老朽化による補修、改修に係る経費を想定しなければなりません。加えて、更に高齢化が進む中で予測される社会保障に係る経費を考えた場合、孫、子に負担をかけることになる箱物行政への貴重な税金の投入はすべきではありません。

また、更に、歳入には、地方交付税を充てにしておられるようですが、国の財政も厳しく、これに併せて交付税の額も厳しくなるのではないのでしょうか。

このようなことから、本予算（案）には、原案に反対し、修正（案）に賛成します。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、次に、原案及び委員会修正（案）に反対者の発言を許します。

はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、次に、委員会修正（案）に賛成者の発言を許します。

はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） 修正（案）賛成の立場で意見を申し上げます。

私はこれまで苓北町の財政に不安があり、財政が厳しい苓北町が進むべき財政健全に向けての意見を数々述べてまいりました。現在、国の借金が1,000兆円を超え、本町の借入額の総額も100億円を超えているものと思われませんが、2014年4月1日現在の総務省によると、国の借金はちょっと古い統計ではございますけれども、1人当たり859万円、総額が959兆1,413億円となっております。この時点で熊本県

内における1人当たりの借り入れ状況の中で、苓北町の状況は1人当たり91万9,000円、県内の自治体別の順位を見てみますと、1位が五木村、2位が産山村、3位が水上村、4位が苓北町、5位が山江村、6位が球磨村、7位が南阿蘇村となっておりますが、苓北町は4位、しかし、市町村においてベスト4ですが、上位には大半が村でございます。市町で見えますと、断トツ1位でございます。2位が高森町となっております。これからは人口減少により、ますます厳しい財政状況になると思われませんが、私たちは町民の方々に安心・安全の町としてこの町を維持していかなければならない使命があります。特に子どもや孫たちに将来負担のかからないような行政を推し進めていかなければなりません。しかしながら、これまでに大型の投資に伴う借入金の返済や維持管理費が多額な施設、経済効果が望めない事業や施設が多くある一方で、中には町民に不安を与えながらも推し進められている事業がかなりあり、町財政を圧迫しております。こんな中に、これまで町民に不安を与えながらも推し進められている事業の中にも富岡城関連施設であり、特に、現在の新大手門復元工事でございます。今回の議会議員の選挙は無投票でありましたが、私は、誇りを持って町民の方々の代弁者として町議会議員としてこの場に立たせてもらっております。町民の方々のご意見を伺う中に、その大半、いや、9割以上の方々が何で富岡城がいるのか、大手門の復元工事は何か、止めるという厳しいご意見が大半です。町民のための町民による政治こそ民主主義の根幹であると信じます。私も個人的にも富岡城の復元工事は反対であり、今後の関連工事も反対です。全く町民の方々と同じでございます。経済効果におきましても、これまで富岡城復元による関連工事は十数億円の血税が使われたにも関わらず、唯一の収入源である富岡城の中にある歴史資料館の入館料は27年からの年間入館料を教えてもらいましたが、約3,000人から4,000人程度であり、又、収入も今回改正がございましたけれども、それで精算しますと30万円から40万円程度であり、その経済効果が町内に与えるものとは到底期待できないものでございます。

又、この新大手門復元工事につきましては、地元の方々にも周知されていない。地域の町民の方々に対しても失礼でもあるし、あまりにも無謀そのものであります。

よって、富岡城新大手門整備管理に伴う予算、調査報告書作成業務委託料計上につきましては削除をし、修正を求め、提出された、本31年度の一般会計予算には反対し、修正（案）に賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案及び委員会修正（案）に反対者の発言を許します。

はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、次に、委員会修正（案）に賛成者の発言を許します。

はい、6番、石田君。

○6番（石田みどり君） 平成31年度一般会計予算の修正（案）に賛成の立場で討論を行います。

私たち日本共産党が行った町民アンケートでも大手門建設に反対が71.2パーセント、賛成が7.7パーセント、どちらでもないというのが21.2パーセントと、反対が圧倒的でした。町民全体への説明会も今まで持たれていないのが現状です。町民の代表として、私は新大手門建設に関連する予算には反対です。

よって、修正（案）に賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、次に、原案及び委員会修正（案）に反対者の発言を許します。

はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、次に、委員会修正（案）に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は起立によって行います。

議案第24号、平成31年度苓北町一般会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、修正（案）可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり委員会修正（案）に賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（錦戸俊春君） はい、起立多数です。

したがって、議案第24号、平成31年度苓北町一般会計予算の修正（案）は可決されました。

次に、只今、修正可決した部分を除き、原案について、起立により採決をします。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（錦戸俊春君） はい、起立多数です。

したがって、議案第24号、平成31年度苓北町一般会計予算の修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

これから議案第25号、平成31年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

議案第２５号、平成３１年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（錦戸俊春君） はい、起立多数です。

したがって、議案第２５号、平成３１年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

これから議案第２６号、平成３１年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

議案第２６号、平成３１年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（錦戸俊春君） はい、起立多数です。

したがって、議案第２６号、平成３１年度苓北町都呂々財産区特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

これから議案第２７号、平成３１年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

議案第２７号、平成３１年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（錦戸俊春君） はい、起立多数です。

したがって、議案第２７号、平成３１年度苓北町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第２８号、平成３１年度苓北町介護保険特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

議案第２８号、平成３１年度苓北町介護保険特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（錦戸俊春君） はい、起立多数です。

したがって、議案第２８号、平成３１年度苓北町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第２９号、平成３１年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第２９号、平成３１年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（錦戸俊春君） はい、起立多数です。

したがって、議案第２９号、平成３１年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第３０号、平成３１年度苓北町水道特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第３０号、平成３１年度苓北町水道特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（錦戸俊春君） はい、起立多数です。

したがって、議案第３０号、平成３１年度苓北町水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第３１号、平成３１年度苓北町下水道特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第３１号、平成３１年度苓北町下水道特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（錦戸俊春君） はい、起立多数です。

したがって、議案第３１号、平成３１年度苓北町下水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第３２号、平成３１年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第３２号、平成３１年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（錦戸俊春君） はい、起立多数です。

したがって、議案第３２号、平成３１年度苓北町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第３３号、平成３１年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第３３号、平成３１年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（錦戸俊春君） はい、起立多数です。

したがって、議案第３３号、平成３１年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第３４号、平成３１年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第３４号、平成３１年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第３４号、平成３１年度苓北町宅地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１２ 同意第７号 副町長の選任について

○議長（錦戸俊春君） 日程第１２、同意第７号、副町長の選任についてを議題とします。

審議に入ります前に、同意を受ける当事者が本議場におられますので、地方自治法第１１７条の除斥の対象ではありませんが、本件の審議が終了するまでの間、退場を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。

山崎秀典君、退場してください。

（山崎秀典君 退場）

○議長（錦戸俊春君） 提案者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第７号、副町長の選任についてのお願いでございます。

次の者を苓北町副町長に選任したいから、地方自治法第１６２条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。山崎秀典。

任期、平成31年4月1日から新元号5年3月31日。

提案理由でございます。苓北町副町長が平成31年3月31日をもって任期満了となるので、後任の副町長を選任する必要があるためでございます。

なお、山崎氏の略歴につきましては、次ページに記載しておりますのでご覧いただき、ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） 5番、松本です。実は、このご本人の同意云々ではなくてですね、経緯をお尋ねをします。というのが、この人事に関しては、私たちは、今回は山崎君は十分知り尽くしておりますけれども、で、問題ありませんが、こういうこと、この人事については、特にやっぱ重大なもんだと思います。副町長になると町のナンバー2でございます。今回、今日、今朝、この同意、私たちは知らされたわけでございますけれども、なぜその朝方、今朝になってからこの同意を求めなければならないか。これは法的には直前でも結構だと思います。しかし、その過程においては、相当やっぱり我々も慎重・審議をしなければならんのじゃなかろうかなと思います。ほかの方々、教育委員さん方とか、ほかの方々については、もう前もって知らされておりましたので、いろいろですね、地域の方々にも聞いたり何かしておりますが、このような形でやりますと、そこら辺がなかなかしにくい。なぜこういう形になったのか、朝方になって出さなければならない雰囲気になったのか、そういうのをですね、教えていただきたいなと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） これは議運で追加提案をすることをご報告を申し上げております。

○議長（錦戸俊春君） はい、5番、松本君。

○5番（松本良人君） そうですね、確かに私は先に、法的には問題なかろうと思いますけれども、人事でございますので、できるだけ早めに教えてもらうことができなかったかと。もしわかつとったならばそれなりに早めにいいんじゃないかったのかということなことで、できなかったのでしょうかということですよ。私、初めてはっきり言うて知りました。山崎さんが副町長に今度同意を求められるよということ、初めて知りましたが、そこら辺がございまして、今後はですね、できれば早めにもですね、できれば3日前ぐらいなっとでもですね、教えていただければ、我々もいろいろ調査なり、あるいはご本人との話し合いなりできるかと思っておりますので、これ要望しかならんと思いますね。要望しかありませんので、ぜひ、もしこういったことがあったならばご配慮いただ

きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 私、議会運営委員会に属しておりますので、今、町長が議運にはもう通知したということでしたけども、その時は、追加提案で人事はあるということはありませんでしたが、具体的にですね、今回上がっております山崎氏の名前は出ておりませんでしたので、名前も一緒に教えてもらえればいろいろ検討する余地があるかというふうに思いますので、今後の対応をお願いいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 役場の職員は優秀な職員ばかりですが、山崎氏は、役場奉職以来、戸籍住民、教育委員会、土木など、そして総務の仕事に携わってこられました。そして、いずれの部署でも完璧に仕事を遂行され、行政全般の業務に精通しておられます。今後、これまでの経験を生かされて、職員の養成の執行体制のリーダーとして苓北町のさらなる発展にご尽力ください。ということで賛成します。

○議長（錦戸俊春君） はい、次に、原案に反対者の発言を許します。

はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

これから同意第7号、副町長の選任についてを採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(錦戸俊春君) 只今の出席議員は11名です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、1番、山口利生君、2番、野田謙二君、3番、廣田幸英君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

(投票用紙配付)

○議長(錦戸俊春君) 投票用紙の配付漏れありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(錦戸俊春君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(錦戸俊春君) 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(錦戸俊春君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の山口君、野田君、廣田君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(錦戸俊春君) 同意第7号の投票の結果を報告します。投票総数11票、有効投票数11票、無効投票はありません、有効投票のうち賛成11票、反対0票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第7号、山崎秀典君を副町長に選任することについては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(錦戸俊春君) 山崎秀典君の入場を求めます。

(山崎秀典君 入場)

-----○-----

日程第13 議員定数等調査特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長(錦戸俊春君) 日程第13、議員定数等調査特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

議員定数等調査特別委員会は特別委員会でございます。議員定数等調査特別委員会を

別紙のとおり設置したいと思います。

委員数は１１人で、議長を除く議員１１人ということになります。

これから質疑を行います、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、討論なしと認めます。

議員定数等調査特別委員会の設置及び委員の選任についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

よって、１１人の委員で構成する議員定数等調査特別委員会を設置する決議は可決することに決定いたしました。

引き続き、委員の選任を行います。

委員は、委員会条例第７条第２項によって、議長が指名することになっております。議長を除く１１人の議員を当該委員に指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

山口利生君、野田謙二君、廣田幸英君、高戸幸雄君、松本良人君、石田みどり君、浜口雅英君、野崎幸洋君、山本政人君、倉田明君、田嶋豊昭君、以上１１名を議員定数等調査特別委員会委員に指名することに決定しました。

それでは、直ちに、議員定数等調査特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いします。

委員長及び副委員長の選任は、委員会条例第８条第２項の規定により、委員の互選となっております。委員会の司会進行は年長委員の山本委員にお願いします。場所は監査委員室でお願いします。

ここで委員長及び副委員長の選任のため、しばらく休憩します。

————○————

休憩 午前１０時２９分

再開 午前１０時３９分

————○————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議員定数等調査特別委員会委員長、副委員長が選任されましたので報告します。

委員長に倉田明君、副委員長に野崎幸洋君、以上のとおり選任することに決定しました。

—————○—————

日程第１４ 陳情等文書表について

○議長（錦戸俊春君） 日程第１４、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議まで受理した陳情等は、先にお配りしました４件が提出されております。

まず、陳情第１号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治法の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情、陳情第２号、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情、陳情第３号、「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書に関する陳情、陳情第４号、「中国共産党による法輪功への迫害および臓器狩りの停止を求める意見書」提出を求める陳情についてを議題とします。

陳情第１号から第４号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第９５条の規定並びに会議運営に関する申し合わせにより、議員配付することに決定しましたので、お手元に配付しております。

—————○—————

日程第１５ 閉会中の継続審査調査の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第１５、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長、総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会広報特別委員長、議員定数等調査特別委員長から会議規則第７５条の規定に基づき、閉会中の継続審査調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第１６ 議員派遣の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第１６、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第2回荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前10時42分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員